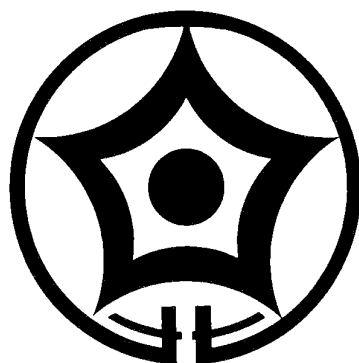


白糠町 地域防災計画



—令和6年3月—

白糠町防災会議

整理番号	No.
------	-----

追 錄 加 除 整 理 一 覽 表

追録の加除整理を始める前に、必ず、その追録号数、内容現在年月日及び加除整理年月日をこの表へ記入し、押印してください。

台 本 年 月 日 現在

[illegible]

[illegible]

白糠町地域防災計画

目 次

第1章 総 則	1
第1節 計画策定の目的及び構成	1
第2節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	5
第3節 町民及び事業所等の責務	18
第4節 白糠町の地勢と災害	20
第2章 防災組織	21
第1節 防災会議	21
第2節 災害対策本部	23
第3節 住民組織等への協力要請	37
第3章 災害情報通信計画	39
第1節 気象予警報等伝達計画	39
第2節 災害通信計画	54
第3節 災害情報等の報告、収集及び伝達計画	58
第4章 災害予防計画	73
第1節 災害危険区域及び整備計画	73
第2節 雪害対策計画	74
第3節 融雪災害対策計画	76
第4節 土砂災害対策計画	77
第5節 水防計画	79
第6節 消防計画	85
第7節 林野火災対策計画	91
第8節 防災訓練計画	97
第9節 避難行動要支援者対策計画	99
第10節 防災思想普及・啓発計画	103
第11節 物資等の調達・確保及び防災資機材等の整備	105
第12節 相互応援（受援）体制整備計画	106
第5章 災害応急対策計画	107
第1節 応急措置実施計画	107
第2節 動員計画	114
第3節 災害広報計画	117
第4節 避難救出計画	121
第5節 食糧供給計画	133

第6節	衣料、生活必需品等物資供給計画.....	136
第7節	給水計画及び施設応急計画.....	139
第8節	大規模停電災害対策計画.....	141
第9節	下水道施設応急普及計画.....	142
第10節	医療及び助産計画.....	145
第11節	防疫計画.....	148
第12節	清掃計画.....	151
第12節	行方不明者の捜索及び遺体の収容処理並びに埋火葬計画	153
第13節	障害物除去計画.....	156
第14節	輸送計画.....	158
第15節	労務供給計画.....	162
第16節	文教対策計画.....	164
第17節	住宅対策計画.....	168
第18節	被災宅地安全対策計画.....	171
第19節	災害警備計画.....	173
第20節	海難予防及び救助計画.....	176
第21節	自衛隊派遣要請計画.....	178
第22節	災害ボランティアとの連携計画.....	182
第23節	職員応援派遣要請計画.....	185
第24節	消防防災ヘリコプター要請計画.....	187
第25節	広域応援・避難計画.....	189
第26節	救助法の適用と実施.....	190
第27節	交通応急対策計画.....	193
第28節	石油類燃料供給計画.....	195
第6章	地震・津波災害対策計画	195
第1節	白糠町における地震・津波の想定.....	195
第2節	地震・津波災害予防計画.....	200
第3節	地震・津波災害応急対策計画.....	205
第4節	災害復旧計画.....	219
第7章	火山噴火災害対策計画	221
第1節	基本方針.....	221
第2節	火山の状況.....	222
第3節	災害予防対策計画.....	224
第4節	災害応急対策計画.....	226
第5節	災害復旧.....	233

第8章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画.... 235

第1節	総則.....	235
第2節	災害対策本部の設置等.....	236
第3節	地震発生時の応急対策等.....	237
第4節	津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項 ...	239
第5節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画.....	244
第6節	防災訓練計画.....	247
第7節	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画.....	248

第9章 事故災害対策計画 251

第1節	海難事故災害対策計画.....	251
第2節	道路災害（事故）等対策計画.....	263
第3節	危険物等災害対策計画.....	267
第4節	大規模な火災災害対策計画.....	273
第5節	航空災害対策計画.....	277
第6節	鉄道災害対策計画.....	281

第10章 災害復旧計画 285**資料編..... 287**

■	災害危険区域、整備計画及び各種規程.....	287
①	水防区域及び整備計画.....	287
②	高波・高潮・津波等危険区域及び整備計画.....	288
③	市街地における低地帯の浸水予想区域及び整備計画.....	289
④	地すべり・がけ崩れ・土石流危険渓流等危険区域及び予防計画	290
⑥	防災拠点等整備計画.....	295
⑦	山地災害危険地区一覧.....	296
⑧	危険物貯蔵所等所在地.....	300
⑨	災害記録.....	304
⑩	津波防災推進のための事業一覧.....	314
⑪	各種規程.....	315
○	白糠町防災会議条例	315
○	白糠町災害対策本部条例.....	317
○	白糠町防災会議運営規程.....	318
○	白糠町災害対策本部運営規程	319
○	除雪作業基準	321
○	災害時における西庶路、庶路地区職員登庁要綱	322
○	排水ポンプ場の設置場所.....	324
○	白糠町避難行動要支援者支援制度実施要綱	325

白糠町地域防災計画

第 1 章

総 則

第1章 総 則

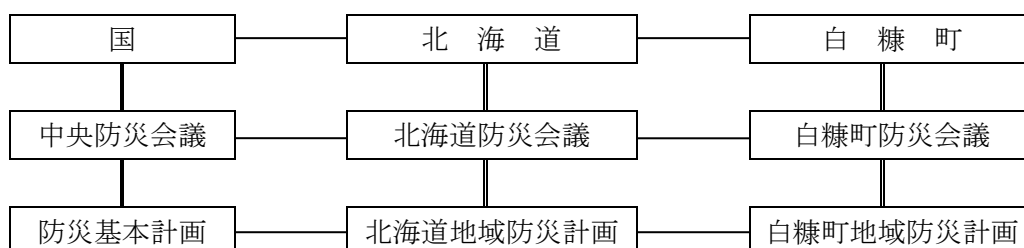
第1節 計画策定の目的及び構成

1 計画策定の目的

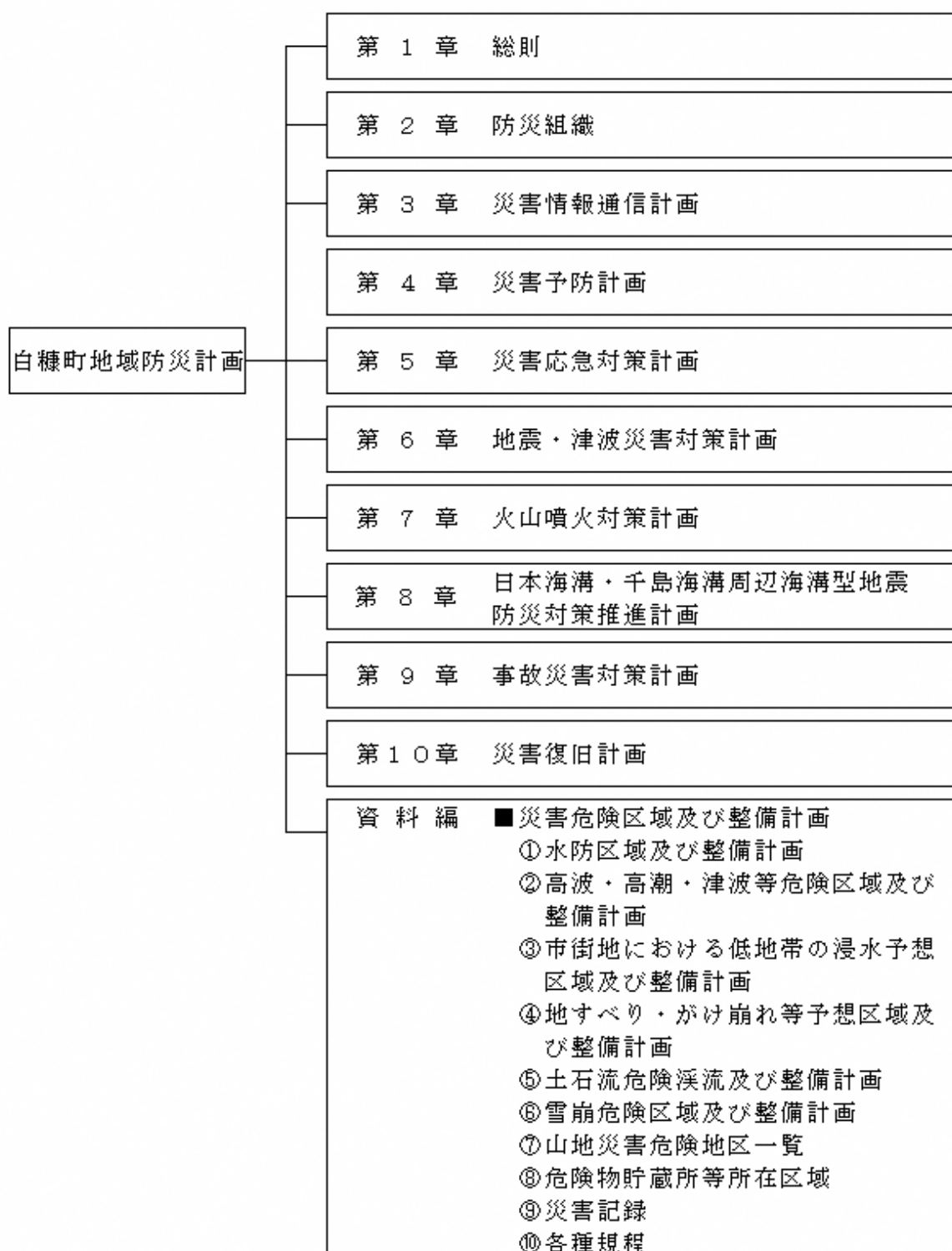
この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条及び白糠町防災会議条例（昭和38年白糠町条例第14号）第2条第1項の規定に基づき、白糠町防災会議が作成する計画であり、白糠町の地域に係る災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策等を実施するにあたり、白糠町、防災関係機関、住民等が連携し、その機能のすべてをあげて、住民の生命、身体及び財産を保護するため、次の事項を定め本町防災の万全を期し、災害に強い町づくりを進めることを目的とする。

- (1) 白糠町の区域内に所在し、若しくは、区域を管轄する指定地方行政機関、北海道、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者等が処理すべき防災上の事務又は業務の大綱の作成と調整に関すること。
- (2) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に必要な防災組織に関すること。
- (3) 気象、水象、地象等による災害及び火災の未然防止と被害の軽減を図るための施設の整備及び改善等災害予防に関すること。
- (4) 災害が発生した場合の給水、防疫及び食糧供給等、災害応急対策に関すること。
- (5) 災害復旧に関すること。
- (6) 防災訓練に関すること。
- (7) 防災思想の普及に関すること。

2 国、道及び白糠町の防災会議・防災計画の体系



3 計画の構成



4 用語の効果的促進

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重要視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備えなければならない。

防災対策は、北海道防災対策基本条例（平成21年条例第8号）第3条の基本理念により、自助（町民が自らで守ることをいう。）、共助（町民等が地域において互いに助け合うことをいう。）及び公助（町民及び防災関係者が実施する対策をいう。）のそれぞれが効果的に、推進されるよう、町民等並びに町及び防災関係機関の適切な役割分担による協働により着実に実施されなければならない。また、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女平等参画の視点を取り入れた防災体制の確立を図る必要がある。

また、新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進を図らなければならない。

5 用語の定義

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

基 本 法	災害対策基本法（昭和36年11月15日 法律第223号）
水 防 法	水防法（昭和24年6月4日 法律第193号）
救 助 法	災害救助法（昭和22年10月18日 法律第118号）
町 防 災 会 議	白糠町防災会議
本 部 （ 長 ）	白糠町災害対策本部（長）
町 防 災 計 画	白糠町地域防災計画
防 災 関 係 機 関	白糠町防災会議条例（昭和38年3月17日 条例第14号）第3条第5項に定める委員の属する機関
災 害	災害対策基本法第2条第1号に定める災害
防 災	災害対策基本法第2条第2号に定める防災

6 計画の修正要領

(1) 町防災会議は、基本法第42条の規定に基づき、町防災計画に随時検討を加え、その修正を必要とする場合は、修正の基本方針を定め行うものとする。

また、各関係機関は、関係のある事項について、町防災計画の修正が必要とする場合は、町防災会議に修正案等を随時提出する。

(2) 修正の内容は、おおむね次に掲げるような事項について、その変更を認めた場合とする。

ア 計画内容に重大な錯誤があるとき。

イ 社会、経済の発展に伴い計画が社会生活の実態と著しく遊離したとき。

ウ 防災関係機関が行う防災上の施策によって計画の変更（削除）を必要とするとき。

エ 新たな計画を必要とするとき。

オ 防災基本計画の変更（改定）修正が行われたとき。

カ その他町防災会議会長が必要と認めたとき。

(3) 前各項に掲げる事項については、計画の部分的な修正についても同様とする。

なお、軽微な変更（組織の機構改革による名称変更、人口、面積等の数量的な変更）については、北海道知事との協議を要せず、町防災会議で決定した修正結果を北海道知事に報告するものとする。

7 町防災計画の周知

計画を円滑かつ的確に運用するため、町の職員、住民、関係機関及びその他防災に関する主要施設の管理者に、防災活動の指針として、本計画の内容について周知を図る。

第2節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

防災会議の構成機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者の防災上処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりである。

なお、事務又は業務を実施するにあたり、防災関係機関、住民等と行政の間で防災情報が共有できるように必要な措置を講ずるものとする。

1 白糠町

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
白糠町 〒088-0392 白糠町西1条南1丁目1番地1 電 話：01547-2-2171 F A X：01547-2-4659 （担当部署：地域防災課）	1 町防災会議に係る事務に関すること。 2 災害対策本部の設置及び組織の運営に関する事務を行うこと。 3 防災施設の整備に関すること。 4 防災上必要な教育及び訓練に関すること。 5 道及び防災関係機関との連絡調整に関すること。 6 防災に必要な資機材等の整備、備蓄に関すること。 7 生活必需品、応急食料等の備蓄に関すること。 8 給水体制の整備に関すること。 9 町の区域における公共的団体及び自主防災組織の育成指導に関すること。 10 災害危険区域の把握に関すること。 11 各種災害予防事業の推進に関すること。 12 防災知識、思想の普及、啓発に関すること。 13 水防・消防等応急対策に関すること。 14 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関すること。 15 町の区域にある町民等への避難指示及び避難者の誘導並びに避難所の開設に関すること。 16 災害時における文教、清掃、防疫、保健衛生、食品衛生に関すること。 17 災害広報に関すること。 18 被災者の救難、救助、防疫等その他避難行動要支援者の擁護に関すること。 19 災害復旧資機材の確保に関すること。 20 災害対策要員の確保・動員に関すること。

1 白糠町（つづき）

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
白糠町 〒088-0392 白糠町西1条南1丁目1番地1 電 話：01547-2-2171 F A X：01547-2-4659 （担当部署：地域防災課）	21 災害時における交通、輸送の確保及び交通規制等に関すること。 22 被災建築物の応急危険度判定の実施に関すること。 23 防災関係機関及び関係団体等が実施する災害応急対策等の調整に関すること。 24 公共土木施設、農地及び農林水産用施設の新設及び災害復旧に関すること。 25 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付等災害融資等に関すること。 26 町民税等公的徴収金の猶予、減免措置に関すること。 27 災害ボランティア等の活動環境の整備、調整に関すること。 28 応急給水計画・給水活動及び水質検査に対する協力に関すること。
白糠町教育委員会 〒088-0392 白糠町西1条南1丁目1番地1 電 話：01547-2-2171 F A X：01547-2-4659 （担当部署：管理課）	1 災害時における被災児童及び生徒の救護並びに応急教育に関すること。 2 被災児童及び生徒の学用品の供給に関すること。 3 文教施設等の被害調査及び報告に関すること。 4 文教施設及び文化財等の保全対策の実施に関すること。

2 消防機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
釧路市西消防署白糠支署 〒088-0321 白糠町西1条北4丁目2番地1 電 話：01547-2-2053 F A X：01547-2-3494 （担当部署：白糠支署長）	1 危険物施設及び火気使用施設器具等の安全化のための規制指導に関すること。 2 町民の防災知識の普及及び防災行動力の向上並びに事業所の自主防災体制指導育成に関すること。 3 応急救護知識技術の普及及び自主救護能力の向上に関すること。 4 人命の救助及び救急並びに住民の財産の保護に関すること。 5 水害、火災及びその他災害時における人命救助、救急情報に関すること。 6 水害、火災及びその他災害の予防、警戒並びに防御に関すること。 7 その他消防、救急業務に関すること。
白糠消防団 事務局（白糠町地域防災課） 〒088-0392 白糠町西1条南1丁目1番地1 電 話：01547-2-2171 F A X：01547-2-4659	

3 自衛隊

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
陸上自衛隊第5旅団 第27普通科連隊 〒088-0604 釧路町別保112番地 電 話：0154-40-2011 F A X：0154-40-2011 （担当部署：第三科警備幹部）	1 災害派遣計画の作成に関すること。 2 地域防災計画による防災訓練で、必要に応じた部隊等を参加、協力させること。 3 自衛隊の災害派遣の必要があると認められるときは、町長から知事（釧路総合振興局長）への要求による災害派遣要請に基づき、部隊等を派遣すること。 4 災害派遣部隊による人命の救助、消防、水防、救援物資の輸送、道路の応急啓開及び応急医療、防疫、給水並びに通信の支援、協力等を行うこと。

4 指定地方行政機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
北海道開発局 釧路開発建設部 〒085-8551 釧路市幸町10丁目3番地 （釧路地方合同庁舎内） 電 話：0154-24-7000 0154-24-7364（直通） F A X：0154-25-9022 （担当部署：防災課） 釧路開発建設部 釧路道路事務所 〒085-0816 釧路市貝塚3丁目3番15号 電 話：0154-41-8101 F A X：0154-41-0717 （担当部署：第1工務課）	1 気象観測通報についての協力に関すること。 2 防災上必要な教育及び訓練等に関すること。 3 災害危険区域の選定又は指導に関すること。 4 防災資機材の備蓄、整備に関すること。 5 雨量、水位等の観測態勢の整備に関すること。 6 道路、橋りょう等の耐震性の向上に関すること。 7 災害に関する情報の発表、伝達、収集に関すること。 8 一般国道及び高速道路（直轄管理）の新設、改修、維持、修繕、災害復旧及びその他の維持管理に関すること。 9 直轄工事区内の港湾の改修、維持、修繕、災害復旧及びその他維持管理に関すること。 10 被害の拡大及び二次災害防止のための緊急対応の実施等支援に関すること。 11 緊急災害対策派遣隊（T E C－F O R C E）の派遣に関すること。
釧路海上保安部 〒085-0022 釧路市南浜町5番9号 電 話：0154-23-3283 F A X：0154-32-2580 （担当部署：警備救難課）	1 気象予警報等に基づく海難防止の周知及び海上交通安全の確保に関すること。 2 海上汚染及び海上災害の防止並びに災害情報の収集に関すること。 3 災害時における船舶の避難誘導及び救助、海上犯罪の予防、航路障害物の除去等に関すること。 4 災害時における人命及び船舶の救助、海上交通の安全の確保、海上汚染及び海上災害の防止に関すること。 5 災害等緊急時における白糖漁業無線局及び水難救済会に対する連絡指示に関すること。

4 指定地方行政機関（つづき）

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
釧路地方気象台 〒085-8586 釧路市幸町10丁目3番地 （釧路地方合同庁舎内） 電 話：0154-31-5146 F A X：0154-31-5147	1 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行うこと。 2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行うこと。 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努めること。 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行うこと。 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努めること。
北海道運輸局 釧路運輸支局 〒084-0906 釧路市鳥取大通6丁目2番13号 電 話：0154-51-2522 F A X：0154-51-0124 （担当部署：総務企画担当）	1 航行船舶及び船舶施設の安全確保に係る普及啓発に関すること。 2 災害時及び災害のおそれがあるときにおける陸上輸送、海上輸送の連絡調整に関すること。 3 災害時における航行船舶及び船舶施設の安全確保に関すること。 4 災害時及び災害のおそれがあるときにおける港湾、漁港作業の調整等に関すること。
北海道農政事務所 釧路地域拠点 〒085-0017 釧路市幸町10丁目3番地 電 話：0154-23-4401 F A X：0154-23-4404 （担当部署：防災窓口担当）	1 農林水産省が調達及び供給した応急用食糧等の供給状況に係る確認等に関すること。
北海道森林管理局 根釧西部森林管理署 〒085-0825 釧路市千歳町6番11号 電 話：0154-41-7126 F A X：0154-41-7127 （担当部署：総務課）	1 所轄保安林・治山施設の整備に関すること。 2 林野火災の予防体制・対策に関すること。 3 防災対策上、所轄国有林につき保安林の配置の適正化と事業の合理化に関すること。 4 所轄国有林の復旧治山及び予防治山を行うこと。 5 災害時において公共団体の要請による応急対策用材・緊急復旧用材の供給に関すること。

5 北海道

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
釧路総合振興局 地域創生部 〒085-8588 釧路市浦見2丁目2番54号 電 話：0154-41-9100 (代表) 0154-43-9144 (直通) F A X：0154-42-2116 (担当部署：地域政策課)	1 釧路総合振興局地域災害対策連絡協議会の事務運営、企画に関すること。 2 防災に関する組織の整備を図り、資材の備蓄その他災害予防措置を講ずること。 3 災害応急対策及び災害復旧対策を実施すること。 4 市町村及び指定地方公共機関の処理する防災に関する事務及び業務の実施を支援し、総合調整を図ること。 5 自衛隊の派遣要請を行うこと。 6 災害救助法の適用に関すること。
釧路総合振興局 釧路建設管理部 〒085-0006 釧路市双葉町6番10号 電 話：0154-23-1568 F A X：0154-23-1570 道路・河川・海岸(管理) ：事業課 海岸(工事)・漁港(工事) ：厚岸出張所 漁港(管理) ：釧路総合振興局水産課	1 災害時において、所管する道路、河川、海岸、漁港等についての維持管理及び災害応急対策並びに災害復旧に関すること。 2 水防活動の技術指導に関すること。 3 災害時及び災害の起こるおそれがある場合の道道の交通情報収集及び交通路の確保を図ること。
釧路総合振興局 保健環境部保健行政室 〒085-0826 釧路市城山2丁目4番22号 電 話：0154-65-5811 F A X：0154-65-5352 (担当部署：保健福祉企画課)	1 災害時における防疫措置に関すること。 2 検疫調査及び健康診断に関すること。 3 避難所における衛生施設管理指導を行うこと。 4 防疫、薬剤の供給を行うこと。 5 災害時における水道施設の復旧及び死亡獣畜処理の業務に関する指導助言を行うこと。 6 医療施設・衛生施設等の被害調査、被害報告を行うこと。 7 災害時における医療救護活動を推進すること。 8 災害時における食品衛生の指導、監視に関すること。

5 北海道（つづき）

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
十勝総合振興局森林室 〒089-5612 十勝郡浦幌町字東山町10番23号 電 話：015-576-2165 F A X：015-576-2824 （担当部署：管理課）	1 所轄道有林につき保安林の配置の適正化と施業の合理化を図ること。 2 所轄道有林の復旧治山及び予防治山を実施すること。 3 林野火災の予防対策を立て、その未然防止を行うこと。 4 災害時において町長の要請があった場合可能な範囲において緊急対策及び復旧用資材の供給を行うこと。 5 被災林野の病虫害異常発生の防疫対策を行うこと。 6 被災林野の復旧技術指導を行うこと。

6 北海道警察

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
釧路方面釧路警察署 〒085-0018 釧路市黒金町10丁目5番地1 電 話：0154-23-0110 F A X：0154-23-0090 （担当部署：警備課）	1 各種情報の収集、人身の安全のための広報活動の実施及び災害の予報・警報の伝達についての協力を行うこと。 2 災害関係機関が行う危険地域居住者の避難誘導、被災者救助活動の協力及び死体の検死を行うこと。 3 被災地における交通秩序の保持及び災害に伴う各種犯罪の予防取り締まりを行うこと。 4 その他水防、災害救助活動に対する協力を行うこと。 5 災害警備本部の設置運営に関すること。 6 危険物に対する保安対策に関すること。 7 自治体等の防災関係機関が行う防災業務の協力に関すること。
釧路方面釧路警察署 白糠交番 〒088-0302 白糠町東2条南2丁目2番地17 電 話：01547-2-2086	
釧路方面釧路警察署 西庶路駐在所 〒088-0573 白糠町西庶路東1条北2丁目1番地1 電 話：01547-5-2033	
釧路方面釧路警察署 庶路駐在所 〒088-0567 白糠町庶路1丁目3番地33 電 話：01547-5-2151	

7 指定公共機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
北海道旅客鉄道株式会社 釧路支社釧路駅 〒085-0015 釧路市北大通14丁目5番地 電 話：0154-24-3176 F A X：0154-22-0933 （担当部署：釧路駅長）	1 災害時における鉄道輸送及びバス輸送の確保を行うこと。 2 災害時における援助物資等の緊急輸送及び避難者の輸送等につき関係機関の支援を行うこと。
東日本電信電話株式会社 北海道事業部（委任機関：株式会社NTT東日本-北海道釧路支店） 〒060-0001 札幌市中央区北1条西4丁目 NTT大通4丁目ビル内 電 話：011-212-4466 F A X：011-222-9254 （担当部署：設備部災害対策室）	1 非常及び緊急通信の取扱を行うほか、必要に応じ電報、電話の利用制限を実施し、重要通信の確保を図ること。
北海道電力ネットワーク株式会社 釧路支店 〒085-0814 釧路市緑ヶ岡5丁目6番9号 電 話：0154-47-0036 F A X：0154-47-0032	1 災害時における電力の円滑なる供給及び電力供給施設の防災対策を行うよう努めること。 2 災害時における電力施設の災害復旧状況等の周知を行うこと。
日本放送協会釧路放送局 〒085-8660 釧路市幣舞町3番8号 電 話：0154-41-9191 F A X：0154-42-3719 （担当部署：企画編成）	1 気象予警報、災害情報及び防災知識の普及等、災害広報に関すること。

7 指定公共機関（つづき）

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
日本郵政グループ 日本郵便株式会社 白糠郵便局 〒088-0399 白糠町西1条南3丁目1番地1 電 話：01547-2-2217 F A X：01547-2-5429 日本郵便株式会社 西庶路郵便局 〒088-0573 白糠町西庶路東1条北2丁目1番地33 電 話：01547-5-2110 F A X：01547-5-3459 日本郵便株式会社 庶路郵便局 〒088-0567 白糠町庶路2丁目4番地1 電 話：01547-5-2260 F A X：01547-5-2694	1 郵便局の窓口掲示板等を利用した広報活動に関する こと。
日本郵便株式会社釧路西支店 白糠集配センター 〒088-0399 白糠町西1条南3丁目1番地1 電 話：01547-2-2217 F A X：01547-2-5429 日本郵便株式会社釧路西支店 庶路集配センター 〒088-0567 白糠町庶路2丁目4番地1 電 話：01547-5-2260 F A X：01547-5-2694	1 災害時における郵便輸送の確保及び郵便業務運営の 確保に関すること。 2 郵便の非常取扱いに関すること。

7 指定公共機関（つづき）

日本赤十字社北海道支部 白糠町分區 〒088-0392 白糠町西1条南1丁目1番地1 （白糠町福祉課・社会福祉係） 電 話：01547-2-2171 F A X：01547-2-4659 （担当部署 ：白糠町役場福祉課社会福祉係）	1 災害時における救援物資の供給に関すること。 2 救助に関し、民間団体及び個人の行う救助活動の連絡調整を行うこと。
---	---

8 指定地方公共機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
一般社団法人釧路市医師会 〒085-0831 釧路市住吉2丁目町12-37 電 話：0154-41-3626 F A X：0154-41-1116 （担当部署：事務局）	1 災害時における医療関係機関の連絡調整及び応急医療並びに助産その他救助に関すること。
一般社団法人釧路歯科医師会 〒085-0826 釧路市城山2丁目2番15号 電 話：0154-42-8336 F A X：0154-41-4624 （担当部署：事務局）	1 災害時における歯科医療に関すること。
一般社団法人北海道薬剤師会 釧路支部 〒085-0016 釧路市錦町4丁目7番地 電 話：0154-32-4343 F A X：0154-32-4344 （担当部署：事務局）	1 災害時における薬剤、医療品の供給に関すること。

8 指定地方公共機関（つづき）

公益社団法人北海道獣医師会 釧路支部 〒085-0046 釧路市新橋大通1丁目2番20号 電 話：0154-32-7660 F A X：0154-32-7663 (担当部署：事務局)	1 災害時における飼養動物の対応に関すること。
くしろバス株式会社白糠出張所 〒088-0302 白糠町東2条南1丁目300番地 (白糠町営バスターミナル内) 電 話：01547-2-2080 F A X：01547-2-2080 (担当部署：事務局)	1 災害時における人員、緊急物資及び災害対策用資材等の緊急輸送の支援に関すること。
一般社団法人北海道LPガス協会 釧路支部 〒085-0007 釧路市堀川町7番35号 電 話：0154-23-2655 F A X：0154-23-2656 (担当部署：事務局)	1 災害時におけるエルピーガス供給活動の支援に関すること。

9 公共的団体・防災上重要な施設の管理者及び団体

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
社会福祉法人 白糠町社会福祉協議会 〒088-0331 白糠町東1条北1丁目 1番地9 電 話：01547-2-2042 F A X：01547-2-2042 (担当部署：事務局)	1 災害時における情報の伝達、被災者等の救助、炊き出し、食糧、生活必需品等の配布協力に関すること。 2 災害時におけるボランティア活動の受入、支援、調整等に関すること。
くしろ西森林組合 〒088-0125 釧路市音別町共栄1丁目22番地 電 話：01547-6-2515 F A X：01547-6-3037 (担当部署：総務課)	1 町が行う林業関係被害状況調査及び応急対策に協力すること。 2 被災組合員に対する融資及びあっせんを行うこと。
釧路丹頂農業協同組合白糠支所 〒088-0393 白糠町茶路基線20番地1 電 話：01547-2-2235 F A X：01547-2-2238 (担当部署：営農販売課)	1 町が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関すること。 2 農産物の被害応急対策の指導に関すること。 3 被災農家に対する融資及びそのあっせんを行うこと。 4 農業生産資材及び生活物資の確保あっせんに関すること。 5 農産物の需給調整に関すること。 6 物価安定の協力に関すること。 7 農業生産共同利用施設の応急対策及び復旧に関すること。 8 災害時における農業生産資材、生活物資、復旧資機材、食糧等物資の供給に関すること。

9 公共的団体・防災上重要な施設の管理者及び団体（つづき）

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
白糠漁業協同組合 〒088-0304 白糠町岬1丁目2番地42 電 話：01547-2-2221 F A X：01547-2-5518 （担当部署：総務部）	1 町が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関する こと。 2 水産物の被害応急対策の指導に関すること。 3 被災漁家に対する融資及びそのあっせんを行うこ と。 4 漁業生産資材及び生活物資の確保あっせんに関する こと。 5 水産物の需給調整に関すること。 6 物価安定の協力に関すること。 7 共同利用施設の応急対策及び復旧に関すること。 8 災害時における生活物資、復旧資機材、食糧等物資 の供給に関すること。
白糠町商工会 〒088-0301 白糠町東1条南2丁目1番地24 電 話：01547-2-2345 F A X：01547-2-5439 （担当部署：事務局）	1 町が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関する こと。 2 被災商工業者に対する融資及びそのあっせんを行う こと。 3 災害時における生産資材、生活物資、復旧資機材、 食糧等物資の供給に関すること。 4 物価安定の協力に関すること。
危険物関係施設の管理者	1 施設内災害予防及び危険物の保安に関する措置を行 うこと。
運送事業者	1 災害時における救援物資の緊急輸送等の支援に関す ること。

第3節 町民及び事業所等の責務

「自らの身の安全は自らが守る」ことが防災の基本であり、町民及び事業所等はその自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、一般的に自分は大丈夫という思い込み（正常性バイアス）が働くことを自覚しながら、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。

特に、いつでもどこでも起こりうる災害による人的被害、経済的被害を軽減する備えをより一層充実する必要がある、その実践を促進する住民運動を展開することが必要である。

1 町民の責務

地域における被害の拡大防止や軽減を図るため、平常時から災害への備えを行うとともに、災害時には自主的な防災活動に努めるものとする。

(1) 平常時の備え

ア 避難の方法（避難路、指定緊急避難場所等）及び家族との連絡方法の確認

イ 3日分の食糧、飲料水（推奨1週間）、携帯トイレ、トイレットペーパー、ポータブルストーブ等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、携帯電話充電器等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油及び自宅等の暖房・給湯用燃料の確保

ウ 隣近所との相互協力関係のかん養

エ 災害危険区域等、地域における災害の危険性の把握

オ 防災訓練、研修会等への積極的参加による防災知識、応急救護技術等の取得

カ 町内会等における避難行動要支援者への配慮、協力

キ 自主防災組織の結成による備蓄や訓練の実施

(2) 災害時の対策

ア 地域における被災状況の把握

イ 近隣の負傷者・避難行動要支援者の救助

ウ 初期消火活動等の応急対策

エ 避難場所での自主的活動や住民が主体とした避難所運営体制の構築

オ 防災関係機関の活動への協力

カ 自主防災組織の活動

2 事業所等の責務

従業員や施設利用者の安全確保、経済活動の維持、地域住民への貢献等、事業所等が災害時に果たす役割を十分に認識し、防災活動の推進に努めるものとする。

(1) 平常時の備え

ア 災害時行動マニュアル及び事業継続計画（BCP）の策定・運用

イ 防災体制の整備

ウ 防災訓練の実施及び従業員等に対する防災教育の実施

エ 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応

オ 取引先とのサプライチェーンの確保

(2) 災害時の対応

- ア 事業所の被災状況の把握
- イ 従業員及び施設利用者への災害状況の提供
- ウ 施設利用者の避難誘導
- エ 従業員及び施設利用者の救助
- オ 初期消火活動等の応急対策
- カ 事業の継続又は早期再開・復旧
- キ ボランティア活動への支援等、地域への貢献

第4節 白糠町の地勢と災害

1 位置及び地勢

本町は、釧路総合振興局管内の西南部に位置し、東西は釧路市、北は釧路市阿寒町、浦幌町、本別町、足寄町に接し、南は太平洋に面している。

(1) 位置 南端 北緯 42° 55′ 12″ 北端 北緯 43° 22′ 30″
東端 東経 144° 13′ 42″ 西端 東経 143° 45′ 17″

(2) 面積 773.13km² (東西38.6km 南北50.5km)

本町は、阿寒富士を頂点にして、山地と丘陵地が連なり、起伏の多い傾斜線から沿岸に平野状となっており、茶路川、庶路川、和天別川の河川沿いに白糠、庶路、西庶路の市街地が形成されている。

2 地 質

境界、丘陵地は、おもに砂岩・泥岩・礫岩からなり、河口部は低地帯で泥岩層があり酸性度が強く、透水性の悪い、埴土、泥炭土の沖積地帯である。

海岸線はおおむねゆるやかな弧を描く砂浜海岸が続く。

3 気 候

本町の気候は、初秋から冬季にかけて、シベリアからの移動性高気圧により晴天が続き、最深積雪の年平均値が48cmと、道内でも積雪の少ない地域。夏季は、8月の平均気温が17.8℃と冷涼で、5月から7月にかけて沿岸部に「海霧」が発生し、8月、9月に降水量が多く、全域を通じて太平洋側東部型気候となっている。

4 災害記録

資料編のとおり

白糠町地域防災計画

第 2 章

防 災 組 織

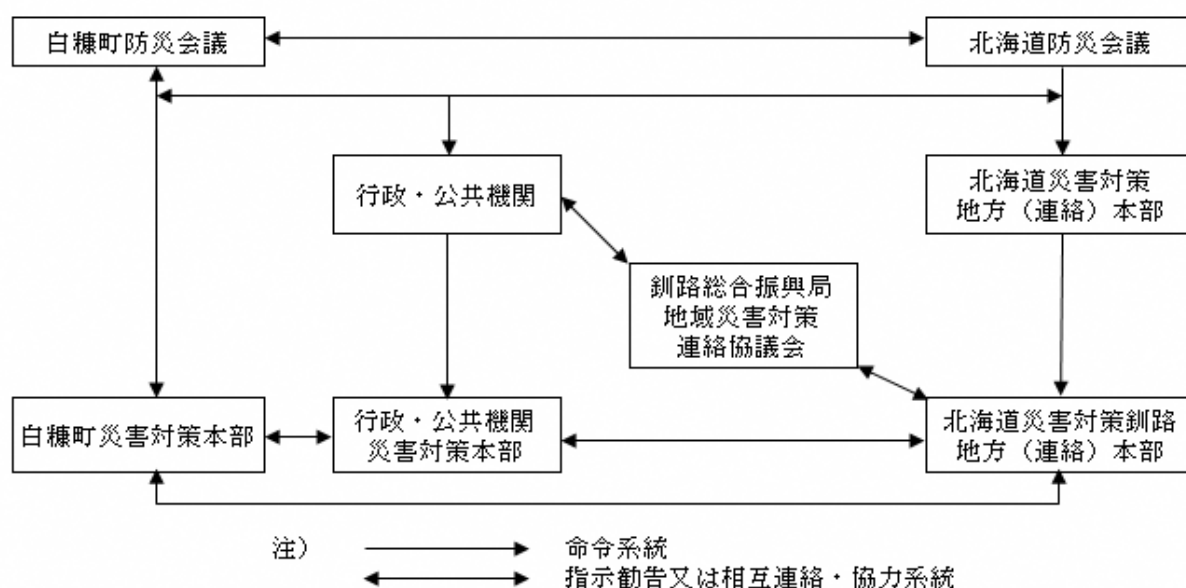
第2章 防災組織

災害の予防、応急対策及び復旧等の防災活動に即応する体制を確立し、災害対策の総合的運営を図るため、防災に関する組織及びその運営、災害に関する情報及び気象予警報等の伝達並びに災害時における広報活動等に関する事項を定め、災害時の実施体制の確立を図るものとする。

白糠町地域における防災行政を総合的に運営するための組織として町防災会議があり、災害時、各機関はそれぞれ災害対策本部を設置して応急対策活動を実施するものとする。

その系統を図示すれば次のとおりである。

本町の地域における防災体制図

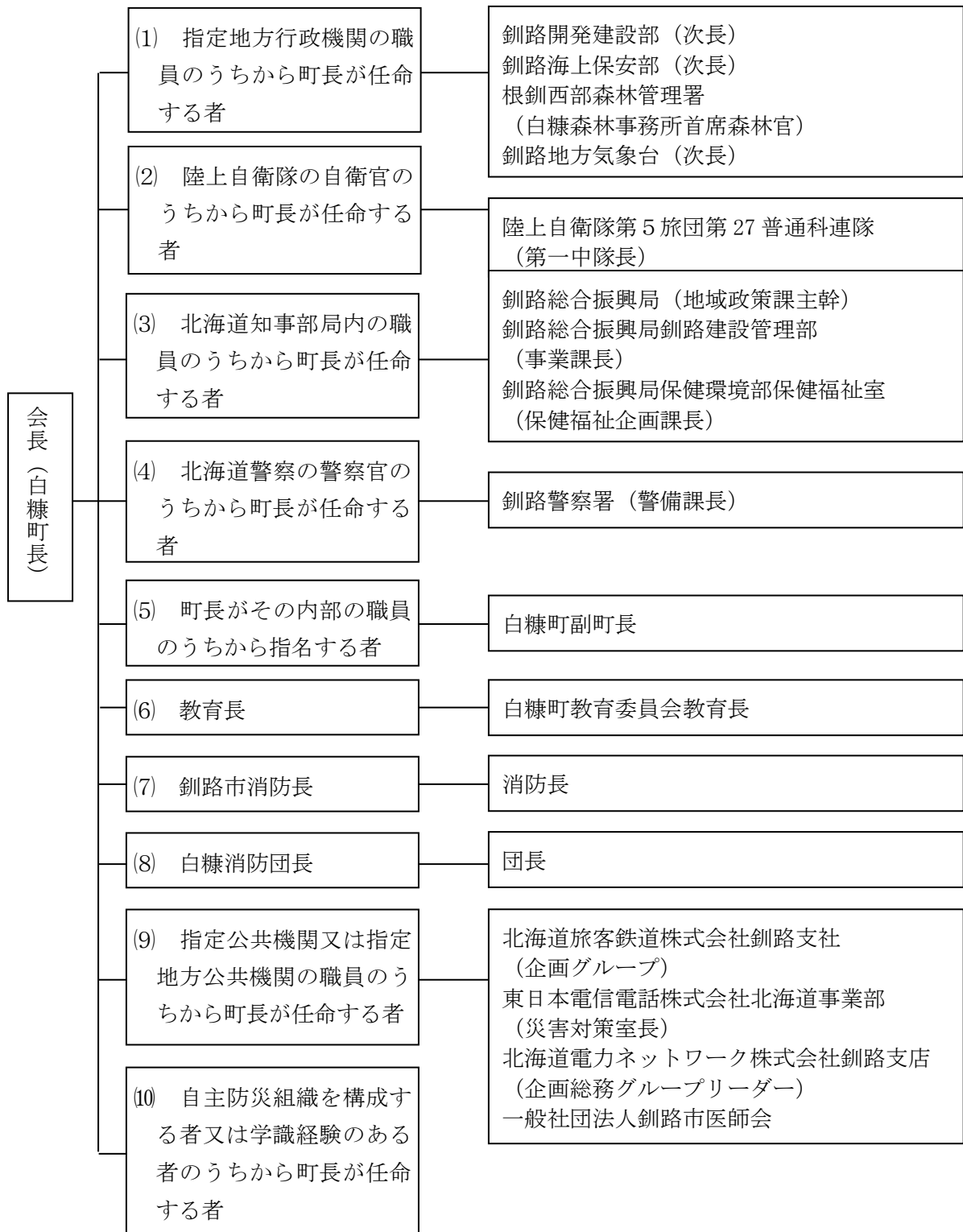


第1節 防災会議

基本法第16条の規定に基づき、町防災会議を設置し、町長を会長とし、白糠町防災会議条例第3条第5項に規定する者を委員として組織するものであり、その所掌事務は、本町における防災計画を作成し、その実施を推進するとともに、災害情報の収集、機関相互間の連絡調整を行うものである。

組織及び運営の概要は、次のとおりである。

1 白糠町防災会議の組織（白糠町防災会議条例第3条）



2 防災会議の運営

防災会議の運営は、白糠町防災会議条例（昭和38年3月17日 白糠町条例第14号）及び白糠町防災会議運営規程（昭和61年3月19日 訓令第1号）の定めるところによる。

第2節 災害対策本部

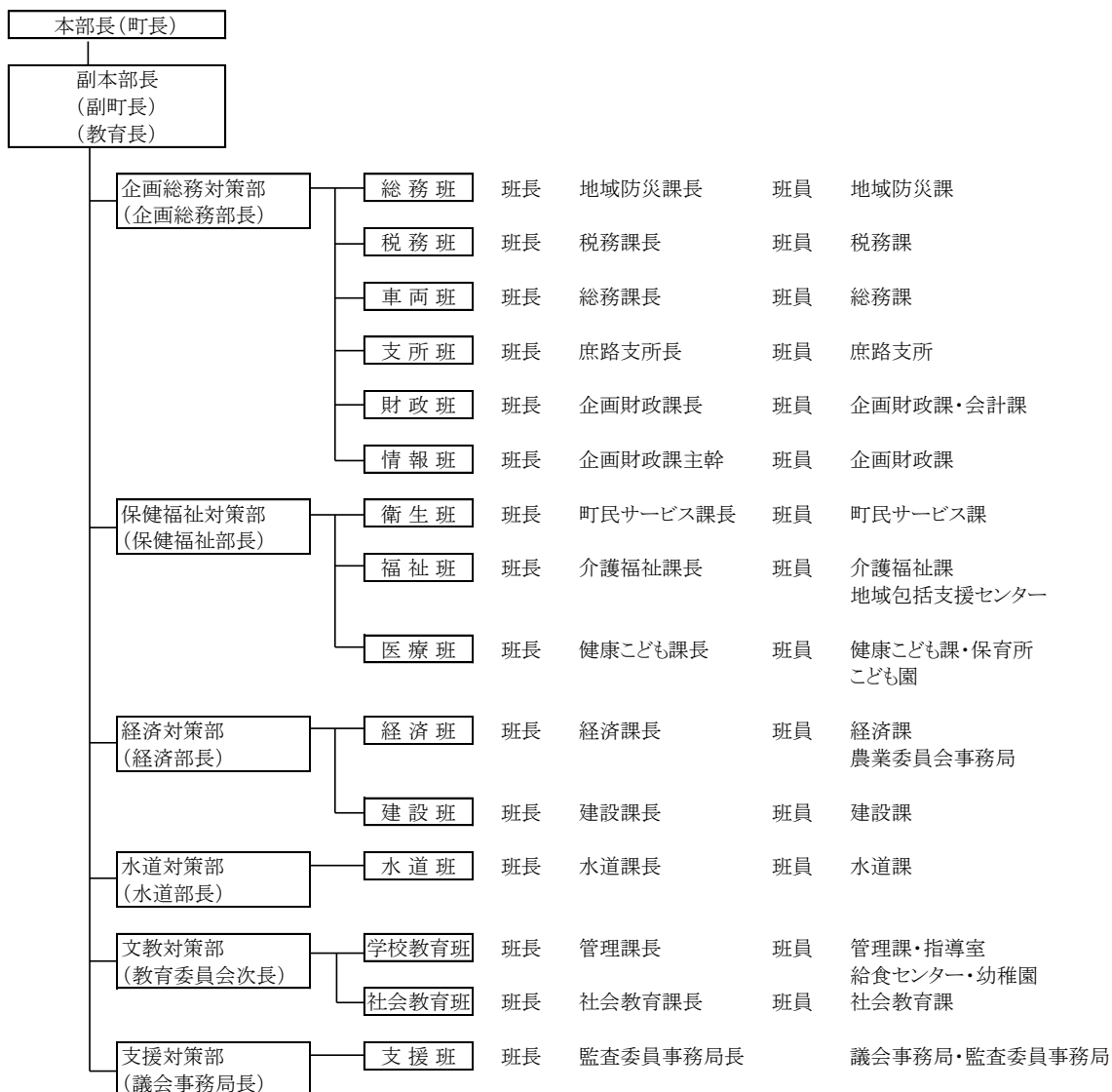
町長は、白糠町の区域内に災害時で必要があると認めるときは、基本法第23条の2の規定に基づき、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図るなど、災害対策本部の機能の充実・強化に努める。

また、本部長（町長）が公務等により町内に不在の場合等その業務にあたることが困難なときは、副本部長（副町長・教育長）がその職務を行う。

更に、本部長（町長）、副本部長ともに不在、又は対策本部への到着が遅れたときは、到着するまでの間、企画総務対策部長（企画総務部長）がその職務にあたるものとする。

1 災害対策本部の組織図

(1) 本部長会議構成員



2 災害対策本部の運営

(1) 本部会議

ア 災害対策本部会議は、災害対策に関し災害予防又は災害応急対策の重要事項を協議推進するため、本部長（町長）が必要と認めた場合に開催し、副本部長、本部員で構成する。

イ 災害対策本部会議は、本部長（町長）が招集する。

ウ 災害の規模態様により、本部長（町長）は職務遂行上特に必要と認めた本部員により、会議を開催することができる。

エ 本部員は、それぞれの所管事項について、会議に必要な情報及び資料を、提出しなければならない。

オ 本部員は、必要により所要の職員を伴って会議に出席することができる。また、本部員が出席できないときは代理の者が出席するものとする。

カ 本部員は、会議の招集を必要と認めるときは、総務班長（地域防災課長）にその旨を申し出るものとする。

(2) 本部会議の協議事項

ア 本部の配備体制の確認、変更及び廃止に関すること。

イ 災害情報、被害状況の分析と、それに伴う対策活動の基本方針に関すること。

ウ 関係機関等に対する応援の要請に関すること。

エ その他災害対策に関する重要な事項

(3) 災害対策本部の庶務

災害対策本部の庶務は、地域防災課において処理する。

(4) 会議事項の周知

会議の決定事項のうち、本部長（町長）が職員に周知する必要があると認めたものについては、速やかに周知し、その徹底を図る。

(5) その他

その他、災害対策本部の運営に関し必要な事項は本部長（町長）が定める。

3 災害対策本部の業務分担

災害対策本部の各部の業務分担は、次のとおりとする。

〔企画総務対策部〕

部	班	対 策 業 務
各 部 共 通	各 共 通 班	1 所管に関する防災計画の作成及び修正に関すること。 2 所管に関する災害応急対策等に必要な資機材の整備点検、確保及び運行に関すること。 3 所管に関する被害状況調査、災害応急対策及び災害復旧に関すること。 4 災害時における所管事項の執行記録に関すること。
企 画 総 務 対 策 部 長 〔企画総務 部 長〕	総 務 班 班 長 〔地域防災課長〕	1 町防災会議に関すること。 2 災害対策本部の設置及び廃止に関すること。 3 災害対策本部の総括に関すること。 4 北海道及びその他関係機関に対する要請、資材調整及び報告に関すること。 5 自衛隊の派遣要請に関すること。 6 災害情報の収集及び伝達に関すること。 7 救助法の適用業務に関すること。 8 本部員の非常招集に関すること。 9 本部員の動員計画に関すること。 10 本部員の公務災害補償に関すること。 11 企業及び個人からの義援金・見舞金等の受付に関すること。 12 行方不明者の捜索に関すること。 13 各部・班との連絡調整に関すること。 14 ボランティアの受入体制に関すること。 15 総合行政情報システムの維持管理に関すること。 16 被災者の救助計画及び実施に関すること。 17 災害住宅融資のあっせんに関すること。 18 り災証明の発行に関すること。 19 その他各部（班）に属さないこと。
	税 務 班 班 長 〔税務課長〕	1 被災者の税務相談及び町税減免措置に関すること。
	車 両 班 班 長 〔総務課長〕	1 災害時の車両の確保に関すること。 2 災害時の輸送対策に関すること。
	支 所 班 班 長 〔庶路支所長〕	1 災害対策支部の総括に関すること。 2 災害情報の収集及び伝達に関すること。 3 本部・各班との連絡調整に関すること。 4 地区住民の避難誘導に関すること。
	財 政 班 班 長 〔企画財政課長〕	1 災害対策の予算編成、経理及び資金調達に関すること。 2 義援金・見舞金等の保管に関すること。 3 災害関係費の出納に関すること。 4 部内の連絡調整に関すること。
	情 報 班 班 長 〔企画財政課長 主 幹〕	1 報道機関との連絡調整に関すること。 2 災害現地の視察及び情報収集に関すること 3 災害写真の撮影に関すること。 4 災害広報、避難場所等の周知広報に関すること。 5 避難所の開設及び管理に関すること。 6 住民組織等との連絡調整及び協力要請に関すること。

第2章 防災組織

〔保健福祉対策部〕

部	班	対 策 業 務
保健福祉 対策部長 〔保健福祉 部 長〕	衛 生 班 班 長 〔町民サービス課長〕	1 災害時における廃棄物の処理に関すること。 2 被災地の環境衛生保持に関すること。 3 災害時の遺体の処理に関すること。 4 災害時の交通安全に関すること。 5 住民の避難誘導に関すること。 6 部内の連絡調整に関すること。
	福 祉 班 班 長 〔介護福祉課長〕	1 被災者の生活保護及び生活必需品の支給に関すること。 2 日赤救助機関及びその他民間団体との連絡調整に関すること。 3 所管施設及び身障者等の避難誘導に関すること。 4 救援物資の調達、支給に関すること。 5 被災者に対する応急炊きだしに関すること。 6 人的、住家被害の把握に関すること。 7 被災者に対する見舞金に関すること。
	医 療 班 班 長 〔健康こども課長〕	1 医療機関及びその他関係機関との連絡調整に関すること。 2 感染症の予防及び防疫に関すること。 3 災害時の医療及び助産に関すること。 4 医療救護所の設置に関すること。 5 医療活動実施に伴う事務に関すること。

〔経済対策部〕

部	班	対 策 業 務
経 済 対策部長 〔経済部長〕	経 済 班 班 長 〔経済課長〕	1 被災農家の援助対策に関すること。 2 農業関係機関等との連絡調整に関すること。 3 農、畜産物及び家畜の防疫及び衛生に関すること。 4 山林火災の予消防に関すること。 5 林業関係機関等との連絡調整に関すること。 6 林野の病虫害等の防疫に関すること。 7 被災漁家の援助対策に関すること。 8 海上保安部及び漁業関係機関との連絡調整に関すること。 9 船舶の緊急避難対策に関すること。 10 海難救助対策に関すること。 11 商工関係団体との連絡調整に関すること。 12 中小企業者への災害融資等の相談と対策に関すること。 13 災害時の物価対策に関すること。 14 労務相談及び労務者の雇い上げに関すること。 15 災害時の応急食糧及び燃料その他援助物資の調達に関すること。 16 部内の連絡調整に関すること。
	建 設 班 班 長 〔建設課長〕	1 交通不能箇所の運行及び障害物の除去に関すること。 2 雪害対策に関すること。 3 関係河川の水位雨量の情報収集に関すること。 4 水防技術の指導に関すること。 5 避難所及び応急仮設住宅の建設に関すること。 6 被災地の住宅建築指導に関すること。 7 災害時における都市計画事業に関すること。 8 部内の連絡調整に関すること。

第2章 防災組織

〔水道対策部〕

部	班	対 策 業 務
水 道 対 策 部 長 〔水道部長〕	水 道 班 班 長 〔水道課長〕	1 水道施設及び下水道施設の被害調査、復旧及び保全に関する こと。 2 応急給水及び給水広報に関すること。 3 被災者の水道料金及び下水道使用料等の減免等に関する こと。 4 応急復旧及び情報収集に関すること。 5 部内の連絡調整に関すること。

〔文教対策部〕

部	班	対 策 業 務
文 教 対 策 部 長 〔教育委員会 管理課長〕	学 校 教 育 班 班 長 〔指導室長〕	1 児童生徒の避難誘導、救助及び応急教育対策に関すること。 2 児童生徒の医療、防疫及び学用品等の支給に関すること。 3 児童生徒の学校給食の確保に関すること。 4 部内の連絡調整に関すること。
	社 会 教 育 班 班 長 〔社会教育課長〕	1 社会教育及び社会教育関係団体の連絡調整及び協力要請に 関すること。 2 文化財の保全に関すること。 3 社会教育及び社会体育施設入場者の避難誘導に関すること。

〔支援対策部〕

部	班	対 策 業 務
支 援 対 策 部 長 〔議会事務局長〕	支 援 班 班 長 〔監査委員事務局長〕	1 各部への必要に応じた協力に関すること。

4 災害対策本部の設置基準、廃止の時期・公表・場所

(1) 設置基準

基本法第23条の2第1項の規定により、次の各号に該当し、町長が必要と認めたときは、設置するものとする。

- ア 大規模な災害が発生するおそれがあり、その対策を要するとき。
- イ 災害が発生し、その規模及び範囲から判断して、特に対策を要するとき。
- ウ 気象、地象及び水象についての情報又は、警報を受け非常配備の必要があるとき。
- エ 白糠町を含む地域に「震度5弱」以上の地震を観測したと発表されたとき。
- オ 北海道太平洋沿岸東部に津波予報の「津波警報・大津波警報」が発表されたとき。

(2) 廃止

本部長（町長）は予想された災害の危険が解消されたと認められたとき、又は災害発生後における応急措置が完了したと認められたときは、災害対策本部を廃止する。

(3) 公表

災害対策本部を設置したときは、直ちにその旨を防災会議構成機関等次に掲げるものに対し、電話、文書、その他の方法で通知及び公表する。

また、廃止した場合の公表については、設置の場合に準じる。

(設置、廃止の通知公表)

ア 防災会議構成機関

イ 北海道知事（釧路総合振興局長）

ウ 所轄警察署長（白糠交番、西庶路駐在所、庶路駐在所）

エ 釧路市西消防署（白糠消防支署）

オ 住民

カ 町職員

キ その他防災関係機関

(4) 設置場所

設置場所は、役場庁舎とする。ただし、災害の状況により庁舎が使用できない場合は、他の公共施設を使用するものとする。

5 標識

(1) 災害対策本部設置期間中は、本部所在施設入口に本部を表す標示板等（別図1）を掲出するものとする。

(2) 本部長（町長）・副本部長・本部員・各班長及びその他本部の職員が、災害時において非常活動に従事するときは、腕章（別図2）を着用するものとする。

(3) 災害時において非常活動に使用する本部の自動車の見えやすいところに標式（別図3）を掲出するものとする。

6 本部の配備体制

(1) 非常配備の基準

ア 本部は、災害の発生が予想される場合又は発生した場合において、被害の防除及び軽減並びに災害発生後における応急対策の迅速かつ強力な推進を図るため、非常配備の体制をとるものとする。

また、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、適切な対応がとれるよう努めるとともに、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。

ただし、本部が設置されない場合であっても、必要と認めたときは非常配備に関する基準により配備の体制をとるものとする。

イ 非常配備の種別・配備基準（時期）・配備内容・参集体制等は、別紙1のとおりとし、配備の決定は本部長（町長）が行う。

(2) 本部各班の動員

動員（招集）の方法は、次のとおりとする。

ア 企画総務部長は、本部長（町長）の非常配備決定に基づき本部員及び各班長に対し、本部の設置及び非常配備の種別を通知するものとする。

イ 上記の通知を受けた各部長、班長は、配備要員に対し当該通知の内容を通知するものとする。

ウ 各班長より通知を受けた配備要員は、直ちに所定の配備につくものとする。

エ 各班においては、あらかじめ所掌する業務内容について活動要領を作成し、班内の動員（招集）系統を確立しておくものとする。

オ 本部が設置されない場合における職員の動員（招集）は、本計画の定めに準じて行うものとする。

7 非常配備体制の活動要領

(1) 本部の活動開始及び終了

ア 活動の開始

災害が発生するおそれがあり、又は発生した場合、災害対策本部の設置基準により本部が設置されたとき、本部はその一部又は全部が活動を開始する。

イ 活動の終了

本部長（町長）は、予想された災害の危険が解消されたと認められるとき又は、災害発生後における応急措置がおおむね完了したと認められるとき、本部の活動を終了し解散するものとする。

(2) 非常配備体制下の活動

ア 第1非常配備体制下の活動

第1非常配備体制下における活動の要点は、おおむね次のとおりとする。

（ア）企画総務対策部長（企画総務部長）は、本部長（町長）の職員非常配備指令を受け、各班長等へ通知するものとする。

（イ）企画総務対策部長（企画総務部長）は、釧路地方気象台、その他関係機関と連絡をとり、気象情報の収受・伝達、その他災害に関する情報を収集し、本部長（町長）に報告するとともに、関係部長、班長等へ連絡する。

（ウ）関係各部長、班長は情報又は連絡に即応し、情勢に対応する処置を実施するとともに随時職員に適切な指示を行うものとする。

（エ）第1非常配備につく職員の人員は、状況により各部長において増減するものとする。

イ 第2非常配備体制下の活動

第2非常配備体制下における活動の要点は、おおむね次のとおりとする。

- (ア) 本部長（町長）は、本部の機能を円滑に推進するため、必要に応じて本部会議及び班長会議を開催する。
- (イ) 各対策部長は、情報の収集伝達を強化する。
- (ウ) 企画総務対策部長（企画総務部長）は関係部長、班長及び町防災会議構成機関、その他関係機関と連絡を密にして、客観情勢を判断するとともに、その状況を本部長（町長）に報告するものとする。
- (エ) 各部長、班長は、次の措置を執り、その状況を本部長（町長）に報告するものとする。
 - a 事態の重要性を班員に徹底させ、所要の人員を非常業務に就かせること。
 - b 装備、物資、資機材、設備、機械等を点検し、必要に応じて被災現地（被災予想地）へ配置すること。
 - c 関係班及び災害対策に関係のある外部機関との連絡を密にし、活動体制を整備し、協力体制を強化すること。

ウ 第3非常配備体制下の活動

第3非常配備が指令された後は、各部、各班は災害対策活動に全力を集中するとともに、各班長は、その活動状況を本部長（町長）に報告するものとする。

エ 勤務を要しない日、祝日、年末年始、夜間用の連絡体制の確保

災害時には、初動時の対応が重要であることから、本部は、勤務を要しない日、祝日、年末年始、夜間等においても迅速に初動体制がとれるよう連絡体制を整備する。

また、通信の途絶等により職員との連絡がとれない場合を想定した、主な自主参集基準を定める。

(3) 本部連絡員、本部情報収集責任者

本部長（町長）は、必要に応じ情報の収集及び連絡事項の伝達を円滑にするため、本部連絡員を置くものとする。

ア 本部連絡員は、各部長がそれぞれ所管職員の内から指名する者をもって充てる。

イ 本部連絡員は各対策部の災害に関する情報及び応急対策の実施状況を取りまとめて本部に報告するとともに、本部からの連絡事項をそれぞれ所属する対策部に伝達するものとする。

別紙 1

非常配備に関する基準及び職員の自主参集基準

種別	区 分	配備・体制の内容
気象情報等連絡体制	配備基準 (時期)	(1) 気象業務法に基づく気象、地面現象等に関する警報（暴風雪・暴風・波浪・高潮・大雨・洪水・大雪・噴火・地震動）並びに土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報が、本町を含む地域対象に発表されたとき。 (2) 気象業務法に基づく気象、地面現象等に関する注意報（風雪・強風・波浪・高潮・大雨・洪水・大雪・雷・濃霧・なだれ・噴火・地震動）が本町を対象に発表され、数時間後に警報に変わるおそれがあるとされるとき。 (3) 釧路・根室地方で震度4の地震が発生したとき。 (4) その他、本部長(町長)が必要と認めたとき。
	配備内容 (任務)	(1) 釧路地方気象台その他関係機関と連絡をとり、気象・地象等に関する情報の収集の収集を実施する。この際、企画総務対策部（地域防災課）、経済対策部建設班（建設課）、保健福祉対策部衛生班（町民サービス課）と伝達、連絡を密にし情報を共有する。 (2) 状況により、速やかに関係課長等、町民、関係機関等へ周知、連絡できるようにする。
	参集体制	(1) 企画総務対策部、経済対策部建設班、保健福祉対策部衛生班の内から必要な要員が参集する。 (2) 緊急時に速やかに関係機関、住民、関係者等への連絡がとれる体制をとり、状況により第1非常配備体制等に円滑に移行できる体制とする。

第2章 防災組織

種別	区 分	配備・体制の内容
災害警戒本部	第1非常配備体制 配備基準 (時期)	(1) 気象業務法に基づく気象、地面現象等に関する警報（暴風雪・暴風・波浪・高潮・大雨・洪水・大雪・噴火・地震動）並びに土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報が、本町を含む地域に発表され、被害は局地的で比較的軽微と見込まれるが、災害の発生が予想されるとき又は発生し、初期的な災害対策を実施する必要があるとき。 (2) 風雪・強風・波浪・高潮・大雨・洪水・大雪・雷・濃霧・なだれ・噴火・地震動等の状況により、被害は軽微と見込まれるが、公共機関・施設及び町内の状況を把握する必要があると認められる程度の災害の発生が予想され、警戒が必要になったとき。 (3) 局地的に比較的軽微な災害の発生が予想される時又は発生し、初期的な災害対策を実施する必要があるとき。 (4) 本町地域で震度4を観測する地震が発生したとき。 (5) 北海道太平洋沿岸東部に「津波注意報」が発表されたとき。 (6) 気象庁及び太平洋津波警報センター（PTWC）から、遠地地震等発生による津波情報が、本町を含む沿岸地域に発表され、津波の高さが高いところで50cm程度と予想されたとき。 (7) その他、本部長（町長）が必要と認めたとき。
	配備内容 (任務)	(1) 災害警戒本部を設置する。災害情報の収集、伝達、連絡のため、企画総務対策部、経済対策部建設班、保健福祉対策部衛生班、文教対策部学校教育班、社会教育班の少数の人員をもって充たる。 (2) 本町地域で震度4を観測する地震が発生、又は津波注意報が発表された場合、速やかに本町沿岸地区を巡視する。 (3) 「津波注意報」が発表されたときは、速やかに本町沿岸地区の樋門等を閉鎖できる準備を整える。（状況に応じ、本部長（町長）の指示に基づき速やかに樋門等を閉鎖できる体制をとる。） (4) 状況により速やかに関係課長や関係機関等へ周知・連絡する。
	参集体制	(1) 町長、副町長、企画総務対策部、経済対策部、保健福祉対策部、文教対策部の必要な人員をもって充たる。 (2) 「津波注意報」が発表されたときは、(1)の要員及び必要な班の体制とする。 (3) その他状況に応じ、本部長（町長）が当該非常配備を命じたとき。 (4) 状況により、第2非常配備体制等に円滑に移行できる体制とする。

第2章 防災組織

種別		区 分	配備・体制の内容
災害 対策 本部	第2 非常 配備 体制	配備基準 (時期)	(1) 局地的な災害の発生が予想されるとき又は災害が発生したとき。 (2) 比較的軽微な規模の災害が発生したとき。 (3) 本町地域で震度5弱及び5強を観測する地震が発生したとき。 (4) 北海道太平洋沿岸東部に津波警報が発表されたとき。 (5) 気象庁及び太平洋津波警報センター(P T W C)から、遠地地震等発生による津波情報が、本町を含む沿岸地域に発表され、津波の高さが高いところで1 mから2 m程度と予想されたとき。 (6) その他状況に応じ、本部長(町長)が必要と認めたとき。
		配備内容 (任務)	(1) 災害対策本部を設置し、全職員をもって各部指定の所掌の業務分担により活動するもので、状況によりそれぞれの災害応急活動を実施する。 (2) 津波警報が発表されたときは、速やかに海岸地区住民に対し、避難指示を発令するとともに、樋門等を閉鎖する。 (3) 地震(震度5弱及び5強以上)、津波警報が発表されたときは、白糠町防災行政無線(同報系・移動系)で住民に周知する。 (4) 地震(震度5弱及び5強以上)が発生したときは、状況に応じて速やかに避難施設を開放し、巡視する。 (5) 津波警報が発表されたときは、津波指定避難場所を開放し、巡視する。
		参集体制	(1) 全職員。 [身の安全を確保してから参集すること]
	第3 非常 配備 体制	配備基準 (時期)	(1) 広域にわたる災害の発生が予想され被害が甚大であると予想されるとき、又は本部長(町長)が当該非常配備を命じたとき。 (2) 予想されない重大な災害が発生したとき。 (3) 本町地域で震度6弱以上を観測する地震が発生したとき。 (4) 北海道太平洋沿岸東部に大津波警報が発表されたとき。
		配備内容 (任務)	(1) 災害対策本部を設置し、職員全員をもって各部指定の所掌により活動するもので、状況によりそれぞれの災害応急活動ができる体制とする。 (2) 大津波警報が発表されたときは、速やかに海岸地区住民に対し避難指示を発令するとともに樋門等を閉鎖する。 (3) 地震(震度6弱以上)、大津波警報が発表されたときは、白糠町防災行政無線(同報系・移動系)で住民周知する。 (4) 地震(震度6弱以上)が発生したときは、状況に応じて速やかに避難施設を開放し巡視をつける。 (5) 大津波警報が発表されたときは、津波指定避難場所を開放し巡視をつける。
		参集体制	(1) 全職員。 [身の安全を確保してから参集すること]

第2章 防災組織

職 員 の 自 主 参 集 基 準	1 本町地域で地震が発生したとき。
	(1) 震度 4 企画総務対策部、建設班 〔その他職員は、自宅待機等連絡が取れる体制〕
	(2) 震度 5 弱以上 全職員
	2 北海道沿岸東部に津波情報が発表されたとき。
	(1) 津波注意報 企画総務対策部、建設班、経済班 〔その他職員は、自宅待機等連絡が取れる体制〕
	(2) 津波警報・大津波警報 全職員 〔身の安全を確保してから参集すること〕

(備考)

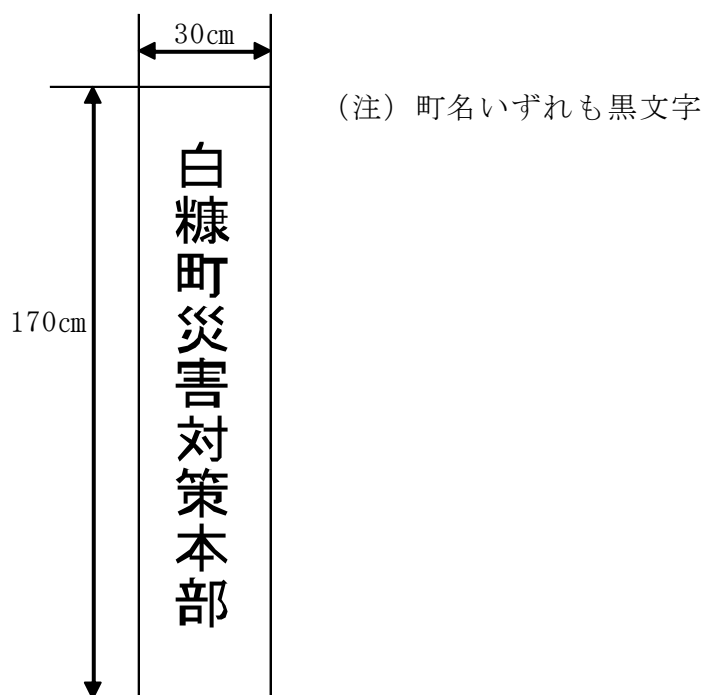
1 自主参集とは、日曜、休日、祝日、年末年始、夜間等の勤務時間以外の災害発生時等において、通信の途絶等が想定されることから、本部長（町長）、地域防災課長等、町からの非常招集等の通知が無くとも、テレビ、ラジオ、その他の方法により地震、津波注意報、津波警報を覚知した場合は、自主的に所定の配備につくものとする。

なお、その場合の参集場所は、特に指示がない場合は各所属先とする。

また、災害の規模、特性に応じ、上記基準によりがたいと認められるときは、まず自分の身の安全を確保したうえで、可能な限り自主参集し、臨機応変の配備体制を整えるものとする。

2 全職員の登庁で災害の状況により緊急を要するとき、あるいは広範囲にわたり応急対策が必要な場合は「災害時における西庶路、庶路地区職員登庁要綱」に基づき西庶路・庶路地区職員は、庶路支所に集合し、配備体制をとるものとする。

別図1 標 示 板



別図2 腕章
本部長 (町長) 用



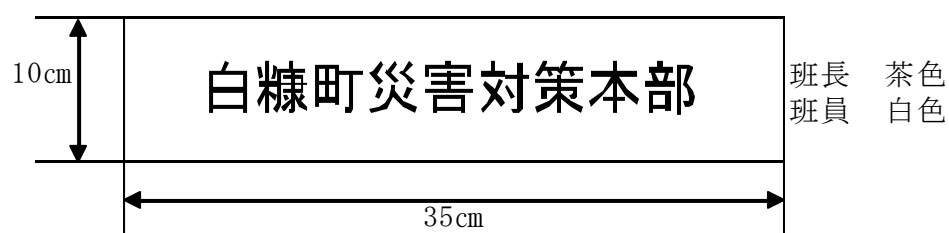
副本部長 (副町長・教育長) 用



部長用

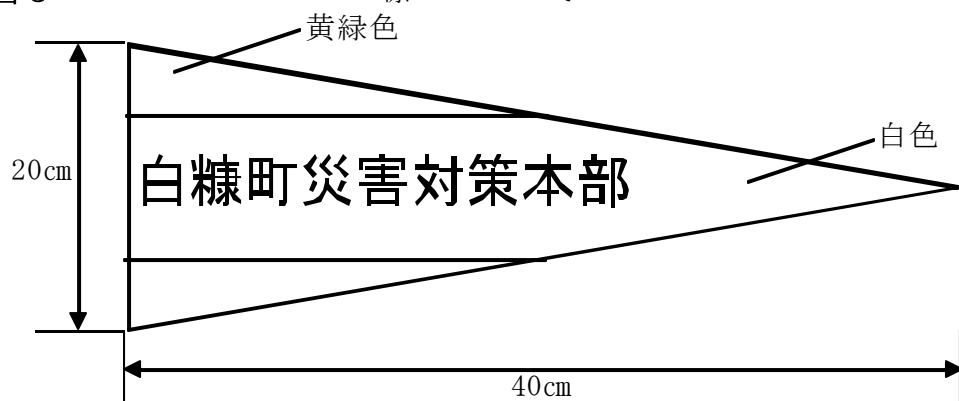


員用



別図3

標式



第3節 住民組織等への協力要請

災害時において、災害応急対策等を円滑かつ迅速に実施するため、本部長（町長）は災害の状況により、本部及び関係機関の職員をもっても人員に不足を生じた等、必要と認めたときは、町内会及び各種団体、住民組織等に対し次の協力を求めるものとする。

1 協力要請事項

町内会及び各種団体、住民組織等に対して協力要請する事項は、おおむね次のとおりである。

- (1) 災害時における住民の避難誘導、救出及び被災者の保護に関すること。
- (2) 緊急避難のための一時避難場所と、被災者の収容のための避難所の管理運営に関すること。
- (3) 災害地の公共施設の保全に関すること。
- (4) 災害情報の収集と本部への連絡に関すること。
- (5) 災害情報等の地域住民等に対する広報に関すること。
- (6) 避難所内での炊き出し及び被災者の世話に関すること。
- (7) 災害箇所の応急措置に関すること。
- (8) 本部が行う人員、物資等の輸送に関すること。
- (9) 地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、住民票の有無に関わらず指定緊急避難場所や避難所に避難した者を適切に受け入れるよう努めるものとする。
- (10) その他災害応急活動に必要な事項で、本部長（町長）が協力を求めた事項。

2 協力要請先

住民組織及び各種団体の名称	代表者等氏名	連絡先	備考
各町内会	各町内会長等	各会長宅	事務局 白糠町役場企画財政課内
白糠町女性団体連絡協議会	会長	会長宅	事務局 会長宅
白糠町町赤十字奉仕団	会長	会長宅	連絡調整 白糠町役場福祉課
白糠町商工会	会長	会長宅	事務局 白糠町商工会
白糠町商工会青年部・女性部	各部長	各部長宅	事務局 白糠町商工会
白糠漁業協同組合青年部・女性部	各部長	各部長宅	事務局 白糠漁業協同組合
釧路丹頂農業協同組合青年部 音白支部	支部長	支部長宅	事務局 釧路丹頂農業協同組合
釧路丹頂農業協同組合女性部 白糠支部	支部長	支部長宅	白糠支所

3 住民に対する伝達方法

災害情報等を住民に伝達する場合は、白糠町防災行政無線(同報系・移動系)、広報車、電話等により周知徹底するとともに、各地区の町内会長を通じて行うものとする。

町内会長については、随時変更があるので企画財政課に台帳を備え付けておくものとする。

4 地区別情報等の連絡責任者

気象警報及び災害情報の収集伝達のため、各地区町内会長等をもって地区情報連絡員に充てる。

5 防災責任者

防災責任者は地区情報連絡員をもって充て、次の活動について協力する。

- (1) 避難場所及び避難施設に避難している住民の統制、管理、情報の伝達
- (2) 防災訓練の地域住民への参加の周知
- (3) 避難行動要支援者の避難誘導等の地域援助体制の強化
- (4) その他地域防災に必要なこと。

6 防災資機材等備蓄の利用

各住民組織や団体に対して協力要請し、応急活動、救助活動に必要な防災資材等については、町が備蓄している防災資機材等を利用するものとする。

白糠町地域防災計画

第 3 章

災害情報通信計画

第3章 災害情報通信計画

災害予防対策及び災害応急対策を実施するために、必要な気象予警報等及び災害情報の通報、収集及び地域住民への伝達が円滑、迅速、確実に実施されるよう関係機関が相互に協力して万全を期するための事項は、本計画の定めるところによる。

第1節 気象予警報等伝達計画

1 伝達を要する気象予警報等の種類及び発表基準

伝達を要する気象予警報等は次のとおりであるが、伝達はいくまでも影響を及ぼすと思われる地域及び関係先のみ行うものとする。

気象業務法（昭和27年6月2日 法律第165号）に基づいて発表される気象予警報等の基準（市町村ごと）や気象情報及び同法に定める地震動警報等、津波警報等、津波予報、また、地震津波業務規則に基づく地震・津波に関する情報（全国同一）の区分は、次のとおりである。

(1) 気象等注意報・警報・特別警報

ア 注意報発表基準

発表官署・細分区域 注意報名	発表官署	釧路地方気象台	
	担当地域	釧路地方	
	一次細分区域	釧路地方	
	二次細分区域	白糠町	
	市町村をまとめた地域	釧路南西部	
風雪(平均風速)	陸上 10m/s、海上 15m/s		
	雪による視程障害を伴う		
強風(平均風速)	陸上 12m/s、海上 15m/s		
波浪(有義波高)	3.0m		
高潮(潮位)	0.9m		
大雨(指数)	表面雨量指数 6		
大雨(指数)	土壌雨量指数 81		
洪水(指数)	流域雨量指数 茶路川流域=26.2 庶路川流域=26.7 和天別川流域=13.8 コイトイ川流域=10.7		
	複合基準 *1 (表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。	和天別川流域＝ (5, 13.2)	
大雪(降雪の深さ)	12時間降雪の深さ 20cm		
雷	落雷等により被害が予想される場合		

第3章 災害情報通信計画

乾燥	最小湿度 30% 実効湿度 60%	
濃霧(視程)	200m	
なだれ	①24 時間降雪の深さ 30cm 以上 ②積雪の深さ 50cm 以上で、日平均気温 5℃以上	
低温	4～10 月	(最高気温) 平年より 8℃以上低い日が 2 日以上継続
	11～3 月	(最低気温) 平年より 7℃以上低い
霜	最低気温 3℃以下	
着氷(船体着氷)	水温 4℃以下 気温-5℃以下で風速 8 m/s 以上	
着雪	気温 0℃くらいで、強度並以上の雪が数時間以上継続	
融雪	24 時間雨量と融雪量(相当水量)合計 60mm 以上	

- ※ 1 注意報は、災害が起こるおそれのあるときに、注意を呼びかけて行う予報である。
2 この注意報の基準の数値は、釧路地方における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際の目安である。

イ 警報発表基準

発表官署・細分区域 警報名	発表官署	釧路地方気象台
	担当地域	釧路地方
	一次細分区域	釧路地方
	二次細分区域	白糠町
	市町村をまとめた地域	釧路南西部
暴風雪(平均風速)		陸上 18m/s、海上 25m/s 雪による視程障害を伴う
暴 風(平均風速)		陸上 20m/s、海上 25m/s
波 浪(有義波高)		6.0m
高 潮(潮位)		1.1m
大雨(指数)	浸水害	表面雨量指数 8
大雨(指数)	土砂災害	土壌雨量指数 140
洪水(指数)		流域雨量指数 茶路川流域=34.3 庶路川流域=33.1 和天別川流域=17.3 コイトイ川流域=13.4
大雪(降雪の深さ)		12 時間降雪の深さ 40cm

- ※ 警報は、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合、警戒を呼びかけて行う予報である。

ウ 特別警報発表基準

現象の種類	概要
大 雨	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
暴 風	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
高 潮	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
波 浪	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される
暴風雪	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
大 雪	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。

（注）発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断をします。

(2) 釧路・根室地方気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。

(3) 記録的短時間大雨情報

釧路・根室地方で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したときに、釧路・根室地方気象情報の一種として発表する。

釧路・根室地方の発表基準は次のとおり。

記録的短時間大雨情報(1時間雨量)	80mm
-------------------	------

この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、警報の「危険度分布」で確認することができる。

※ 大雨警報(土砂災害)の危険度分布(土砂災害警戒判定メッシュ情報)：

<https://www.jma.go.jp/jp/doshamesh/index.html>

※ 大雨警報(浸水害)の危険度分布：

<https://www.jma.go.jp/jp/suigaimesh/inund.html>

※ 洪水警報の危険度分布：

<https://www.jma.go.jp/jp/suigaimesh/flood.html>

(4) 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、本部長（町長）が避難指示等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考とするため、釧路総合振興局と釧路地方気象台が共同して発表する防災情報である。

本部長（町長）は、釧路総合振興局と釧路地方気象台からの土砂災害警戒情報及び雨量情報や、住民からの土砂災害前兆現象、近隣の災害発生情報等を速やかな避難対策に活用するものとする。

なお、これを捕捉する情報である気象庁の土砂災害警戒判定メッシュ情報で、実際に危険度が高まっている場所を確認することができる。

(5) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に、釧路・根室地方に発表する。この情報の有効期間は、発表から1時間である。

なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

※ 高解像度降水ナウキャスト(竜巻発生ナウキャスト)：

<https://www.jma.go.jp/jp/highresorad>

(6) 地震動警報関係

ア 地震動警報等の種類

種類	発表名称	内容等
地震動警報	緊急地震速報（警報） 又は緊急地震速報	最大震度5弱以上の揺れが予想されたときに、強い揺れが予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こる恐れのある旨を警告して発表する緊急地震速報（注） なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。
地震動予報	緊急地震速報（予報）	最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と予想されたときに発表する緊急地震速報

（注） 緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。

イ 当町が該当する緊急地震速報で用いる区域名称

都道府県	予報区域の名称	区域の名称	市町村名
北海道	北海道道東	釧路地方中南部	釧路市、釧路町、厚岸町、浜中町 標茶町、鶴居村、白糠町

(7) 大津波警報・津波警報・津波注意報

ア 大津波警報・津波警報・津波注意報の発表等

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を発表する。

なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は数値で発表する。

ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的表現で発表する。予想される津波の高さを定性的表現で発表した場合は、地震発生からおよそ15分程度で求められる地震規模（モーメントマグニチュード）をもとに、予想される津波の高さを数値で示した更新報を発表する。

イ 津波警報等の種類・発表基準・解説・発表される津波の高さ等

(ア) 大津波警報・津波警報・津波注意報

津波警報等 種類	発表基準	津波の高さ 予測の区分	発表される 津波の高さ		津波警報等を見聞きした 場合に取りべき行動
			数値での 発表	定性的表現 での発表	
大津波警報	予想される津波の高いところで3mを超える場合	10m<高さ	10m 超	巨大	陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台など安全な場所へ避難する。
		5m<高さ≤10m	10m		
		3m<高さ≤5m	5m		
津波警報	予想される津波の高いところで1mを超え3m以下の場合	1m<高さ≤3m	3m	高い	警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の高いところで0.2m以上1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≤高さ≤1m	1m	(表記なし)	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしない。

(注) 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時点に津波がなかったとした場合の潮位の差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

(イ) 津波警報等の留意事項等

- 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- 津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。
- 津波による災害のおそれがなくなると認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

ウ 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

種類	発表基準	内容
津波予報	津波が予想されないとき。 (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表。
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき。(津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところで0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表。
	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき。(津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表。

※ 津波警報等に用いる予報区域は、第6章 地震・津波対策計画に記載

(8) 地震・津波に関する情報の種類と内容

情報の種類	発表基準	発表内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を約190地域に区分)と地震の揺れの発現時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 (大津波警報、津波警報又は津波注意報を発表した場合発表しない)	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨付加。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報、津波警報又は津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。

第3章 災害情報通信計画

情報の種類	発表基準	発表内容
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報や顕著な地震の震源要素更新のお知らせなどを発表
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の地震データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）をおおむね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。

※ 震度情報に用いる区域名称は、第6章 地震・津波対策計画に記載

(9) 津波に関する情報

津波警報等を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表する。

情報の種類	発表内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予想区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さをm単位で発表。
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表。
津波観測に関する情報	実際に津波を観測した場合、その時刻や高さを発表。 津波に関するその他必要な事項を発表。

第3章 災害情報通信計画

(10) 防災気象情報と警戒レベル

警戒 レベル	状況	住民がとるべき行動	行動を促す情報 (避難情報等)
5	災害発生 又は切迫	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保 (必ず発令されるものではない)

～～～＜警戒レベル4までに必ず避難！＞～～～

4	災害の おそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示 (従来の避難勧告のタイミングで発令)
3	災害の おそれあり	危険な場所から 高齢者等は避難※1	高齢者等避難
2	気象状況 悪化	自らの避難行動を確認する	大雨・洪水注意報
1	今後気象 状況の悪化の おそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報

※1 高齢者等以外の人も、必要に応じ、普段の行動を見合せたり、自主的に避難

注1) 避難情報の発令は、町が総合的に判断して発令をするものであり、警戒レベル相当情報が出されたとしても発令をしない場合もある。

2 気象予警報等の伝達系統

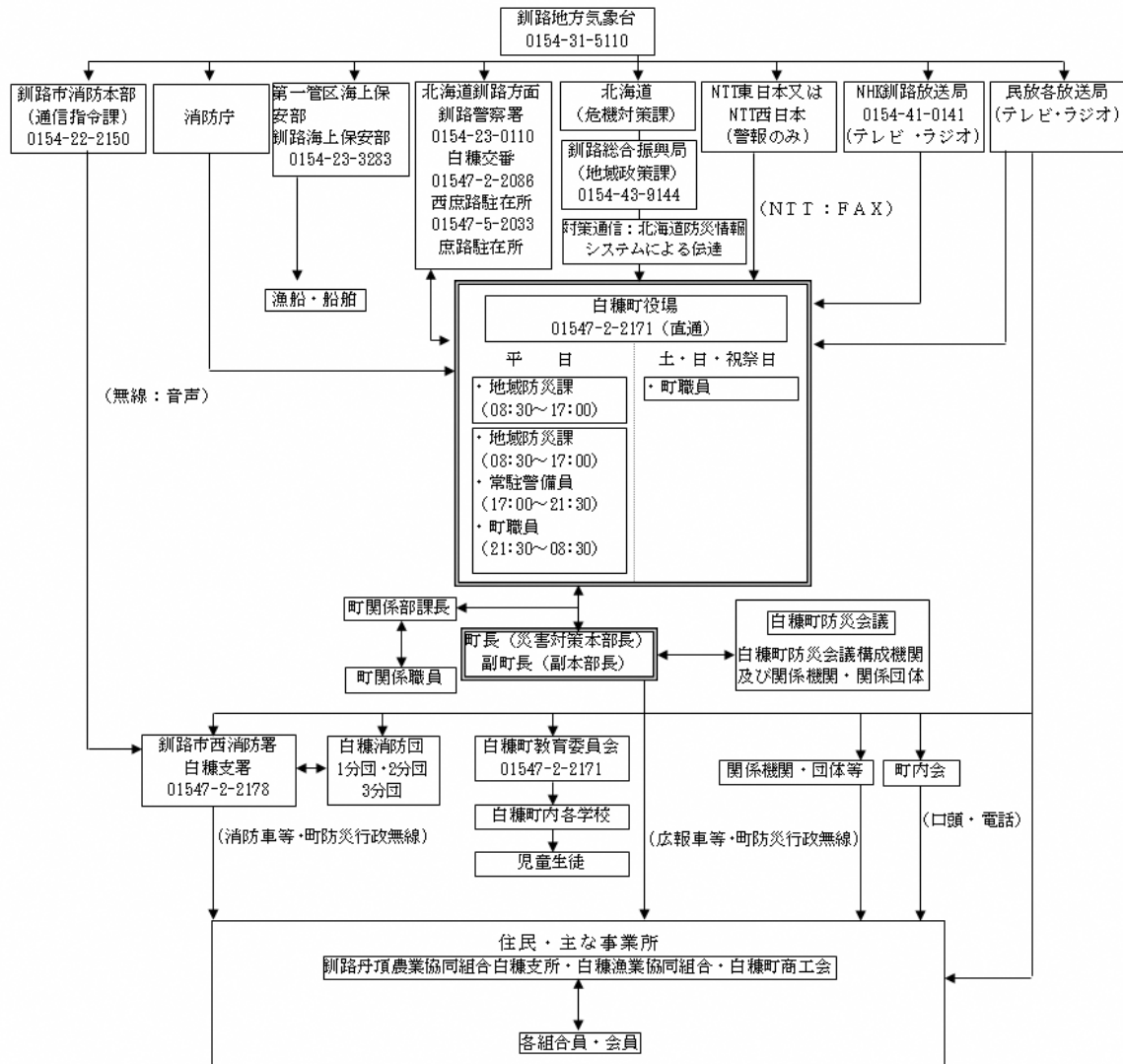
気象官署の発表する気象予警報等及び道（釧路総合振興局）が発表する対策通報等を受けたときは、次の別図1「気象予警報等伝達系統図」により、電話、その他最も有効な方法により関係者、機関等に通報し、又は伝達するものとする。

- (1) 気象予警報等は、通常の勤務時間中は地域防災課が、勤務時間外の午後9時30分までは常駐警備員、午後9時30分以降及び土・日・祭日は、町職員が受理する。
- (2) 町職員、常駐警備員が気象予警報等を受理した場合は、地域防災課長に連絡し、地域防災課長は町長並びに副町長に連絡の上その対応についての指示を受け、必要に応じて関係部課長等に連絡するとともに、関係機関、団体、学校及び地域住民に対し、気象予警報等発表に伴う必要な事項の周知徹底を図るものとする。

第3章 災害情報通信計画

別図 1

気象予警報等伝達系統図



3 気象予警報等の伝達方法

気象官署の発表する気象・水防等に関する気象予警報等の伝達方法は、前掲の別図1「気象予警報等伝達系統図」によるが、気象予警報等の通報を迅速かつ的確に行うための伝達方法は、次のとおりとする。

(1) 伝達方法

気象官署等から通知された気象・水防等に関する気象予警報等又は道（釧路総合振興局）が発表する対策通報を受けたときは、町長が必要と認められるものについて、別表1の伝達責任者が、電話、その他最も有効な方法により関係課長等及び別表2の関係機関、団体、学校及び一般住民に対し気象予警報等発表に伴う必要な事項の周知徹底を図るものとする。

(2) 夜間、休日、祝祭日等における気象予警報等の取扱い

夜間、休日、祝祭日等に、町職員、常駐警備員が気象予警報等を受けたときは、地域防災課長へ連絡する。

なお、地域防災課長に連絡がつかない場合は、下記の担当者へ連絡する。

ア 地域防災課長へ連絡がつかない場合は順次下記の担当者へ連絡する。

第1連絡先 地域防災課長（以下、連絡がつかない場合は、次の順による。）

地域防災課主幹・地域防災係長・専門員→企画総務部長→副町長→町長。

なお、町職員、常駐警備員が速やかに連絡がとれるよう、緊急連絡先担当者の電話番号等を掲示しておくものとする。

(3) 町職員、常駐警備員が地域防災課長へ連絡する気象予警報等について

ア 気象等警報及び特別警報

暴風雪、暴風、波浪、高潮、大雨、洪水、大雪

イ 気象等注意報

強風、風雪、波浪、高潮、大雨、洪水、大雪、雷、乾燥、濃霧、霜、なだれ、低温、着氷（船体）、着雪、融雪

（上記の気象注意報の内、数時間後に警報に切り替わるおそれがある旨の連絡があるものに限る。対象となる注意報は強風、風雪、波浪、高潮、大雨、洪水、大雪となる。）

ウ 土砂災害警戒情報

エ 記録的短時間大雨情報

オ 津波警報、注意報

カ 津波予報

キ 地震・津波に関する情報

ク その他特に重要と認められる各種情報

第3章 災害情報通信計画

別表1

気象予警報等の伝達責任者一覧表

伝達責任者	伝達先	伝達方法	備考
地域防災課長	一般住民・事業所等 庁内各課長等 関係機関・町内会長 釧路西消防署白糠支署 白糠消防団	白糠町防災行政無線(同報系・移動系)・口頭・電話・FAX・電子メール・文書・庁内放送・広報車・同報系・移動系防災無線	
健康こども課長	認定こども園等 児童福祉施設	口頭・電話・FAX・電子メール・文書	
教育委員会 管理課長	町内小・中・高等学校 その他文教施設	〃	

別表2

関係機関等の連絡先一覧表

関係機関の名称	担当部署	所在地	電話・FAX	その他の連絡方法
陸上自衛隊第5旅団 第27普通科連隊	第三科 警備幹部	〒088-0604 釧路町別保112番地	電話:0154-40-2011 FAX :0154-40-2011	
釧路海上保安部	警備救難課	〒085-0022 釧路市南浜町 5番9号 釧路港湾合同庁舎	電話:0154-23-3283 FAX :0154-32-2580	
北海道開発局 釧路開発建設部	防災課	〒085-8551 釧路市幸町 10丁目3番地 釧路地方合同庁舎	電話:0154-24-7000 直通:0154-24-7364 FAX :0154-25-9022	
釧路地方气象台		〒085-8586 釧路市幸町 10丁目3番地 釧路地方合同庁舎	(平日日中) 電話:0154-31-5146 FAX :0154-31-5147 (24時間対応) 電話:0154-31-5110 FAX :0154-32-0682	
北海道運輸局 釧路運輸支局	総務企画担当	〒084-0906 釧路市鳥取大通 6丁目2番13号	電話:0154-51-2522 FAX :0154-51-0124	
北海道財務局 釧路財務事務所	総務課	〒085-8649 釧路市幸町 10丁目3番地 釧路地方合同庁舎	電話:0154-32-0701 FAX :0154-25-1561	
北海道農政事務所 釧路地域拠点	防災窓口担当	〒085-0017 釧路市幸町 10丁目3番地 釧路地方合同庁舎	電話:0154-23-4401 FAX :0154-23-4404	

第3章 災害情報通信計画

関係機関の名称	担当部署	所在地	電話・FAX	その他の連絡方法
北海道森林管理局 根釧西部森林管理署	総務課	〒085-0825 釧路市千歳町 6番11号	電話:0154-41-7126 FAX :0154-41-7127	
北海道釧路総合振興局	地域創生部 地域政策課	〒085-8588 釧路市浦見 2丁目2番54号	電話:0154-43-9144 FAX :0154-42-2116	
釧路総合振興局保健環境部保健行政室	保健福祉 企画課	〒085-0826 釧路市城山 2丁目4番22号	電話:0154-65-5811 FAX :0154-65-5352	
釧路総合振興局 釧路建設管理部	事業課	〒085-0006 釧路市双葉町6番10号	電話:0154-23-1568 FAX :0154-23-1570	
十勝総合振興局 森林室	管理課	〒089-5612 浦幌町字東山町 10番23号	電話:015-576-2165 FAX :015-576-2824	
白糠町教育委員会	管理課	〒088-0392 白糠町西1条 南1丁目1番地1	電話:01547-2-2171 FAX :01547-2-4659	
釧路市消防本部 通信指令室	通信指令課	〒085-0022 釧路市南浜 4番8号	電話:0154-22-2150 FAX :0154-23-0429	
釧路市西消防署 (白糠支署)	白糠支署長	〒088-0301 白糠町東1条 南3丁目2番地20	電話:01547-2-2178 FAX :01547-2-3494	
白糠消防団	事務局 白糠町地域防災課	〒088-0392 白糠町西1条 南1丁目1番地1	電話:01547-2-2171 FAX :01547-2-4659	
北海道釧路方面 釧路警察署	警備課	〒085-0018 釧路市黒金町 10丁目5番地1	電話:0154-23-0110 FAX :0154-23-0090	
白糠交番		〒088-0302 白糠町東2条 南2丁目2番地17	電話:01547-2-2086	
西庶路駐在所		〒088-0573 白糠町西庶路東1条 北2丁目1番地1	電話:01547-5-2033	
庶路駐在所		〒088-0567 白糠町庶路 1丁目3番地33	電話:01547-5-2151	

第3章 災害情報通信計画

関係機関の名称	担当部署	所在地	電話・FAX	その他の連絡方法
白糠郵便局	局長	〒088-0399 白糠町西1条 南3丁目1番地1	電話:01547-2-2217 FAX :01547-2-5429	
西庶路郵便局	局長	〒088-0573 白糠町西庶路東1条 北2丁目1番地33	電話:01547-5-2110 FAX :01547-5-3459	
庶路郵便局	局長	〒088-0567 白糠町庶路 2丁目4番地1	電話:01547-5-2260 FAX :01547-5-2694	
日本放送協会 釧路放送局	企画編成	〒085-8660 釧路市幣舞町3番8号	電話:0154-41-9191 FAX :0154-42-3719	
北海道旅客鉄道株式会社 釧路支社釧路駅	釧路駅長	〒085-0015 釧路市北大通 14丁目5番地	電話:0154-24-3176 FAX :0154-22-0933	
東日本電信電話株式会社 北海道事業部 (委任機関～株式会社 NTT東日本ー北海道 釧路支店)	北海道事業部 設備部災害対策室 釧路支店	〒060-0001 札幌市中央区 北1条西4丁目 NTT大通4丁目ビル内 〒085-8501 釧路市黒金町9丁目 NTT黒金ビル	電話:011-212-4466 FAX :011-222-9254 電話:0154-21-3203 FAX :0154-32-5442	
北海道電力ネットワーク株式会社 釧路支店	企画総務グループ	〒085-0814 釧路市緑ヶ岡 5丁目6番9号	電話:0154-47-0036 FAX :0154-47-0032	
社会福祉法人 白糠町社会福祉協議会	事務局	〒088-0331 白糠町東1条 北1丁目1番地9	電話:01547-2-2042 FAX :01547-2-2042	
日本赤十字社 北海道支部 白糠町分区	白糠町役場 福祉課 社会福祉係	〒088-0392 白糠町西1条 南1丁目1番地1	電話:01547-2-2171 FAX :01547-2-4659	
一般社団法人 釧路市医師会 (委託)セセッカ診療所	事務局 事務局	〒085-0836 釧路市幣舞町 4番30号 〒088-0572 白糠町西庶路西1条 南3丁目3番地28	電話:0154-41-3626 FAX :0154-41-1116 電話:01547-5-8288 FAX :01547-5-8277	
くしろ西森林組合	総務課	〒088-0125 釧路市音別町 共栄1丁目22番地	電話:0157-6-2515 FAX :0157-6-3037	

第3章 災害情報通信計画

関係機関の名称	担当部署	所在地	電話・FAX	その他の 連絡方法
釧路丹頂農業協同組合 白 糠 支 所	営 農 販 売 課	〒085-0393 白糠町茶路基線 20番地1	電話:01547-2-2235 FAX :01547-2-2238	
白 糠 漁 業 協 同 組 合	総 務 部	〒088-0304 白糠町岬1丁目 2番地42	電話:01547-2-2221 FAX :01547-2-5518	
日 本 水 難 救 済 会 白 糠 救 難 所	事 務 局	〒088-0304 白糠町岬1丁目 2番地42	電話:01547-2-2221 FAX :01547-2-5518	
白 糠 町 商 工 会	事 務 局	〒088-0301 白糠町東1条 南2丁目1番地24	電話:01547-2-2345 FAX :01547-2-5439	

第3章 災害情報通信計画

第2節 災害通信計画

災害時における情報の収集、伝達等を迅速かつ確実に行うための通信方法等は、本計画の定めるところによる。

1 通信方法

災害時における通信方法は、NTT東日本電信電話株式会社のNTT回線等の電話（携帯電話を含む）によることを原則とする。

一般用電話回線が使用不能となった場合は、無線、携帯電話及び他の優先通信施設を使用する。

また、住民に対する広報等については、報道機関への情報提供をはじめ、防災行政無線（戸別受信機含む。）、緊急速報メール、登録制メール、広報車両、インターネット、SNS、掲示板、印刷物などあらゆる広報媒体と組み合わせ、迅速かつ適切な通信手段をもって速やかに連絡、伝達、広報を行い、誤報等による混乱防止に万全を期するものとする。

2 災害時優先電話の利用

災害等が発生した場合、被災地等に電話が集中し電話がかかりにくくなるため、一時的に一般用電話回線の発信を規制するため、NTT東日本電信電話株式会社の承認を受け、次の電話回線を災害時優先電話として使用する。

No	設置施設名	電話番号	設置施設住所
1	白糠町役場(代表組01)	0154722176	西一条南1丁目1-1
2	白糠町役場(代表組02)	0154722177	西一条南1丁目1-1
3	社会福祉センター(代表組/FAX)	0154722288	東三条南1丁目1-18
4	白糠町総合給食センター	0154722656	和天別139-1
5	茶路小中学校	0154722797	マカヨ1-1
6	白糠小学校(代表:0154722828)	0154722989	西二条南3丁目1
7	白糠小学校	0154723460	西二条南3丁目1
8	白糠中学校(代表:0154722825)	0154724239	西五条北2丁目1-2
9	縫別自然の家	0154727537	茶路基線192-1
10	庶路支所(代表:0154752030)	0154752093	西庶路東二条南2丁目2-31
11	庶路子ども園(代表)	0154758250	西庶路学園通1丁目1
12	庶路学園(代表)	0154758255	西庶路学園通1丁目1
13	庶路分遣所	0154752022	庶路1丁目5-21
14	西庶路分遣所	0154752230	西庶路西一条北2丁目1-38
15	白糠浄水場	0154724800	西二条北11丁目1-5
16	茶路浄水場	0154727353	茶路増画基線64-3
17	中庶路日の出飲用水供給施設	0154753512	庶路基線68-11
18	衛星電話	080-1886-4897	
19	携帯電話	080-1972-9433	

※ 災害時優先電話は、緊急時の発信に限られ受信はできない。

3 無線通信施設の利用

気象等情報、予警報の収集、伝達及び災害、事変その他非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害の予防若しくは住民の救援、交通、通信の確保のため利用するほか、一般用電話回線（携帯電話含む）、災害時優先電話等使用不能の場合は、次の無線通信施設を使用する。

無線通信施設

無線通信施設名	所轄機関名	所在地	通信の相手先等
北海道総合行政情報ネットワーク	北海道	白糠町役場 (地域防災課)	北海道・道内市町村他関係機関との相互通話及びFAX送受信
白糠町行政無線	白糠町	白糠町役場 (地域防災課)	移動系無線 基地局（白糠町役場地域防災課）と移動局（携帯型、車載型）無線機との相互通信 同報系・移動系防災無線 基地局（白糠町役場地域防災課）と野外拡声器などへの一斉送信
消防無線	釧路市消防本部	釧路市西消防署 白糠支署	消防無線 基地局（白糠支署）、移動局（携帯型、車載型）及び固定局無線機との音声による相互通信
警察行政無線	釧路方面 釧路警察署	釧路方面 釧路警察署	警察業務用無線
白糠漁業協同組合無線	白糠漁業協同組合	白糠漁業協同組合	漁協無線

4 電報による通信

(1) 非常扱いの電報

天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生のおそれのある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な内容を事項とする電報。

(2) 緊急扱いの電報

非常扱いの電報を除くほか、公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする電報。

なお、非常扱いの電報は緊急扱いの電報より優先する。

(3) 非常・緊急電報の利用方法

ア 115番（局番なし）をダイヤルしNTTコミュニケータを呼び出す。

イ NTTコミュニケータが出た場合は、次のとおりとする。

（ア） 「非常又は緊急扱いの電報の申込み」と告げる。

（イ） あらかじめ指定した登録電話番号と通話責任者名等を告げる。

（ウ） 届け先、通信文等を申し出る。

(4) 電気通信事業法及び契約約款に定める電報内容、機関等

ア 非常扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は配達を受ける場合に限り扱う。

電 報 の 内 容	機 関 等
非常扱いの通話と同じ	非常扱いの通話と同じ

イ 緊急扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は配達を受ける場合に限り取り扱う。

電 報 の 内 容	機 関 等
船舶内の傷病者の医療について指示を受け又は指示を与えるために必要な事項	船舶と別に定めた病院相互間
他は緊急扱い通話と同じ	他は緊急扱い通話と同じ

5 通信途絶時の連絡方法

1 及び 3 に掲げる各通信施設等（有線・無線通信施設等）が使用不能の場合、又は著しく困難なときは、徒歩、自転車、車両等の利用等最も早く、正確に情報指示等伝達できると思われる方法により連絡するものとする。

また、衛星携帯電話の導入、アマチュア無線の導入利用も考慮し、臨機応変な措置を講ずる。

(1) 北海道総合通信局の対応

北海道総合通信局は、防災関係機関から本節 1 及び 2、3 の各通信施設をもって通信を行うことができない又は著しく困難である旨の連絡を受けたときは、通信の確保を図るため、速やかに次の措置を講ずるものとする。

ア 貸与要請者あて、移動通信機の貸出

イ 無線局の免許等の臨機措置（無線局の免許等に必要な申請手続き及び当該申請に係る処分について、口頭又は電話等迅速な方法で行い、所定の様式による手続きは、後刻可及的速やかに訴求処理する措置）

(2) 防災関係機関の対応

防災関係機関は、(1)の措置を希望する場合は、次に掲げる事項を北海道総合通信局に連絡するものとする。

ア 移動通信機器の借受を希望する場合

- (ア) 借受申請者の氏名又は名称及び住所
- (イ) 借受希望機種及び台数
- (ウ) 使用場所
- (エ) 引渡場所及び返納場所
- (オ) 借受け希望日及び機関

イ 臨機の措置による手続きを希望する場合

- (ア) 早急に免許又は許可等を必要とする理由
- (イ) (ア)に係る申請の内容

(3) 連絡先

総務省北海道総合通信局防災対策室(直通電話)011-747-6451

6 災害通信整備計画

- (1) 情報通信手段の施設は、平時から設備の機能を維持するための定期的な点検を実施するとともに非常通信の取り扱い及び機器の使用方法確認を行うなどして、運用管理体制の整備を図る。
- (2) 災害時において停電の発生も想定し、情報の迅速かつ正確な収集・伝達を行うため通信手段の多重化・多様化に努めるものとする。
- (3) 耐災性に優れる衛星系ネットワークは、大規模災害発生時における服装の回避に留意し、国、道、消防本部等を通じた一体的な整備、運用を図る。
- (4) 災害時の情報通信手段の維持・確保ができるよう、応急復旧対策のために必要となった場合に提供する場所を様々な災害に対応できるよう、複数個所の選定に努める。

第3節 災害情報等の報告、収集及び伝達計画

災害予防対策及び災害応急対策の円滑かつ迅速な実施のため必要な、災害に関する情報、被害状況等の情報を迅速かつ的確に収集するとともに、速やかに関係機関、地域住民等に伝達する。

また、災害時の重要通信の確保のため、情報収集・伝達体制について訓練等を通じ実効性の確保に留意する。

1 災害、異常現象発見時における措置

(1) 発見者の通報義務

白糠町内等において、災害が発生した場合又は発生するおそれのある異常現象を発見した者は、速やかに白糠町役場（町職員、常駐警備員）、釧路市西消防署（白糠支署員）、白糠消防団、釧路警察署（町内交番・駐在所含む）、釧路海上保安部又は町内会長のうち、最も近いところか、連絡の取りやすいところへ通報するものとする。

発見者から通報を受けた白糠町役場（町職員、常駐警備員）、警察官、釧路市消防本部（白糠支署員）、白糠消防団、釧路海上保安部、町内会長は、直ちに受理した内容を相互に通報、伝達しあい、情報の共有化を図ることとする。

(2) 町から各関係機関及び住民への周知、広報について

ア 災害等の異常現象の通報を受理した町職員、常駐警備員は、速やかに、地域防災課長、防災担当主幹、防災担当係長、防災担当係員のいずれかへ報告し、その指示により応急の対策をとることとする。

イ 報告を受けた、地域防災課長、防災担当主幹、防災担当係長、防災担当係は、速やかに町長、副町長へ連絡するとともに、町長、副町長の指示に基づき、災害の規模、内容等により必要に応じ、町関係各課長等へ連絡、調整するとともに、知事（釧路総合振興局長）、釧路地方気象台等の関係機関に通報、伝達しなければならない。

あわせて、白糠町防災行政無線（同報系・移動系）、広報車等、報道機関利用等により、住民等へ周知するものとし、関係者、関係機関、住民等への通報、伝達及び周知方法等の系統は、別図による。

2 地区別情報連絡員

災害が発生し又は発生するおそれがある場合の情報収集の万全を期するため、各地区の町内会長等を地区別情報連絡員とする。

各地区の町内会長等は、日頃から地域の住民と協力して防災に努めるとともに、災害が発生した時は、直ちに町役場又はその他関係機関に通報、連絡するものとする。

(1) 地区別情報連絡員の任務

- ア 地区内の防災に関する情報の通報、連絡
- イ 災害情報の収集及び伝達についての協力
- ウ 災害時応急対策への協力
- エ 被害状況調査等への協力

3 災害情報等の収集及び報告

町長は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、速やかに情報を収集し、所要の応急対策を講じるとともに、次に定める「災害情報等報告取扱要領」に基づき、その状況を知事（釧路総合振興局長）に報告するものとする。ただし、消防庁即報基準に該当する火災・災害等のうち、一定規模以上のもの（「直接即報基準」に該当する火災・災害等）を覚知した場合、又は通信の途絶により知事（釧路総合振興局長）に報告することができない場合は、直接、国（消防庁）に報告するものとする。また、関係がある公共機関、団体等に対して連絡するものとする。

(1) 情報の収集

被害状況の把握及び応急対策の実施状況等の調査、情報収集は、各部が所管事項について責任を持って行い、「災害状況個別調査書」別表1により調査し、企画総務対策部へ随時報告する。企画総務対策部は各部から随時報告されたものを集計し、常に災害情報等を把握しておく。

また、災害情報等の調査、情報収集にあたって必要な時は、関係地区の情報連絡員（町内会長等）を通じて迅速に調査、情報収集するものとする。

(2) 情報の報告

災害が発生し又は発生するおそれがある場合、次の「災害情報等報告取扱要領」に定めるところにより災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）を知事（釧路総合振興局長）に報告するものとする。

第3章 災害情報通信計画

(3) 消防庁連絡先（被害状況等の報告）

本部長（町長）は、通信の途絶等により知事（釧路総合振興局）に報告することができない場合は、直接国（消防庁）へ報告するものとする。

【通常時】

時間帯		平日(9:30～18:15)	平日(左記時間帯以外)・休日
報告先		消防庁応急対策室	消防庁宿直室 (消防防災・危機管理センター内)
NTT 回線	電話	03-5253-7527	03-5353-7777
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線 (注1)	電話	6-90-49013	6-90-49102
	FAX	6-90-49033	6-90-49036
地域衛星通信ネットワーク(注2)	電話	6-048-500-90-49013	6-048-500-90-49102
	FAX	6-048-500-90-49033	6-048-500-90-49036

注1 消防庁と都道府県をつなぐネットワーク

注2 消防庁、都道府県及び地域衛星電話を所有する消防本等をつなぐネットワーク

【消防庁災害対策本部設置時】

報告先		消防庁災害対策本部・情報集約班 (消防防災・危機管理センター内)
NTT 回線	電話	03-5253-7514
	FAX	03-5253-7553
消防防災無線	電話	6-90-49175
	FAX	6-90-49036
	電話	6-048-500-90-49175
	FAX	6-048-500-90-49036

4 災害情報等報告取扱要領

1 報告の対象

災害情報等の報告の対象は、おおむね次に掲げるものとする。

- (1) 人的被害、住宅被害が発生したもの。
- (2) 災害救助法の適用基準に該当する程度のもの。
- (3) 災害に対し、国及び道の財政援助等を要すると思われるもの。
- (4) 災害が当初軽微であっても、今後拡大し、発展するおそれがある場合、又は広域的な災害で、当町が軽微であっても釧路管内全体から判断して報告を要すると認められるもの。
- (5) 地震が発生し、当町地域において震度5弱以上を記録したもの。
- (6) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告の必要があると認められるもの。
- (7) その他、特に指示があった災害。

2 報告の種類及び内容

(1) 災害情報

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、別表2の様式により速やかに報告するものとする。

この場合、災害の経過に応じ把握した事項を逐次報告する。

(2) 被害状況報告

被害状況報告は、次の区分により行うものとする。但し、指定行政機関及び指定公共機関の維持管理する施設等（住家を除く）については除くものとする。

ア 速報

被害発生後、直ちに別表3の様式により件数のみ報告する。

イ 中間報告

被害状況が判明次第、別表3の様式により報告する。

なお、報告内容に変更が生じたときは、その都度報告する。

ただし、報告の時期等について特に指示があった場合はその指示による。

ウ 最終報告

応急措置が完了した後、15日以内に別表3の様式により報告する。

(3) その他の報告

災害の報告は、(1)及び(2)によるほか、法令等の定めに従い、それぞれ所要の報告を行うものとする。

3 報告の方法

(1) 災害情報及び被害状況報告（速報及び中間報告）は、電話又は無線等により迅速に行うものとする。

(2) 被害状況報告のうち最終報告は、文書（別表3）により報告するものとする。

4 被害状況判定基準

被害状況の判定基準は、別表4のとおりとする。

5 災害情報等報告責任者

災害情報等報告責任者は地域防災課長、その代理者には地域防災課主幹をあてるものとする。

第3章 災害情報通信計画

別表1

災害状況個別調査書

		年 月 日		NO			
災害発生日時		年 月 日		時 分 頃			
被害場所							
被災の種類							
被害 の 状 況		被害の程度	被世帯主氏名		住 宅 区 分		
	住宅	全壊・全焼 流出・埋没	(年齢)		自宅	借家	
		半壊・半焼 半流出・半埋没			世帯区分 (人)		
		一部破損	被害内容				
		床上浸水					
		家 屋					建設費
		(築年)	千円	m ²	円		
	人的	死 亡	氏 名			性 別	年 齢
			死亡日 年 月 日			男・女	
		負 傷	負傷者		入院	月 日	
			病院名		・ 期間		
			負傷名		通院	月 日	
備 考							
調査員職員氏名							

第3章 災害情報通信計画

別表2

※ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、本様式により速やかに報告すること。

災 害 情 報				
報 告 日 時		月 日 時現在	発受信日時	月 日 時 分
発 信 機 関			受 信 機 関	
発 信 者			受 信 者	
発 生 場 所				
発 生 日 時		月 日 時 分	災害の原因	
気 象 等 の 状 況	雨 量 河川水位 潮位波高 風 速 そ の 他			
ラ イ フ ラ イ ン 関 係 の 状 況	道 路 鉄 道 電 話 水 道 (飲料水) 電 気 そ の 他			
(1)災害対策本部等の設置状況		(名 称) (設置日時) 月 日 時 分設置 (名 称) (設置日時) 月 日 時 分設置		
(2)災害救助法の適用状況		地区名	被害棟数	罹災世帯
		(救助実施内容)		

第3章 災害情報通信計画

応 急 措 置 の 状 況	(3) 避難の状況	自 主 避 難	地区名	避難場所	人数	日時
		高 齢 者 等 避 難				
		避 難 指 示				
	(4) 自衛隊派遣要請の状況					
	(5) その他措置の状況					
	(6) 応急対策 出動人員	(ア) 出動人員		(イ) 主な活動状況		
		市町村職員	名			
		消防職員	名			
		消防団員	名			
その他(住民等)		名				
計		名				
その他	(今後の見通し等)					

注) 欄に記入しきれない場合は、適宜別葉に記載し報告すること。

第3章 災害情報通信計画

別表3

被害状況報告（速報 中間 最終）

災害発生日時			災害の原因						
災害発生場所			白糠町						
報告の期限			発受信日時						
発信機関			受信機関						
発信者			受信者						
項目		件数	被害金額(千円)	項目		件数	被害金額(千円)		
人的被害	死者		1 氏名	農業被害	共同利用施設				
	行方不明		2 性別		営農施設				
	重傷		3 年令		畜産被害				
	軽傷		4 原因		その他				
	計				計				
住家被害	全壊	棟数		土木工事	道工事	河川			
		世帯数				海岸			
		人員				砂防設備			
	半壊	棟数				道路			
		世帯数				橋梁			
		人員				小計			
	一部破損	棟数			市町村工事	河川			
		世帯数				道路			
		人員				橋梁			
	床上浸水	棟数							
		世帯数			小計				
		人員							
	床下浸水	棟数			港湾				
		世帯数			漁港				
		人員			下水道				
	計	棟数			公園				
		世帯数			崖くずれ				
		人員			計				
	非住家被害	全壊	公共建物			漁船	沈没流出		
			その他				破損		
		半壊	公共建物				計		
			その他			漁港施設			
		計	公共建物			共同利用施設			
			その他			その他施設			
農業被害	農地ha	田		漁具(網)					
		畑		水産製品					
	農作物ha	田		その他					
		畑		計					
	農業用施設								

第3章 災害情報通信計画

項 目			件 数	被害金額 (千円)	項 目		件 数	被害金額 (千円)
林業被害	町有林	林 地			公被 立 文 教害	小 学 校		
		治山施設				中 学 校		
		林 道				高 校		
		林 産 物				その他文教施設		
		そ の 他				計		
		小 計				社 会 教 育 施 設		
	一般民有林	林 地			社 社 会 施 福 設等	公 立		
		治山施設				法 人		
		林 道				計		
		林 産 物			そ の 他	都 市 施 設		
		そ の 他(町有林)				空 港		
		小 計				ブロック塀等		
	計					電 話		
						電 気		
衛生被害	水 道				そ の 他	ガ ス		
	病 院	公 立				罹災世帯数		
		個 人				火災発生(建 物)		
	一般廃棄物処理施設					火災発生(危険物)		
	火 葬 場					火災発生(その他)		
	計							
商工被害	商 業				そ の 他			
	工 業							
	そ の 他							
	計					被 害 総 額		
参 考	異常現象等の状況							
	交通・通信・水道等の状況							
	応急対策出動人員(延)		市町村職員 名 消防職員 名 消防団員 名 その他(住民等) 名					
摘 要								
○公共施設被害市町村数＝_____市町村								
○応急対策の状況								
・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・避難情報の発令状況 ・避難所の設置状況 ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・自衛隊の派遣要請、出動状況 ・災害ボランティアの活動状況								

別表 4

被害想定判断基準

被害区分		判定基準
①人的被害	死 者	当該災害が原因で死亡した遺体を確認したもの。又は遺体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。 (1) 当該災害により負傷し、死亡した者は、当該災害による死亡者とする。 (2) C町のものが隣接のD町に滞在中、当該災害によって死亡した場合は、D町の死亡者として取り扱う。(行方不明、重傷、軽傷についても同じ。) (3) 氏名、性別、年令、職業、住所、原因を調査し市町村と警察調査が一致すること。
	災 害 関 連 死	当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの(実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。)とする。
	行 方 不 明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの。 (1) 死者欄の(2)(3)を参照。
	重 傷 者	災害のため負傷し、1ヵ月以上医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもの。 (1) 負傷の程度は医師によるものとし、診断後入院、通院、自宅治療等が1ヵ月以上に及ぶものを重傷者とする。 (2) 死者欄の(2)(3)を参照。
	軽 傷 者	災害のため負傷し、1ヵ月未満医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもの。 (1) 負傷の程度は医師によるものとし、診断後入院、通院、自宅治療等が1ヵ月未満であるものを軽傷者とする。 2) 死者欄(2)(3)を参照。

第3章 災害情報通信計画

被害区分		判 定 基 準
② 住 家 被 害	全 壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のものである。又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものである。 (1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価とし、家財道具の被害は含まない。
	半 壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のものである。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のものである。又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものである。 (1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価に減損率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。
	一 部 破 損	全壊、半壊、床上浸水及び床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態で、居住するためには、補修を要する程度のものである。 (1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建物を含む)の時価に減損率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。
	床 上 浸 水	住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一時的に居住することができない状態となったものである。 (1) 被害額の算出は、床上浸水によって家屋(畳、建具を含む)が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
	床 下 浸 水	住家が床上浸水に達しないものである。 (1) 被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
③ 非 住 家 被 害	非 住 家	非住家とは住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 (1) 公共建物とは、役場庁舎、集会施設等の公用又は公共の用に供する建物をいう。なお、指定行政機関及び指定公共機関の管理する建物は含まない。 (2) その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう。 (3) 土蔵、物置とは、生活の主体をなす主家に附随する建物の意味であって、営業用の倉庫等は、その倉庫の用途に従って、その他の項目で取り扱う。 (4) 被害額の算出は、住家に準ずる。

第3章 災害情報通信計画

被害区分		判 定 基 準
④ 農 業 被 害	農 地	農地被害は、田畑が流失・埋没等のため農耕に適さなくなった状態をいう。 (1) 流失とは、その田畑の筆における耕土の厚さ10%以上が流出した状態をいう。 (2) 埋没とは粒径1mm以下にあつては2cm、粒径0.25mm以下の土砂にあつては5cm以上流入した状態をいう。 (3) 埋没等の等とは、地震による土地の隆起、陥没又は干ばつ等をいう。 (4) 被害額の算出は農地の原形復旧に要する費用又は、農耕を維持するための最少限度の復旧に要する費用とし、農作物の被害は算入しない。
	農 作 物	農作物が農地の流失、埋没等及び浸冠水・倒伏によって生じた被害をいう。 (1) 浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間(24時間以上)作物等が地面に倒れている状態をいう。 (2) 倒伏とは、風のため相当期間(24時間以上)作物等が地面に倒れている状態をいう。 (3) 被害額の算出は、災害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	農業用施設	頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、道路、橋りょう、その他農地保全施設の被害をいう。
	共同利用施設	農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農産物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設等及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。
	営 農 施 設	農家個人所有に係る農舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、育苗施設等の被害をいう。
	畜産被害	施設以外の畜産被害で、家畜、畜舎等の被害をいう。
⑤ 土 木 被 害	そ の 他	上記以外の農業被害、果樹(果実は含まない)草地畜産物等をいう。
	河 川	河川の維持管理上必要な堤防、護岸、水制・床止め又は沿岸を保全するため防護することを必要とする河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	海 岸	海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護することを必要とする海岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	砂 防 設 備	砂防法第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸等で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。

第3章 災害情報通信計画

被害区分		判 定 基 準
⑤ 土 木 被 害	地すべり 防 止 施 設	地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	急傾斜地 崩 壊 防 止 施 設	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地壊防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	道 路	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路の損壊が、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	橋りょう	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路を形成する橋が流失又は損壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	港 湾	港湾法第2条第5項に基づく水域施設、外かく施設、けい留施設等で復旧工事を要する程度の被害をいう。
	漁 港	漁港法第3条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設。
	下 水 道	下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水路。
	公 園	都市公園法施行令第25条各号に掲げる施設（主務大臣の指定するもの（植栽・いけがき）を除く。）で、都市公園法第2条第1項に規定する都市公園に設けられたもの。
⑥ 水 産 被 害	漁 船	動力船及び無動力船の沈没流出、破損（大破、中破、小破）の被害をいう。 (1) 港内等における沈没は、引上げてみて今後使用できる状態であれば破損として取り扱う。 (2) 被害額の算出は、被害漁船の再取得価額又は復旧額とする。
	漁 港 施 設	外かく施設、けい留施設、水域施設で水産業協同組合の維持管理に属するもの。
	共 同 利 用 施 設	水産業協同組合、同連合会、又は地方公共団体の所有する施設で漁業者の共同利用に供する水産倉庫、加工施設、作業所、荷さばき所、養殖施設、通信施設、給水施設、給油施設、製氷・冷凍・冷蔵施設・干場・船揚場等をいう。
	その他施設	上記施設で個人（団体、会社も含む）所有のものをいう。
	漁 具（網）	定置網、刺網、延縄、かご、函等をいう。
	水 産 製 品	加工品、その他の製品をいう。
	林 地	新生崩壊地、拡大崩壊地、地すべり等をいう。
⑦ 林 業 被 害	治 山 施 設	既設の治山施設等をいう。
	林 道	林業経営基盤整備の施設道路をいう。
	林 産 物	素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特用林産物等をいう。
	そ の 他	苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設（飯場、作業路を含む。）等をいう。

第3章 災害情報通信計画

被害区分		判 定 基 準
⑧ 衛生 被害	水 道	水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設をいう。
	病 院	病院、診療所、助産所等をいう。
	清掃施設	ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場をいう。
	火 葬 場	火葬場をいう。
⑨ 商工 被害	商 業	商品、原材料等をいう。
	工 業	工場等の原材料、製品、生産機械器具等をいう。
⑩公立文教施設被害		公立の小、中、高校、中等教育学校、大学、盲学校、ろう学校、養護学校、幼稚園等をいう。（私学関係はその他の項目で扱う。）
⑪社会教育施設被害		図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設。
⑫社会福祉施設等被害		老人福祉施設、身体障がい者（児）福祉施設、知的障がい者（児）福祉施設、児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、精神障がい者社会復帰施設をいう。
⑬ そ の 他	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害をいう。
	鉄道施設	線路、鉄橋、駅舎等施設の被害をいう。
	被害船舶 （漁船除く）	ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流出し、所在が不明となったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害をいう。
	空 港	空港整備法第2条第1項第3号の規定による空港をいう。
	水 道 （戸数）	上水道、簡易水道で断水している戸数のうち、ピーク時の戸数をいう。
	電 話 （戸数）	災害により通話不能となった電話の回線数をいう。
	電 気 （戸数）	災害により停電した戸数のうちピーク時の停電戸数をいう。
	ガ ス （戸数）	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっているピーク時の戸数をいう。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。
	都市施設	街路等の都市施設をいう。
		上記の項目以外のもので特に報告を要すると思われるもの。

白糠町地域防災計画

第 4 章

災 害 予 防 計 画

第4章 災害予防計画

災害対策を計画的に推進するため、災害予防に重要な災害危険区域を設定し、必要な施設の整備及び訓練等の計画については、本計画の定めるところによる。

災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

また、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとし、災害対応の検証を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

加えて、円滑な災害応急対策及び災害復旧に資するよう、物資供給等の事業者と協定を締結しておくなど協力体制を構築するとともに、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努め、災害危険区域を把握し、警戒避難体制の整備等を行うとともに、災害予防策を講じるものとする。

第1節 災害危険区域及び整備計画

災害が予想される災害危険区域の実情を調査し、容易に応急対策が講じられるようにするとともに、その地域に対する施設の整備計画を明らかにする。

1 水防区域及び整備計画

資料編のとおり

2 高波・高潮・津波等危険区域及び整備計画

資料編のとおり

3 市街地における低地帯の浸水予想区域及び整備計画

資料編のとおり

4 地すべり・がけ崩れ・土石流危険渓流等危険区域及び予防計画

第4節 土砂災害対策計画及び資料編のとおり

5 雪崩危険区域及び整備計画

資料編のとおり

6 防災拠点等整備計画

資料編のとおり

7 危険物貯蔵所等所在区域

資料編のとおり

8 山地災害危険地区

資料編のとおり

第2節 雪害対策計画

異常降雪等により、予想される雪害の予防対策及び応急対策は、本計画の定めるところによる。

1 警戒体制

降雪期において、各関係機関は、釧路地方気象台の発表する気象等に関する注意報、警報及び気象情報に留意し、必要と認める場合には、それぞれの定める警戒体制をとるものとする。

2 除雪路線の実施分担

除雪路線は、特に交通確保を必要と認める町内における主要路線について、次の区分により除雪を分担実施する。

- (1) 国道路線の除雪は、釧路開発建設部が行う。
- (2) 道道路線の除雪は、釧路総合振興局釧路建設管理部が行う。
- (3) 町道路線の除雪は、町が行う。
- (4) 鉄道路線の除雪は、北海道旅客鉄道株式会社（釧路支社）が行う。

3 異常降雪時における除雪

異常降雪時においては、交通量、消防・救急対策等を十分考慮し、関係機関の除（排）雪計画に基づいて、主要幹線より順次除（排）雪を実施するものとする。

4 通信施設の雪害対策

通信施設の雪害防止については、電話回線故障の復旧の迅速化を図るため、東日本電信電話株式会社北海道事業部（委任機関：株式会社N T T東日本-北海道釧路支店）は、施設の改善、応急対策の強化等を図るものとする。

5 電力施設の雪害防止対策

電力施設の雪害防止のため、北海道電力ネットワーク（株）釧路支店は、送電線の冠雪、着氷雪対策を樹立し、必要に応じて特別巡視等を行うものとする。

6 なだれ防止対策

住民等に被害を及ぼすおそれのあるなだれ発生予想箇所を住民等に周知させるため、関係機関は、それぞれ自己の業務所管区域の保全及び交通安全を確保するため、なだれ発生予想箇所に防止柵の設置を行い、また、表示板等により住民への周知を図り、巡視等の強化対策を講ずるものとする。

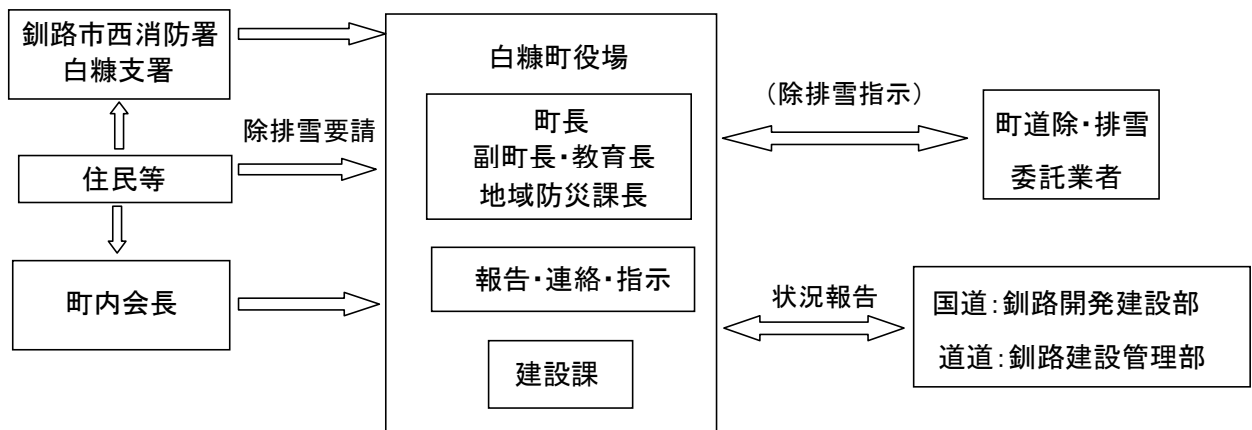
7 交通途絶地区の緊急対策

積雪がはなはだしく交通が途絶している地区において、火災発生、救急医療対策及び食糧供給等が困難な事態が発生した場合、町は、関係機関と協力し、速やかに救援等の措置をとるものとする。

8 積雪時等における消防・救急対策

- (1) 町は、積雪時や暴風雪等の悪天候時に火災が発生した場合や、救急車両等の活動に支障があると判断した場合、それぞれの道路等を所管する関係機関に除雪の依頼をし、除雪車を優先的に必要な現場に出動させる等、消防・救急活動の確保に努める。
- (2) 町は、除雪計画路線のほか、住宅密集地の道路については、常に消防車、救急車の運行に支障のないように除雪体制を整備しておくものとする。
- (3) 消防水利については、釧路市西消防署（白糠支署）により常に除雪を行い、消防活動に支障のないようにするものとする。

9 町除雪連絡体制



第3節 融雪災害対策計画

水防計画に定めるもののほか、融雪期における融雪による河川の出水等の災害の予防に関することは、本計画の定めるところによる。

1 気象状況の把握

融雪期においては、釧路地方气象台等関係機関と緊密な連絡を取り、地域内の積雪状況を的確に把握するとともに、注意報、警報、低気圧の発生及び経路、降雨及び気温の上昇等の気象状況に留意し、融雪出水の予測に努めるものとする。

2 水防区域等の警戒

水防区域内及びなだれ、地すべり、がけ崩れ等の懸念のある地域、箇所を事前に察知し、被害の拡大を防ぐため、次により万全の措置を講ずるものとする。

- (1) 町（担当：建設班）及び釧路市西消防署（白糠支署）は、住民等の協力を得て、既往の被害箇所その他水害危険区域を中心に巡視警戒を行うものとする。
- (2) 町は、関係機関と緊密な連絡を取り、危険区域の水防作業及び避難救出方法等を事前に検討しておくものとする。
- (3) 町は、なだれ、積雪、捨雪、結氷等により、河川、導水等が著しく狭められ、被害発生が予想される場合、融雪出水前に、河川、導水路内の除雪、結氷の破砕等を行い流下能力の確保を図るものとする。

3 道路の除雪

町長は他の道路管理者と連携し、なだれ、積雪、滞留水等により、道路交通が阻害されるおそれがあるときは、道路の除雪、結氷の破砕等障害物の除去に努め、道路の効率的な活用を図るものとする。

4 水防資機材の確保、整備、点検

町長は他の河川管理者と連携し、水防活動を迅速かつ効率的に行うために、融雪出水前に水防資機材の確保並びに整備、点検を行うとともに、関係機関及び資機材持ち業者とも十分な打合せを行い、資機材の効率的な活用を図るものとする。

5 水防思想の普及徹底

町長は他の河川管理者と連携し、融雪出水に際し、住民の十分な協力が得られるよう水防思想の普及徹底に努めるものとする。

第4節 土砂災害対策計画

急傾斜地等における崩壊及びなだれ等の土砂災害から住民の生命、身体及び財産を守り、被害を最小限にとどめるための予防対策は、本計画の定めるところによる。

1 予防対策

町内には、地すべり、落石による住家、道路交通等に被害をもたらす、土砂災害の危険性を持つ区域が多数存在しているため、土地の高度利用や開発に伴って、地すべり災害及び落石災害が発生する傾向にあり、ひとたびこれらの災害が発生すると多くの住家、公共施設等、身体、人命に被害が発生するおそれがあるため、地すべり等防止工事の実施を推進するとともに、定期的に危険箇所を点検し、必要に応じて適切な処置を講ずるものとする。

また、住民に対し、地すべり危険区域、急傾斜地崩壊危険区域及び土石流危険渓流の周知に努めるとともに、当該区域に係る必要な警戒避難体制に関する事項について定め、町の所轄する区域の保全及び安全を確保するため、必要に応じ危険防止柵の設置等を行うとともに、付近住民に対して危険箇所及び急傾斜地等の異常（亀裂、落石、湧水、噴水、濁り水）等の早期発見と通報協力について周知徹底する。

町における地すべり、がけ崩れ、土石流危険渓流等の危険区域は「第4章 第1節 4 地すべり、がけ崩れ等予想区域及び整備計画」に定めるとおりである。

(R4.1 現在)

自然現象の種類	土砂災害危険箇所	土砂災害警戒区域	内特別警戒区域
急傾斜地の崩壊	16	16	15
土石流	23	23	7
地すべり	7	7	0
指定箇所数計	46	46	22

資料編 ④地すべり・がけ崩れ・土石流危険渓流等危険区域

2 警戒体制

町長は、異常降雨等により土砂災害が予想される場合は、当該危険区域の巡視を行い警戒にあたるものとする。

(1) 警戒巡視にあたって注意する事項は、おおむね次のとおりとする。

- ア 表層の状況
- イ 地表水の状況
- ウ 湧水の状況
- エ 亀裂、落石の状況
- オ 樹木等の傾倒状況

3 避難及び救助

災害が発生し、又は土砂災害警戒情報が当町に発表されるなど、災害時には、「第5章 第4節 避難救出計画」の定めにより、当該地域住民に対し警告し、避難のため立ち退きを指示するとともに関係機関に通知し、地域住民とともに避難誘導等の協力を得、住民の生命、財産を守り、被害を最小限度にとどめるものとする。

第5節 水防計画

洪水や高潮その他による水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減するための組織並びに活動は、本計画の定めるところによる。

1 水防の責務

水防法に定める水防に関する機関及び一般住民等の水防上の責務の大綱は、次のとおりとする。

(1) 白糠町（水防管理者）の責務

町は、水防法第3条の規定に基づき、水防管理団体として、町の区域内における水防を十分果たす責任を有する。

(2) 北海道（釧路総合振興局）

ア 釧路総合振興局長は、水防管理団体が行う水防が十分に効果を発揮するよう指導に努めるものとする。

イ 釧路総合振興局長は、水防法第13条2項の規定により、水位周知河川について、避難判断水位に達したときは、直ちに水防管理者等に受けた内容を通知するものとする。

ウ 釧路総合振興局長は、水防法第16条（水防警報）第3項の規定により水防警報を発表する場合は、直ちに水防管理者等に受けた内容を通知するものとする。

(3) 居住者等の責務

町の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者は、水防管理者（町長）、釧路市西消防署（白糠支署）から、水防に従事することを求められたときは、これに従うものとする。

2 水防組織及び所轄事務

本計画「第2章 防災組織 第2節 災害対策本部」に定めるところに準じ、水防本部により水防に関する事務を処理するものとし、水防事務の総括は経済対策部で行うものとする。

また、水防に関する事務は「第2章 防災組織 第2節 災害対策本部」に定めるところに準じ所轄するものとする。

3 安全配慮

水防活動に従事する者の安全確保に留意して水防活動を実施するため、避難誘導や水防作業の際は、ライフジャケット着用、安否確認用通信機器及び防災気象情報入手のためのラジオの携行をするなど従事者自身の身の安全を確保しなければならない。

4 水害危険区域

町の区域内の河川、低地帯等で、水防上特に重要な警戒防御区域及び洪水浸水想定区域内において円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があるよう配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設）は「第4章 第1節 災害危険区域及び整備計画」に掲げる別表のとおりである。

5 雨量、水位観測所

迅速かつ的確な水防活動を行うため、相当の雨量があると認めたときは、釧路地方気象台、釧路総合振興局釧路建設管理部と連絡を取り、その状況を把握しておくものとする。

雨量は、釧路地方気象台及び国土交通省「川の防災情報」等で、ホームページで公表している雨量計等の情報を随時収集して参考にする。

「第4章 第1節 災害危険区域及び整備計画」に掲げる危険区域は、必要があると認めた場合、定期的な巡視等により水位観測等、随時状況を把握しておく。

6 水防活動用気象予警報

(1) 水防活動用予警報の種類

	種 類	発表機関	摘 要
水防活動用気象予警報気象業務法第14条の2第1項 水防法第10条第1項	大雨注意報、大雨警報 又は大雨特別警報、洪水注意報、洪水警報、 高潮注意報、高潮警報 又は高潮特別警報、記録的短時間大雨情報	釧路地方気象台	一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。

(2) 水防活動の種類

種 類	内 容 等	配備基準・配備体制
情報連絡体制	釧路地方気象台その他関係水防機関等と連絡を取り、気象、水象、地象等に関する情報の収集、伝達、連絡が関係機関、関係課長等と速やかにとれる少数の人数をもって対応にあたる。	気象業務法に基づく気象、水象、地象現象に関する警報（波浪、高潮、大雨、洪水）、記録的短時間大雨情報が本町を含む地域に発表されたとき。（地域防災課長、防災担当職員、建設課長、土木職員）波浪、高潮警報が発表された場合は、上記に加え経済課長、水産職員も含む）
準 備	水防に関する情報連絡、水防資機材の準備、樋門・陸閘準備、通信、輸送手段、水防活動に必要な人員の準備及び確保。	雨量、水位、流量その他の状況により、必要と認めたとき。（関係職員）
待 機	不意の出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるよう待機する体制。 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることができない状態。	雨量、水位、流量その他の状況により、水防本部（災害対策本部）が必要と認めたとき。（関係職員）

なお、水防活動の利用に適合する予報及び警報等の発表があり、洪水又は高潮のおそれがあると認められるときの非常配備については「第2章 第2節 6 本部の配備体制」に定めによるところとする。

7 水防倉庫及び水防用資機材の備蓄

水防倉庫及び水防用資機材の備蓄は、次のとおりである。

なお、備蓄資機材に不足が生じたときは、必要に応じ、民間等から調達するものとする。

(1) 水防倉庫

設 置 場 所	棟数	面積	所 在 地	備 考
白糠町役場地下倉庫	1	16m ²	白糠町西1条南1丁目1番地1	

(2) 水防資機材の備蓄

品 名	土のう用袋	スコップ	つるはし	発電機	可搬ポンプ
数 量	1,374袋	剣先30本	3本	1台	4台

(3) 民間団体等から調達可能な水防資材

調 達 先	所在地	電話番号	調達できる資材等
釧路丹頂農業協同組合 白糠支所資材店舗	白糠町西1条 北4丁目3番地1	2-3258	大型土のう用袋、ブルーシート スコップ、ロープ
白糠金物センター株式 会社	白糠町東1条 南2丁目1番地11	2-2264	土のう用袋、ブルーシート スコップ、ロープ

8 水防区域を防御するための地域分担等

水防区域を防御するため消防機関の地域分担を次のとおり定める。ただし、消防長が、必要と認めて指示したときは、分担区域以外の地域であっても出動するものとする。

分担区域	河 川 名	消防機関・消防団
白 糠 区 域	茶路川、和天別川	釧路市西消防署白糠支署 白糠消防団第1分団
西 庶 路 地 区	庶路川	釧路市西消防署白糠支署 白糠消防団第2分団・3分団
庶 路 地 区	庶路川、コイトイ川	釧路市西消防署白糠支署 白糠消防団第2分団・3分団

9 非常監視及び警戒

建設班は、水防管理者（町長）が非常配備を指令したときは、町内の水防区域内を巡視し、監視警戒を厳重に行い、異常を発見したときは直ちに水防管理者に報告するものとし、水防管理者は速やかに当該河川管理者に連絡するものとする。

警戒監視にあたり、特に留意する事項は次のとおりである。

- (1) 裏のりの漏水又は飽水による亀裂及びがけ崩れ
- (2) 表のりで水当たりの強い場所の亀裂及びがけ崩れ
- (3) 天端の亀裂又は沈下
- (4) 堤防の越水状況
- (5) 樋門の両そで又は底部よりの漏水と扉のしまり具合
- (6) 橋りょうとその他構造物と堤防の取付部分の異常

10 水防作業

水防工法を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防、構造、護岸の状態等を考慮して、最も適切な工法を選択し迅速かつ的確に実施するものとする。

11 水防信号

水防に用いる信号は、次によるものとする。

方法 区分	警鐘信号	サイレン信号	摘 要
警戒信号	●休止 ●休止 ●休止	5—15 5—15 5—15 秒 秒 秒 秒 秒 秒 ●—休止●—休止●—休止	気象官署から洪水警報を受けたときまたは、はん濫注意水位になったとき
出動第1信号	●—●—●— ●—●—●— ●—●—●—	5—6 5—6 5—6 秒 秒 秒 秒 秒 秒 ●—休止●—休止●—休止	水防活動隊（消防機関及び水防団等）の全員出動信号
出動第2信号	●—●—●—●— ●—●—●—●— ●—●—●—●—	10—5 10—5 10—5 秒 秒 秒 秒 秒 秒 ●—休止●—休止●—休止	本町の区域内に居住する者の出動信号
危険信号 （避難、立ち退き）	乱 打	1—5 1—5 1—5 分 秒 分 秒 分 秒 ●—休止●—休止●—休止	必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退きを知らせる信号

- 備考
- 1 信号は、適宜の時間継続すること。又適宜繰り返すこと。
 - 2 必要があれば、警鐘信号及びサイレン音を併用することを妨げない。
 - 3 住民への周知の方法は、白糠町防災行政無線（同報系・移動系）ほか、広報車、電話、口頭等により行い、必要と認める場合は、各戸訪問し周知、避難誘導する。
 - 4 危険が去ったときは、白糠町防災行政無線（同報系・移動系）、広報車、口頭、電話等により周知させる。

12 避難計画

水防管理者は、堤防等が決壊した場合又は破堤、浸水のおそれがある場合は、直ちに必要と認める区域の居住者等に対し、立ち退き又はその準備を指示するものとする。

その際は「第5章 第4節 避難救出計画」の定めるところによる。

13 水防通信連絡

災害時における情報及び被害報告等の通信連絡方法は、「第3章 第2節 災害通信計画」に準じるものとする。

14 報告

(1) 水防報告

水防管理者（町長）は、次に定める事態が発生したときは、速やかに北海道（釧路総合振興局）に報告するものとする。

ア 消防機関を出動させたとき。

イ 他の水防管理団体に応援を要請したとき。

ウ その他必要と認める事態が発生したとき。

(2) 水防活動実施報告

水防管理者（町長）は、水防活動が終結したときは、速やかに記録を整理するとともに、下記様式により水防活動状況を北海道（釧路総合振興局）に報告するものとする。

なお、報告日及び調査対象期間は次に定めるところによる。

ア 水防活動実施報告書提出期限等

- ・ 6月上旬の釧路総合振興局が定める日 調査対象期間 : 1月 ～ 5月
- ・ 8月上旬の釧路総合振興局が定める日 調査対象期間 : 6月 ～ 7月
- ・ 10月上旬の釧路総合振興局が定める日 調査対象期間 : 8月 ～ 9月
- ・ 1月上旬の釧路総合振興局が定める日 調査対象期間 : 10月 ～ 12月

第4章 災害予防計画

イ 報告様式

様式 1

水 防 活 動 実 施 報 告 書

自 年 月
至 年 月

(北海道：白糠町)

区 分	水防活動		使用資材費			団体数	左のうち主要資材35万円以上使用団体分			備考
	団体数	活動延 人 員	主要資材	その他資材	計		使用資材費			
							主要資材	その他資材	計	
県(都道府県)分		人	円	円	円					
前 回 迄	—									
月 分	—	—								
月 分	—	—								
月 分	—	—								
小 計	—	—								
累 計	—	—								
県(都道府県)分										
前 回 迄										
月 分 ()										
月 分 ()										
月 分 ()										
月 分 ()										
小 計										
累 計							円	円	円	

(作成要領)

- 1 「前回迄」欄は、前回報告分にかかる「累計」欄の数及び金額を記入すること。
- 2 「団体数」欄の () 書には、当該月内に水防活動を行った水防管理団体数を、その他の欄には水防団体の実数を記入すること。
- 3 「月分」欄は、当該期間の調査対象月数に応じて区分すること。ただし、水防活動を行わない月の欄は不要
- 4 「主要資材」欄は、俵、かます、布袋類、たたみ、むしろ、なわ、竹、生木、丸太、くい、板類、鉄線、釘、かすがい、蛇籠、置石及び土砂の使用額を記入すること。
- 5 「その他資材」欄は、主要資材以外の資材の使用額を記入すること。
- 6 「左のうち主要資材35万円以上使用団体分」の各欄の記入は、水防管理団体分の「累計」欄のみ記入すること。

第6節 消防計画

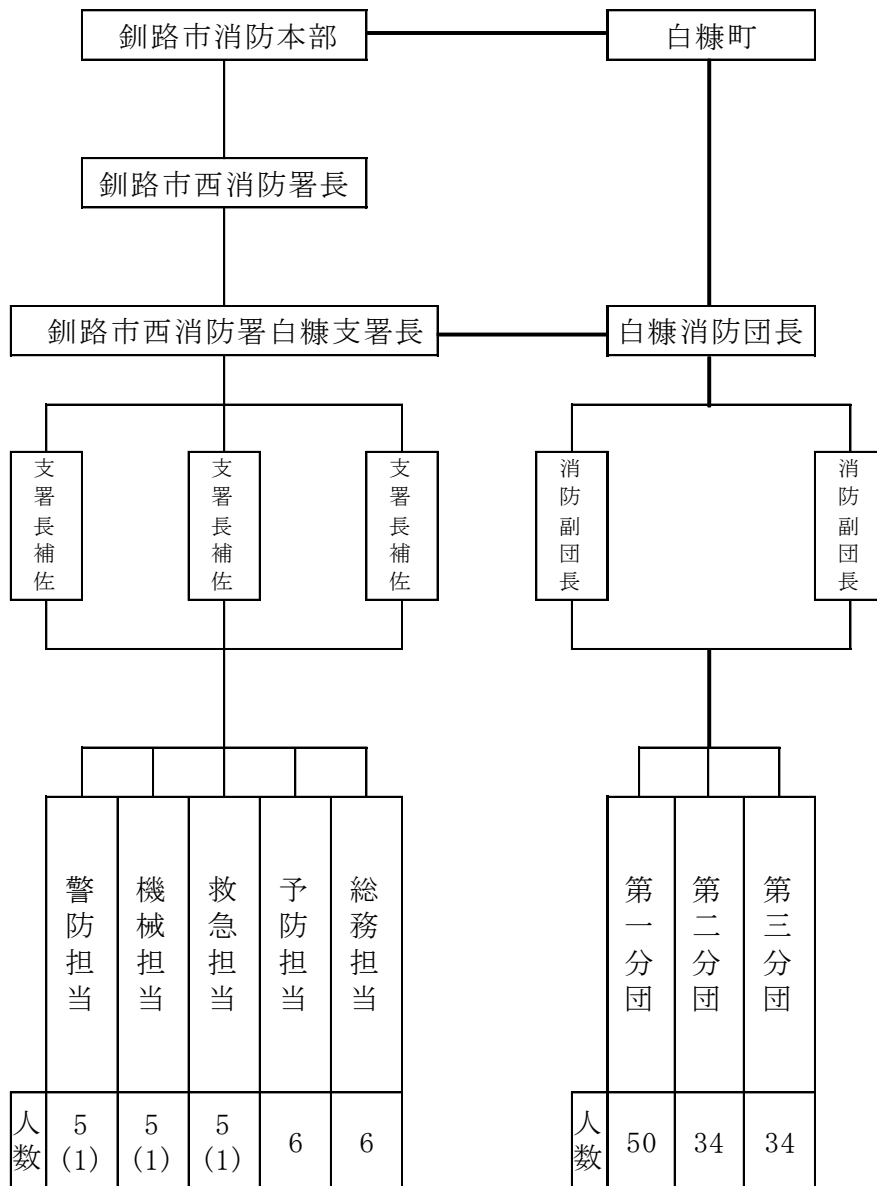
消防の任務は、その施設及び人員を活用して住民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うことにある。

この計画は、消防組織法及び消防法に基づき、白糠町において消防機関が十分にその機能を発揮し、その被害を最小限に防止するための組織及び火災予防対策、警防計画等に関し必要な事項を定める。

1 消防機関の組織及び機構

常備の消防事務は、地方自治法第252条の14第1項に基づき、釧路市消防本部で処理するものとし、その組織は次のとおりである。

(1) 消防組織図（人員は定数を表す）



()内は兼務

2 消防施設の現況

(1) 車両

所 属		指揮車	消防ポンプ車	水槽付きポンプ車	小型ポンプ付き水槽車	小型ポンプ積載車	小型ポンプ	小型動力ポンプ	大型水槽車	資機材運搬車	救急車	広報車
消 防 署		1		2					1	1	2	1
消 防 団	第1分団	1	1	1								
	第2分団		1			1						
	第3分団		2									
合 計		2	4	3		1			1	1	2	1

(2) 消防水利保有数

水利名 区 分	消 火 栓				貯 水 槽	
	公 設		私 設	計	公 設	計
	単 口	双 口	単 口			
白糠地区	40 (28)		(1)	40 (29)	28 (1)	28 (1)
庶路地区	11 (5)	(5)	(1)	11 (11)	5	5
西庶路地区	23 (10)			23 (10)	10	10
合 計	74 (43)	(5)	(2)	74 (50)	43 (1)	43 (1)

※ () 内は、規格外施設

3 火災予防

火災を未然に防止するため、町民に対して、広報等により随時警戒心の喚起を図るとともに、次により防火思想の普及、啓発を推進する。

(1) 火災予防住民運動の促進

ア 火災予防運動

春、秋の火災予防運動をはじめとする、各種火災予防運動を積極的に推進し、ビデオ放映会、講演会、講習会等の開催、防火資料の配布等により防火思想の普及徹底を図る。

イ 自主防災組織等の育成

地域住民による自主防災組織等の育成を図り、防犯・防火・防災において実効性のある予防活動の知識の普及に努める。

ウ 報道機関による防火思想の普及

第4章 災害予防計画

町民に対し、新聞、テレビ、ラジオ、町広報誌等により随時防火に関する知識の普及に努める。

エ 諸行事による防火思想の普及

町、各種団体の主催諸行事等で多数の町民等が集まる機会を利用し、防火資料の配布等により防火思想の普及徹底を図る。

(2) 防火管理者の育成

防火管理者資格講習会を開催して法定資格者を育成するとともに、上級研修会を通じて防火管理者の知識の向上を図り、また、防火管理者を定めるべき防火対象物における消防計画の作成、消防訓練の実施、消防用設備等の点検整備、防火管理者の自主的組織の育成等により、自衛消防体制の強化に努める。

(3) 火災予防査察

指定防火対象物、危険物貯蔵所等及び一般家庭からの火災を未然に防止するため、消防職員及び消防団員による火災予防査察を定期的に実施する。

(4) 危険物の規制

危険物の製造所、貯蔵所及び取扱所における保安基準の遵守並びに危険物保安監督者の保安監督業務の徹底を期するため、消防職員による立ち入り検査の実施及び各種研修会等を開催するとともに、危険物所有者の自主的組織の育成により自衛消防体制の強化に努める。

(5) 住宅用火災警報器の設置推進

住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資するため、設置が義務づけられている「住宅用火災警報器」の設置及び普及促進を図る。

※ 参考（住宅用防災警報機の設置義務）

- ・新築住宅：平成 18 年 6 月 1 日以降に建てられる住宅
- ・既存住宅：平成 23 年 5 月 31 日までの間に設置する。

(6) 建築物の確認に対する同意

消防法第 7 条の規定に基づく建築物同意調査を行い、火災予防の推進を図る。

4 火災警報及び伝達計画

(1) 火災気象通報

ア 種類

火災気象通報	火災気象通報の発表及び終了の通報は、消防法第22条の規定に基づき釧路地方気象台が札幌管区気象台を経由して北海道に行い、北海道から白糠町長に通報するものとする。
--------	---

イ 発令基準

実効湿度 60%以下で、最小湿度 30%以下の場合、若しくは平均風速毎秒 12m以上が予想される場合とする。

ただし、平均風速が毎秒 12m以上であっても、降水及び降雪の状況によっては、火災気象情報を行わない場合がある。

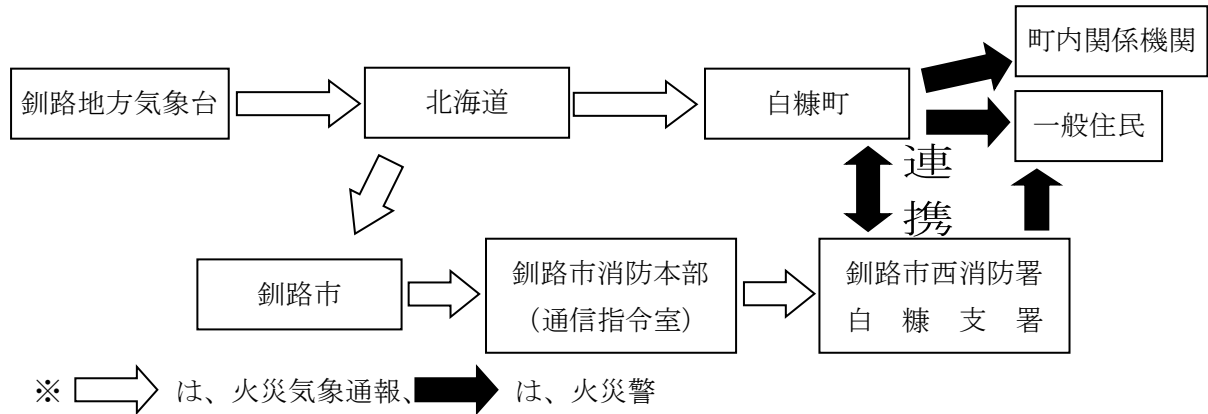
(2) 火災警報

町長は、前期の通報を受けたとき、又は気象の状況が火災警報発表条件となり、火災の予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報を発表することができる。

火災警報発令条件
実効湿度 68%以下にして、最小湿度 42%以下となり、最大風速 10m/ s 以上の時

(3) 火災気象通報及び火災警報の伝達系統

火災気象通報及び火災警報の伝達方法は次によるものとする。



(4) 火災警報等発令時の伝達

火災警報を発令したときは消防法施行規則第 34 条の規定（別表 1）に基づくサイレン、白糠町防災行政無線(同報系・移動系)、広報車等により、一般住民等に周知徹底を図らなければならない。

(5) 解除

気象の状況が火災予防上危険のない状態に至ったと認めるときは、速やかに火災警報を解除し、火災警報等発令時の伝達に準じて、関係機関及び一般住民に対して解除したことを周知する。

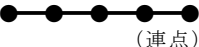
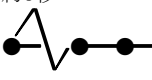
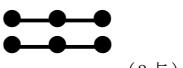
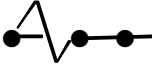
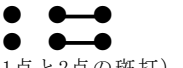
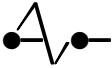
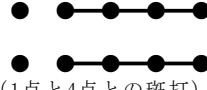
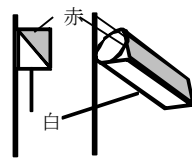
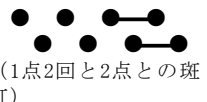
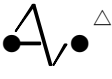
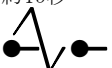
(6) 招集及び出動

ア 建物火災等の災害が発生し又は発生のおそれのあるときは、釧路市西消防署長は招集計画に基づき職員を招集するほか消防団長は、状況を判断し、直ちに必要な消防団員を招集するものとする。

イ 上記の招集は、消防無線、白糠町防災行政無線(同報系・移動系)、電話等により行う。

ウ 火災時における消防隊の管轄区域及び出動区分は、釧路市警防規程等による。

別表 1

方法 信号別	種 別	打鐘信号	余韻防止付き サイレン信号	その他の信号
火 災 信 号	近火信号 (消防署から約800m以内のとき)	 (連点)	約3秒  2秒休み (短声連点)	
	出場信号 (署所団出場区域内)	 (3点)	約5秒  約6秒	
	応援信号 (署所団特命応援出場のとき)	 (2点)		
	報知信号 (出場区域外の火災を認知したとき)	 (1点)		
	鎮火信号	 (1点と2点の斑打)		
山 林 火 災 信 号	出場信号 (署所団出場区域内)	 (3点と2点の斑打)	約10秒  約2秒	
	応援信号 (署所団特命応援出場のとき)			
火 災 警 報 信 号	火災警報発令信号	 (1点と4点との斑打)	約30秒  約6秒	掲示板 火災警報発令中 (赤字に白字) 形状及び大きさは、適宜とする。 旗吹き流し 
	火災警報解除信号	 (1点2回と2点との斑打)	約10秒 約1分  約2秒	
演 習 招 集 信 号	演習招集信号	 (1点3点の斑打)	約15秒  約6秒	
備 考	1 火災警報発令信号及び火災警報解除信号は、それぞれの一種又は二種以上を併用することができる。 2 信号継続時間は、適宜とする。 3 消防職員又は消防団員の非常招集を行うときは、近火信号を用いることができる。			

※消防法施行規則第34条

5 消防相互応援計画

不測の大規模災害及び境界における火災被害を最小限度にとどめるため、災害発生時に必要に応じ「北海道広域消防相互応援協定」の近隣市町村及び他の消防機関へ応援を要請する。

また、必要に応じ、釧路市消防本部を通じ、道に対して広域航空消防応援（ヘリコプター）、他の都府県の緊急消防援助隊による応援等を要請するよう依頼する。

北海道広域消防相互応援協定構成市町村等（関係分）

地 域	構成市町村等
道東地域	釧路市、帯広市、根室市、網走地区消防組合、北見地区消防組合、紋別地区消防組合、遠軽地区広域組合、美幌・津別消防事務組合、斜里地区消防組合、とまち広域消防事務組合、釧路北 部消防事務組合、釧路東部消防組合、根室北部消防事務組合

6 教育訓練

消火活動及び火災予防指導を効果的に行うための教育訓練を実施し、消防職員・団員の資質の向上を図る。

(1) 消防職員の教育訓練

消防職員の教育訓練については、釧路市消防職員研修規定に基づく訓練計画により教育訓練を行う。

(2) 団員の教育訓練

消防団又は分団ごとに訓練計画を立て、団員に教育訓練を行う。

(3) 訓練の成果を確認し、技術の向上を図るため、災害を想定した総合的な消防演習を計画的に実施する。

7 救助・救急計画

救助・救急体制の強化と救出及び救急活動に必要な機器の整備に努めるとともに警察、医師会等との連携を図り、救助・救急活動の万全を期するものとする。

8 その他

この節に定めるもののほか消防計画について必要な事項は、釧路市消防本部の規定等に準ずるものとする。

第7節 林野火災対策計画

林野火災の予防及び消火活動により、森林資源の保全を図るための対策は、本計画の定めるところによる。

1 組織

林野火災の予防対策を推進するため、白糠町山火事予消防推進本部を設け、構成機関相互の連絡、情報交換計画の実施及び指導等、予消防対策の円滑なる実施を図るものとする。

(1) 実施機関

ア 白糠町

イ 北海道：釧路総合振興局産業振興部林務課、釧路総合振興局森林室音別事務所、十勝総合振興局森林室

ウ 国：北海道森林管理局根釧西部森林管理署

エ 警察：釧路警察署（白糠交番、西庶路駐在所、庶路駐在所）

オ 消防：釧路市消防本部、釧路市西消防署白糠支署、白糠消防団

カ 組合：くしろ西森林組合、各森林愛護組合

(2) 協力機関

ア 委員会：白糠町教育委員会、白糠町農業委員会

イ 町内会：79 町内会

ウ 旅客輸送：北海道旅客鉄道(株)釧路支社釧路駅、くしろバス(株)白糠営業所

エ 通信：町内各郵便局（白糠、西庶路、庶路）

オ 自衛隊：陸上自衛隊第5旅団第27普通科連隊

カ 巡視人：白糠町有林野監視人、鳥獣保護員、森林保全巡視員

キ 各団体：釧路開発建設部、釧路総合振興局釧路建設管理部、釧路総合振興局産業振興部釧路農業改良普及センター釧路中西部支所、釧路丹頂農業協同組合白糠支所、釧路地区農業共済組合西部事業センター音別白糠家畜診療所

ク 民間会社：王子木材緑化(株)、(株)ニチモク林産北海道

2 気象情報対策

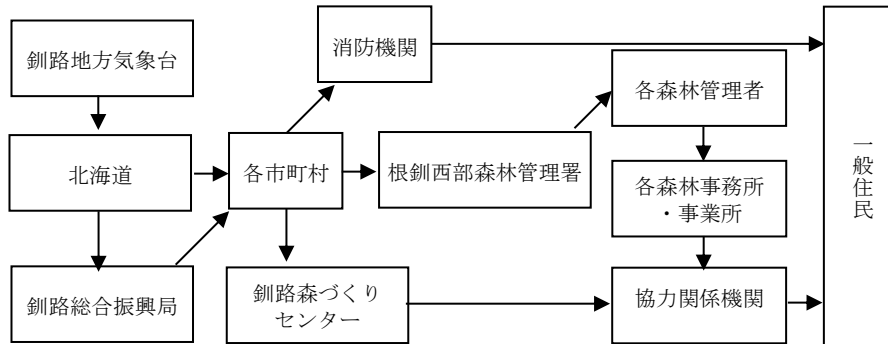
林野火災の発生は、気象条件が極めて大きな要素になることから、気象予警報を的確に把握し、予防の万全を期すため、次により情報の連絡体制を確立するものとする。

(1) 林野火災気象通報

林野火災気象通報は、火災気象通報の一部として釧路地方气象台が発表及び終了の通報を行うものとする。

(2) 伝達系統

釧路気象台から発表された通報の伝達系統は、次によるものとする。



(3) 関係機関の措置

ア 北海道釧路総合振興局

気象情報により、火災発生の危険があると判断される場合、北海道総合行政ネットワークにより、町及び消防機関へ伝達する。

イ 白糖町

気象情報を得たときは、必要に応じて関係機関に伝達するとともに、一般住民へ白糖町防災行政無線(同報系・移動系)等により広報を行う。

ウ 関係機関

気象情報の通報を受けた関係機関は、それぞれ適切な措置をとるとともに、関係する部署等へ連絡するものとする。

3 林野火災予防思想の普及対策

林野火災に対する関心をより一層向上させることを目的に、防火思想の普及、啓発を図る。

- (1) テレビ、ラジオ放送及び新聞、その他広報誌等による啓発
- (2) ポスター、チラシ等の配布及び標識、旗掲出による啓発
- (3) バス等運転期間における啓発
- (4) 広報車の運行及びパトロール活動の強化
- (5) 小・中学校児童、生徒による協力(標語、ポスターの募集)
- (6) 山火事予防パレード等の実施
- (7) 関係機関との協議会開催

4 林野火災予防対策

林野火災発生原因は、そのほとんどが人為的なものであるため、次により対策を講ずるものとする。

(1) 一般入林者対策

ハイキング、山菜採取、魚釣り等で入林する者に対し、次のような事項を厳守するよう啓発する。

ア たばこ、たき火等による失火の危険性について十分な防火思想、火の取扱いについての啓発を行う。

イ 入林しようとする場合は、民有林については所有者、国有林については北海道森林管理局根釧西部森林管理署、道有林については十勝総合振興局森林室、町有林については白糠町の許可を必要であることを指導、啓発及び周知し、無許可入林者を無くすよう努める。

ウ 林野火災危険期間中（4月～6月）の入林禁止の周知を図る。

エ その他危険地帯への入林制限を行い、林野火災の予防に努める。

(2) 火入れ対策

林野火災危険期間中（4月・5月・6月とし、以下「危険期間」という。）の火入れは、極力避けるようにし、できる限り夏期又は秋期に行うよう指導するとともに、火入れ対策として次の事項を定める。

ア 山林内及び山林から1kmの範囲内で、たき火やごみ焼きをする場合でも許可が必要であることを周知徹底し、無許可火入れを根絶する。

イ 警報発令又は気象状況の急変の際は一切の火入れを禁止又は中止させる。

ウ 火入れ跡地の完全消火を図り、責任者の確認を受けさせること。

エ 森林法及び白糠町火入れ許可条例で規制している火入れ以外の火入れについても、特に気象状況に充分留意して行うよう指導、周知徹底を図る。

(3) 林内事業者対策

造林、造材等、林内において事業を営むものは、危険期間中、次の体制をとるものとする。

ア 林内事業者は、火気責任者を定め、事業区域内に巡視員を配置するものとする。

イ 事業箇所に、火気責任者の指定する喫煙場所を設け、標識及び消火設備を完備する。

ウ 事業箇所の火気責任者は、あらかじめ事業箇所内の連絡系統を定め、関係機関との連絡の万全を図るものとする。

エ 失火することの無いよう森林所有者と協議し、万全の予防措置を講ずるものとする。

オ 林内事業者は、車両等を林道に駐車させる場合は、他の車両等の交通に支障を来さないように留意する。

(4) 大面積森林所有者及び不在地主対策

大面積森林所有者及び不在地主は、自己の所有山林から林野火災が発生しないよう、火災予防の万全を図る。

(5) 機械力導入に対する予防対策

チェンソー、刈払機、林業機械の使用については、次の事項に留意すること。

ア 燃料、又は引火性薬剤のある付近では、絶対に火気を使用しないこと。

イ 機械に燃料を補給するときは、必ずスイッチを切りエンジンを止め安全な状態にして
じょうご、くだ付容器等により補給すること。

ウ ごみ、油等による外部の汚れ、マフラーの汚れ、スパークプラグの配線ゆるみ等の点
検整備を励行すること。

エ 失火時の対策として、現地に小型消火器を持参すること。

(6) 民有林対策

森林組合・森林所有者は、自己の所有林野内より火災が起きないように対策を樹立し、防
火の万全を期する。

(7) 森林愛護組合の協力

森林愛護組合は、本町における山火事予防の中核体をなすものであるから、町及び関係
機関は、森林愛護組合の協力を要請し、予防の万全を図る。

5 林野火災消防対策

町及び消防機関は、あらかじめ林野火災に即応する体制、装備の万全を期するため、次の
事項に留意する。

林野火災発生の際は、森林組合及び関係機関の積極的な協力を求め早期消火を図るものと
し、消防機関で消火困難になったとき又は困難になるおそれがあると予想される場合は、
「第5章 第21節 自衛隊災害派遣要請計画」に基づく自衛隊派遣要請をする。

また、大火等の発生の場合は、ヘリコプターによる空中消火を実施するものとし、その応
援要請は、「第4章 第6節 5 消防相互応援計画」の定めるところによる。

(1) 予消防組織の整備

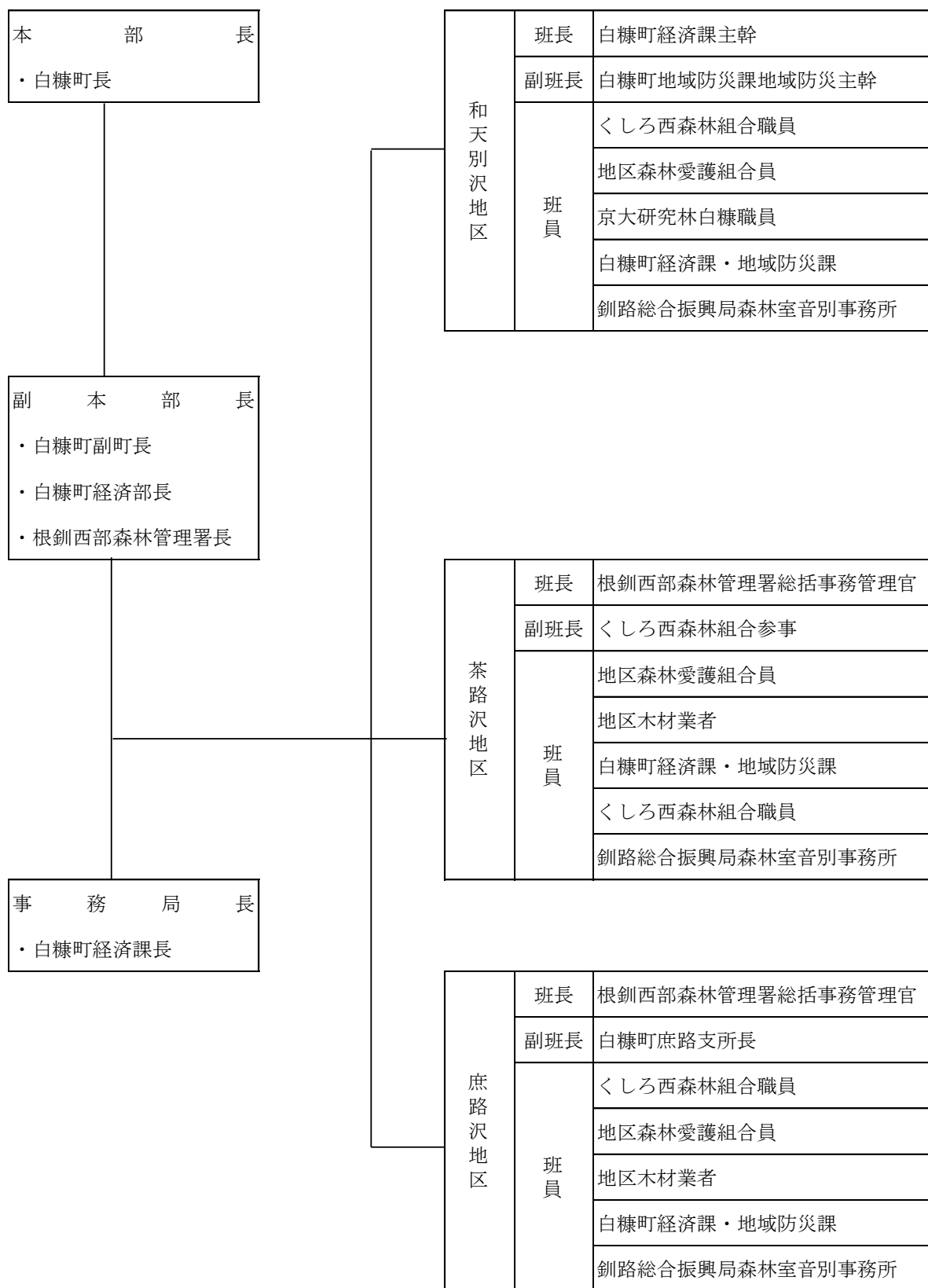
白糠町緑化推進委員会で設置している白糠町山火事予消防推進本部編成表を別図1のと
おり定めるものとする。

(2) 火災発見通報

火災を発見した場合及び失火した場合の連絡系統は、「第3章 第3節 災害情報等の
報告、収集及び伝達計画」に掲げる災害情報等連絡系統図及び白糠町山火事予消防推進本
部で定める山火事発生通報系統図を別図2のとおり定めるものとする。

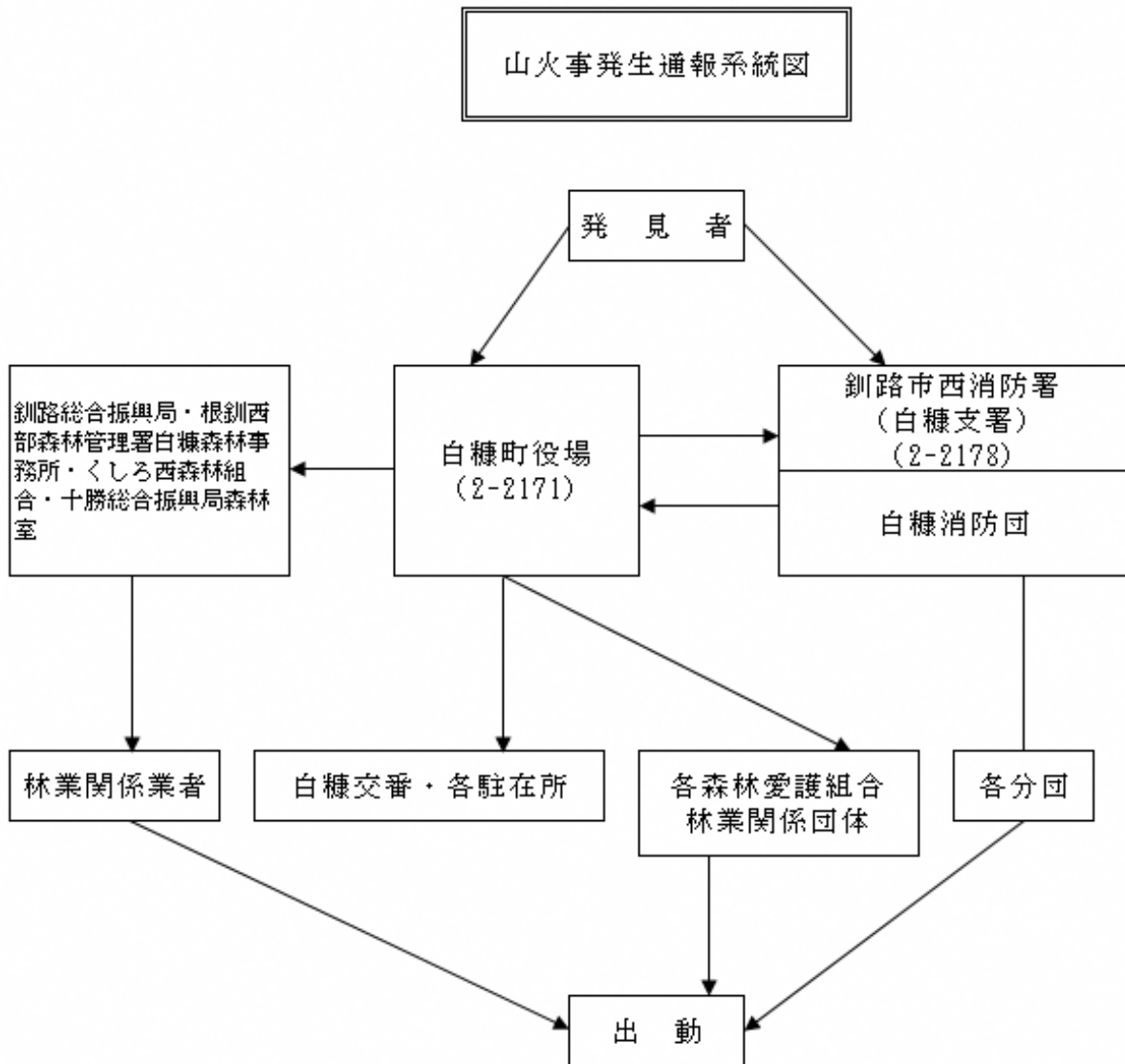
別図1

白糠町山火事予防消防推進本部編成表



別図2

山火事発生通報系統図（白糠町山火事予消防推進本部）



第8節 防災訓練計画

災害応急対策を円滑に実施するため、災害予防責任者がそれぞれ、又は他の災害予防責任者と共同して行う防災に関する知識及び技能の向上と、住民に対する防災意識の普及を図ることを目的とした防災訓練は、本計画の定めるところによる。

1 訓練実施機関

道、町及び防災関係機関は、自主的に防災訓練計画を作成し、共同して訓練を実施するものとする。

また、訓練後においても評価を行い、それを踏まえた防災体制の改善について検討、見直しをするものとする。

2 町及び防災関係機関の行う訓練

町及び防災関係機関は、他の機関が行う総合防災訓練等に積極的に参加するとともに、独自に訓練を企画し、実施するものとする。

(1) 総合防災訓練

災害救助、水防活動、避難誘導、情報収集、情報伝達等、大規模な災害を想定した、総合的、立体的な大規模な訓練を実施する。

(2) 災害通信連絡訓練

各種災害を想定した、主通信、副通信等を組み合わせた、情報収集、情報伝達、広報等の訓練を実施する。

(3) 水防訓練

水防工法、水位雨量観測、消防機関の動員、一般住民の動員、水防資機材の輸送、広報、通信伝達等の訓練を実施する。

(4) 消防訓練

消防機関の出動、近隣市町村との応援、通信、避難、立ち退き、救出、救助、消火、広報等の訓練を実施する。

(5) 避難救助訓練

水防訓練、大火訓練、津波避難訓練等とあわせて、避難の指示、避難の誘導、情報伝達、避難所の運営、炊き出し訓練、防疫訓練等の訓練を実施する。

(6) 非常招集訓練

各種災害を想定した、災害対策本部、町関係職員、消防機関等の非常時における非常招集訓練を実施する。

(7) 防災図上訓練

各種災害に対する応急対策訓練を図上で行う訓練を実施する。

(8) その他災害に関する訓練を実施する。

3 民間団体との連携

道、町及び防災関係機関は、水防協力団体、自主防災組織、非常通信協議会、ボランティア及び避難行動要支援者を含めた地域住民等と連携した訓練を実施するものとする。

また、津波避難計画や津波ハザードマップの作成周知徹底に努めるほか、地震・津波防災上必要な教育及び工法を継続的に推進するものとする。

第9節 避難行動要支援者対策計画

1 安全対策

町民は、災害が発生した場合、災害情報を迅速にかつ正確に把握し、自らの生命と財産の安全を確保するため適切な行動をとらなければならない。

しかし、乳幼児や高齢者、障がい者、妊産婦、在住外国人等（避難行動要支援者）は、自力で十分な行動がとれないため、防災担当部局と福祉担当部局との連携のほか、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO 等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、避難行動要支援者の実態把握を行うと共に避難支援の体制を整備し、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成し、定期的に更新を行うよう努める。

この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても要配慮者の安全の確保等に支障が生じないように、電子媒体と紙媒体の両方で保管する等、名簿情報及び個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

(1) 避難行動要支援者名簿

避難行動要支援者の避難支援、安否確認及び生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とするふれあい連絡票（以下本節で「名簿」という。）を作成する。

名簿に登録される者の範囲、内容は、白糠町避難行動要支援者支援制度実施要綱（以下、「要綱」という。）第2条及び同第3条に規定するものとし、本人同意のうえ登録する。

また、住民の転入・転出、介護認定、身体障がい者手帳等の事務を通じて名簿を定期的に更新し、名簿情報を最新の状態に保つものとし庁舎等の被災等の辞退が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、電子媒体と紙媒体の両方で保存する等、適切な管理に努めるものとする。

(2) 名簿情報の提供先並びに支援体制

地域ぐるみで避難行動要支援者の安全を図るために、要綱第2条に規定する者と登録名簿情報を共有し、同7条に規定する支援を行う。

(3) 名簿情報の漏えい防止

名簿情報漏えい防止のため、名簿情報を提供した支援者に対し、災害対策基本法に基づき守秘義務が課せられていることを説明し、支援目的以外の利用は、要綱第8条の規定により制限をする。

また、大規模災害時には、通信途絶、交通遮断等が予想されることから、避難行動要支援者の保護と安全について、地域住民及びボランティア団体等の協力援助体制のあり方とその役割を明確にするよう努める対策等については、本計画の定めるところによる。

(4) 支援者の安全確保

支援者は自身及び家族等の生命及び身体の安全確保を最優先とし、地域の実情や災害の状況に応じ、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等を行えるよう支援者の安全確保に十分配慮する。

2 情報伝達

町は、災害時において避難行動要支援者に対する災害情報等の伝達方法は、次に掲げる事項の内、いずれかの方法、各種組み合わせた方法により確実に伝達できるようにする。特に避難行動要支援者が避難のための立ち退きの指示を受けた場合には、円滑に避難のための立ち退きを行うことができるよう特に配慮をしなければならない。

- (1) 白糠町防災行政無線(同報系・移動系)による伝達
- (2) 広報車による伝達
- (3) ラジオ、テレビ等による伝達
- (4) 電話による伝達
- (5) 民生委員・児童委員、社会福祉協議会、町内会長、ボランティア、隣人等の協力を得て行う伝達
- (6) 町職員、釧路市西消防署白糠支署職員、白糠消防団が直接出向いて伝達

3 避難対策

避難行動要支援者に対する避難は、町福祉担当職員、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、町内会、隣人、ボランティア等の協力を得て避難誘導を行うものとする。

なお、自力歩行等が困難な場合は、車両等を利用して行うものとする。

避難場所、避難所、福祉避難所においても、町職員、町内会、ボランティア、福祉関係機関等が連携を図り、特に、高齢者や障がい者等の健康状態に留意し、プライバシーの確保、休息場所の確保、水、食糧、衛生用品等供給に配慮する。

4 社会福祉施設の防災対策

(1) 防災設備等の整備

社会福祉施設等の利用者や入所者は、寝たきりの高齢者や障がい者等のいわゆる避難行動要支援者であるため、その管理者は、施設の災害に対する安全性を高めることが重要である。

また、電気・水道等の供給停止に備えて、施設入所者が生活維持に必要な食糧、飲料水、医薬品等の備蓄に努めるとともに、施設の機能の応急復旧等に必要な防災資機材の整備に努める。

(2) 組織体制の整備

施設管理者は、災害時において、迅速、かつ、的確に対処するため、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制等を明確にしておく。

特に、夜間における消防機関等への通報連絡や入所者の避難誘導體制に十分配慮した組織体制を確保する。

また、平常時から町、消防機関、町内会、近隣社会福祉施設、ボランティア組織と入所者の実態等に応じた連携、協力が得られるような体制に努める。

(3) 緊急連絡体制の整備

施設管理者は、災害の発生に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置するなど、緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、近隣の社会福祉施設との連携、協力体制を整える。

(4) 防災教育・防災訓練の充実

施設管理者は、施設の職員や入所者が、災害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について、理解や関心を深めるため、防災教育を定期的実施する。

また、施設管理者は、消防法に規定された防災訓練及び施設の職員や入所者が災害時においても適切な行動がとれるよう、各々の施設の構造や入所者の判断能力・行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的実施する。

特に、自力避難が困難な者などが入所している施設においては、夜間における防災訓練も定期的実施するよう努める。

5 災害時の援助活動

町は、避難行動要支援者の早期発見に努め、避難行動要支援者の状況に応じた適切な援助活動を行う。

(1) 避難行動要支援者の発見

町は、災害が発生するおそれがある場合及び災害発生後、直ちに「ふれあい連絡票」を活用し、居宅に取り残された避難行動要支援者の早期発見に努める。

(2) 避難所等への移送

町は、避難行動要支援者を発見した場合は、負傷の状況等を判断し、避難所や病院等へ移送する。

(3) 応急仮設住宅への優先的入居

町は、災害発生後に必要に応じて設置する、応急仮設住宅への入居については、避難行動要支援者の優先的入居に努める。

(4) 在宅者への支援

町は、在宅での生活が可能と判断した場合、その生活実態を的確に把握し、適切な支援活動を行う。

(5) 応援依頼

町は、救助活動の状況や避難行動要支援者の状況を把握し、適宜、道、隣接市町村等へ応援を要請する。

(6) 乳幼児対策

防災訓練、防災講座、防災パンフレット等により、保護者、保育職員の防災意識の向上を図る。

また、家庭や保育施設における避難体制を迅速にするため、地域の防災訓練を通じて、町内会、事業所等、地域ぐるみでの乳幼児避難援助体制の確保に努める。

保育所の施設については、耐震化を図るとともに、施設内の電気器具や窓ガラス及び備品等に対する安全対策に努める。

(7) 高齢者、障がい者等対策

高齢者や障がい者等に対して、災害時に適切な行動がとれるように、避難訓練、啓発パンフレット配布、講演会開催等による防災教育を徹底するとともに、防災に関する相談や助言について積極的に行う。

また、自力で避難することが困難な高齢者や障がい者等にとっては、災害に備えて家屋や居室内の安全確保をするため、家具転倒防止器具等の取り付けの奨励、家屋の耐震化奨

励、住宅用防災警報器設置等の安全対策に努めるとともに、避難にあたっての町職員、社会福祉協議会、ボランティア、町内会、消防団、近隣住民等による避難誘導、避難支援体制の確立を図る。

(8) 外国人に対する対策

言語、生活習慣、防災意識の異なる町内に居住する外国人に対して、災害発生時及び災害発生のおそれがあるとき、迅速、かつ、的確な行動がとれるように、防災意識の普及・啓発を図るため、外国人向けパンフレットを配布するとともに、地域の防災訓練、避難訓練への参加や防災教育等の指導等を行う。

ア 多言語によるパンフレット、広報誌（紙）等の配布。

イ 避難場所、避難施設、避難経路等標識、表示板の多言語化。

第10節 防災思想普及・啓発計画

防災関係職員及び一般住民に対する災害予防応急対策等防災地知識の普及は、本計画の定めるところによる。

1 実施責任者

- (1) 関係機関は、災害を予防し、又はその拡大を防止するため、職員に対して防災に関する教育、研修、訓練を行うとともに、一般住民に対して防災知識の普及・啓発を図り、防災活動の的確かつ円滑な実施に努める。
- (2) 防災知識の普及・啓発に当たっては、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の避難行動要支援者に十分配慮し、地域において援護者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女ニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。
また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図るものとする。

2 普及・啓発の方法

防災知識の普及・啓発は、次の方法により行うものとする。

- (1) 各種防災訓練の参加普及
- (2) ラジオ、テレビ、有線放送施設の活用
- (3) 新聞、広報誌（紙）等の活用
- (4) 映画、スライド、ビデオ等の作成及び活用
- (5) 広報車両の利用
- (6) パンフレットの配布
- (7) 講習会、講演会等の開催
- (8) その他

3 普及・啓発を要する事項

- (1) 白糠町地域防災計画の概要
- (2) 災害の予防措置
 - ア 自助（備蓄）の心得
 - イ 防災の心得
 - ウ 火災予防の心得
 - エ 台風襲来時の家庭の保全方法
 - オ 農作物の災害予防事前措置
 - カ 船舶等の避難措置
 - キ その他
- (3) 災害の応急措置
 - ア 災害対策の組織、編成、分掌事項
 - イ 災害の調査及び報告の要領、連絡方法

- ウ 防疫の心得及び消毒方法、清潔方法の要領
- エ 災害時の心得
 - (ア) 気象情報の種別と対策
 - (イ) 避難時の心得
 - (ウ) 被災世帯への心得
- (4) 災害復旧措置
 - ア 被災農作物に対する応急措置
 - イ その他
- (5) その他必要な事項

4 学校等教育関係機関における防災思想の普及・啓発

- (1) 学校においては、児童生徒等に対し、災害の現象、災害の予防等の知識の向上及び防災の実践活動（災害時における避難、保護の措置等）の習得を積極的に推進する。
- (2) 児童生徒等に対する防災教育の充実を図るため、教職員等に対する防災に関する研修機会等に努める。
- (3) 防災教育は、学校等の種別、立地条件及び児童生徒等の発達段階等の実体に応じた内容のものとして実施する。
- (4) 社会教育においては、PTA、青年団体、女性団体等の会合や各種研究集会等の機会を活用し、災害の現象、防災の心構え等の防災知識の復旧に努める。

5 地域における防災力向上

地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取り組みが適切かつ継続に実施されるよう、専門的・体系的に避難訓練を含む防災訓練等を実施する。また、防災気象情報や避難衣関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて警戒レベルにより提供するなど、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取り組みを推進する。高齢者の避難行動に対する理解の促進のため、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携を図るものとする。

6 普及、啓発の時期

防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、津波防災の日及び防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等、普及の内容により最も効果のある時期を選んで行うものとする。

第11節 物資等の調達・確保及び防災資機材等の整備

町は、災害時において住民の生活を確保するため、食糧、その他物資の確保に努めるとともに、災害発生時における応急対策活動を円滑に行うため、防災資機材等の整備に努めるとともに、備蓄物資や物資拠点について物資調達・輸送調整等支援システムにあらかじめ登録し備蓄量等の把握に努める。

1 食糧等その他物資の確保

- (1) 町は、備蓄施設に食料、飲料水、救急用具、マスク、消毒液、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。
- (2) 町は、予め食料関係機関及び保有業者と食糧調達に関する協定を締結するなど、備蓄・調達体制を整備し、災害時における食糧その他物資の確保に努めるとともに、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量の把握に努める。その際、要援護者向けの物資等の確保に努めるものとする。

また、本部長（町長）は、応急飲料水の確保及び応急水資機材の整備（備蓄）に努める。

- (3) 町は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、最低3日分（推奨1週間）の食糧及び飲料水、携帯トイレ、トイレトペーパー等の備蓄に努めるよう啓発を行う。

2 防災資機材等の整備

町は、災害時に応急対応、避難所等で必要となる物資、資機材を備蓄、整備するよう努めるものとし、備蓄困難な物資については、民間事業者との災害協定による柳津在庫物資を活用するなど物資の調達体制の整備につとめる。

主な備蓄品、資機材は以下のとおり。

食料、飲料水、寝具、哺乳びん、生理用品、おむつ（小児用・大人用）、マスク、消毒液等の衛生用品、燃料、トイレ、発電機、投光器、ストーブ、段ボールベッド、パーティション、ブルーシート、土のう袋など。

3 備蓄倉庫等の整備

町は、防災資機材倉庫の整備に努める。

4 寒冷対策の推進

町は、避難所等における寒冷地対策として、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材（防寒具、スコップ等）の備蓄に努めるとともに、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、非常電源等のバックアップ設備等の整備に努める。

なお、冬期における屋外トイレは、寒さなどにより利用環境が悪化するとともに、水道凍結も予想されることから、冬期間でも使用可能なトイレの調達方法を検討し、必要な台数の確保に努める。

第12節 相互応援（受援）体制整備計画

災害予防責任者は、その所掌事務又は業務について、災害応急対策若しくは災害復旧の実施に際し他の者を応援する、又は他の者の応援を受けることを必要とする事態に備え、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

また、道、市町村及び指定地方行政機関は、災害時におけるボランティア活動が果たす役割の重要性を踏まえ、平常時からボランティアとの連携に努めるものとする。

1 基本的な考え方

災害予防責任者は、災害時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう、平常時から相互に協定を締結するなど、連携強化に努めるとともに、企業、NPO等に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ企業等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、そのノウハウや能力等の活用に努めるものとする。

また、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体や防災関係機関から応援を受け入れて情報共有や各種調整を行うことができるよう、受援体制の整備に努め、特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うとともに、訓練等を通じて応援・受援に関する連絡・要請の手順や応援機関の活動拠点、資機材等の集積・輸送体制等について確認を行うなど、必要な準備を整えるよう努めるものとする。併せて、大規模災害が発生した際等に、被災市町村への応援を迅速かつ的確に実施できるよう、応援や受援に関する計画や、災害の種類、被災地域に応じた対応マニュアルを策定し、それぞれ防災業務計画や地域防災計画等に位置付けるよう努めるとともに、防災総合訓練などにおいて応援・受援体制を検証し、さらなる連携の強化を図るものとする。

2 災害時におけるボランティア活動の環境整備

- (1) 平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、NPO・ボランティア等と協力して、発災時の防災ボランティアとの連携についても検討するものとする。
- (2) ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会等やボランティア団体との連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。
- (3) 行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。
- (4) 社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

- (5) 災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、災害ボランティアセンターを運営する者（白糠町社会福祉協議会）を明確化するとともに、災害ボランティアセンターの設置・運営における役割分担等を相互に協議の上、定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所や災害ボランティアセンターの運営に係る費用負担については、市町村地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。

白糠町地域防災計画

第 5 章

災害応急対策計画

第5章 災害応急対策計画

災害時にこれを防御し、又は応急的救助を行うなど、機能を有効適切に発揮して住民の安全と安心、被災者の保護を図るための災害応急対策等については、本計画の定めるところによる。

第1節 応急措置実施計画

町区域の災害時は、関係法令及び本計画の定めるところにより、本部長（町長）及び防災に関係ある施設の管理者は所要の措置を講じ、又、本部長（町長）は必要に応じて道及び他の市町村、関係機関等の協力を求め応急措置を実施する。

1 応急措置の実施責任者

法令上実施責任者として定められている者は次のとおりである。

- (1) 道知事 (基本法第 70 条)
- (2) 警察官等 (基本法第 63 条)
- (3) 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長 (基本法第 77 条)
- (4) 指定公共機関の長及び指定地方公共機関の長 (基本法第 80 条)
- (5) 町長、町の委員会又は委員、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者 (基本法第 62 条)
- (6) 水防管理者（町長）、消防機関の長等 (水防法第 17 条及び第 21 条)
- (7) 白糠支署長又は消防団長 (消防法第 29 条)
- (8) 災害派遣を命じられた部隊等の自衛官 (基本法第 63 条第 3 項)

2 町の実施する応急措置

- (1) 警戒区域の設定（基本法第 63 条第 1 項）

本部長（町長）は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、基本法第 63 条第 1 項の規定に基づき警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該地域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

- (2) 応急公用負担の実施（基本法第 64 条第 1 項）

本部長（町長）は、本町の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、基本法第 64 条第 1 項の規定に基づき、本町区域内の他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木、その他の物件を使用し、若しくは収用することができる。

なお、この場合においては、基本法第 82 条及び基本法施行令第 24 条の規定に基づく措置をとらなければならない。

ア 工作物及び物件の占有に関する通知

本部長（町長）は、当該土地、建物、その他の工作物又は土石、竹木、その他の物件（以下「工作物等」という。）を使用し、若しくは収用したときは、速やかに当該工作物等の占有者、所有者、その他当該工作物等について権限を有する者に対し、次の事項を通知しなければならない。

この場合、占有者等の氏名及び住所等を知ることができないときは、その通知事項を白糠町公告式条例（昭和 25 年白糠町条例第 15 号。以下「公告式条例」という。）を準用して、町役場の掲示板に掲示する等の措置をしなければならない。

- (ア) 名称又は数量
- (イ) 形状及び数量
- (ウ) 所在した場所
- (エ) 処分の期間又は期日
- (オ) その他必要な事項

イ 損失補償

町は、当該処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。

ウ 従事命令等の実施

本部長（町長）は、従事命令等を発し、応急措置を実施する場合は、様式 1 から様式 5 に定める公用書等を交付して行うものとする。

(3) 災害現場の工作物及び物件の除去並びに保管等の実施（基本法第 64 条第 2）

本部長（町長）は、本町の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、現場の災害を受けた工作物又は物件で当該応急措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置をとることができる。

なお、この場合において、工作物等を除去したときは、本部長（町長）は、当該工作物を保管しなければならない。

(4) 他の市町村長等に対する応援の要求等（基本法第 67 条第 1 項、第 2 項）

ア 本部長（町長）は、本町の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長等に対し、応援を求めることができる。

また、応援を求められた場合は、正当な理由がない限り応援を拒んではならない。

イ 前号の応援に従事する者は、応急措置の実施については、当該応援を求めた市町村長等の指揮の下に行動するものとする。

(5) 知事に対する応援の要求等（基本法第 68 条第 1 項）

本部長（町長）は、本町の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施する必要があると認めるときは、知事に対し、応援を求め、又は応急措置の実施を要請することができる。

(6) 住民等に対する緊急指示等

ア 本部長（町長）は、本町の地域において、災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、本町区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を、当該応急措置の業務に従事させることができる。

（基本法第65条）

イ 本部長（町長）及び消防機関の長は、水防のため、やむを得ない必要があるときは、本町地域内に居住する者又は水防の現場にある者をして、水防に従事させることができる。

（水防法第17条）

ウ 消防団員は、緊急の必要があるときは、火災の現場付近にある者を、消火若しくは延焼の防止又は人命の救助その他の消防作業に従事させることができる。

（消防法第29条第5項）

エ 救急隊員は、救急の必要があるときは、事故の現場付近にある者に対し、救急業務に協力することを求めることができる。

（消防法第35条の10第1項）

(7) 応急措置の業務に従事した者に対する損害補償（基本法第84条第1項）

本部長（町長）は、前記(6)各号により、本町区域内の住民又は応急措置を実施すべき現場にある者を応急措置の業務に従事させた場合において、当該業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、又は障がいの状態となったときは、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。

様式1

従事第	号				
		公	用	令	書
		住所			
		氏名			
		従事			
災害対策基本法第65条の規定に基づき、次のとおりを命ずる。					
		協力			
		年	月	日	
				処分権者	印

従事すべき業務					
従事すべき場所					
従事すべき日時					
出頭すべき日時					
出頭すべき場所					
備考					

(備考) 用紙は、日本工業規格A 4とする。

様式2

保管第	号				
		公	用	令	書
		住所			
		氏名			
災害対策基本法第78条第1項の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。					
		年	月	日	
				処分権者	印

保管すべき物資の種類	数 量	保管すべき場所	保管すべき期間	備 考

(備考) 用紙は、日本工業規格A 4とする。

様式3

管 理 第	号						
公 用 令 書							
住 所							
氏 名							
災害対策基本法第78条第1項の規定に基づき、次のとおり						管理	
						を使用する。	
年 月 日						収用	
						処分権者	印
名 称	数 量	所 在 場 所	範 囲	期 間	引渡月日	引渡場所	備 考

（備考）用紙は、日本工業規格A 4とする。

様式4

変 更 第	号						
公 用 令 書							
住 所							
氏 名							
災害対策基本法第78条第1項の規定に基づく公用令書（ 年 月 日第 号）にかかる処分を							
次のとおり変更したので、同法施行令第34条第1項の規定により、これを交付する。							
年 月 日							
						処分権者	印
変更した処分の内容							

（備考）用紙は、日本工業規格A 4とする。

(備考) 用紙は、日本工業規格A 4とする。

(基本法第 63 条—65 条、第 82 条及び第 84 条)

(ケ) 埋葬

- (コ) 前各号に規定するもののほか、政令で定めるもの
- イ 救助の程度、方法及び期間は、応急救助に必要な範囲において知事がこれを定める。
- (3) 救助法の適用手続及び適用基準
- 本部長（町長）は、本町の地域に係る災害に関し、その被害が別表の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある場合は、直ちに釧路総合振興局長を通じ知事に報告しなければならない。

5 救助の期間、費用の限度及び帳簿

避難、救出、給水、食糧供給、衣料生活必需品物資供給、応急仮設住宅、住宅応急修理、助産、輸送、障害物の除去、遺体の搜索、処理、埋葬及び文教対策計画、救助の実施期間、費用の限度額は、救助法施行細則の定めるところによる。

別表（救助法の適用基準）

被害区分 市町村の人口	町の単独 の場合	被害が相当 広範囲な場合 (2,500世帯以上)	被害が全道にわたり 12,000世帯以上の住 家が滅失した場合等
	住家滅失世帯数	住家滅失世帯数	
白糠町 5,000人以上 15,000人未満	40	20	市町村の被害状況が 特に救助を必要とす る状態にあると認め られたとき

摘 要

1 住家被害の判定基準

- ・滅失………全壊、全焼、流失

住家が全部倒壊、流失、埋没、焼失したもの又は損壊が甚だしく、補修により再使用することが困難で具体的には、損壊、焼失又は流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達したもの、又は住家の主要な要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、50%以上に達した程度のもの。

- ・半壊、半焼………2世帯で滅失1世帯に換算

住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分の床面積が、その住家の延床面積の20～70%のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、20%以上50%未満のもの。

- ・床上浸水………3世帯で滅失1世帯に換算

床上浸水、土砂の堆積等により、一時的に居住することができない状態となったものの。

2 世帯の判定

- (1) 生計を一にしている実際の生活単位をいう。
- (2) 会社又は学生の寮等は、各々が独立した生計を営んでいると認められる場合、個々の生活実態に即し判断する。

第2節 動員計画

災害が発生し、又は災害の発生が予想され、応急措置を迅速かつ的確に実施するために必要な町職員等の動員方法については、本計画の定めるところによる。

1 動員の配備、伝達系統と方法

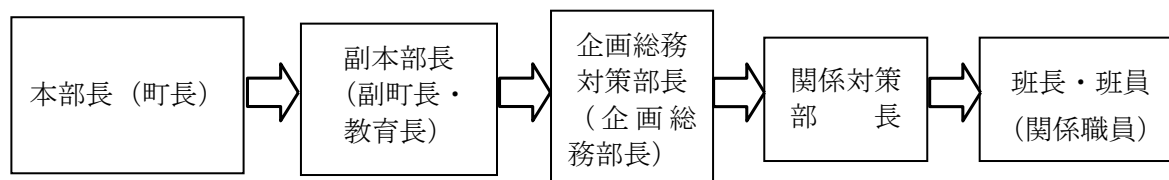
(1) 本部職員等に対する伝達方法

ア 平常執務時の伝達系統及び伝達方法

非常配備体制が指令された場合又は「第2章 第2節 災害対策本部 4 災害対策本部の設置基準、廃止の時期・公表・場所」に基づき、災害対策本部が設置された場合、本部長（町長）の指示により、企画総務対策部長（企画総務部長）は、各対策部長等関係職員に対し電話及び口頭、庁内放送等により、最も有効な手段により通知する。

関係対策部長等関係職員は、直ちに班長、班員の指揮監督を行い、災害情報の収集、伝達、調査その他の応急対策を実施する体制を整えるものとする。

平常執務時の非常配備体制等伝達系統



イ 休日又は退庁後等勤務時間以外の場合の伝達方法

町職員、常駐警備員は、次の情報を察知したときは、「第3章 第1節 気象情報等の伝達計画」に掲げる気象予警報伝達系統図に準じ、速やかに企画総務対策部長（企画総務部長）へ、連絡がとれない場合は、以下、地域防災課長、防災担当主幹、防災担当係長、防災担当係員の順の1名に連絡するものとする。

町職員、常駐警備員から連絡を受けた、企画総務対策部長（企画総務部長）等は、速やかに本部長（町長）、副本部長（副町長・教育長）へ連絡し、本部長（町長）等の指示により、関係対策部長へ連絡するものとする。

なお、当該関係部長等と連絡がとれない場合は、必要に応じ当該関係班長、関係職員へ連絡、指示するものとする。

又、各関係対策部は、それぞれの対策班、関係職員との連絡体制をあらかじめ整備確立しておくものとする。

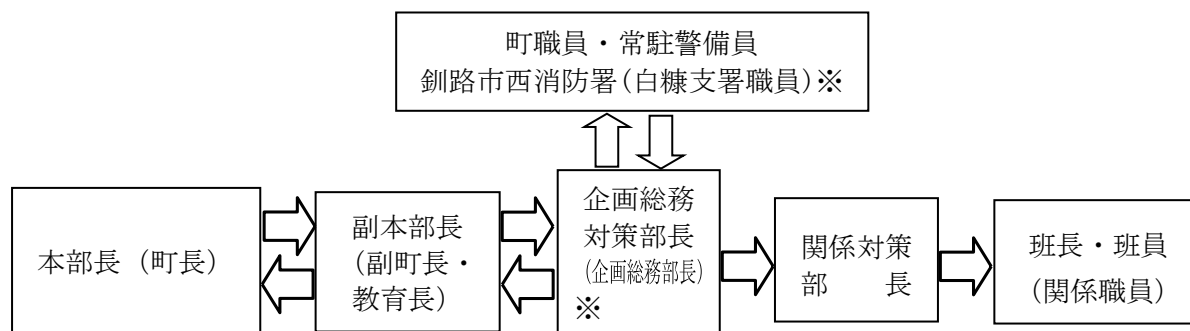
(ア) 気象情報の各種警報、津波注意報、記録的短時間大雨情報、土砂災害情報及び気象予警報に係る災害発生のおそれがあるもの。

(イ) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、緊急に応急措置を実施する必要があると認められるとき。

(ウ) 異常現象の通報があったとき。

第5章 災害応急対策計画

休日又は退庁後等勤務時間以外の場合の伝達系統



※ 連絡が取れない場合、地域防災課長、防災担当主幹、防災担当係長、防災担当係の順で実施。

※ 24 時間の勤務体制である白糠支署は、いち早く災害情報の収集・伝達ができることから、動員の契機となるため併記。

2 職員の自主参集

職員は、勤務時間外又は休日等において、災害が発生し、又は発生するおそれがある情報を察知したときは、所属の長及び職員相互に連絡を取り合い、又は自己の判断により「自主参集」をしなければならない。

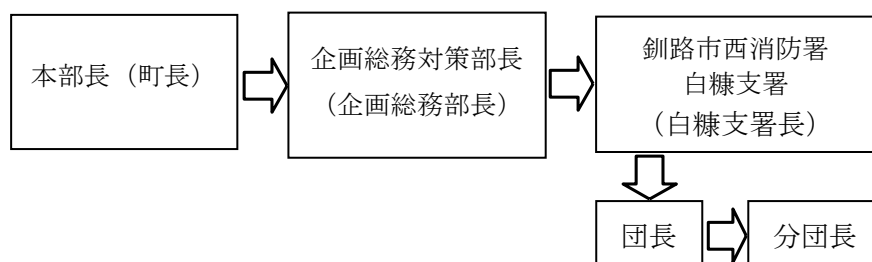
なお、災害対策本部が設置された場合は、電話等、有効な手段により周知するものとし、職員がそれを知った場合は、直ちに登庁するものとする。

また、勤務時間外等で本町を含む地域で地震震度 4 以上の揺れを察知し、若しくは、自己の判断及び本町地域を含む太平洋沿岸に津波情報が発表されたときは、「第 2 章 防災組織 第 2 節 災害対策本部 6 本部の配備体制 非常配備に関する基準及び職員の自主参集基準（別紙 1）」によるものとし、最も有効な方法で自主的に所属する部署へ参集するものとする。

3 消防機関に対する要請伝達系統

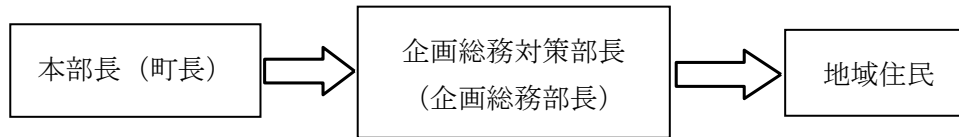
発災時に積極的な情報の収集・伝達・共有を行う消防機関と白糠町は、緊急応急措置や相互応援を行うために、災害対策本部が設置された場合、その配備体制について次により要請及び伝達するものとする。

- (1) 釧路市西消防署（白糠支署）と消防団に対する動員の要請については、本部長の指示を受けた企画総務対策部長（企画総務部長）が行うものとする。
- (2) 消防職員及び消防団員に対する伝達方法は、それぞれの組織を通じて、口頭・電話、又は、白糠町防災行政無線（同報系・移動系）等により行うものとする。



4 住民等の緊急従事に対する伝達系統

住民等の緊急従事要請に関する伝達は次により行うものとする。



第3節 災害広報計画

災害時における報道機関、関係諸機関及び住民に対する災害情報の提供並びに広報活動は、本計画の定めるところによる。

1 広報資料の分析

企画総務対策部は、取材等により収集した写真、資料について、それぞれ分析を行い、災害規模、動向、今後の予定、応急対策等に必要な注意事項等を明確にまとめ、口頭、電話、文書等最も有効な手段を利用して、特に住民等に不当な不安等を与えないよう正確、簡潔に周知、広報を行うものとする。

2 災害情報等の収集

災害情報等の収集については、「第3章 災害情報通信計画 第3節 災害情報等の報告、収集及び伝達計画」によるほか、次によるものとする。

- (1) 情報収集のため、企画総務対策部員派遣等による災害現場等の取材
- (2) 一般住民及び報道機関その他関係機関の取材による写真、資料等の収集
- (3) その他、各部、各班、各所管部署の被害状況調査活動による写真、資料等の収集
- (4) 要救助者の迅速な把握のため、関係機関の協力による安否不明者の積極的な情報収集

3 災害情報等の発表及び広報の方法

企画総務対策部長（企画総務部長）は、広報等の発表事項についてはあらかじめ、本部長（町長）の承認を得てこれを行うものとする。

- (1) 住民等に対する広報の方法、内容

一般住民等及び被災者に対する広報活動は、災害の状況、推移をみながら、次の方法により行うものとする。

また、高齢者、障がい者等避難行動要支援者への伝達に十分配慮する。

なお、災害現場における住民懇談会等によって、一般住民及び被災者の意見、要望、相談等を広聴し、災害対策に反映させる。

ア 新聞、ラジオ、テレビ、同報系・移動系防災無線等の利用

イ 広報車及び放送設備を有する車両の利用

ウ 広報誌（紙）、チラシ類の利用

エ 一般加入電話の利用

- (2) 広報する内容は次のとおりとする

ア 災害に関する情報及び関係機関、住民等に対する注意事項

イ 災害応急・恒久対策の状況

ウ 被災地を中心とした交通に関する状況

エ 高齢者等避難、避難指示、避難場所・施設の情報

オ その他必要な事項

第5章 災害応急対策計画

(3) 報道機関に対する情報の発表、広報の依頼

報道機関に対し、次の事項に関する情報を、収集の都度、必要に応じて発表する。また、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、テレビ、ラジオ、新聞等の各種報道機関に対して、避難の呼びかけ等の広報活動を依頼するとともに、各種報道機関が行う独自の取材に対して、情報、資料を提供し、協力するものとする。

ア 災害の種別（名称）及び発生年月日

イ 災害発生場所及び被害激甚地域

ウ 被害調査及び発表の時限

エ 被害状況

オ 災害救助法適用の有無

カ その他判明した被災地の情報

キ 応急対策、恒久対策の状況

ク 災害対策本部の設置又は廃止関係

ケ 住民等に対する避難準備・高齢者等避難、避難指示の状況、避難場所等の情報

コ 一般住民、被災者等に対する協力及び注意事項

(4) 北海道その他関係機関等に対する広報

北海道、指定地方行政機関、指定公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者に対して災害情報を提供し、災害実態等の状況の周知を行うものとする。

主な災害情報等提供先関係機関一覧

機 関 名	所 在 地	電 話
【北海道】 北海道釧路総合振興局地域創生部 地域政策課	〒085-8588 釧路市浦見2丁目2番54号	0154-43-9100(代) 0154-43-9144(直)
北海道釧路総合振興局 釧路建設管理部事業課	〒085-0006 釧路市双葉町6番10号	0154-23-1568
北海道釧路総合振興局 保健環境部保健行政室	〒085-0826 釧路市城山2丁目4番22号	0154-65-5811
北海道十勝総合振興局森林室	〒089-5612 浦幌町字東山町10番23号	015-576-2165
【北海道警察】 釧路方面釧路警察署 警備課警備係	〒085-0018 釧路市黒金町10丁目5番地1	0154-23-0110
釧路方面釧路警察署 白糠交番	〒088-0302 白糠町東2条南2丁目2番地17	01547-2-2086
釧路方面釧路警察署 西庶路駐在所	〒088-0573 白糠町西庶路東1条北2丁目2番地1	01547-5-2033
釧路方面釧路警察署 庶路駐在所	〒088-0567 白糠町庶路1丁目3番地33	01547-5-2151

第5章 災害応急対策計画

機 関 名	所 在 地	電 話
【自衛隊】 陸上自衛隊第5旅団第27普通科連隊	〒088-0604 釧路町別保112番地	0154-40-2011
【指定地方行政機関】 北海道開発局釧路開発建設部 (防災課)	〒085-8551 釧路市幸町10丁目3番地	0154-24-7000 0154-24-7364(直)
釧路開発建設部釧路道路事務所	〒085-0816 釧路市貝塚3丁目3番15号	0154-41-8101
釧路海上保安部	〒085-0022 釧路市南浜町5番9号	0154-23-3283
釧路地方気象台	〒085-8586 釧路市幸町10丁目3番地	(平日日中) 0154-31-5146 (24時間対応) 0154-31-5110
北海道運輸局釧路運輸支局	〒084-0906 釧路市鳥取大通6丁目2番13号	0154-51-2522
北海道農政事務所 釧路地域拠点	〒085-0017 釧路市幸町10丁目3番地	0154-23-4401
北海道森林管理局 根釧西部森林管理署	〒085-0825 釧路市千歳町6番11号	0154-41-7126
【指定公共機関】 北海道旅客鉄道株式会社 釧路支社釧路駅	〒085-0015 釧路市北大通14丁目5番	0154-24-3176
東日本電信電話株式会社北海道支店 (委任機関：N T T 東日本-北海道 釧路支店)	〒060-0001 札幌市中央区北1条西4丁目2番地4 (〒085-0018 釧路市黒金町9-2 釧路支店総括担当)	011-212-4466 (0154-21-3203)
北海道電力ネットワーク株式会社 釧路支店	〒085-0814 釧路市緑ヶ岡5丁目6番9号	0154-47-0036
日本放送協会釧路放送局	〒085-8660 釧路市幣舞町3丁目8番地	0154-41-9191
日本郵便株式会社 白糠郵便局	〒088-0399 白糠町西1条南3丁目1番地1	01547-2-2217
日本郵便株式会社 西庶路郵便局	〒088-0573 白糠町西庶路東1条北2丁目1番地33	01547-5-2110
日本郵便株式会社 庶路郵便局	〒088-0567 白糠町庶路2丁目4番地1	01547-5-2260
赤十字社北海道支部白糠町分区	〒088-0392 白糠町西1条南1丁目1番地1	01547-2-2171
【指定地方公共機関】 一般社団法人釧路市医師会	〒085-0831 釧路市住吉2丁目12-37 (事務局：釧路市医師会)	0154-41-3626

第5章 災害応急対策計画

機 関 名	所 在 地	電 話
【公共的団体】 社会福祉法人白糠町社会福祉協議会	〒088-0331 白糠町東1条北1丁目1番地9	01547-2-2042
くしろ西森林組合	〒088-0125 釧路市音別町共栄1丁目22番地	01547-6-2515
釧路丹頂農業協同組合白糠支所	〒088-0393 白糠町茶路基線20番地1	01547-2-2235
白糠漁業協同組合	〒088-0304 白糠町岬1丁目2番地42	01547-2-2221
白糠町商工会	〒088-0301 白糠町東1条南2丁目1番地24	01547-2-2345

4 被災者相談所の開設

被災住民の便に供するため、災害の規模等に応じて、適宜関係機関と協議、連携して「被災者相談所」を開設し、被災者の各種相談に応じるものとする。

第4節 避難救出計画

災害時において、住民の生命、身体を保護するため必要と認める地域住民に対し、安全な地域への避難のため立ち退きを指示し、あるいは危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を救出し保護に関することは、本計画の定めるところによる。

また、避難時の周囲の状況等により、避難のために立ち退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、居住者に対し屋内での退避等の安全確保措置を指示することができる。

1 避難実施責任者

避難のための立退き指示を行う責任者は、基本法その他の法律により、次のように定められている。

(1) 本部長（町長）（基本法第60条、水防法第29条）

災害の危険がある場合、必要と認める地域の住民、居住者、滞在者、その他の者に対し避難のため立ち退きを指示するとともに、立退き先を指示する。（本部長（町長）が不在のときは、副町長が職務の代行を行う。）

その際、避難所の開設、避難者の収容等を行い、その旨を速やかに道（釧路総合振興局長）に報告するものとする。

なお、避難解除の場合も同様とする。

(2) 警察官、海上保安官（基本法第61条、警察官職務執行法第4条）

ア 本部長（町長）が立退きの指示をする暇がないとき、又は、本部長（町長）から要請があったとき、避難のための立退きを指示する。この場合、直ちに本部長（町長）に通知する。

イ 天災事変等の危険な事態がある場合で、特に急を要するときは危害を受けるおそれのある者を避難させるなどの措置をとる。

(3) 知事又は、その命を受けた道職員（基本法第72条、水防法第22条、地すべり等防止法第25条）

ア 洪水等により、著しく危険が切迫していると認められるとき、立退きを指示する。

イ 地すべりにより、危険が切迫していると認められるとき、立退きを指示する。

(4) 災害派遣を命ぜられた自衛官（自衛隊法第94条）

上記(2)のイの場合であって、警察官又は海上保安官がその場にいないときは、危害を受けるおそれのある者を避難させることができる。

(5) 消防職員、消防団員（消防法第28条）

火災の現場においては、消防警戒区域を設定し、その区域からの退去を命じ、又は、その区域への出入りを禁止若しくは制限することができる。

また、津波警報が発表されたときは、直ちに初期活動を開始し、危害を受けるおそれのある者に対し、避難指示等の発令を周知徹底するものとする。

2 避難指示等区分の基準

避難行動は、準備に係る時間的余裕が必要であることから、町は高齢者等避難、避難指示（以下、「避難指示等」という。）の2段階で避難情報を発令する。

避難指示等は、次の状況が認められる時を基準として発令するが、必要となる事項は「避難情報の発令判断・伝達マニュアル」を別に定める。

- ① 災害の拡大により、住民の生命に危険が及ぶと認められるとき。
- ② 警報等が発表され、風水害による家屋の破壊、浸水等の危険が認められるとき
- ③ 有毒ガス等の危険物質が流出拡散し又はそのおそれがあり、住民に生命の危険が認められるとき。
- ④ 土砂災害警戒情報及び補足情報、前兆現象や災害発生状況などを総合的に判断して、避難指示等が必要と認められるとき。
- ⑤ 災害で被害を受けた建物・構造物等が周辺に被害を与えるおそれがあるとき。
- ⑥ 不特定多数の者が集まる施設、学校、病院、工場等防災上重要な施設において避難が必要と判断されるとき。
- ⑦ その他、災害の状況により、町長が認めるとき。

町は、住民主体の避難行動を支援するため、避難指示等の発令の際には、それに対応する警戒レベル(※)や発令の対象者を下記のとおり明確にし、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように伝達、周知に努めるものとするものとする。

そして、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、庁内をあげた体制の構築に努めるものとする。

さらに、市町村は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

警戒レベルを用いた避難指示等の発令

警戒レベル	住民等に求める行動	行動を促す情報	防災気象情報
警戒 レベル 5	指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。	緊急安全確保 ※必ず発令される情報ではない	指定河川洪水予報
警戒 レベル 4	・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。	避難指示 ※町が発令	土砂災害警戒情報
警戒 レベル 3	・高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。	高齢者避難 ※町が発令	警報 危険度分布等 参考：気象庁ホームページ 「防災気象情報をもとにとるべき行動と、相当する警戒レベルについて」 URL：https://www.jma.go.
警戒 レベル 2	災害に備え自らの避難行動を確認する。	注意報 ※気象庁が発表	

第5章 災害応急対策計画

警戒 レベル1	災害への心構えを高める。	警報級の可能性 * 気象庁が発表	jp/jma/kishou/now/bosai/ alertlevel.html/
------------	--------------	---------------------	--

※警戒レベルは、災害発生のおそれの高まりに応じて住民等がとるべき行動と当該行動を住民等に促す情報を関連付けるもの。（洪水、土砂災害、高潮、内水氾濫に用いる）

3 関係機関に対する連絡

本部長（町長）が避難の指示等を発令したとき又は警察官、海上保安官、知事（釧路総合振興局長）又はその命を受けた職員、災害派遣を命じられた自衛官、消防職員・消防団員が避難指示等を発令したときは、本部長（町長）は次の機関に連絡し協力を要請するものとする。

- ア 北海道（釧路総合振興局）
- イ 釧路方面釧路警察署
- ウ 釧路市消防本部（白糠消防支署）、白糠消防団
- エ 釧路海上保安部
- オ 北海道釧路総合振興局保健環境部保健福祉室
- カ 避難施設として利用する施設の管理者
- キ その他必要な機関、団体等

4 避難指示等の伝達方法

ア 指示事項

（ア）高齢者等避難、避難指示の理由

（イ）避難先

（ウ）避難経路

（エ）注意事項

- a 自宅等を離れる際の戸締まり、火の始末、交通安全について
- b 携行品について
 - ・携行品は避難に支障のない限られた必要最小限度にすること。
 - ・携行する物は、2～3日分程度の食糧、水筒、タオル、チリ紙、着替え、救急薬品、懐中電灯、携帯ラジオ等。
- c 服装について
 - ・軽装とし、上着、帽子、雨合羽、防寒用具等を季節により準備する。

イ 伝達方法

高齢者等避難、避難指示は、「第3章 災害情報通信計画」に定める令に準じて、白糠町防災行政無線（同報系・移動系）により町内住民、避難行動要支援者が利用する施設等に伝達するほか、電話、広報車、テレビ、ラジオ、インターネット等を利用し、速やかに伝達の徹底を図るものとする。

また、夜間、停電等で避難対象地域の全家庭に伝達が困難な場合、必要に応じて、特に避難行動要支援者等の確認、避難支援等のため、災害対策本部員（町職員）、消防署員、消防団員、関係機関及び地域住民等の協力のもと、随時班編成等これら伝達員の安全を確認の上、戸別訪問等、完全に指示事項の伝達を図る。

5 避難誘導

ア 避難誘導者

避難者の誘導は、保健福祉対策部（衛生班）、釧路市西消防署白糠支署、消防団、警察官が協力し行うものとする。

また、町の職員、消防職・団員、警察官など避難誘導に充たる者の安全確保に努めるものとする。

イ 避難の順位

避難させる場合には、高齢者、障がい者、乳幼児、傷病者、児童生徒、女性を優先的に避難させる。

ウ 避難経路等

避難場所の経路等は、「第5章 第3節 災害広報計画」の定めるところにより、あらかじめ住民に周知するものとする。

エ 輸送の方法

車両による集団輸送の必要が認められる場合は、企画総務対策部（車両班）が行う。

オ 避難計画

町は次の事項に留意して避難計画を策定するとともに、自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努めるものとする。

また、要援護者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、町内会や自治会、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平時より、情報伝達体制の整備、要援護者に関する情報の把握・共有、避難支援計画の策定等の避難誘導体制の整備に努めるものとする。

- ・「避難情報の発令判断・伝達マニュアル」の整備（指定緊急避難場所、指定避難所を示し、経路、誘導方法、所管する職員、配置等を定める）
- ・指定緊急避難場所、指定避難所開設に伴う被災者救護措置に関する事項（被災者用備蓄資機材の設置、支給等に関すること）
- ・指定緊急避難所、指定避難所の管理に関する事項（秩序保持、避難状況の把握、住民に対する情報提供、各種相談業務）
- ・被災者の把握は、入所者登録の重要性の周知徹底を図り、災害時用の住民台帳（データベース）など、個人データの取り扱いに十分留意をしシステム整備に努める。
- ・被災者台帳（名簿）を速やかに作成するため、あらかじめ様式を定め印刷の上、各避難所に保管する。
- ・住民等の円滑な避難を確保するため、浸水想定区域など、災害発生時に生命または身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域や防災情報を記載した防災マップ、ハザードマップ等を作成し、とるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知するとともに、安全な場所にいる人まで避難所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢であることなど、避難に関する情報の意味の理解促進に努めるものとする。

6 避難場所、避難所の配置

避難場所、避難所は、災害の種別、規模、避難人口、その他の情報を判断し、下記のとおり区分し、あらかじめ定められている避難場所、避難所等の中からあらかじめ施設の安全性を確認し、本部長（町長）が指定し、災害種別ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を「指定緊急避難場所」、想定される災害の状況、人口の状況等を勘案して、一定の基準を満たす施設を「指定避難所」としてあらかじめ指定するとともに、いずれもその内容を住民に周知・徹底に努めるものとする。

ただし、緊急を要する場合で、これらの場所を使用できないときは、最寄りの民間施設、空き地等を使用するものとし、その他地域全体が災害のため使用不能のときは、他地域の避難所を使用するものとし、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

また、要配慮者のために福祉避難所を開設するものとする。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、指定施設以外の施設についても管理者の同意を得て避難所として開設する。高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦などの要配慮者に配慮居して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

(1) 津波指定避難場所

津波等から住民等が迅速、安全、容易に避難できる場所として、高台等を津波指定避難場所として指定緊急避難場所(別表 No.1～15)に定めるところにより指定する。

(2) 避難施設

気象災害、津波災害、火災等その他の災害を受けるおそれのある者及び家屋の倒壊、火災等により住居を失い、又は、浸水等によって居住することが不可能と認められる者を一時的に収容する施設として、避難施設を指定緊急避難場所に定めるところにより指定し開設する。

ア 避難施設は、原則として宿泊可能な耐火構造建築物の公共施設を指定する。

ただし、地域の状況により必要とする場合は、所有者の同意を得て民間施設も指定する。

イ 学校を指定緊急避難場所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、施設の利用方法等について、事前に当該学校、教育委員会等の関係部局等の関係者と調整を図る。

ウ 避難施設の開設は、本部長（町長）が避難情報の発令をしたとき、又は必要があると認めたときに施設の管理者に連絡し、管理者は、建物の安全を確認した上で施設の開放を行うものとする。

(3) 一時避難場所

火災の発生、延焼拡大という状態等に住民等が迅速、安全に一時的に避難するための場所として指定緊急避難場所に定めるところにより指定する。

(4) 福祉避難所

高齢者や障がい者、その他の特別な配慮を必要とする要配慮者を一時的に収容する施設(別表 71、72)として、指定し開設する。

(5) 感染症対策

新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホ

テルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。

7 避難場所及び避難施設連絡員

避難場所及び避難施設を開放したときは、直ちに連絡員を派遣して駐在させ、避難人員、世帯の確認を行い管理に当たらせる。また、連絡員は本部との情報連絡を行う。

また、必要に応じて避難場所の開放を自主防災組織等で担う等、円滑な避難のため、地域コミュニティを活かした避難活動を促進するものとする。

8 避難所の運営

ア 町は、各避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、避難場所における情報の伝達、食糧、水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の市町村やボランティア団体等に対して協力を求めるものとする。また、実状に併せて、応援職員やボランティア、地域防災マスター等による避難所運營業務の分担等、自主運営のための各種支援を行い、関係団体等との連携・協力を努め、自主防災組織等が主体となるなど、地域住民による自主的な運営を進めるものとする。

イ 町は、避難所ごとにそこに収容されている避難者に係る情報の早期把握及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、道等への報告を行うものとする。

ウ 町は、避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況（食物アレルギー・避難生活の長期化した際のメニューの多様化、栄養バランス）、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるとともに、専門家、NPO、ボランティア等との定期的な情報交換に努めるものとする。

また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ、寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況、車中泊による避難者の疾病予防対策など、避難者の健康状態や避難者の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。

エ 町は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。

オ 町は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食糧等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、情報提供により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。

カ 町は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて旅館やホテル等への移動を避難者に促し、要配慮者に対しては、北海道が締結した「災害発生時等における宿泊施設の活用に関する協定」を活用するなど良好な生活環境となるよう努める。

キ 町は、災害の規模にかんがみて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、

応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。

ク 町は、感染症の発生、拡大を防止するため、開設する避難所における避難者の過密抑制などの資機材の整備を進めるとともに、十分な避難スペースを確保し、定期的に換気を行うなど避難所の衛生環境を十分配慮した運営に努めるものとする。

9 北海道（釧路総合振興局）に対する報告

ア 避難指示等を町長等が発令したときは、発令者、発令日時・避難の対象区域・避難先を記録するとともに、釧路総合振興局に対し、その旨報告する。（町長以外の者が発令したときは町長経由）

イ 避難場所及び避難施設を開設したときは、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に知事（釧路総合振興局長）にその旨報告する。

（ア）避難場所及び避難施設開設の日時、場所及び施設名

（イ）開設期間

（ウ）収容状況・収容人員

（エ）炊き出し等の状況

10 救出計画

(1) 救出実施責任者

本部長（町長）は、警察官、海上保安官、消防機関の協力を得て、被災者の救出を行うが、災害が甚大であり、町災害対策本部のみで救出が困難な場合は、近隣市町村、道の応援を求めるものとする。さらに災害が甚大で、近隣市町村等の応援でも救出実施が困難な場合は、自衛隊の災害派遣要請計画に定めるところにより、知事（釧路総合振興局長）に自衛隊の派遣要請を行うものとする。又、知事（釧路総合振興局長）に要請できない場合は、その災害の状況を防衛大臣に通知するものとする。

(2) 救出を必要とする者

災害のため現に生命身体が危険な状態にある者及び生死不明の状態で、おおむね次に該当するときとする。

ア 火災の際、火中に取り残された場合。

イ 台風、地震等により倒壊家屋の下敷きになった場合。

ウ 水害の際、家屋とともに流され、又は孤立地点に取り残された場合。

エ 山崩れ、雪崩、地すべり、大雪、土石流等により生き埋めとなった場合及び自動車、自動車、船舶、飛行機等の大事故が発生した場合。

オ 本部長（町長）が必要と認めた場合。

(3) 救出に必要な機械・器具、車両、重機等

救出に必要な機械・器具、車両、重機等については、災害の種類、状況に応じて、町、消防支署の救急自動車及び民間の機械・器具、車両、重機等を借り上げ利用するものとする。

また、町内で用意できない場合、不足する場合は、近隣市町村、道、自衛隊等に要請するものとする。

別表 指定緊急避難場所

NO	施設・場所名	住所	電話	対象とする異常な現象の種類								指定避難所 (重複)	想定 収容人数
				洪水	崖崩れ 土石流 地滑り	高潮	地震	津波	大規模 な火事	内水 氾濫	火山 現象		
1	馬主来集会所	和天別287番地4	2-2171	○	○	○	○	○		○	○	○	64人 (1人/1㎡)
2	坂の丘公園	和天別1852番地5	2-2171				○	○	○				97人 (1人/1㎡)
3	町立白糠学園裏山	西5条北2丁目	2-2171				○	○	○				713人 (1人/1㎡)
4	逍遙公園東側町有林	東3条北4丁目	2-2171				○	○	○				350人 (1人/1㎡)
5	白糠町上水道第1配水池	石炭崎17番地1	2-2171				○	○	○				662人 (1人/1㎡)
6	岬の森東山公園	石炭崎17番地1	2-2171				○	○	○				398人 (1人/1㎡)
7	巖島神社	泊	2-2171				○	○	○				400人 (1人/1㎡)
8	石炭岬裏山	岬3丁目	2-2171				○	○	○				234人 (1人/1㎡)
9	刺牛裏山	刺牛3丁目	2-2171				○	○	○				350人 (1人/1㎡)
10	西庶路裏山	チブタナイ3-4	2-2171				○	○	○				240人 (1人/1㎡)
11	宮下裏山	庶路宮下5丁目3番地2	2-2171				○	○	○				580人 (1人/1㎡)
12	空港短絡線中腹	白糠町大楽毛	2-2171				○	○	○				1200人 (1人/1㎡)
13	町立庶路学園	西庶路学園通1丁目	5-8255	○	○	○	○	○	○	○	○	○	870人 (1人/1㎡)
14	庶路共同墓地	庶路31番地2	2-2171				○	○	○				970人 (1人/1㎡)
15	茶路2号線	東3条北8丁目	2-2171				○	○	○				855人 (1人/1㎡)
16	町立白糠学園	西5条北2丁目	2-2825	○	○	○				○	○	○	780人 (1人/3㎡)
17	白糠高校	西4条北2丁目	2-2826	○	○	○				○	○	○	364人 (1人/3㎡)
18	旧白糠小学校	西2条南3丁目	2-2828		○	○				○	○	○	589人 (1人/3㎡)
19	白糠生活館	東1条南3丁目	2-2171		○	○					○	○	93人 (1人/3㎡)
20	白糠振興センター	東1条南2丁目	2-2171	○	○	○				○	○	○	85人 (1人/3㎡)
21	社会福祉センター	東3条南1丁目	2-2171	○	○	○				○	○	○	404人 (1人/3㎡)
22	酪農研修センター	茶路基線20番地1	2-2171	○	○	○				○	○	○	99人 (1人/3㎡)
23	和天別パイオニアセンター	和天別846番地1	2-2171	○	○	○	○	○		○	○	○	133人 (1人/3㎡)
24	総合体育館	東2条北3丁目	2-2171	○	○	○					○	○	902人 (1人/3㎡)
25	やまびこ会館	東1条北1丁目	2-2171	○	○	○				○	○	○	203人 (1人/3㎡)

第5章 災害応急対策計画

NO	施設・場所名	住所	電話	対象とする異常な現象の種類								指定避難所 (重複)	想定 収容人数
				洪水	崖崩れ 土石流 地滑り	高潮	地震	津波	大規模 な火事	内水 氾濫	火山 現象		
26	刺牛集会所	刺牛2丁目	2-2171	○		○				○	○	○	18人 (1人/3㎡)
27	日の出集会所	東1条北7丁目	2-2171	○	○	○				○	○	○	56人 (1人/3㎡)
28	茶路小中学校	マカヨ1番地1	2-2797	○	○	○	○	○		○	○	○	182人 (1人/3㎡)
29	縫別自然の家	茶路基線191番地2	2-2171		○	○	○	○			○	○	262人 (1人/3㎡)
30	上茶路集会所	上茶路68番地11	2-2171	○	○	○	○	○			○	○	25人 (1人/3㎡)
31	大秋集会所	和天別1165番地	2-2171	○	○	○				○	○	○	23人 (1人/3㎡)
32	町立庶路学園グラウンド	西庶路学園通1丁目	5-8255	○	○	○	○	○	○	○	○		21,500人 (1人/1㎡)
33	西庶路信和集会所	西庶路西2条北1丁目	2-2171	○	○	○				○	○	○	63人 (1人/3㎡)
34	西庶路コミュニティセンター	西庶路東1条北1丁目	2-2171	○	○	○				○	○	○	341人 (1人/3㎡)
35	西庶路寿の家	西庶路東1条北4丁目	2-2171	○	○	○				○	○	○	33人 (1人/3㎡)
36	ふれあい児童館	西庶路東2条北3丁目	2-2171		○	○				○	○	○	71人 (1人/3㎡)
37	庶路町民センター	庶路1丁目5番地18	2-2171	○	○	○				○	○	○	186人 (1人/3㎡)
38	宮下集会所	庶路宮下2丁目5番地19	2-2171	○	○	○				○	○	○	31人 (1人/3㎡)
39	恋問集会所	恋問1丁目4番地11	2-2171		○					○	○	○	23人 (1人/3㎡)
40	中庶路集会所	庶路基線72番地の4	2-2171	○	○	○		○		○	○	○	79人 (1人/3㎡)
41	上庶路生活改善センター	庶路基線184番地29	2-2171	○	○	○		○		○	○	○	67人 (1人/3㎡)
42	白糠高校グラウンド	西4条北2丁目	2-2826						○				20350人 (1人/1㎡)
43	町立白糠学園グラウンド	西5条北2丁目	2-2825						○				37020人 (1人/1㎡)
44	旧白糠小学校グラウンド	西2条南3丁目	2-2828						○				25342人 (1人/1㎡)
45	あやめが丘公園	東1条南3丁目	2-2171						○				4125人 (1人/1㎡)
46	幸公園	西1条北4丁目	2-2171						○				4199人 (1人/1㎡)
47	白糠スポーツ広場	東2条北3丁目	2-2171						○				25802人 (1人/1㎡)
48	勤労者センター前広場	東1条北7丁目	2-2171						○				2800人 (1人/1㎡)
49	日の出公園	東1条北7丁目	2-2171						○				3352人 (1人/1㎡)
50	茶路小中学校グラウンド	マカヨ1番地1	2-2797						○				6870人 (1人/1㎡)
51	旧北進小中学校グラウンド	上茶路基線149番地1	2-2171						○				14736人 (1人/1㎡)
52	縫別自然の家グラウンド	茶路基線191番地2	2-2171						○				6919人 (1人/1㎡)
53	旧河原小中学校グラウンド	和天別572番地	2-2171						○				4831人 (1人/1㎡)

第5章 災害応急対策計画

NO	施設・場所名	住所	電話	対象とする異常な現象の種類								指定避難所 (重複)	想定 収容人数
				洪水	崖崩れ 土石流 地滑り	高潮	地震	津波	大規模 な火事	内水 氾濫	火山 現象		
54	旧 庶路中学校グラウンド	西庶路東2条南2丁目	5-2102						○				22870人 (1人/1㎡)
55	ふれあい公園	西庶路東2条北2丁目	2-2171						○				32875人 (1人/1㎡)
56	西庶路錦公園	西庶路西1条北1丁目	2-2171						○				3223人 (1人/1㎡)
57	千鳥公園	西庶路西2条南2丁目	2-2171						○				1238人 (1人/1㎡)
58	釧白工業団地(西側)	庶路恋問6丁目	2-2171						○				24771人 (1人/1㎡)
59	中庶路集会所広場	庶路基線72番地の4	2-2171				○	○	○				2100人 (1人/1㎡)
60	旧上茶路小中学校グラウンド	上茶路基線68番地	2-2171				○	○	○				8758人 (1人/1㎡)
61	大秋集会所駐車場	和天別1165番地	2-2171						○				400人 (1人/1㎡)
62	宮下公園	庶路宮下2丁目5番地18	2-2171						○				1710人 (1人/1㎡)
63	道の駅しらぬか恋問	恋問3丁目3番地1	2-2171	○					○	○	○		10521人 (1人/1㎡)
64	白糠町武道館	西5条北2丁目	2-2171	○	○	○			○	○	○	○	136人 (1人/3㎡)
65	白糠消防庁舎	西1条北4丁目2番地1	2-2053					○					70人 (1人/3㎡)
66	鉄北集会所	東1条北3丁目2番地13	2-2171	○	○	○				○	○	○	23人 (1人/3㎡)
67	橋北中央集会所	西4条北1丁目4番地7	2-4848	○	○	○				○	○	○	43人 (1人/3㎡)
68	橋北集会所	西5条北1丁目2番地2	2-3185	○	○	○				○	○	○	20人 (1人/3㎡)
69	下和天別集会所	和天別232番地3	2-2171	○	○	○		○		○	○	○	13人 (1人/3㎡)
70	相互集会所	茶路基線59番地3	2-2171	○	○	○		○		○	○	○	21人 (1人/3㎡)
71	白糠町役場庁舎屋上	西1条南1丁目1番地1	2-2171					○					118人 (1人/3㎡)
72	特別養護老人ホーム清和園	和天別100番地1	2-3200	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100人 (1人/3㎡)
73	特別養護老人ホームえぞりんどうの里	釧路市音別町中園2丁目118番5	9-5011	○	○	○	○		○	○	○	○	42人 (1人/3㎡)

※ 災害対策基本法第49条の4により指定

第5節 食糧供給計画

災害時における被災者及び避難者並びに災害応急対策に従事している者に対する主要食糧、副食、飲料水（以下「食糧等」という。）の供給は、本計画の定めるところによる。

1 主要食糧供給計画

(1) 実施責任者

食糧等供給の実施責任者は、本部長（町長）であるが、救助法が適用された場合は、知事が行い、本部長（町長）はこれを補助する。ただし、救助法第30条第1項の規定により委任された場合は、本部長（町長）が行う。また、供給の際は、避難行動要支援者に対し配慮するものとする。なお、確保については、経済対策部（経済班）が充たる。

(2) 供給対象者

本部長（町長）は、災害が発生したとき又は、発生のおそれがあるときは、被災者、避難者及び災害応急対策に従事している者に対して、必要に応じて給食を行う。

ア 被災者及び被災のおそれがあるため、避難している者に対し給食を行う必要がある場合。

イ 被災により供給機関が通常の供給ができないため、その機関を通じないで供給を行う必要がある場合。

ウ 被災地における救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事する者に対して、供給を行う必要がある場合。

(3) 供給の方法及び手続等

ア 知事への要請

本部長（町長）は、災害が発生した場合又はそのおそれがある場合で、炊き出し等の給食に必要な応急用米穀等を現地で確保できないときは、その確保について釧路総合振興局長を通じて知事に要請するものとする。

イ 食糧の受領

災害救助法等が適用された場合における災害救助用米穀の引渡方法等に係る事務手続きについては、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成21年5月29日付21総食第113号総合食料局長通知）に定めるところにより、知事又は町長は、農林水産省政策統括官及び政府所有米穀の販売等業務を実施する民間事業者（以下、「受託事業者」という。）と連絡調整を行い、決定した引渡方法により受託事業者から受領する。

ウ 主要食糧等取扱者

主要食糧等取扱者

番号	店舗名	所在地	電話
1	アサヒストアー	西庶路東1条北1丁目	5-2111
2	サッポロドラッグストア(株)白糠店	東2条南2丁目	9-2002

2 副食、調味料供給計画

(1) 実施責任者

災害時における配給のための副食、調味料等は、本部長（町長）が実施する。

なお、確保については、経済対策部経済班が充たる。

(2) 調達方法

副食、調味料等の調達は、町内の小売業者又は卸売業者等から購入して行うものとする。

なお、町内における調達が不可能であり、又は必要数量を満たさない場合は、釧路総合振興局を経由して知事に対しそのあっせんを要請する。

3 炊き出し計画

(1) 実施責任者

炊き出しは状況を判断し、本部長（町長）が行うが、その事務は保健福祉対策部（福祉班）が充たり、必要に応じて各団体等の協力を得て行うものとする。

(2) 炊き出しの対象者

ア 避難所に収容された者

イ 住家に被害を受けて炊事等のできない者

ウ 災害応急対策に従事している者

エ 被災して、食糧等の確保が困難な者

(3) 協力団体

白糠町女性団体連絡協議会、白糠町商工会女性部、釧路丹頂農業協同組合女性部白糠支部、白糠漁業協同組合女性部、その他各女性部、ボランティア団体等で行う。

また、炊き出しにあたっては、衛生保持、残廃物の衛生的処理等について指導徹底を図るものとする。

(4) 炊き出し施設等の状況

町内における主な炊き出し施設は、「第5章 第4節 避難救出計画」に掲げる避難所に記載されている施設を利用することとし、不足の場合は、町内の炊き出し可能な施設の協力を求める。

(5) 業者からの購入

町において直接炊き出しすることが困難な場合で、米飯提供業者に注文することが実情に即すると認められるときは、炊き出しの基準等を明示し、町内又は町外の米飯提供業者から購入し供給する。

(6) 乳幼児対策

乳幼児に対する食糧品は、町内の食料品店より調達し、災害により調達が困難な場合は、町外の食料品店等で調達する。

(7) 食糧の配布

ア 被災者に対する配給は、原則として避難場所において実施する。

イ 配給を必要とする自宅残留者等については、原則最寄りの避難場所において配布するが、高齢、身体の障がい等で、明らかに避難場所等へ食糧等を受け取りに出向くことができないと認められる者については、対策本部が配布することとする。

ウ 食糧等の配布については、町内会長等の協力を得て、公平かつ円滑に実施するものとする。

(8) 炊き出し等の期間

炊き出し等の期間は、災害発生の日から7日以内とする。

ただし、災害期間が長期にわたるときは、この期間を延長することができる。

(9) 炊き出しの費用

炊き出しのための費用は、救助法が適用された場合に準ずるものとする。

第6節 衣料、生活必需品等物資供給計画

災害時における被災者に対する被服、寝具、その他生活必需品の確保、供給に関する事項は、この計画の定めるところによる。

1 実施責任者及び実施の基準

被災者等に対する給（貸）与物資の調達、配分は、本部長（町長）（担当：保健福祉対策部福祉班）が行うが、救助法が適用された場合は、給（貸）与は知事が行い、本部長（町長）はこれを補助する。ただし、救助法第30条第1項の規定により委任された場合は、本部長（町長）が行う。

2 給与又は貸与の対象者

災害により、住宅が全壊（全焼）、半壊（半焼）、流失、埋没、床上浸水の被害を受けた者で、被服、寝具、その他生活必需物資を喪失し又は棄損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者とする。

3 給与又は貸与の方法

(1) 救助法が適用された場合は、北海道地域防災計画の定めるところによる。

(2) 物資購入・調達及び配分計画

ア 保健福祉対策部は世帯構成員別被害状況を基に救援物資を調達するが、町内で購入・調達困難な場合は、近隣市町村又は知事（釧路総合振興局長）に要請する。また、これらの物資について配分計画を立て、給与又は貸与にあたる。その際、各地域の町内会等の協力を得て、公平、迅速、的確に給与又は貸与するものとする。

イ 社会福祉施設に対し、避難行動要支援者に配慮した物資の備蓄を促進するよう啓発を行う。

ウ 生活物資は、必需品を中心に品目を選定することとし、おおむね次のとおりとする。

(ア)寝具類（毛布、布団等）

(イ)肌着・下着類（シャツ、ズボン下等、紙おむつ等）

(ウ)上着類（作業服、子供服、防寒着等）

(エ)身の回り品類（タオル、手ぬぐい、歯ブラシ、歯磨き粉、靴等）

(オ)炊事用具類（鍋、釜、包丁、バケツ等）

(カ)食器類（茶碗、お椀、皿、はし等）

(キ)日用品類（石鹸、洗剤、トイレットペーパー、ティッシュ、ゴミ袋、生理用品等）

(ク)光熱材料類（マッチ、ろうそく、電池、懐中電灯、薪、木炭、石油等）

エ 生活物資は、社会福祉施設、避難行動要支援者への支援活動を考慮して確保する。

(3) 給与又は貸与台帳の整備

救援物資等の給与又は貸与にあたっては、次の簿冊を備え、その経過を明らかにして処理するものとする。

様式 1

世帯構成員別被害状況

世帯構成員別 被害別	1 人世帯	2 人世帯	3 人世帯	4 人世帯	5 人世帯	6 人世帯	7 人世帯	8 人世帯	9 人世帯	10 人世帯	計	小学校	中学校	高等学校
全壊（全焼）														
半壊（半焼）														
流失、埋設														
床上(下)浸水														
計														

様式 2

物資購入（配分）計画表

品名	単価	世帯	人世帯				人世帯				計			
			円				円							
		区分	数量	世帯数	所要数	金額	数量	世帯数	所要数	金額	数量	世帯数	所要数	金額
計														

様式 3

物資受払簿

品名								救助法物資 有・無			
月・日	受入先	数量	担当者	月・日	払出先	給与・貸与別	数量	残	担当者		
・				・							
・				・							
・				・							
計				計							

様式4

物資給与及び受領書

住宅被害 程度区分	1. 全壊（全焼） 2. 半壊（半焼） 3. 流失、埋設 4. 床上（下）浸水	世帯 構成員数等	
--------------	--	-------------	--

災害救助用物資として、下記内訳のとおり受領しました。

年 月 日

住 所

世帯主氏名

（※ご本人が署名した場合は印鑑を省略できます。）

給与年月日	品 名	数 量	備 考	給与年月日	品 名	数 量	備 考

4 物資給与及び貸与に係る費用及び期間

物資給与及び貸与に係る費用及び期間は救助法の定めに準じて行うものとする。

第7節 給水計画及び施設応急計画

災害により給水施設が被災したとき、又は飲料水が枯渇あるいは汚染して飲料水の供給が不可能になったときに、住民等に必要最小限の飲料水を供給し、住民の保護を図るための応急の給水は、本計画に定めるところによる。

1 実施責任者

被災地等の飲料水応急給水は、釧路総合振興局保健環境部保健福祉室他関係機関、地域住民等の協力を得て、また、相互の連絡を密にして、本部長（町長）（担当：水道班）が行い、飲料水の確保と給水に万全を期するものとする。なお、救助法が適用された場合は知事がこれを行い、本部長（町長）はこれを補助する。ただし、救助法第30条第1項の規定により委任された場合は、本部長（町長）が行う。

2 給水の方法

本部長（町長）は、消防機関はじめ関係機関、地域住民の協力を得て被災地域等への給水を行うものとする。

(1) 水道施設（浄水場・給配水管）に被害のない場合

給水タンク、ポリ容器等運搬用の車両等により、飲料水を給水するものとする。

(2) 水道施設の内、給配水管のみに被害があった場合

被災地域を直ちに断水し、給水タンク、ポリ容器等を運搬車両により浄水場から搬送、給水するものとする。

3 水道施設の応急復旧

水道施設の応急復旧については、消火栓、医療施設等の民生安定と緊急を要するものを優先的に行うものとする。

また、在庫資材、発注資材をもって主要給配水管の配管工事を行い、必要によっては共同で使用できる大口径の給水栓又は消火栓等を適当な間隔で設置し、応急的な飲料水確保に努めるものとする。

4 応急対策計画

大規模災害等により長期断水となることは、生活の維持に重大な支障が生ずるものであるため、本部長（町長）は、被災した施設の応急復旧等についての計画を予め定めておくほか、災害に際しては次の対策を講じて、速やかに応急復旧し、住民等に対する水道水の供給に努める。

(1) 施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定を行う。

(2) 災害応急復旧要員及び資機材等の確保等の災害復旧体制を確立する。

(3) 被害状況により必要に応じて、他市町村等へ支援を要請する。

(4) 被害状況、応急対策状況、復旧見込み等について、住民等の不安解消を図るため、住民等への広報活動を行う。

水道施設

水道施設名	所在地	日最大供給水量
白糠浄水場	西2条北11丁目1-5	4,800 m ³
二股飲用水道施設	上茶路基線150-10	6 m ³
茶路浄水場	茶路増画基線64-3	585 m ³
中庶路日の出飲用水道施設	庶路基線68-11	17.4 m ³

5 給水応援の要請

- (1) 自ら飲料水の供給を実施することが困難な場合は、道又は近隣の市町村に飲料水の供給の実施に要する人員及び給水資機材提供の応援を要請するものとする。
- (2) 搬送給水は、給水タンク、ポリ容器等運搬用の車両によるほか、必要に応じて、知事（釧路総合振興局長）を通じて、自衛隊の出動の要請を行うものとする。
- (3) 市販の飲料水を確保するため、必要に応じて、飲料水等販売事業者、飲料水等製造事業者等への提供要請を行うものとする。

6 住民等への周知

災害時等における給水及び断水に関して、事前に給水、断水時間、給水場所等を白糠町防災行政無線（同報系・移動系）、広報車等を利用し住民等に周知するものとする。

7 個人備蓄の推進

飲料水をはじめとする生活用水は、災害発生後3日間分程度（3ℓ/日）を個人において準備しておくよう、住民に広報していくものとする。

8 生活用水の確保

災害時の生活用水の水源として、浄水場の貯留水を主体とし、不足する場合は井戸水、自然水（川、ため池等の水）、プール、受水槽、防火水槽等の水をろ過、滅菌して供給するものとする。

9 給水用資機材等保有状況

品名	数量	規格等	保管場所
給水タンク（アルミ製）	3基	1,000ℓ	白糠浄水場
給水タンク（FRP製）	3基	300ℓ	
ポリ缶	90個	20ℓ	
非常用給水袋	1,500枚	5ℓ	

10 費用及び期間

救助法（昭和22年法律第118号）の定めに基づいて行うものとする。

第8節 大規模停電災害対策計画

大規模停電による災害が発生した場合に、早期にその被害拡大の防止、軽減するための組織並びに活動は、本計画に定めるところによる。

1 予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力するとともに、大規模停電災害を未然に防止し、または被害を軽減するため、必要な対策を実施する。

(1) 実施機関

北海道電力(株)・北海道電力ネットワーク(株)、北海道経済産業局、北海道産業保安監督部

(2) 防災関係機関

白糠町、北海道、警察、医療機関

2 応急対策

関係機関は、大規模停電災害に関する情報収集に努めるとともに通信手段を確保し、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化応急対策の調整を行うものとする。

3 広報活動

地域住民や帰宅困難者などからの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、住民等に役立つ次の情報を正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

- (1) 停電及び停電に伴う災害の状況
- (2) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- (3) 停電の復旧の見通し
- (4) 避難の必要性等、影響
- (5) その他必要な事項

第9節 下水道施設応急普及計画

災害により下水道施設の機能が麻痺した場合、公衆衛生、公共用水域の保全に支障をきたし、住民生活に多大な影響を及ぼすことから被災施設の普及対応については、本計画に定めるところによる。

1 実施責任者

災害が発生した場合は、北海道外関係機関や地域住民、地元建設業者などの協力を得、また、相互の連絡を密にし、本部長（町長）が行う。

2 情報の収集及び広報活動

被災地の状況並びに施設の被害等情報を収集し内容の整理を行い、連絡体制の確認、また、次の内容について被災者及び住民に対して情報の提供を行う。

- (1) 災害の発生状況と応急対策の実施状況
- (2) 被害の拡大及び二次災害の危険性
- (3) 被災者・住民の取るべき措置、注意事項
- (4) 下水道の使用制限
- (5) その他関連情報

3 調査

被災状況の概略を把握し、応急復旧工事及び以後の災害復旧の対応・方針を定めるとともに、二次災害の危険性を適切に判定するために行うものとする。

(1) 処理場

緊急点検により燃料、劇薬、有毒ガス等の流出など二次災害の未然防止における調査及び有害物質などの流入による水処理の影響（機能停止・低下）に備え暫定的機能を回復するための調査を行う。

(2) 管路施設

被害の拡大や突発的な酸素欠乏・硫化水素ガス発生などの二次災害防止のための調査及び機能的、構造的被害程度の調査。

4 支援要請

自ら対応することが困難な事態が発生した場合、近隣市町村、機械メーカー、設計コンサルなどに応援を要請するものとする。

5 応急処置

- (1) 下水道施設から発生する有機物質（硫化水素等）は人体に影響を及ぼすため専用の薬品等の準備。
- (2) 仮設トイレ及び簡易公衆トイレ（一定の地区のマンホール上に設置）などの準備。
- (3) 処理場からの放流先の確保。

第5章 災害応急対策計画

- (4) 管路敷設箇所の道路段差への安全柵の設置、陥没箇所への土砂投入、危険箇所への通行規制。

6 下水道主要施設

(1) 処理施設

施設名	所在地	備考
白糠下水道管理センター	白糠町西庶路西4条南2丁目2番地1	日最大処理能力6,990 m ³ /日、放流先 増井川

(2) 幹線管渠

施設名	起点	終点	備考
白糠汚水1号幹線	白糠町西庶路西4条南2丁目	白糠町西1条南2丁目	口径 150mm ~ 400mm
白糠汚水2号幹線	白糠町東2条南2丁目	白糠町茶路基線	口径 150mm ~ 300mm
白糠汚水3号幹線	白糠町西1条南2丁目	白糠町西1条北8丁目	口径 150mm ~ 250mm
白糠汚水4号幹線	白糠町東2条北2丁目	白糠町東2条北5丁目	口径 150mm ~ 200mm
庶路汚水1号幹線	白糠町西庶路西4条南2丁目	白糠町西庶路東2条南2丁目	口径 200mm ~ 500mm
庶路汚水2号幹線	白糠町西庶路西3条南2丁目	白糠町西庶路東1条南4丁目	口径 150mm
庶路汚水3号幹線	白糠町西庶路西1条南2丁目	白糠町西庶路西1条北3丁目	口径 150mm ~ 200mm
庶路汚水4号幹線	白糠町西庶路東1条南1丁目	白糠町西庶路東1条北4丁目	口径 150mm ~ 200mm
庶路汚水5号幹線	白糠町西庶路東2条北1丁目	白糠町西庶路東2条北4丁目	口径 150mm ~ 250mm

7 応急対策計画

大規模災害等により下水道施設の機能が停止になることは、公衆衛生上重大な支障を生ずるものであるため、本部長（町長）は、被災した施設等の応急復旧等についての計画を予め定めておくほか、災害に際しては次の対策を講じて速やかに応急復旧を行う。

- (1) 施設の点検、被害状況の把握及び復旧計画の策定を行う。
- (2) 災害応急復旧要員及び資機材等の確保等の災害復旧体制を確立する。
- (3) 被害状況により必要に応じて、他市町村等へ支援を要請する。
- (4) 幹線管渠の流下状況、軟弱地盤帯の管渠の調査及びマンホール等の工作物の調査を速やかに行い、必要に応じて、マンホール内部の浚渫、可搬式ポンプによる緊急送水、仮管渠の設置等により、排水機能の回復に努める。

- (5) 下水処理場への流入水量の増大により、やむを得ずバイパス放流を行う等、緊急的措置をとる場合は、速やかに関係機関等へ連絡、周知する。
- (6) 被害状況、応急対策状況、復旧見込み等について、住民等の不安解消を図るため、住民等への広報活動を行う。

8 費用及び期間

救助法（昭和22年法律第118号）の定めに準じて行うものとする。

第10節 医療及び助産計画

災害のため、その地域の医療機関の機能が停止し、又は著しく不足あるいは混乱したため、被災地の住民が医療の途を失った場合における応急的医療、又は助産救護の実施は、本計画の定めるところによる。

1 実施責任者

- (1) 災害時における応急的医療、助産は、本部長（町長）（担当：保健福祉対策部医療班）が行い、救助法が適用された場合は、知事（釧路総合振興局長）の委任により本部長（町長）が実施するほか、知事（釧路総合振興局長）に要請した救護班が現地に到着するまでの間も同様とする。
- (2) 災害時における応急的医療、助産については、一般社団法人釧路市医師会と緊密な連絡協議のもとに実施するものとする。

2 医療及び助産の対象者並びにその把握

- (1) 対象者
医療及び助産の対象者は、医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のため医療の途を失った者及び災害発生の7日以内の分娩者で、災害のため助産の途を失った者とする。
- (2) 対象者の把握
対象者の把握は、所管の如何を問わず、できる限り正確かつ迅速に把握し、本部長（町長）へ通知するものとする。
対象者の通知を受けた本部長（町長）は、直ちに救護に関し医師、看護師、薬剤師、保健師、助産師等の派遣要請、救護所の開設、患者の救急輸送、通信連絡の確保、医療資機材の確保、手配等に必要な措置を講ずるものとする。

3 応急救護所の設置

応急救護施設は、被災場所等に応じて町内各医療機関及び公共施設を使用するものとし、全町的な大災害の場合は、応急簡易的に設置した建物（テント、プレハブ等）を使用するものとする。

4 医療及び助産の実施

- (1) 医療班の編成
本部長（町長）は、医療班の派遣を必要とする場合は、災害の規模、傷病者等の概要を伝えとともに、社団法人釧路市医師会に医療班の派遣要請を行うものとする。
社団法人釧路市医師会は、本部長（町長）の要請に基づき、医療班を編成し、応急医療にあたるものとする。
医療班の構成基準等は、社団法人釧路市医師会の定めるところによる。

(2) 医薬品等の確保

医療、助産に必要な医薬品、衛生材料及び医療器具、暖房用燃料の確保は、町内の医療品等の取扱業者からの調達によるものとするが、町内で調達が困難な場合、又は不足する場合は、本部長（町長）は知事（釧路総合振興局長）に対し調達確保を要請するものとする。

(3) 医療の応援要請

本部長（町長）は、町内の医療機関では対策が困難と認める場合は、社団法人釧路市医師会、近隣の医療施設等に協力を要請するとともに、場合によっては知事に対し協力を要請するものとする。また、必要に応じ道に対し災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を要請するものとする。

(4) 患者等の移送

本部長（町長）は、緊急に移送を必要とする患者が発生し、陸路による患者の移送が困難な場合は、次の関係機関に応援を要請するものとする。

ア 道防災航空室

イ 自衛隊

ウ 釧路海上保安部

エ 道東ドクターヘリ運航調整委員会

5 臨時の医療施設に関する特例

町は、著しく異常かつ激甚な非常災害により臨時の医療施設が著しく不足し、被災者に対して医療を迅速に提供することが特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、臨時の医療施設の設置について病床等に関する医療法の規定の適用除外措置があることに留意する。

6 関係医療機関等の状況

(1) 医療機関

医療機関名	所在地	電話番号	診療科目
白糠整形外科医院	西1条南2丁目	2-2101	整形外科、外科、リハビリテーション科
しらぬかクリニック	東1条北1丁目	9-2960	内科、外科、胃腸科
森田医院	東2条北1丁目	2-3556	内科、胃腸科
セセッカ診療所	西庶路西1条南3丁目	5-8288	内科、小児科、耳鼻咽喉科

(2) 薬品及び衛生材料販売業者

名称	所在地	電話番号	備考
白糠薬局	東1条南1丁目	2-2197	
しろくま薬局	東1条北1丁目	9-2700	
東山調剤薬局	東2条北1丁目	9-3433	
みま薬局	西庶路西1条南3丁目	5-3793	

7 費用及び期間

救助法（昭和22年法律第118号）の定めに従って行うものとする。

第11節 防疫計画

災害発生地域において予想される各種感染症に対する防疫対策は、本計画の定めるところによる。

1 実施責任者

- (1) 被災地の防疫は、本部長（町長）が知事（釧路総合振興局長）の指導指示に基づき実施するものとする。（担当：保健福祉対策部医療班）ただし、災害による被害が甚大で、本部長（町長）のみで防疫の実施が不可能又は困難なときは、知事（釧路総合振興局長）に応援を求め実施するものとする。

2 防疫班の編成

被災地の防疫活動を迅速、的確に実施するために、関連機関と連携を保ち感染症の予防や食品衛生関係法令に基づく緊急措置を行うものとする。なお、次のとおり防疫班を編成するものとする。

班名	班長	班員
防 疫 班	町民サービス課長	対策本部保健福祉対策部の班員をあてるものとするが、要員に不足が生じた場合は、他の部門の班員を動員することとする。

3 感染症の処置

本部長（町長）は、次の事項について「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年 法律第114号。以下「感染症法」という。）に基づき、必要があると認める場合及び知事（釧路総合振興局長）の指示及び命令により災害の規模、態様に応じ、その範囲、期間を定めて次の事項について行うものとする。

- (1) 消毒方法の施行（感染症法第27条第2項）
- (2) ねずみ族、昆虫等の駆除（感染症法第28条第2項）
- (3) 生活の用に供される水の供給（感染症法第31条第2項）
- (4) 感染症の病原体等に汚染された物件に係る措置（感染症法第29条第2項）
- (5) 公共の場所を清潔にする方法等の施行
- (6) 臨時予防接種の施行（予防接種法第6条）

4 防疫の種別と方法

- (1) 消毒方法

知事（釧路総合振興局長）の指示があったときは、薬剤の必要量を確保し、速やかに実施するものとする。

なお、知事（釧路総合振興局長）の指示が無い場合でも本部長（町長）が必要と認めた場合は、上記に準じて実施するものとする。

ア 浸水家屋、側溝、その他不潔な場所の消毒は、クレゾール又は石灰等により実施し、特に衛生害虫の発生のおそれのある場所に対しては、殺虫剤や乳剤を散布する。

イ 避難所の便所、その他の不潔な場所の消毒は、クレゾール、オルソ剤などを用いて実施する。

ウ 被災世帯における家屋等の消毒は、汚染された台所、炊事場などを中心にクレゾール水で洗浄し、食器棚は逆性石けん（塩化ベンザルコニウム等）を用いて拭浄する。

また、床下には湿潤の程度に応じ、所要の石灰を散布するよう指導する。

便所は、クレゾール水をもって拭浄するか散布する。

(2) 感染症患者に対する措置

感染症患者が発生したとき、又は病原体保有者が発生した場合は、速やかに入院又は健康診断の措置をとるものとする。

既設の施設に収容することが困難な場合は、釧路総合振興局保健環境部保健行政室と協議し、臨時施設を設けて収容するものとする。

(3) 避難所の防疫指導

ア 検病調査等

避難者に対しては、少なくとも1日1回検病調査を実施するものとし、調査の結果、検便等による健康診断を行う必要が生じたときは、釧路総合振興局保健環境部保健行政室に連絡し受診させるものとする。

イ 清潔方法、消毒方法の実施

避難者に衣服等の日光消毒を行うよう指導するとともに、必要があるときは、クレゾール等による消毒、衛生害虫の発生予防のため殺虫剤の散布を行い、便所、炊事場、洗濯場等の消毒、クレゾール石けん液、逆性石けん液を適当な場所へ配置し、手洗いの励行などについて十分指導徹底させるものとする。

ウ 集団給食

給食従事者は原則として健康診断を終了した者をもってあて、できるだけ専従させるものとする。

また、配膳等の衛生保持及び残廃物、厨芥等の衛生的処理について十分徹底させるものとする。

エ 飲料水の管理

飲料水については、水質検査を実施するとともに、飲料水の管理の徹底を図るものとする。

なお、水質検査班の編制は次のとおりとする。

水質検査班	水道対策部水道課員2名（検査箇所が多岐にわたる場合は必要に応じ増員する）
-------	--------------------------------------

(4) 臨時予防接種

本部長（町長）は、予防接種法第6条第1項に基づき、知事（釧路総合振興局長）の指示を受けて、感染症の発生を予防するため、対象者の範囲及び期日を指定して予防接種を実施するものとする。

5 防疫資機材の調達

災害時において、町が保有する防疫用資機材等が不足した場合、釧路総合振興局保健環境部保健福祉室及び近隣の市町村より借用又は調達するものとする。

6 家畜の防疫

家畜保健衛生所長は、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）に基づき、家畜防疫上必要があると認めたときは、家畜の伝染病疾病の発生予防及びまん延防止のため、被災地域の家畜の飼養者に対する飼養衛生管理に関する助言・指導、家畜の飼養場所への立入検査・消毒、防疫体制の整備等を行う。

被災地における家畜は、堆肥場等から発生する病原菌により汚染された感染症が集団的に発生するおそれがあるので、危険区域、準危険区域、一般地区等に区分してクレゾール系オルソ剤（パンゾール等）及び生石灰等の薬品により消毒を実施する。

また、家畜の防疫については、釧路総合振興局釧路家畜保健衛生所の指導を受け、釧路地区農業共済組合西部事業センター音別白糠家畜診療所等の協力を得て白糠町家畜畜産物衛生指導協議会を中心として実施するものとする。

第12節 清掃計画

災害時によって発生する廃棄物等、被災者や避難者の生活に伴ない発生する廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の処理及び死亡獣畜の処理等（以下「廃棄物の処理」という。）業務については、本計画の定めるところによる。

なお、災害廃棄物の処理については、「北海道災害廃棄物処理計画」に基づくとともに、「町災害廃棄物処理計画」の策定に努め、円滑かつ迅速に行うものとする。

1 実施責任者

(1) ごみ及びし尿処理

ア 被災地における清掃は、地域住民、関係機関、ボランティア等の協力を得て本部長（町長）が実施するものとする。（担当：保健福祉対策部衛生班）

イ 被害が甚大で町のみで実施することが困難な場合は、近隣市町村及び知事（釧路総合振興局長）及び関係機関の応援を求め実施するものとする。

(2) 死亡獣畜（牛、馬、めん羊等）及び逸走犬の処理

ア 死亡獣畜の処理は、各保有者が行うものとする。ただし、所有者が判明しないとき又は所有者において処理することが困難なときは、本部長（町長）が実施するものとする。（担当：経済対策部経済班）

イ 本部長（町長）において死亡獣畜を処理するときは、釧路総合振興局保健環境部保健福祉室の指示に基づき実施するものとする。（担当：経済対策部経済班）

ウ 逸走犬の処理は、本部長（町長）が実施するものとする。（担当：保健福祉対策部衛生班）

2 廃棄物の処理

(1) ごみの収集処理

ア 食物の残廃物等、伝染病の源となる汚物から優先的に収集するものとする。

イ 災害の状況により、本町清掃能力を持って完全に収集することが困難な場合は、民間所有車又は事業者から車両（トラック等の貨物車両）を借用又は出動を要請し、町のごみ処理場に集積処理するものとし、被災地のごみの収集に万全を期するものとする。

また、本町の施設の処理能力を超えた廃棄物が発生した場合は、近隣市町村及び知事（釧路総合振興局長）に対し、応援の要請を行う。

(2) し尿の収集処理

し尿の収集委託業者により、し尿処理施設での処理を原則とするが、施設の被災等により処理を行うことが困難な場合は、近隣市町村に対し応援の要請を行う。

なお、収集処理にあたっては、被災の状況、便所の倒壊、溢水等でし尿が拡散し、感染症拡大のおそれがあることから、被害程度の大きいところから、できるだけ短時間に処理するものとする。

(3) 野外共同便所の設置

便所が倒壊、溢水等の被害を受けた場合は、必要に応じ野外に共同便所を設置するものとする。

共同便所は、必要と思われる箇所に、必要最小限度の仮設便所を設ける。この場合他の恒久対策の障害にならないよう、関係部局、関係機関と緊密な連絡調整に基づき、計画的に設置するものとする。

(4) 死亡獣畜の処理

死亡獣畜の処理は、死亡獣畜処理場で行うほか、釧路総合振興局保健環境部保健福祉室の指導を受けて、次の方法で処理する。

ア 移動できるものは、知事（釧路総合振興局長）の許可を受けた適当な場所に集中して処理する。

イ 交通途絶等により移動し難いものは、知事（釧路総合振興局長）の許可を得て、他に影響を及ぼさないよう、人家より離れた適当な場所に仮埋設（1 m以上の覆土をし、逸走犬等、その他野生動物等が掘り返さないよう万全の対策を講じる。）し、移動が可能となり、死亡獣畜処理場での処理も可能になったときに搬入し、処理するものとする。

(5) 飼養動物の取扱い

ア 飼養動物の管理者は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成 13 年条例第 3 号）、以下「条例」という。）に基づき災害発生時においても、動物の愛護及び適切な管理を行うものとする。

イ 災害発生時における、飼養動物の避難は、条例第 6 条第 1 項第 4 号の規定により、動物の管理者が自己責任において行うものとする。

ウ 災害発生時において、町は、関係団体の協力を得て、一般住民等への危害が及ばないよう、逸走犬の捕獲・収容をするなど適切な処理を講ずるとともに、住民に対し、危険防止及び逸走犬の収容内容等について周知を図り、住民の協力を得るものとする。

第12節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理並びに埋火葬計画

災害によって行方不明になった者の捜索及び死亡者の遺体収容処理並びに応急的な埋火葬の実施等については、本計画の定めるところによる。

1 実施責任者

本部長（町長）は、災害によって行方不明になった者の捜索及び死亡者の遺体収容処理並びに応急多岐な埋火葬を行う。

なお、救助法が適用された場合は、知事（釧路総合振興局長）が行い、本部長（町長）はこれを補助する。ただし、救助法第30条第1項の規定により委任された場合は、本部長（町長）が行うものとするが、遺体処理のうち洗浄等の処置及び検案については、知事（釧路総合振興局長）の委任を受けた日本赤十字社北海道支部が行うものとする。

救助法が適用されない場合でも、本部長（町長）は、警察官、自衛隊、あるいは民間協力団体、地域住民の協力を得て実施する。

2 対象者

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の状況から既に死亡していると推定される者、又は遺族等が遺体の処理を行うことができない者を対象とする。

3 行方不明者の捜索

本部長（町長）は、災害その他の状況により行方不明者の捜索班を編成することができる。この場合釧路警察署（海上にあっては釧路海上保安部）と、連絡協議の上協力体制を整え、消防機関、地域住民の協力を得て実施するものとする。ただし、町において捜索の実施が困難となり、近隣市町村の応援を必要とするとき、又は行方不明者の漂着、埋没が予想されるときは、知事（釧路総合振興局長）を通じて関係市町村に次の事項を明示して捜索を要請するものとする。

- (1) 行方不明者が漂流（着）又は埋没していると思われる場所
- (2) 行方不明者の数、氏名、性別、年齢、容貌、身体的特徴、着衣等
- (3) 応援を要請する人数又は船舶器具等

4 遺体の収容・処理等

- (1) 実施者及び方法

遺体収容処理の計画及び実施は、保健福祉対策部（保健福祉部長）が行い、状況により消防機関、警察、自衛隊、地域住民の協力を得て実施する。

- (2) 変死体の届け出

変死体を発見した場合は、直ちに釧路警察署（海上にあっては釧路海上保安部）に届け出し、検視後に、釧路警察署等からの引き渡された後に処理するものとする。

(3) 関係者への連絡

遺体の身元が判明している場合は、原則として遺族、親族に連絡の上引き渡すものとする。

(4) 遺体の収容処理

遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時間に埋火葬ができない場合は、遺体を特定の場所（町内の寺院、公共建物又は公園等遺体の収容に適当な場所）に安置し、埋火葬の許可、処理ができるまで保存する。

(5) 検索

遺体については、死因その他の医学的検査を行う。

5 遺体の埋火葬

災害時に死亡した者で身元不明者等、応急的な埋火葬を必要と本部長（町長）が認めたときは、仮埋火葬を行うものとし、作業は保健福祉対策部が作業員等を確保してこれを行うものとする。ただし、埋火葬にあたっては次の点に留意して行うものとする。

(1) 遺体は、検視後警察官から引き継ぎを受けた者を埋火葬する。

(2) 身元不明の遺体は、警察署その他の関係機関に連絡し、調査にあたると共に埋葬として処置するものとする。

(3) 身元確認の遺体には、火葬に付し、遺骨（骨壺に入れたもの）等を遺族に引き渡すものとする。

(4) 被災地以外に漂着した遺体のうち身元が判明しないものの埋火葬は、行旅死亡人扱いとする。

(5) 埋火葬の実施が町において実施ができないときは、関係機関や協定に基づく協力を得て行う。

(6) 町は、著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の特に必要なと認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、埋葬及び火葬に関する各種証明・許可証が同一の市町村で発行されない場合等に対応し、厚生労働大臣が、その定める期間に限り、墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）第 5 条及び第 14 条に規定する手続きの特例を定めることができることに留意する。

6 海上漂流遺体の搜索

海上漂流遺体又は漂流が予想される場合は、知事（釧路総合振興局長）を通じ海上保安部等に搜索を要請するものとする。

なお、遺体のある場合における仮収容施設は必要に応じその都度関係機関等と協議の上定めるものとする。

7 行方不明者の搜索、遺体の収容及び埋火葬のための費用及び期間

行方不明者の搜索、遺体の収容及び埋火葬のための費用及び期間は救助法が適用された場合に準じて行うものとする。

8 火葬場の状況

施設名	所在地	処理能力（1日）	電話番号
白糠斎場	岬3丁目1番地16	6体/日	2-2677

9 墓地の所在地

名称	所在地
坂の丘公苑墓地	白糠町和天別1852番地5
暁墓地	白糠町庶路30番地3
カリソ共同墓地	白糠町茶路15番地1・カリソ41番地2
茶路共同墓地	白糠町マカヨ1番地33
縫別共同墓地	白糠町ノイベツ21番地
上茶路共同墓地	白糠町上茶路30番地2
二股共同墓地	白糠町上茶路基線157番地2
庶路共同墓地	白糠町庶路31番地2
上庶路中央共同墓地	白糠町庶路51番地5
河原共同墓地	白糠町和天別1541番地2
大秋共同墓地	白糠町和天別1292番地

第13節 障害物除去計画

水害、土砂災害、津波・津波災害その他の災害によって、道路、住居、公共施設又はその周辺に運ばれた土砂、木材、ごみ等及び構築物の倒壊等で、住民の生活に著しい危険、支障を及ぼしている物を除去し、被災者の保護を図る場合は、本計画の定めるところによる。

1 実施責任者

- (1) 障害物の除去は、本部長（町長）が行い、救助法が適用されたときは知事（釧路総合振興局長）が行い、本部長（町長）はこれを補助する。（担当：経済対策部）ただし、救助法第30条第1項の規定により委任された場合は、本部長（町長）が行うものとする。
- (2) 道路、河川その他公共施設に障害を及ぼすおそれのある場合は、道路法、河川法その他の関係法令に定めるそれぞれの管理者がこれを行うものとし、各管理者は相互に協力し、交通の確保を図るものとする。
- (3) 鉄道等に害を及ぼしているものの除去は、鉄道事業法その他の法律により定められている当該施設の所有者が行うものとする。
- (4) 海上で障害を及ぼしているものの除去は、「第9章 事故災害対策計画 第1節 海難災害対策計画」の定めるところによる。

2 障害物除去の対象

災害時における障害物の除去は、住民の生活に著しい支障、危険を与え、又は与えると予想される場合、並びにその他公共的に必要と認めた場合とし、おおむね次に掲げる場合に行うものとする。

- (1) 住民の生命、財産等を保護するため、速やかにその障害物の除去を必要とする場合
- (2) 障害物の除去が、交通の安全と人員及び物資等の輸送路確保に必要な場合
- (3) 障害物が応急災害対策に支障となるもので、緊急を要する場合
- (4) 障害物の除去により河川の流れを良くし、溢水の防止と護岸等の決壊を防止するため必要と認める場合
- (5) 住宅等に係る障害物で、次の要件に該当し、自らの資力をもって障害物の除去ができないと認める場合
 - ア 土砂、木材等の障害物が、日常生活に欠くことができない場所（居室、炊事場、便所等）に運び込まれたため、当面の日常生活が営み得ない状態にあり、かつ当該住宅以外に居住の方法がないもの。
 - イ 住家が半壊又は床上浸水したもの。
- (6) その他公共的に除去を必要とする場合

3 除去の方法

- (1) 町の人員及び応急対策器具、機械による他、必要に応じ民間機械、住民の協力を得、又は知事（釧路総合振興局長）を通じ自衛隊の協力、応援を得て、速やかに除去するものとする。
- (2) 障害物の除去の方法は原状回復でなく、応急的な除去に限るものとする。

4 障害物の保管等

- (1) 除去した障害物は人命、財産に被害を与えないよう配慮し、付近の遊休地又はグラウンド等を利用し、一時的に集積し保管する。
- (2) 道路等交通の障害にならない場所に保管する。
- (3) 盗難等の危険がない場所に保管する。
- (4) 工作物を保管したときは、保管を始めた日から14日間その工作物名簿を公示する。
- (5) 保管した工作物が滅失、破損するおそれのあるときで、その保管に不相当の費用等を要するときは、その工作物を売却し、その代金を保管することができる。この時の売却の方法及び手続は、競争入札又は随意契約によるものとする。

5 費用及び期間

救助法が適用されたときに準じて行うものとする。

第14節 輸送計画

災害時において災害応急対策、復旧対策等の万全を期すため住民の避難、災害応急対策要員の移送及び救援、救出のための資材器具、物資の輸送（以下「災害時輸送」という。）を迅速確実にを行うための方法は、本計画の定めるところによる。

なお、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌きに及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。その際、適切な物資の輸送拠点を把握しておくよう努めるものとする。

1 実施責任者

基本法第50条第2項の規定に基づき、災害応急対策を実施する機関の長が行うものとする。災害時輸送の総括は、企画総務対策部が行うものとする。

2 輸送の範囲

災害時における緊急輸送の範囲はおおむね次のとおりとする。

- (1) 被災者を安全な場所に避難させるための輸送
- (2) 医療及び助産で緊急を要する者の輸送
- (3) 応急対策のための必要な人員、資機材の輸送
- (4) 飲料水の輸送
- (5) 救援物資の輸送
- (6) その他災害対策本部が必要と認める輸送

3 災害時の輸送方法

(1) 車両等による輸送

ア 災害時輸送は、一次的には町で所有する車両等を使用するものとするが、被災地までの距離、被害の状況等により、町で保有する車両等の台数だけでは不足する場合は、他の機関に応援を要請し、又は民間事業所、個人の車両（バイク等の二輪車も含む）の借上げを行うなど、災害時輸送に万全を期する。

また、積雪による車両通行不能の場合、除雪機、スノーモービルの借上げ等も考慮する。

なお、必要に応じ、釧路運輸支局を通じ、社団法人釧路地区トラック協会、釧路地区ハイヤー協会に対し、緊急輸送の応援要請を行う。

イ 町有車両の現況

種類	台数（台）	種類	台数（台）
軽自動車	7	バス	3
小型乗用車	18	グレーダー	1
普通乗用車	15	ショベル	2
ライトバン	6	その他	6
2 tトラック	3		
10 tダンプ	2	計	63

ウ 緊急輸送業務に従事する車両の表示

基本法第 76 条の規定に基づき北海道公安委員会が災害緊急車両輸送を行う車両以外の車両を禁止した場合、本部長（町長）及び防災関係機関は、災害対策に必要な車両を緊急輸送車両として知事（釧路総合振興局長）又は北海道公安委員会に申し出て、標章及び緊急通行車両確認証明書の交付を受け、輸送にあたるものとする。

なお、交付を受けた標章は、当該車両の前面の見やすい箇所に掲示し、緊急通行車両確認証明書を当該車両に備え付けるものとする。

(2) 人力輸送

災害の状況により車両による輸送が不可能な事態、あるいは使用できる車両が不足する場合、人力での輸送を行うものとする。（自転車、リヤカー、代車等の利用も含む）

(3) 空中輸送

地上でのすべての輸送が不可能になった場合は、山間、へき地などで緊急輸送の必要がある場合、又は救急患者等の緊急輸送の依頼があった場合には、北海道防災計画「第 5 章 第 27 節 ヘリコプター活用計画」に基づき、知事（釧路総合振興局長）に対し、北海道消防防災ヘリコプター等の航空機による輸送の要請を依頼するものとする。

(4) ヘリコプター受入要領

ア 着陸点（直径 30m）のほぼ中央に石灰等で直径 10mの正円を描き、円内に「H」を表示する。

イ 高さ 3 m～5 mのポールに吹き流し又は旗布をつけて、着陸付近（着陸中央点からなるべく離れた地点で、地形、施設等による風の影響の少ない場所）に設置する。

ウ 地表面が乾燥して砂塵等の巻き上げのおそれがある場合は、十分な散水等を行う。

第5章 災害応急対策計画

(5) ヘリコプター離発着可能場所

ヘリコプターの離発着可能場所は、次のとおりとする。

ヘリコプター離着陸可能地

施設名	所在地	著名地点からの方向 及び距離	広 さ m ²	施設管理者 電話番号
白糠小学校グランド	西2条南3丁目	白糠小学校南隣り	25,342m ²	学 校 長 2-2828
町営球場	和天別1852番地1	坂の丘公苑西側	92×102	社会教育課長 2-2287
白糠スポーツ 広場	東2条北3丁目	総合体育館東隣り	128×135	社会教育課長 2-2287
旧庶路中学校 グランド	西庶路東2条 南2丁目	庶路中学校北隣り	225×110	学 校 長 5-2102
白糠高校グラ ンド	西4条北2丁目	白糠高校北隣り	130×150	学 校 長 2-2826
白糠中学校グ ランド	西5条北2丁目	白糠中学校南隣り	140×100	学 校 長 2-2825
茶路小中学校 グランド	マカヨ1番地1	茶路小中学校南側	100×70	学 校 長 2-2797
縫別自然の家 グランド	茶路基線191番地	縫別自然の家南隣り	80× 80	社会教育課長 2-7537
旧北進小中 学校グランド	上茶路基線 149番地1	旧北進小中学校跡地	140×100	企画財政課 2-2171
旧河原小中 学校グランド	和天別572番地	旧河原小中学校跡地	80× 60	企画財政課 2-2171

(6) 海上輸送

ア 災害の状況により、陸上輸送が不可能となった場合又は船舶での輸送が効果的と判断したときは、白糠漁港を海上輸送移入、移出の主要港とすると共に、海上輸送体制の確立を図るものとする。

この場合、白糠漁業協同組合、漁業者等の協力を得て、必要な船舶を確保するものとする。

町内の船舶が利用不可能あるいは、利用数が不足する場合は、知事（釧路総合振興局長）に、道、海上保安部、自衛隊他、近隣市町村の応援要請を依頼するものとする。

イ 漁港の整備及び管理

地震、津波その他災害時における海上輸送体制の機能を確保するため、通常時における白糠漁港の係留施設等の耐震化及びそれに連絡する漁港関連道路の耐震化等の整備を推進する。

また、津波、高潮、波浪等による、流失物（船舶、漁具、漁網、構造物）等による係留施設、関連道路等への支障が生じないような施設の整備及び管理体制を図る。

4 費用及び期間

緊急輸送等に係る費用及び期間は救助法が適用されたときに準じて行うものとする。

第15節 労務供給計画

災害時における応急対策実施に必要とする労務者の確保は、本計画の定めるところによる。

1 実施責任者

町が実施する災害応急対策に必要な要員の確保は、本部長（町長）が行うものとする。
（担当：企画総務対策部総務班、経済対策部経済班）

救助法が適用されたときは、本部長（町長）が知事（釧路総合振興局長）の委任を受けて実施する。

2 民間団体等への協力依頼

(1) 動員等の順序

災害応急対策の要員を確保する場合の順序としては、次の順序により行うこととする。

- ア 災害応急対策への協力団体員及びボランティアの動員
- イ 被災していない近隣の住民に対する協力要請
- ウ 特に必要な場合は労務者の雇い上げによる動員

(2) 動員の要請

対策本部の各部長は、災害応急対策のため労務要員を必要とする場合、企画総務対策部長（企画総務部長）に対し、次の事項を明示して、労務要員確保の要請を行い、要請を受けた企画総務対策部長（企画総務部長）は、速やかに労務供給計画を樹立し、本部長（町長）の指示に基づき労務要員の供給を行う。

- ア 労務要員を必要とする理由
- イ 作業の内容
- ウ 就労する場所
- エ 就労予定期間
- オ 所要人員数
- カ 集合場所、日時
- キ その他参考事項

(3) 町内会等への要請

ア 町内会等への要請先

「第2章 第3節 住民組織等への協力要請」に準じる。

イ 住民組織等の活動内容

住民組織等へ要請する活動内容はおおむね次のとおりとし、作業の内容により適宜協力を求める。

- (ア)避難場所へ収容された被災者の支援
- (イ)被災者等への炊き出し
- (ウ)救援物資の整理、配送及び支給
- (エ)被災者への飲料水の供給
- (オ)被災者への医療、助産、介護の協力

- (カ)避難場所の整理整頓
- (キ)町の依頼による被害者等の状況調査
- (ク)その他災害応急措置への協力

3 労務者の雇用

災害応急対策活動要員不足のため、又は特殊作業のため労働力が必要なときは、おおむね次の活動に要する労務者を雇い上げるものとする。

(1) 労務者雇用の範囲

- ア 被災者の避難支援のための労務者
- イ 医療、助産、介護の移送支援のための労務者
- ウ 被災者の救出のため機械、器具、資材の操作のための労務者
- エ 飲料水、浄水用薬品、浄水用機器操作、食糧供給のための労務者
- オ 行方不明者の捜索、処理のための労務者
- カ 救援物資の受領、整理、分配等のための労務者
- キ その他災害応急対策のための労務者

(2) 釧路公共職業安定所長への要請

町において労務者の雇用が困難なときは、次の事項を明らかにして釧路公共職業安定所長へ求人者の申し込みをするものとし、企画総務対策部は、平常時にあらかじめ釧路公共職業安定所長と協議しておくものとする。

- ア 職種別所要労務者数
- イ 作業場所及び作業内容
- ウ 期間及び賃金等の労働条件
- エ 宿泊施設等の状況
- オ その他必要な事項

4 費用の限度及び期間

- (1) 費用は町が負担するものとし、賃金は一般の賃金の水準によりその都度、町長が定める。
ただし、費用の負担及び賃金は、救助法が適用された場合は、これによるものとする。
- (2) 期間は当該災害応急対策の実施期間とする。

教育施設の被災または児童・生徒の被災により、通常の教育に支障をきたした場合の応急対策及び文化財の保護は、本計画の定めるところによる。

1 実施責任者

(1) 学校管理者等

ア 防災上必要な体制の整備

災害発生時及び災害が発生するおそれがあるとき、迅速かつ適切な対応を図るために、各学校では平素から災害に備え職員等の任務の分担、相互の連携、時間外における教職員の参集等について体制を整備する。

イ 児童・生徒等の安全の確保

(ア) 在校中の安全確保

在校中の児童・生徒の安全を確保するため、児童・生徒等に対して防災上必要な安全教育を行うとともに、災害発生時に迅速かつ適切な行動をとることができるよう、防災訓練等の実施に努める。

(イ) 登下校時の安全確保

登下校時の児童・生徒の安全を確保するため、情報の収集や伝達の方法、児童・生徒の誘導方法、保護者との連携方法、緊急通学路の設定及びその他登下校時の危険を回避するための方法等について計画を樹立するとともに、あらかじめ教職員、児童・生徒等、保護者及び関係機関に周知徹底を図る。

ウ 施設の整備

文教施設、設備を災害から防護するため、日常点検や定期点検を行い、危険箇所あるいは要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。

(2) 北海道・白糠町

救助法を適用した場合の児童・生徒に対する、教科書文具等の供与は、知事（釧路総合振興局長）が行い、本部長（町長）はこれを補助する。

ただし、救助法第30条第1項の規程により委任された場合は、本部長（町長）がこれを行うものとする。

2 被害状況等の把握

応急対策計画の策定のため、次の事項について被害状況等を速やかに把握し、関係機関と連絡を密にし、連携を図る。

- (1) 児童・生徒の被災状況の概要
- (2) 教職員の被災状況
- (3) 緊急に応急措置を必要とする事項
- (4) 学校施設の被害状況
- (5) その他教育施設の被害状況

3 応急教育対策

(1) 休校措置

ア 災害が発生し、又は発生が予想される気象条件になったときは、各学校長は教育委員会と協議し、必要に応じて休校処置をとるものとする。

また、児童・生徒を帰宅させる場合は、教職員が付き添う等、児童・生徒の安全確保に留意するものとする。

イ 登校前の措置

登校前に休校措置を決定したときは、各学校の学級電話連絡網、地区PTAを通じて速やかに連絡するとともに、テレビ、ラジオ等を活用し児童・生徒、その保護者に周知徹底を図るものとする。

(2) 学校施設の確保

授業等実施のための、校舎、教室等の確保は、災害の規模、被害の程度により、おおむね次の方法によるものとする。

被害の程度	応急施設の予定場所及び復旧対策
応急修理ができる場合	速やかに応急修理し、施設の確保に努める。
校舎の一部が使用できない場合	(1) 特別教室、屋内体育館等を一時的に転用するなど授業の確保に努め、なお不足する場合は、他の公共施設の利用、近隣学校の利用、2部授業等の方法をとる。 (2) 転用中等に一部使用できない箇所の早急な復旧を図る。
校舎の全部、又は大部分が使用できない場合	(1) 社会福祉センター、総合体育館等の公共施設を利用する。 (2) 近隣の学校の校舎、屋内体育館を利用する。 (3) 他の施設等を利用の間に、早急に校舎等の復旧計画をたて、早期の復旧、仮校舎建設、仮運動場の立て替え等を図る。
特定の地域が、全体的に相当大きな被害を受けた場合	(1) 住民の避難先である最寄りの学校、被害の無い最寄りの学校、その他被害のない公共施設を利用する。 (2) 他の施設等を利用の間に、早急に校舎等の復旧計画をたて、早期の復旧、応急仮校舎の建設、仮運動場の立て替え等を図る。

(3) 教育の実施要領

災害の状況に応じ特別教育計画を立て、できるだけ授業の確保に努める。授業が不可能な場合にあっても家庭学習等の方法で指導し、学力の低下を防ぐように努めるものとする。

特別教育計画による授業の実施に当たっては、次の点に留意するものとする。

ア 授業の場所が学校以外の施設を利用して行われる場合は、授業の効率化及び児童・生徒の保健等に留意すること。

イ 教科書、学用品等の損失状況を考慮し、学習内容の程度が児童・生徒の過度の負担にならないようにすること。

ウ 通学道路、その他の被害状況に応じ、通学の安全について遺漏のないように指導する。

エ 学校が避難場所にあてられた場合には、特に児童・生徒の安全に留意すると共に、避難収容が授業の支障とならないよう、授業の効率が低下しないよう留意する。また、次の点に留意する。

(ア) 校舎内、特に水飲み場、便所は常に清潔にして、毎日1回以上の消毒を実施すること。

(イ) 校舎の一部に被災者を収容して授業を継続する場合は、授業等に支障が生じないよう、必要によっては、収容場所との間を隔絶することも考慮する。

(ウ) 避難所としての使用が終わったときは、校舎全体の清掃及び消毒を行うとともに、便層を利用している場合はくみ取りを行うこと。

オ 教育活動の実施にあたっては、被災による精神的な負担により児童・生徒に生じやすい心理的障害に十分配慮する。

カ 必要に応じて釧路総合振興局保健環境部保健福祉室に依頼して被災学校の児童・生徒、教職員の伝染病予防対策、健康診断を実施すること。

4 教職員の確保

教育委員会は、教職員の被災状況を把握するとともに、教職員の数が不足する場合、北海道教育委員会と緊密な連携をとり教職員の確保に努め、教育活動に支障をきたさないようにする。

5 教科書等の調達方法及び支給

(1) 教科書の調達方法

教科書の調達は、学校別、学年別、使用教科書ごとにその数量を調査し、道教育委員会に報告するとともに、その指示に基づいて教科書供給店等に連絡し供給を受けるものとする。

また、町内の他の学校及び他市町村の学校に対し、教科書の供与を依頼するものとする。

(2) 学用品の調達方法

学用品については、道教育委員会と連絡をとり、児童・生徒の教育活動に支障のないように措置を講ずるものとする。

(3) 支給の対象者

住家の全壊（全壊焼）、半壊（半壊焼）、流失、埋没、床上浸水の被害を受けた児童・生徒で教科書、学用品の滅失又は棄損し就学上支障のある者に対して支給する。

(4) 支給方法

教育委員会は、学校長と緊密な連絡を保ち、支給対象となる児童・生徒を調査、把握し、各学校長を通じて対象者に支給する。

(5) 救助法が適用されない場合

救助法が適用されない場合であっても、被災状況により、救助法が適用された場合に準じて行うものとする。

(6) 教科書、学用品の給与状況記録

学用品の給与を実施したときは、下記様式により記録しておかなければならない。

教科書・学用品の給与状況

白糠町

学校名	学年	児童・生徒氏名	保護者名	給与月日	給与品の内訳			備考

6 学校給食等の措置

- (1) 給食施設が被災したときは、速やかに応急修理を行い、給食の継続を図るものとする。
- (2) 給食物資が被災したときは、関係機関と連絡のうえ、直ちに緊急配送を行い、応急調達に努めるものとする。
- (3) 衛生管理には特に注意し、食中毒などの事故防止に万全の措置を講じるものとする。

7 費用及び期間

費用及び期間は、救助法に準じて行う。

ただし、救助法が適用されたときは、救助法の定めによるものとする。

8 文化財の保護対策

町の貴重な財産である文化財等を守るために、教育委員会、文化財等の所有者又は管理者は、平素から災害に備えるとともに、災害が発生したときは、教育委員会は被災状況を把握し、所有者又は管理者及び道教育委員会と連携し、応急措置を講ずるものとする。

第17節 住宅対策計画

災害により住宅を失い、又は破損のため居住することができなくなった世帯に対する住宅の確保は、本計画の定めるところによる。

1 実施責任者

応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理については、本部長（町長）が行う。なお、救助法の適用を受けた場合の応急仮設住宅及び住宅の応急修理は知事（釧路総合振興局長）が行い、本部長（町長）は、これを補助する。ただし、救助法第30条第1項の規定により委任された場合は、本部長（町長）が行う。

2 実施の方法

(1) 避難所

本部長（町長）は必要により住家が被害を受け居住の場所を失った者を収容保護するため、公共施設等を利用し、避難所を開設する。

(2) 応急仮設住宅の建設

本部長（町長）は、必要により災害のため住家が全壊（全焼）又は半壊（半焼）した、被災者の一次的な住居の安定を図るため、応急仮設住宅を建設するものとする。

ア 応急仮設住宅への入居対象者はおおむね次の条件に該当する者とする。

（ア）住家が全壊（全焼）、又は流失、滅失した者

（イ）居住する住家がない者

（ウ）自らの資力等で速やかに住家を確保できない経済的要支援者で、次に該当する者

a 生活保護法の被保護者及び要保護者

b 特定の資産のない失業者、寡婦、母子世帯、高齢者、病弱者、心身障がい者、勤労者、小企業者

イ 応急仮設住宅への入居者の選定については、本部長（町長）が行うこととする。

ウ 応急仮設住宅の建設は、原則的に知事（釧路総合振興局長）が行う。

エ 建設戸数は、本部長（町長）の要請に基づき、知事（釧路総合振興局長）が決定する。

オ 建設予定場所は原則として町有地とする。ただし、これによりがたいときは、適当な公有地及び私有地とする。

カ 規模、構造、存続期間

（ア）応急仮設住宅は、原則として軽量鉄骨組立方式又は木造により、2から6戸の連続建て又は共同建てとし、北海道の気候に適した仕様とする。ただし、被害の程度その他必要と認めた場合は、1戸建てにより実施する。

（イ）応急仮設住宅の存続期間は、その建設工事が完了した後、3か月以内であるが、特定行政庁の許可を受けて、2年以内とすることができる。ただし、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るために特別措置に関する法律に基づき、政令で指定されたものに係る応急仮設住宅については、更に期間を延長することができる。

(ウ) 費用は救助法及び関係法令の定めるところによる。

キ 運営管理

応急仮設住宅の運営管理にあたっては、安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入に配慮するものとする。

ク 着工期間

救助法適用の場合は、災害の発生の日から 20 日以内に着工しなければならない。

なお、同法が適用されない場合においても、同法適用の場合に準じる。

ケ 供与

入居者の選考にあたっては、現に自らの資力で住宅を得ることができない者を対象とし、被災者の資力、その他生活条件を十分調査のうえ決定する。

コ 救助法が適用され、道が設置する応急仮設住宅の管理については、町はこれに協力する。救助法が適用されない場合には町が設置するものについては、町が管理する。

(3) 平常時の規制の適用除外措置

町は、著しく異常かつ激甚な非常災害により避難所又は応急仮設住宅が著しく不足し、被災者に対して住居を迅速に提供することが、特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難所又は応急仮設住宅に関し、スプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第 17 条の規定の適用の除外措置があることに留意する。

(4) 住宅の応急修理

被災しながらも応急対策をすれば、居住を継続できる住宅の、応急修理を推進するものとする。

ア 対象者

住宅が半壊（焼）し、自らの資力では応急修理できない者で、応急仮設住宅の「対象者」と同様である。

イ 修理の方法

「応急仮設住宅」の建築方法に準じる。

ウ 修理の範囲

応急修理は、居住、炊事場及び便所等日常生活に欠くことができない部分で、必要最小限とする。

エ 費用は、救助法及び関係法令の定めるところによる。

3 公営住宅等のあっせん

災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅、民間賃貸受託及び空き家等の把握に努め、災害時にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

4 資材のあっせん、調達

本部長（町長）は、建築資材、暖房用燃料等の調達が困難な場合は、道にあっせんを依頼するものとする。

第18節 被災宅地安全対策計画

対策本部が設置されることとなる規模の地震・津波又は降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、二次災害を軽減、防止するため被災宅地危険度判定士（以下「判定士」という。）を活用して、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握する被災宅地危険度判定（以下「危険度判定」という。）の実施は、本計画の定めるところによる。

1 危険度判定の実施

本部長（町長）は、災害の発生後に宅地の被害に関する情報に基づき、危険度判定の実施を決定し、危険度判定実施本部を設置する。

2 危険度判定の要請

本部長（町長）は、自ら危険度判定を実施することが困難な場合は、知事（釧路総合振興局長）に応援を要請するものとする。

3 判定士の業務

判定士は次により被災宅地の危険度判定を行い、判定結果を表示する。

- (1) 「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」に基づき、宅地ごとに調査票へ記入し判定を行う。
- (2) 宅地の被害程度に応じて「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」の3区分に判定する。
- (3) 判定結果は、当該宅地の見やすい場所（擁壁、のり面等）に判定ステッカーを表示する。

区分	表示方法
危険宅地	赤のステッカーを表示する。
要注意宅地	黄色のステッカーを表示する。
調査済宅地	青のステッカーを表示する。

4 危険度判定実施本部の業務

「被災宅地危険度判定業務実施マニュアル」（以下「実施マニュアル」という。）に基づき危険度判定実施本部は次の業務を行う。

- ア 宅地に係る被害情報の収集
- イ 判定実施計画の策定
- ウ 宅地判定士、判定要員の受入れ及び組織編成
- エ 判定の実施及び集計並びに関係機関への報告

5 事前準備

北海道及び白糠町は災害の発生に備え、実施マニュアルに基づき、次のことに努める。

- (1) 北海道と白糠町は相互応援体制を充実し、連絡体制を整備する。

- (2) 北海道は、国、被災宅地危険度判定連絡協議会（全国協議会）及び道協議会との相互支援体制を確保するため、連絡調整体制を整備する。
- (3) 北海道は、白糠町及び関係機関の協力を得て、被災宅地危険度判定実施要綱（全国要綱）で定める土木、建築又は宅地開発の技術経験を有する者を対象とした、判定士の養成、登録及び更新等に関する事務を行う。
- (4) 白糠町は、北海道と協力して危険度判定に使用する資機材の備蓄を行う。

第19節 災害警備計画

災害に関する釧路方面釧路警察署（以下「釧路警察署」という。）が行う防災業務は、北海道地域防災計画によるほか、本計画の定めるところによる。

1 災害に関する警察の任務

警察は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害の発生を防ぎ又は災害の拡大を防止するために、住民の避難誘導及び救助、犯罪の予防、交通規制等の応急対策を実施して、住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、災害地における社会秩序の維持にあたることを任務とする。

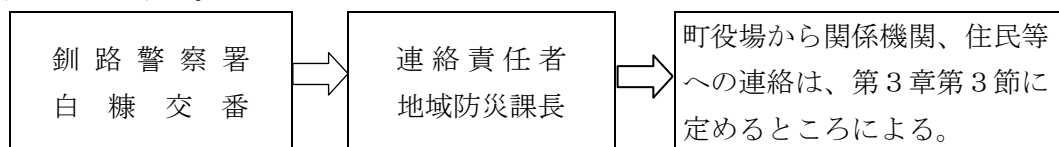
2 災害予警報の伝達に関する事項

(1) 災害に関する予報及び警報の伝達について、北海道警察は次のとおり処置するものとする。

ア 北海道警察は、警備上必要と認められる範囲の予警報について、釧路警察署、白糠交番、庶路・西庶路駐在所を通じて本部長（町長）に伝達する。

イ 釧路警察署は、気象庁の地方機関、町等の関係機関と災害に関する予警報の伝達に関し、平素より緊密な連絡をとり、災害時の伝達に万全を期すものとする。

ウ 警察官は、災害が発生するような異常な現象を発見した旨の通報を受けたときは、「第3章 第3節 災害情報等の報告、収集及び伝達計画」に定めるところにより処置するものとする。



3 事前措置に関する事項

(1) 本部長（町長）が基本法第58条に基づき、警察官の出動を求め応急措置の実施に必要な準備をすることを要請する場合は、次の事項を記載した文書（緊急を要する場合は電話等で要請し、その後速やかに文書を提出する。）により、釧路警察署長を経て方面本部長に対し行うものとする。

ア 派遣を要する理由

イ 派遣を要請する職員の職種及び人員数

ウ 派遣を必要とする期間

エ その他派遣について必要な事項

(2) 釧路警察署長は、本部長（町長）からの要請により基本法第59条第2項に基づく事前措置についての指示を行ったときは、直ちに本部長（町長）に通知するものとする。また、当該措置の事後処理は本部長（町長）が行うものとする。

4 避難に関する事項

警察官が基本法第 61 条又は警察官職務執行法第 4 条の規定により、避難の指示又は警告を行う場合は、「第 5 章 第 4 節 避難救出計画」に定める「避難所」を示すものとする。ただし、災害の種別、規模、態様、現場の状況により本計画によりがたい場合は、適宜の措置を講ずるものとする。

この場合において、当該避難先の借上げ、給食、給水等は、本部長（町長）が行うものとする。

5 応急措置に関する事項

(1) 警戒区域設定権等

釧路警察署長は、警察官が基本法第 63 条第 2 項の規定に基づき警戒区域の設定を行った場合は、直ちにその旨を本部長（町長）に通報するものとする。

この場合にあつては、本部長（町長）は当該措置の事後処理を行うものとする。

(2) 応急公用負担等

釧路警察署長は、警察官が基本法第 64 条第 7 項及び同法第 65 条第 2 項に基づき応急公用負担（人的、物的公用負担）を行った場合は、直ちにその旨を本部長（町長）に通知するものとし、本部長（町長）は、応急公用負担を行った場合の補償等の事後処理を行うものとする。

6 救助に関する事項

釧路警察署長は、本部長（町長）と協力し被災者の救出及び負傷者並びに病気にかかったものの応急的救護並びに死体の検視に努めるとともに、状況に応じて本部長（町長）の行う遺体の捜索などの災害応急活動に協力するものとする。

7 災害時における災害情報の収集に関する事項

釧路警察署長は、本部長（町長）、その他の関係機関と緊密に連絡を取り合い、災害警備活動上必要な、災害に関する情報を収集するものとする。

8 災害時における広報

釧路警察署長は、地域住民に対して必要と認める場合は、災害の状況及びその見通し並びに避難措置、犯罪の予防、交通の規制、その他警察活動について、警備措置上必要と認められる事項の広報を行うものとする。

9 災害時における通信計画に関する事項

釧路警察署長は、災害が発生し、しかも孤立が予想される地域、その他必要と認められる地域に対して、移動無線局、携帯無線機等の設置を計画し、通信の確保を図るものとする。

10 交通規制に関する事項

- (1) 釧路警察署長は、その所轄区域内の道路について、災害による道路の決壊等危険な状態が発生し、又はその他の状況により必要があると認めたときは、道路交通法第5条第1項の規定に基づき、歩行者、車両等の通行を禁止し又は制限するものとし、この時、白糠町交通安全指導員を指示することができる。
- (2) 警察官は、災害発生時において緊急措置を行う必要があるときは、道路交通法第6条第4項の規定に基づき、一時的に歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限するものとする。

(3) 車両運転者の義務

道路区間に係る通行禁止等が行われたとき、車両運転者は、速やかに警察官の指示に従い、消火栓付近及び交差点以外の緊急車両等の通行の支障にならない場所に車両を移動し、又は駐車するものとする。

(4) 緊急通行車両の措置命令

ア 警察官の措置命令

警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害になることにより、災害応急対策の実施に支障があると認めるときは、車両その他物件の移動等の措置又はやむを得ない限度において破損することができるものとする。

イ 自衛官及び消防吏員による措置命令

前期アの措置で警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣の自衛官及び消防吏員は、自衛隊用緊急通行車両及び消防機関緊急通行車両の円滑な通行を保つために必要な措置をとるものとする。

第20節 海難予防及び救助計画

沿岸、海上における人命及び財産を保護するための、予防及び救助対策は、本計画の定めるところによる。

1 海難防止推進機関及び救助実施機関

(1) 海難防止推進機関

海上保安庁、北海道、北海道警察、白糠町、白糠漁業協同組合、日本水難救済会、北海道運輸局釧路運輸支局、釧路地方気象台

(2) 救助実施機関

釧路海上保安部、北海道（釧路総合振興局）、釧路方面釧路警察署、白糠町、白糠漁業協同組合、日本水難救済会北海道支部白糠救難所

2 海難防止対策

(1) 海事関係法令等の違反防止

海事関係法令等違反は、直接海難に結びつく場合が多いので、海技従事有資格者及び無線従事有資格者の乗船、救命作業衣の着用、救命器具等設備の確認に留意するとともに、随時実地検査等を行い、船主及び船長、乗組員等に対し、適切な指導、海難防止の意識啓発活動を行うものとする。

(2) 気象情報の常時把握

船主及び船長等に対し、気象情報の常時把握と荒天時及び荒天になるおそれがある場合の早期避難、帰港等を強力に指導する。

また、地震発生等による、津波警報等の発表も含め、白糠漁業協同組合は、各組合員に対する迅速かつ正確な情報伝達方法の確立に努めるものとする。

(3) 海難防止の指導

法令の定めるところにより、適切な予防対策を講じるほか、海難防止団体その他関係機関との連携のもとに、船主及び船長、乗組員に対し、船体、機関、救命設備等の整備等について指導する。

(4) 白糠町は海難防止対策として次のことを実施する。

ア 海事関係及び漁業関係諸法令に基づく適切な指導助言に関すること。

イ 海難防止思想の普及啓発に関すること。

ウ 気象予警報の伝達徹底に関すること。

(5) 白糠漁業協同組合は、海難防止対策として次のことを実施する。

ア 海技従事者の技術の向上に関すること。

イ 船舶との連絡、確認に関すること。

ウ 船舶の航行設備、安全対策に関する指導、支援に関すること。

エ 船主及び船長、乗組員等に対する安全操業の確保、指導に関すること。

3 救助対策

町及び関係機関は、海難による人命、船舶等を救助するため、次により対策を講じるものとする。

(1) 遭難船舶、海上漂流者等を発見した場合

ア 遭難船舶、海上漂流者を認知したときは、釧路海上保安部、釧路警察署、釧路総合振興局、町、白糠漁業協同組合（白糠救難所）に連絡するとともに、可能な救護対策を行うこと。

イ 救護のため必要があるときは、地域住民の協力を求め、船舶、車両その他救護に必要な物件の調達を行う。

(2) 釧路海上保安部

ア 海難の際の人命、積荷及び船舶の救助並びに天災地変その他救済を必要とする場合における救助を行う。

イ 海上保安庁以外の者で、海上において人命、積荷及び船舶の救助を行う者の指揮監督を行う。

(3) 釧路警察署

警察官は、救護の業務について本部長（町長）を支援し、本部長（町長）が現場にいない場合は、本部長（町長）に代わってその職務を行う。

(4) 白糠町

ア 遭難船舶、海上漂流者を認知したときは、釧路海上保安部、釧路警察署、釧路総合振興局、白糠漁協（白糠救難所）に連絡するとともに、本計画に基づき直ちに現場に臨み、救護措置を行うものとする。

イ 救護のため必要があるときは、住民を招集し、船舶、車両その他救護に必要な物件を徴用し、又は救護活動に適当な住民等民間の土地を使用し、救護にあたるものとする。

(5) 白糠漁業協同組合

平素から所属出漁船の動静を把握し、海難発生時には、適切な指示を与えるとともに、海難救助に必要な情報提供等、速やかに関係機関との連絡等救護体制にあたる。

(6) 日本水難救済会北海道支部白糠救難所

平素から海難発生時における白糠救難所員の参集方法や連絡体制を確立しておき、釧路海上保安部又は本部長（町長）からの要請若しくは自ら海難を認知した場合は、速やかに人命、船舶の救護にあたるものとする。

第21節 自衛隊派遣要請計画

災害時における人命救助または財産保護のため必要があると認めた場合、自衛隊法第83条の規定に基づく、自衛隊の災害派遣要請に関する事項は、本計画の定めるところによる。

1 派遣要請依頼基準

自衛隊の災害派遣要請を要求するにあたっては、人命救助及び財産の保護のため行うものとし、その基準はおおむね次のとおりとする。

- (1) 遭難者等の捜索活動を必要とするとき。
- (2) 水害、高潮、津波等の災害又は災害の発生が予想され、緊急の措置に応援を必要とするとき。
- (3) 大規模な災害が発生し、被害状況の把握が困難なとき又は応急措置のための応援を必要とするとき。
- (4) 救援物資の輸送のために応援を必要とするとき。
- (5) 主要道路の応急復旧を必要とするとき。
- (6) 応急措置のため医療、防疫、給水及び通信等の応援を必要とするとき。

2 災害派遣要請要領

- (1) 本部長（町長）は、自衛隊の災害派遣の必要があると認められるときは、次の事項を明らかにした文書（様式1）をもって要請権者である知事（釧路総合振興局長）に要求するものとする。この場合において、町は必要に応じてその旨及び町の地域に係る災害の状況を要請先である指定部隊の長に通知するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により要求し、その後速やかに文書を提出するものとする。

ア 災害の状況及び派遣を必要とする理由

イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ 派遣部隊が展開できる場所

オ 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項

また、人命の緊急救助に関し、知事（釧路総合振興局長）に要求する暇がないとき、又は通信の途絶等により知事（釧路総合振興局長）と指定部隊の連絡が不能である場合等については、直接指定部隊の長に通報することができる。

ただし、この場合においても速やかに知事（釧路総合振興局長）に連絡し、上記の手続を行うものとする。

- (2) 対策担当部及び要請先（撤収要請の場合も同じ）

災害派遣要請の要求は、企画総務対策部長が担当する。

要 請 要 求 先		電 話 番 号
知 事	釧路総合振興局 地域創生部地域政策課防災担当主査	0154-43-9144
指定部隊	陸上自衛隊第5旅団第27普通科連隊長	0154-40-2011

3 災害派遣部隊の受入れ体制

- (1) 知事（釧路総合振興局長）より派遣決定の通知を受けたときは、次の措置を行う。
 - ア 本部長（町長）は、現地責任者を指名し、自衛隊現地指揮官との協議、決定、連絡にあたらせる。
 - イ 企画総務対策部は、自衛隊受入れのため、次の事項に関して、自衛隊の活動が速やかに開始されるよう、必要な措置及び準備をするものとする。
 - (ア) 応援を求める作業の内容
 - (イ) 所要人員数
 - (ウ) 機材等の確保
 - (エ) 災害派遣部隊の車両、機材等の保管場所等の準備
 - (オ) 災害派遣部隊本部の設置場所及び滞留場所の確保
- (2) 災害派遣部隊到着後の措置
 - ア 派遣部隊を目的地に誘導若しくは、地図等で確認するとともに、派遣部隊の責任者と作業計画等について協議し、調整のうえ必要な措置をとる。
 - イ 本部長（町長）は、派遣部隊の到着後、必要に応じて次の事項を知事（釧路総合振興局長）に報告するものとする。
 - (ア) 災害派遣部隊長の官職、氏名
 - (イ) 隊員数
 - (ウ) 到着日時
 - (エ) 従事している作業内容及び進捗状況
 - (オ) その他参考となる事項

4 災害派遣部隊の撤収要請

本部長（町長）は、災害派遣の目的を達成したとき、又はその必要がなくなったときは、速やかに文書（様式2）をもって、知事（釧路総合振興局長）に派遣部隊の撤収を要求するものとする。ただし、文書による要求に日時を要するときは、口頭又は電話により要求し、速やかに文書を提出するものとする。

5 経費等

- (1) 自衛隊の災害派遣に要する費用は自衛隊において負担するが、自衛隊が災害応急活動に要する次の費用は、要請した町において負担するものとする。
 - ア 資材費及び機器借上料
 - イ 電話料及びその設置費
 - ウ 電気料・水道料・し尿くみ取り料
- (2) その他必要経費については、自衛隊及び関係機関において協義のうえ定めるものとする。
- (3) 災害派遣部隊は、関係機関又は民間から宿泊、給食の施設、設備等の提供を受けた場合には、これを利用することができるものとする。

様式 1

白 地 第 号
年 月 日

北海道釧路総合振興局長 様

白糠町長

自衛隊の災害派遣要請について
このことについて、次のとおり自衛隊の災害派遣要請を要求願います。

記

- 1 災害の状況及び派遣を依頼する事由
- 2 派遣を希望する期間
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
- 4 派遣部隊が展開できる場所
- 5 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項

(担当課：地域防災課)

様式2

白 地 第 号
年 月 日

北海道釧路総合振興局長 様

白糠町長

自衛隊の撤収要請について

平成 年 月 日付け（白地第 号）で依頼しました自衛隊の派遣要請について、
次の日時をもって撤収要請を要求願います。

記

撤収要請日時 年 月 日 時 分

（担当課：地域防災課 ）

第22節 災害ボランティアとの連携計画

災害時における社会福祉協議会、日本赤十字社北海道支部白糠町分区及び各種ボランティア団体・NPOとの連携は、本計画の定めるところによる。

1 ボランティア団体・NPOの協力

北海道、白糠町及び防災関係機関等は、日本赤十字北海道支部白糠町分区又は各種ボランティア団体・NPOからの協力の申し入れ等により、災害応急対策の実施について労務の協力を受ける。

2 ボランティアの受入

(1) 町外からのボランティアの受入窓口は、企画総務対策部とし、団体の名称、住所、活動内容等を記録し、把握しておくこととする。

(2) 町が、ボランティア活動に全面的に関わりを持つことは、ボランティア本来の趣旨に反すると考えられることから、福祉団体、ボランティア団体・NPOなどの関係団体、関係機関と協議し、又は連携を図って、相互に協力して受入を行うものとする。

ただし、災害が大規模な場合、又は企画総務対策部及び町内関係団体で受入窓口の対応ができないと判断される場合は、近隣市町村及び北海道社会福祉協議会等に応援を要請し、受入窓口業務を実施してもらうこととする。

(3) 受入窓口は、受入状況の把握を行うとともに、活動内容、人数、期間等を考慮のうえボランティアの派遣先を決定調整する。

ア 団体名、所属、所在地連絡先等

イ 責任者・代表者名、構成人数、滞在中の連絡先、連絡方法

ウ 参加者の氏名、性別、年齢、血液型、家族等の連絡先

エ 専門分野、有資格、支援内容、活動経験等

オ 装備品、携行品等の内容、数量等

カ 活動予定（可能）期間

キ その他必要な事項

(4) 町が確認し必要と認めた場合は、本人の了解を得たボランティアの参加者については、町の負担においてボランティア保険等に参加するものとする。

(5) 受け入れたボランティアの活動中の食事、宿泊先、生活必需品等については、企画総務対策部において、手配、確保する。

3 ボランティア団体・NPOの活動内容

ボランティア団体・NPO活動は、次に掲げる事項を主に行うものとする。

- (1) 災害・安否・生活情報の収集、伝達
- (2) 炊き出し、その他の災害救助活動
- (3) 高齢者、障がい者等の介護、看護、看護補助
- (4) 被災地等の清掃及び防疫活動
- (5) 災害応急対策物資、資機材の受入、整理及び輸送、配付
- (6) 被災建築物の応急危険度判定（有資格者）
- (7) 応急復旧現場における危険を伴わない簡易な作業
- (8) 災害応急対策事務補助
- (9) 救急・救助活動
- (10) 医療・救護活動
- (11) 外国語通訳
- (12) 非常通信
- (13) 被災者の心のケア活動
- (14) 被災母子のケア活動
- (15) 被災動物の保護・救助活動
- (16) ボランティア・コーディネート

4 ボランティア活動等の管理、把握、統率

町は、ボランティア活動の必要性や役割等についての共通理解のもと、平常時から相互に連携し、関係機関・団体とのネットワークを構築するとともに、ボランティア活動に関する住民への受援・支援等の普及啓発を行う。

市町村及び社会福祉協議会は、市町村災害ボランティアセンターの設置・運営に関する規定等の整備やコーディネーター等の確保・育成に努め、道はこれらの取組が推進されるよう市町村及び社会福祉協議会に働きかける。

災害時においては、ボランティア活動が迅速かつ円滑に行われるよう、被災地の市町村と社会福祉協議会等が連携し、災害ボランティアセンターの早期設置を進めるとともに、ボランティア活動の調整を行う体制や活動拠点の確保等に努める。

- (1) 受入手続き終了後のボランティアの活動については、派遣を受けた各部（班）において管理、統率するものとし、活動地への誘導、連絡調整、その他ボランティア活動の円滑化を図る措置を行う。
- (2) 派遣後の活動状況を把握し、災害対策本部に報告する。
- (3) 活動が終了したときは、次の事項を記載した報告書を災害対策本部に提出する。

ア 派遣先と活動内容

イ 活動人員と期間

ウ その他特記事項

- (4) ボランティア活動への支援

ボランティアの受入にあたっては、高齢者・障がい者等の介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に生かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボラン

ティア活動の拠点を提供するなど、ボランティア活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

第23節 職員応援派遣要請計画

災害応急対策又は、災害復旧対策のため必要があるときは、基本法第29条の規定により知事又は本部長（町長）は、指定行政機関及び指定地方行政機関の長等に対し職員の派遣を要請し、又は第30条の規定により、内閣総理大臣又は知事に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣のあつせんを求めることは、本計画の定めるところによる。

1 要請権者

要請権者は、本部長（町長）とする。

なお、本部長（町長）が指定地方行政機関及び指定公共機関の長に対し、職員の派遣を要請しようとするときは、知事又は当該関係機関の長にあらかじめ協議しなければならない。

2 要請手続等

(1) 職員の派遣を要請しようとするときは、次の事項を明らかにした文書をもって行うものとする。

ア 派遣を要請する理由

イ 派遣を要請する職員の職種別人員数

ウ 派遣を必要とする期間

エ 派遣される職員の給与、その他の勤務条件

オ 前各号に掲げるもののほか職員の派遣について必要な事項

(2) 職員の派遣のあつせんを求めようとするときは、要請権者は次の事項を明らかにした文書をもって行うものとする。なお、職員の派遣のあつせんは、知事（釧路総合振興局長）に対して行うものであるが、国の職員派遣のあつせんのみでなく地方自治法第252条の17に規定する地方公共団体相互間の派遣についても含むものとする。

ア 派遣のあつせんを求める理由

イ 派遣のあつせんを求める職員の職種別人員数

ウ 派遣を必要とする期間

エ 派遣される職員の給与、その他の勤務条件

オ 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項

(3) 相互応援（受援）体制整備

災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体や防災関係機関から応援を受入れて情報級や各種調整を行うことができるよう、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うとともに、連絡・要請手順や、応援機関の活動拠点、資機材等の集積・輸送体制など必要な準備を都と寝るよう努めるものとする。

3 派遣職員の身分の取扱

(1) 派遣職員の身分の取扱は、原則として職員派遣側（以下「派遣側」という。）及び職員派遣受入側（以下「受入側」という。）の双方の身分を有するものとする。従って、双方の法令、条例及び規則（以下「関係規定」という。）の適用があるものとする。ただし、

双方の関係規定に矛盾が生じた場合には、双方協議の上、決定する。また、受入側は、その派遣職員を定数外職員とする。

- (2) 派遣職員の給与等の双方負担区分は、指定地方行政機関及び指定公共機関の職員については、基本法第32条第2項及び同法施行令第18条の規定により、また地方公共団体の職員については、地方自治法第252条の17の規定によるものとする。
- (3) 派遣職員の分限及び懲戒は派遣側が行うものとする。ただし、地方自治法第252条の17に規定する地方公共団体相互間の派遣については、双方協議の上決定するものとする。
- (4) 派遣職員の服務は、派遣受入側の規定を適用するものとする。
- (5) 受入側は、災害派遣職員に対し、災害派遣手当を支給することができる。

4 知事（釧路総合振興局長）に対する応援要請伝達系統

- (1) 本町を含む地域において、大規模災害が発生した場合において、本町及び消防機関等の防災関係機関だけでは十分に被災者の救援等の災害応急対策を円滑に実施できない場合、北海道地域防災計画「第5章 第7節 広域応援・受援計画」に基づき、道や他の市町村等の応援を要請する。

第24節 消防防災ヘリコプター要請計画

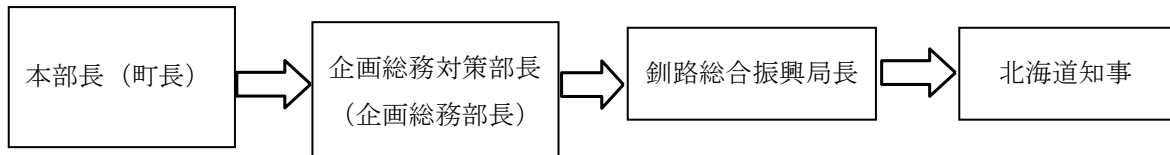
災害時における消防防災ヘリコプターの要請については、北海道地域防災計画「第5章 第8節 ヘリコプター等活用計画」に基づき本計画の定めるところによる。

1 基本方針

大規模な災害が発生し、迅速・的確な災害応急対策の実施のために必要がある場合は、「北海道消防防災ヘリコプター応援協定」の定めにより、広域的・機動的に活動できる消防防災ヘリコプターの有効活用を図る。

2 実施責任者

消防防災ヘリコプターの出動要請は、本部長（町長）が行うものとする。



3 実施方法

(1) 要請の要件

本部長（町長）は、町内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、次の各号のいずれかに該当する場合は、知事（危機対策局危機対策課）に消防防災ヘリコプターの出動を要請する。

- ア 災害が隣接する市町村に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- イ 町の消防力等によって災害応急対策が著しく困難な場合
- ウ その他消防防災ヘリコプターによる活動が最も有効と認められる場合

(2) 要請方法

本部長（町長）から知事（危機対策局危機対策課）に対する要請は、電話により次の事項を明らかにして行うとともに、速やかにファクシミリにより消防防災ヘリコプター緊急運行伝達票を提出する。

- ア 災害の種類
- イ 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- ウ 災害現場の気象状況
- エ 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び災害現場との連絡方法
- オ 消防防災ヘリコプターの離着陸場の所在地及び地上支援体制
- カ 応援に要する資機材の品目及び数量
- キ その他必要な事項

(3) 連絡先

名称	電話	ファクシミリ
北海道総務部危機対策局危機対策課防災航空室	011-782-3233	011-782-3234
北海道総合行政情報ネットワーク 防災航空隊主査	6 - 210 - 39 - 898	

4 消防防災ヘリコプターの活動内容

消防防災ヘリコプターは、次に掲げる活動で、ヘリコプターの特性を活用することができ、その他必要性が認められる場合に航行する。

(1) 災害応急対策活動

- ア 被災状況調査などの情報収集活動
- イ 救援物資、人員、資機材等の搬送

(2) 救急活動

- ア 傷病者、医師等の搬送

(3) 救助活動

- ア 被災者の救助、救出

(4) 火災防御活動

- ア 空中消火
- イ 消防隊員、資機材等の搬送

5 ヘリコプター発着可能場所及び支援体制

ヘリコプター発着可能場所及び支援体制については、「第5章 第14節 輸送計画」に準ずること。

第25節 広域応援・避難計画

町及び消防機関は、地震等による大規模災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するため、他の市町村及び消防機関と相互に広域応援・避難する対策は、本計画の定めるところによる。

1 広域応援計画

(1) 白糠町

ア 本部長（町長）は、地震等による大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、「災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」に基づき、道及び他の市町村に応援を要請する。

イ 本部長（町長）は、他の市町村との応援が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行うほか、他の市町村との応援の受入れ体制を確立しておく。

(2) 消防機関

ア 不測の大規模災害及び境界における火災被害を最小限度にとどめるため、災害発生時において、必要に応じ「北海道広域消防相互応援協定」の近隣市町村及び他の消防機関へ応援を要請する。

また、必要に応じ、釧路市消防本部を通じ、道に対して広域航空消防応援（ヘリコプター）、他の都府県の緊急消防援助隊による応援等を要請するよう依頼する。

イ 他の消防機関等の応援が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行うほか、他の消防機関等の応援の受入体制を確立しておく。

ウ 緊急消防援助隊を充実強化するとともに実践的な訓練を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。

2 広域避難計画

災害の予測規模、避難者数等に鑑み、当該市町村の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合は、広域避難に係る協議等を行うことができるものとする。

また、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

第26節 救助法の適用と実施

救助法を適用し、同法に基づき実施する応急救助活動は、本計画の定めるところによる。

1 実施体制

救助法の適用による救助は、知事が行う。ただし、本部長（町長）は知事から救助の実施について、個別の災害ごとに救助に関する事務の一部を委任された場合は、自らの判断責任において実施する。

2 救助法の適用基準

救助法による救助は、次に掲げる程度の災害が発生した町の区域において、当該災害にかかり現に救助を必要とする者に対して行う。

適用基準				適要
被害 区分 市町村 の人口	市 町 村 単独の場合	被害が相当 広範囲な場 合（全道2,5 00世帯以上 ）	被害が全道 にわたり、 12,000世帯 以上の住家 が滅失した 場合	1 住家被害の判定基準 ・滅失…全壊、全焼、流失 住家が全部倒壊、流失、埋設、焼失したもの又は損壊が甚だしく、補修により再使用することが困難で具体的には、損壊、焼失又は流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達したもの、又は住家の主要な要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、50%以上に達した程度のものである。 ・半壊、半焼…2世帯で滅失1世帯に換算 住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のものである、具体的には損壊部分の床面積が、その住家の延床面積の20～70%のものである、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、20%以上50%未満のものである。 ・床上浸水…3世帯で滅失1世帯に換算 床上浸水、土砂の堆積等により、一時的に居住することができない状態となったものである。 2 世帯の判定 (1) 生計を一にしている実際の生活単位をいう。 (2) 会社又は学生の寮等は、各々が独立した生計を営んでいると認められる場合、個々の生活実態に即し判断する。
	住家滅失 世 帯 数	住家滅失 世 帯 数	市町村の被害状況が特に救助を必要とする状態にあると認められたとき。	
5,000人 以上 15,000人 未満	40	20		

3 救助法の適用手続

- (1) 本部長（町長）は、本町における災害が救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当するおそれのある場合は、直ちにその旨を知事（釧路総合振興局長）に報告しなければならない。
- (2) 災害の事態が急迫し、知事（釧路総合振興局長）による救助の実施を待つ暇がない場合は、本部長（町長）は救助法の規定による救助を行い、その状況を直ちに知事（釧路総合振興局長）に報告し、その後の処置について指示を受けなければならない。

4 救助の実施と種類

救助の実施にあたっては、本部長（町長）は委任を受けた職権について、委任の範囲内において迅速に事務を行うものとする。なお、知事（釧路総合振興局長）は、本部長（町長）が実施した方がより迅速に災害に対処できると判断される次に掲げる救助の実施については、本部長（町長）へ個別の災害ごとに救助に関する事務を通知により委任する。

救助の種類	実施期間	実施者区分
1 避難所の設置	7日以内	本部長（町長）
2 応急仮設住宅の設置、供与	20日以内に着工 建築工事完了後3カ月以内 許可を受けて2年以内に延長 可能	対象者、対象箇所の選定～町 設置：道（ただし、委任した ときは町）
3 炊き出しその他による食品の給与	7日以内	本部長（町長）
4 飲料水の供給	7日以内	本部長（町長）
5 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	10日以内	本部長（町長）
6 医療	14日以内	医療班：道・日赤道支部（た だし、委任したときは）
7 助産	分娩の日から7日以内	医療班：道・日赤道支部（た だし委任したときは町）
8 災害にかかった者の救出	3日以内	本部長（町長）
9 住宅の応急修理	1か月以内	本部長（町長）
10 学用品の給与	教科書等1か月以内 文房具等15日以内	本部長（町長）
11 埋葬	10日以内	本部長（町長）
12 遺体の搜索	10日以内	本部長（町長）
13 遺体の処理	10日以内	本部長（町長） 日赤道支部
14 障害物の除去	10日以内	本部長（町長）

（注） 期間については、すべて災害発生の日から起算することとし、内閣総理大臣の承認を得て実施期間を延長することができる。

5 救助に必要とする措置

知事（釧路総合振興局長）は、救助を行うときに必要とする場合における関係者に対する従事命令、協力、物資の収用、立入検査等を、その緊急の限度においてそれぞれ救助法及び同施行令、規則並びに細則の定めにより、公用令書その他所定の定めにより実施するものとし、同法第23条の2、第23条の3により行う指定行政機関の長、又は指定地方行政機関の長が公用令書によって行う職務について相互に協力しなければならない。

6 基本法と救助法の関連

基本法の定めるところによる災害について、救助法が適用された場合における救助事務の取扱いについては、救助法の適用時期等によりその責任を明らかにしなければならない。

災害時の交通の混乱を防止し、被災者の輸送応急対策に必要な機材、物資の輸送路の確保を図るための措置は、本計画の定めるところによる。

1 交通応急対策の実施

- (1) 町が管理している道路で災害が発生した場合は、道路の警戒に努めるとともに、交通の危険を防止するため必要と認めるときは、その交通を禁止し、又は制限するとともに迂回路等を的確に指示し、関係機関との連携を密にし、交通の確保に努める。
- (2) 消防吏員は、警察官がその場にいない場合に限り、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい障害があると認められるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。
- (3) 消防吏員は、(2)による措置を命ぜられた者が当該措置をとらないときは、又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自らその措置をとることができる。この場合において、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。
- (4) 道路管理者は、災害が発生した場合、放置車両や立ち往生車両等に対し、緊急通行車両の通行を確保するため必要があるときは区間を指定し、当該車両等その他の物件（以後、「放置車両等」という。）の移動等必要な措置をとることができる。

また、当該措置がやむを得ない限度において、放置車両等を破損することができるほか、必要に応じ、他人の土地を一時使用し、またはその他の障害物を処分することができる。やむを得ない限度とは以下のとおりである。

- ア 移動等を命ぜられた放置車両等の所有者等（以下「所有者等」という。）が当該措置をとらない場合。
- イ 所有者等が現場にいないため、当該措置を命じることができない場合。
- ウ 道路の状況その他事情により、所有者等に当該措置をとらせることができず、命令をしないこととした場合。

2 道路の交通規制

(1) 道路交通網の把握

災害が発生した場合、道路管理者及び釧路警察署長は、相互に綿密な連携を図るとともに、関係機関の協力を得て、次の事項を中心に被災地域内の道路及び交通状況について、その実態を把握する。

- ア 損壊し、又は通行不能となった路線名及び区間
- イ 迂回路を設定し得る場合はその路線名、分岐点及び合流点
- ウ 緊急に通行の禁止又は制限を実施する必要の有無

(2) 交通規制の実施

- ア 釧路警察署長は、その管轄区域内の道路が災害による決壊等で危険な状態が発生し、又は、その状況により必要があると認められたときは、道路交通法第5条第1項の規定

に基づき、一時的に歩行者又は車両等の通行を禁止し、制限するものとする。

イ 警察官は災害発生時において、緊急措置を行う必要があると認めるときは道路交通法第6条第4項の規定に基づき、一時的に歩行者又は車両等の通行を禁止し、制限するものとする。

3 道路交通確保

- (1) 本部長（町長）は、他の道路管理者、公安委員会等と連携して、他の防災関係及び地域住民等の協力を得て道路交通の確保を行う。
- (2) 本部長（町長）は、他の道路管理者と連携して、社団法人北海道建設業協会等の協力を得て、障害物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努め、道路施設の被害状況に応じた効果的な復旧を行う。なお、この場合、緊急輸送に充てる道路を優先して行う。
- (3) 路上における著しく大きな障害物の除去について、必要に応じて、本部長（町長）は、道路管理者、警察機関、消防機関、自衛隊等と協力して所要の措置をとる。

4 緊急通行車両の確認

- (1) 本部長（町長）は、知事又は公安委員会に対し緊急通行車両の申し出をし、「緊急車両通行証明書」及び「標章」の交付を受ける。
- (2) 緊急通行車両の通行確保のための交通規制
道公安委員会は、被災者の輸送、被災地への緊急物資の輸送等を行う緊急通行車両の通行を確保するため、必要があると認めるときは、次の処置を行う。
ア 交通が混乱し、緊急通行の円滑を阻害している状況にあるときは、区域又は道路の区間を指定して一般車両を制限し、又は緊急の度合いに応じて車両別交通規制を行う。
イ 被災地への流入車両等を抑制する必要がある場合には、区域又は道路の区間を指定して、被災地周辺の警察等の協力により、また、必要に応じ広域緊急援助隊の出動を要請して、周辺地域を含めた広域的な交通規制を行う。

5 応急復旧

道路管理者は、災害応急対策に要する輸送を円滑に実施し得るよう道路橋りょう等を速やかに復旧するよう努めるものとし、重要かつ緊急を要する場合で自己の能力では復旧が困難であるときは、他の道路管理者の応援協力を求め、なおかつ困難なとき、本部長（町長）は、知事（釧路総合振興局長）に対し、自衛隊の派遣要請を求めるものとする。

第28節 石油類燃料供給計画

災害時の石油類燃料（LPGを含む）の供給については、本計画の定めるところによる。

1 実施責任者

本部長（町長）は、町が管理している緊急通行車両のガソリン等の確保に努めるものとする。また、災害対策上重要な施設、避難所、医療機関及び社会福祉施設における暖房用燃料の確保に努めるものとする。

ア 地域内で調達できる石油類燃料の調達先及び集積場所等の状況を把握しておくものとする。

イ 地域内において調達が不能になったときは、知事に協力を求めることができる。

ウ 地域の販売組合、協同組合、主要業者と事前に協定を締結しておく等、石油類燃料を迅速に調達できる方法を定めることとする。

エ LPGについては、北海道エルピーガス災害対策協議会と迅速に調達できるよう連絡調整を行う。

2 石油類燃料の確保

災害応急対策実施責任者は、石油燃料の確保を図るものとし、卸売組合、協同組合、主要業者に対し協力を要請し、又はあつせんを求めるものとする。また、石油類燃料の安定供給体制の樹立に努めるものとする。

白糠町地域防災計画

第 6 章

地震・津波災害対策計画

第6章 地震・津波災害対策計画

住民生活に重大な被害をもたらすおそれのある大規模な地震・津波災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、総合的かつ計画的な防災対策の推進を図り、住民等のかけがえのない生命、身体及び財産を守るための対策は、本計画の定めるところによる。

1 計画推進に当たっての基本となる事項

災害対策基本法（以下「基本法」という。）及び北海道防災対策基本条例の基本理念を踏まえ、次の事項を基本として推進する。

- (1) 災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。
- (2) 自助（町民が自らの安全を自らで守ることをいう。）、共助（町民等が地域において互いに助け合うことをいう。）及び公助（町及び防災関係機関が実施する対策をいう。）のそれぞれが効果的に推進されるよう、町民等並びに町及び防災関係機関が適切な役割分担による協働により着実に実施されなければならない。
- (3) 災害発生時には町民自らが主体的に判断し、行動できることが必要であることから、災害教訓の伝承や防災教育の推進により、防災意識の向上を図らなければならない。
- (4) 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程等における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女平等等参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立を図らなければならない。

第1節 白糠町における地震・津波の想定

北海道で記録が残っている被害地震は、1611年（慶長16年）慶長三陸地震以来、約390年間に100回以上発生しており、1945年（昭和20年）以降においても、1952年（昭和27年）および1968年（昭和43年）十勝沖地震、1960年（昭和35年）チリ地震津波、1973年（昭和48年）6月根室半島南東沖地震、1982年（昭和57年）3月浦河沖地震、1983年（昭和58年）5月日本海中部地震、1993年（平成5年）1月釧路沖地震、同年7月北海道南西沖地震、1994年（平成6年）10月北海道東方沖地震、2003年（平成15年）9月十勝沖地震と大きな被害を及ぼした大地震（津波）が発生している。2018年（平成30年）北海道胆振東部地震は最大震度7を記録し、死者43名の被害と、道内で約295万戸の停電（ブラックアウト）が発生した。

なお、過去に発生した主な被害地震は「白糠町地域防災計画 資料編 ⑨ 災害記録」を参照。

1 津波の特性

- (1) 津波には、地震の前ぶれを伴う場合と、地震の震源地が遠距離で、地震の前ぶれがない場合がある。

また、津波来襲前には、異常な潮位の変化が見られる場合もあるが、突然津波が来襲することもある。

- (2) 一般的に沿岸域ほど津波の高さが急激に高くなりますが、海底の地形や沿岸の形などの影響を受け、陸上においても標高や障害物の有無により大きく変化する。

2 地域の概要

被害を受けると予想される区域は、「第4章 第1節 災害危険区域及び整備計画 2 高波、高潮、津波等危険区域及び整備計画 資料編 高波・高潮・津波等危険区域及び整備計画」のとおりとする。

3 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震・津波の想定

過去6千年間における岩手県から北海道の太平洋沿岸地域における津波堆積物の資料から、北海道の十勝支庁から根室支庁にかけての海岸領域では、12～13世紀あるいは17世紀に最大の津波が発生の痕跡があった。その間隔は約3～4百年であり、経過時間を考えると、最大クラスの津波の発生が切迫している状況にある。

北海道東部の太平洋沿岸で発生した地震による津波は、北海道東部の太平洋の海岸では大きいのに比して、東北地方の海岸、すなわち日高支庁以西の海岸への影響は小さいことから、本町において大きな津波被害をもたらす地震の領域は、襟裳岬から東の千島海溝沿いの「千島海溝（十勝・根室沖）モデル」領域で、津波断層モデルの地震の規模は、Mw 9.3である。

図1 断層のすべり量分布と地殻変動量

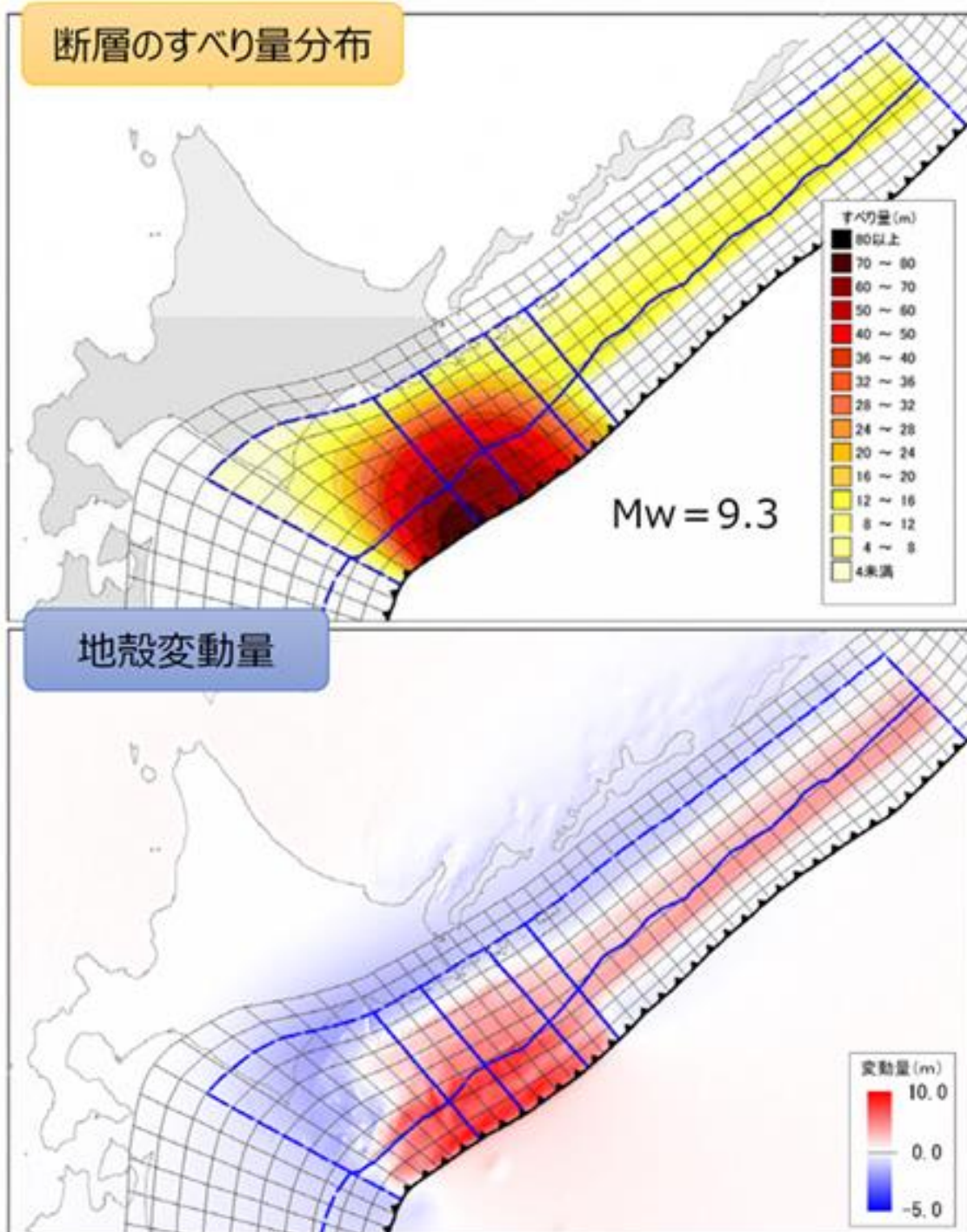


図2 想定される最大の津波高さと想定震度分布図

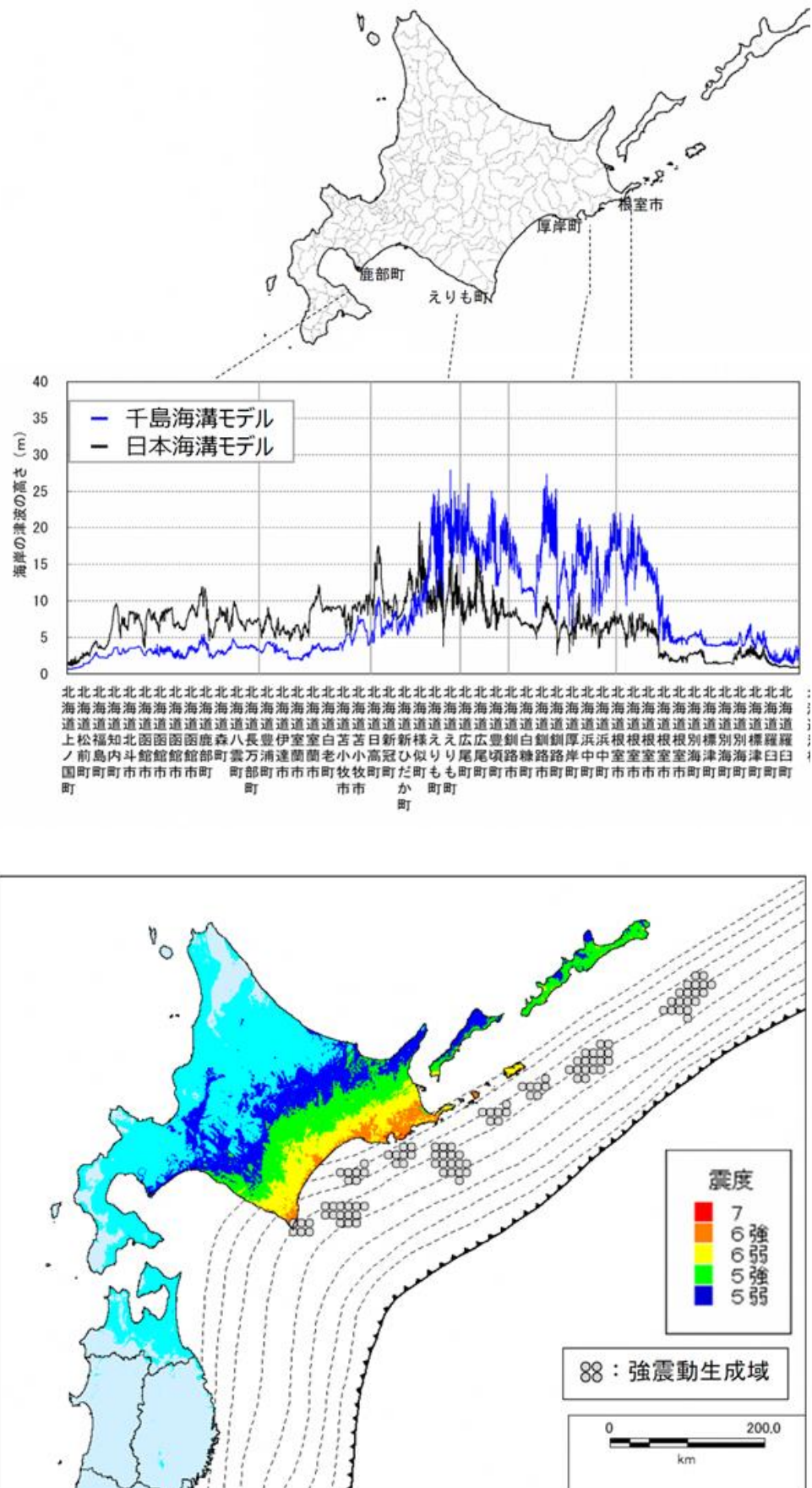
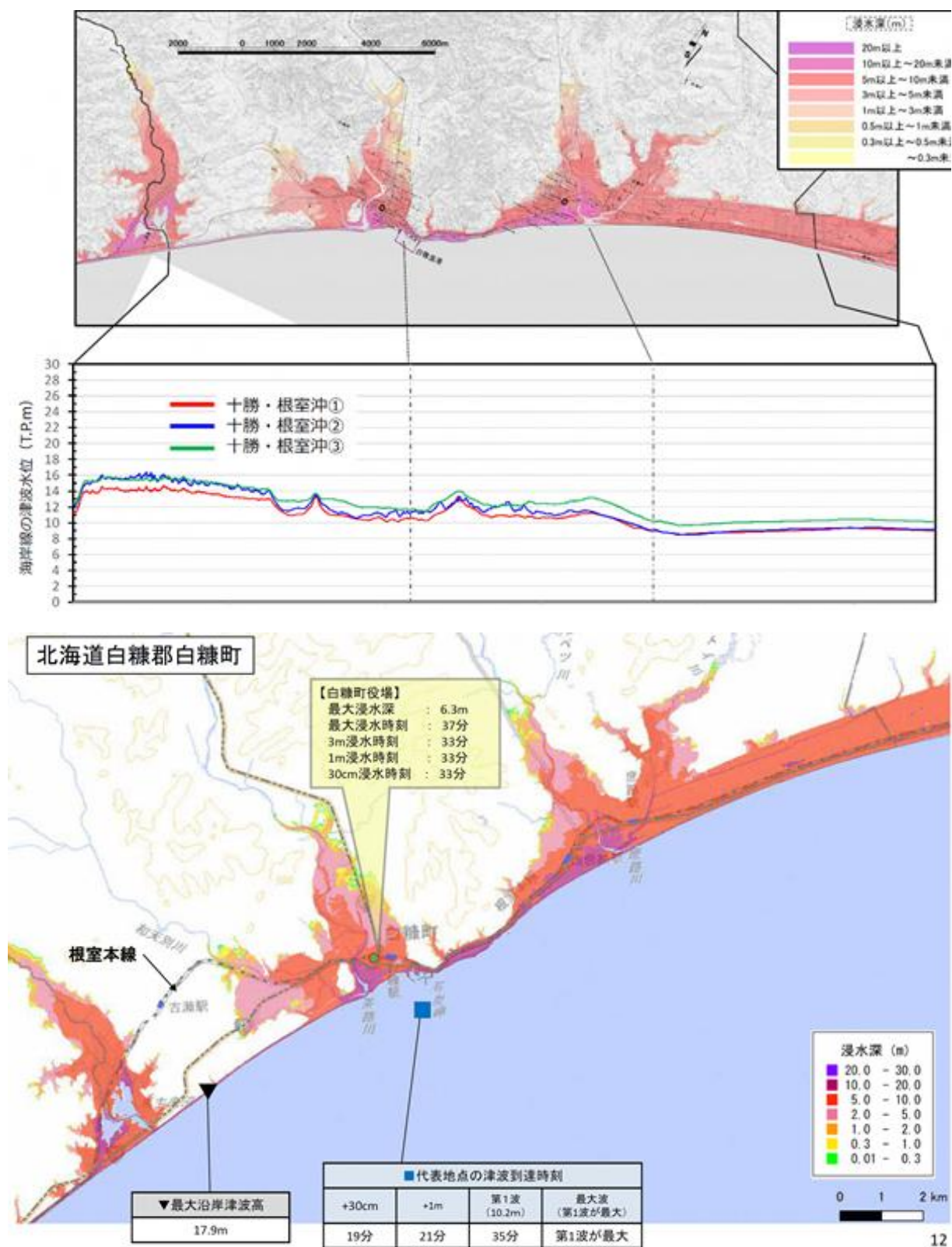


図3 白糠町の津波高並びに浸水深



第2節 地震・津波災害予防計画

1 基本的な考え方

津波災害対策の検討にあたっては、

- (1) 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波
- (2) 最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波の二つのレベルの津波を想定することを基本とする。

最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に、そのための住民の防災意識の向上及び海岸保全施設等の整備、浸水を防止する機能を有する交通インフラなどの活用、土地のかさ上げ、避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の整備・確保などの警戒避難体制の整備、津波浸水想定を踏まえた公共施設の移転・整備や土地利用・建築規制などを組み合わせるとともに、臨海部の産業・物流機能への被害軽減など、地域の状況に応じた総合的な対策を講じるものとする。

また、比較的頻度の高い一定程度の津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等の整備を進めるものとする。

2 地震・津波による被害想定

「日本海溝・千島海溝沿い巨大地震」が発生した場合、巨大な津波による膨大な数の死者の発生、建物被害、ライフライン・インフラ被害などの甚大な被害、広域にわたる被害が想定され、加えて冬季に地震が発生した場合、積雪寒冷地特有の課題が生じ、広大な平地を擁する北海道の地理的課題があり、適切な地震・津波対策が必要となる。

防災対策の基礎とする国及び北海道が公表した被害が最大となる想定は以下のとおり。

(1) 建物被害(全壊棟数) 単位：(棟)

	夏・昼	冬・夕	冬・深夜
揺れ	1 7 0	3 2 0	3 2 0
液状化	1 9 0	1 9 0	1 9 0
津波	3, 8 0 0	3, 7 0 0	3, 7 0 0
急傾斜地崩壊	—	—	—
計	4, 2 0 0	4, 2 0 0	4, 2 0 0

(2) 人的被害(死者数) 単位：(人)

	夏・昼	冬・夕	冬・深夜
建物倒壊	—	1	1 0
津波 [早期避難率高+呼びかけ]	1, 9 0 0	3, 6 0 0	4, 1 0 0
津波 [早期避難率低]	3, 4 0 0	4, 6 0 0	5, 0 0 0
急傾斜地崩壊	—	—	—

*早期避難率高+呼びかけ (すぐに避難する割合が70%、津波避難ビルを考慮した場合)

*早期避難率低 (すぐに避難する割合が20%、津波避難ビルを考慮しない場合)

(3) 負傷者数 単位：(人)

	夏・昼	冬・夕	冬・深夜
避難意識高＋呼びかけ	9 0	1 2 0	3 1 0
避難意識低	1 0 0	1 3 0	4 0 0

(4) 低体温症要対処者数 単位：(人)

	夏・昼	冬・夕	冬・深夜
低体温症要対処者			5 7 0

(5) 避難者数 単位：(人)

	夏・昼	冬・夕	冬・深夜
避難者		1, 0 0 0	

*浸水域内人口から死者と重傷者を除いた者を避難者として推計。なお、浸水域内全員が避難(内閣府公表ベース)については、別途推計する。

*数値は「5以上1, 0 0 0未満」は一の位を四捨五入、「1, 0 0 0以上10, 0 0 0未満」は十の位を四捨五入、「10, 0 0 0以上」は百の位を四捨五入。「一」はわずかな被害(5未満)

<参考>

最大津波高等 (太平洋沿岸津波浸水想定)			浸水域内における 時間帯別人口		
最大津波高	津波到達 時間等	浸水面積	昼	夕	深夜
m 1 6. 5	分 7～1 9	m ² 3, 0 3 0	人 5, 7 0 9	人 5, 6 1 9	人 5, 7 8 6

3 防災訓練計画

町は、大規模な地震・津波に対する円滑な災害応急対策が行えるよう、関係機関と共同で行うなど防災に関する知識及び技能の向上と住民に対する防災知識の普及、啓発、防災意識の向上を図ることを目的とした防災訓練を実施する。実施に当たっては、「第4章 第8節 防災訓練計画」によるが、特に沿岸住民との連携による、大津波を想定した避難訓練を重点的に実施するものとする。

4 津波災害予防計画

津波を防御することは、きわめて困難なことであるが、この予防策として過去の被害状況や道が調査研究し公表した「津波浸水予想図」などを参考にして、町は、防潮堤の改良促進、樋門等の迅速な閉鎖、津波一時避難場所、避難所及び避難経路を整備拡充するとともに、避難所表示板、船舶への避難海域や、白糠町防災行政無線(同報系・移動系)、全国瞬時警報シ

システム（J－A L E R T）など住民等への情報伝達手段の確保を図るとともに、住民及び船舶が安全かつ迅速な避難行動が取れるよう津波避難計画や津波ハザードマップの作成周知徹底に努めるほか、地震・津波防止上必要な教育及び広報を継続的に推進するものとする。

5 火災予防計画

地震に起因して発生する多発火災及び大規模火災の拡大を防止するため、地震等における出火の未然防止、初期消火の徹底など火災予防のための指導の徹底及び消防力の整備に関する計画は、「第4章 第6節 消防計画」に定めるところによるほか、下記により万全なる活動を行うものとする。

(1) 震災予防対策

ア 地震発生時における火災発生 of 未然防止のため、各種火災予防行事、広報活動を通じて、防火思想の高揚に努める。

イ 火気用設備・器具からの出火防止を周知徹底する。

ウ 住民等による自主防災組織の初期消火、避難等の初期体制を確立する。

火災の拡大防止を図るため、火災予防行事等を通じて、消火器具の使用方 法、消火技術を指導する。

また、町内会、事業所、学校施設等による防災訓練、防火訓練の実施を推進する。

エ プロパンガスの安全対策

関係機関との連携により、実態把握、配管の耐震化、転倒防止装置、安全装置の普及、指導強化に努める。

オ 危険物の安全対策

燃料、薬品等の配置、保管などの実態把握に努め、これらの施設等からの出火防止について指導を強化する。

6 建築物等災害予防計画

地震災害から建築物等を防御するための計画は、次のとおりとする。

(1) 木造建築物の防火対策の推進

町内の住宅が木造建築物を主体に構成されている現状に鑑み、これらの木造建築物について、延焼のおそれがある外壁等の不燃化及び耐震化の促進を図るものとする。

(2) 既存建築物の耐震化の推進

現行の建築基準法に規定されている耐震性能を有さない既存建築物の耐震改修を促進するため、住民にとって理解しやすく身近に感じられる地震防災マップ普及やパンフレット等を活用して耐震改修の必要性について普及啓発を図るほか、建築関係団体と連携して、住民の問い合わせに応じられる体制を整備する。

また、町は、「改正建築物の耐震改修の促進に関する法律」及び「白糠町耐震改修促進計画」に基づき、指導、助言を行う。

(3) 震災建築物の安全対策

町は、地震により被災した建築物の余震等による倒壊などから住民の安全を確保するため、北海道震災建築物応急危険度判定士による被災建築物の応急危険度判定を迅速かつ的確に実施するための体制を整備する。

(4) がけ地に近接する建築物の防災対策

滑動崩落のおそれ大きいことから、大規模盛土造成地の位置や規模を示したマップ及び液状化被害の危険性を示したハザードマップを作製公表することにより、宅地の安全性の把握及び耐震化を推進する。

(5) 地震によるブロック塀等の倒壊を防止するため、既存ブロック塀等については、建築パトロールなどを通じて、点検・補強の指導を行うとともに、新規に施工・設置する場合には、施工・設置基準を厳守させるなど、安全性の確保について指導する。

7 物資等の調達・確保及び防災資機材の整備

地震・津波災害時における食糧、飲料水等の調達、確保については、「第5章 第5節 食糧供給計画」「第4章 第11節 物資等の調達・確保及び資機材の整備」に定めるところによる。

8 避難行動要支援者の安全対策計画

地震・津波災害発生時には、高齢者、障がい者、傷病者、乳幼児、外国人等が被害を受ける場合が多いことから、町及び関係機関は、避難行動要支援者を安全に保護するため、地域住民、ボランティア等の協力を得ながら、平常時から緊急連絡体制、避難誘導體制等の防災体制の整備に努める。

対策の実施にあたっては、「第4章 第9節 避難行動要支援者対策計画」に定めるところによる。

9 地震・津波に関する防災知識の普及、啓発

地震・津波災害を予防し、又はその拡大を防止するため、防災関係職員に対して地震・津波防災に関する教育、訓練、研修を行うとともに、一般住民に対して地震・津波に係る防災知識の普及、啓発を図り、防災活動の的確、円滑な実施に努める。

特に、児童・生徒等に対する防災教育を積極的に推進するため、各学校において地震・津波の現象、緊急地震速報を含めた災害予防等の知識向上及び防災の実践活動（地震時における避難、保護の措置等）の習得を図る。

また、防災知識の普及、啓発にあたっては、避難行動要支援者に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が確立されるよう努めるものとする。

10 自主防災組織等の育成及び活用計画

町長は、防災思想の普及とともに、自主防災組織等の設立を積極的に働きかけ、その組織強化及び育成指導を図るものとする。

また、災害時において災害応急対策等を円滑かつ迅速に実施するため、町長が災害の状況により必要と認めた場合は、住民組織等に対し、災害対策活動の応援協力を要請する。

なお、自主防災組織の普及については、女性の参画に配慮するとともに、女性リーダーの育成に努めるものとする。

11 業務継続計画の策定

- (1) 町は、災害応急活動及びそれ以外の行政サービスについて、後続すべき重要なものは一定のレベル確保するとともに、すべての業務が早期に再開できるよう、災害時においても町の各部局の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめ、非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務継続計画を策定するよう努めるとともに策定した計画の持続的改善に努めるものとする。

また、商会は中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、町と連携して事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

(2) 事業者

事業者は、事業の継続など災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時及び非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務(事業)継続計画を策定・運用するよう努めるものとする。

(3) 庁舎等の災害対策本部機能等の確保

町は、災害対策の拠点となる庁舎について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。

また、その機能を確保するための情報通信設備や自家発電装置など主要な機能の充実と災害時における安全性の確保を図るとともに、物資の供給が困難な場合を想定し、十分な期間に対応する食糧、飲料水、暖房及び発電用燃料などの適切な備蓄、調達、輸送体制の整備を図るものとする。

第3節 地震・津波災害応急対策計画

1 組織及び活動

(1) 災害対策本部の設置

本町を含む地域において、想定する規模の地震・津波が発生した場合、あるいは次に定める状況が発生し、又は発生するおそれがある場合、「第2章 第2節 災害対策本部」の定めるところにより、本庁舎内に災害対策本部を設置する。

ア 災害時、その対策を要するとき。

イ 本町を含む地域で震度5弱以上の地震が発生したとき。

ウ 本町を含む沿岸に津波警報、大津波警報が発表されたとき。

(2) 非常招集配備体制

本部長（町長）、地域防災課長等は、被害の防除及び軽減並びに災害発生後における応急対策の迅速かつ的確な推進を図るため、「第2章 第2節 非常配備に関する基準及び職員の自主参集基準別紙1」に基づき、体制をとるものとする。

休日、夜間等の勤務時間外においてこれらの非常事態が発生した場合は、職員は公共放送等の災害情報の聴取に努め、非常連絡を待つことなく速やかに登庁し、それぞれの部署に着くものとする。

(3) 活動

各部員は、「第2章 第2節 災害対策本部」の定めるところにより、それぞれの活動を開始する。

ア 津波の発生のおそれがある場合は、本部長（町長）の判断で海岸地区住民に対し指示を発令し、あらゆる手段（白糠町防災行政無線（同報系・移動系）、広報車、テレビ、ラジオ他）を用いて、地域住民及び船舶に伝達する。

なお、北海道沿岸東部に津波警報が発表されたときには、速やかに海岸地区住民に対し、避難指示を発令する。

また、大津波警報が発表された時には、速やかに海岸地区住民に対し、避難指示を発令する。

海面監視については、経済班は対策本部の指示により所定の区域を巡視し、監視警備を厳重に行い異常を発見したときは、直ちに対策本部に報告するものとするが、危険を感じたり、その他消火、救急業務で人員を配置できない場合は、実施しないこともできる。

イ 各部員は、被害状況の調査、人命の安全確認及び確保を、重点的に行い、状況に応じ応急活動に当たるものとする。

ウ 消防機関にあっては、地震による二次災害の防止、津波避難誘導他、「第4章 第6節 消防計画」に基づき、地震後、津波後の火災発生、拡大防止を図るものとする。

2 地震・津波情報の伝達計画

(1) 地震・津波に関する情報

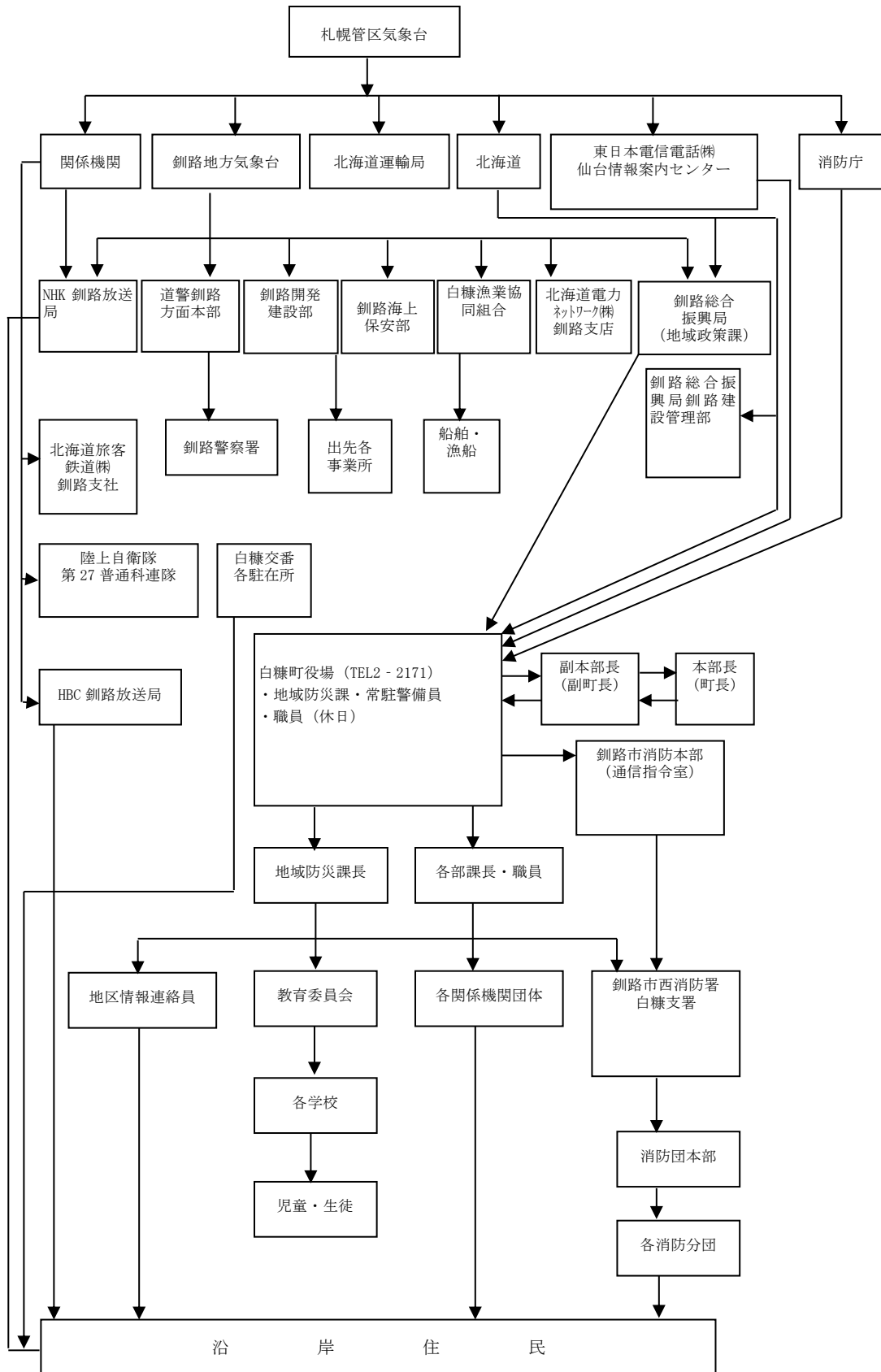
津波警報等が発令された場合又は津波のおそれがある場合は、「別表1」により、沿岸住民に対し町広報車、白糠町防災行政無線(同報系・移動系)等により伝達、周知を行うものとする。

その後、状況に応じて、職員参集後、防災上必要に応じて、震度情報、災害情報、道路情報等をあらゆる手段を講じて町内に情報伝達する。

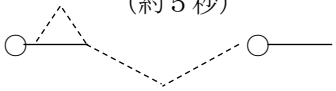
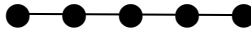
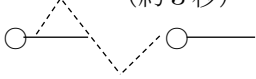
また、町は迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び通信施設、設備の充実を図るよう努めることとし、全国瞬時警報システム(J-A L E R T)などで受信した緊急地震速報を町防災行政無線等により住民等へ伝達に努めるものとする。

別表 1

津波予報（警報・注意報）伝達系統図



(2) 津波予警報の標識

標 識 の 種 類	標 識	
	打 鐘 信 号	サイレン信号
津 波 警 報 標 識	(2点) 	(約5秒)  (約6秒)
大津波警報標識	(連点) 	(約3秒)  (約2秒) (短声連点)

注：打鐘又は、吹鳴の反復は、適宜とする。

3 災害情報等の収集・伝達計画

(1) 被害状況調査、情報収集活動

地震・津波の発生に伴う災害初期の混乱を防止し、迅速かつ的確な応急活動を実施するため、直ちに被害状況の調査及び情報収集を行う。

ア 地震情報、津波情報の収集

企画総務対策部は、気象官署が発表する地震情報及び津波情報の受理並びに公共放送の災害情報聴取に努める。

イ 被害状況の調査

企画総務対策部は、全町的な被害状況を速やかに把握するため、各施設等を所管する機関より被害状況、応急活動内容を聴取するものとする。

また、各部班は、直ちに被害状況の調査収集を行い、状況により応急対策にあたるものとする。

特に緊急に把握すべき事項は、次のとおりである。

(ア) 人命の危険性

(イ) 人的被害の状況

(ウ) 道路、河川及び橋りょうの被害状況

(エ) 火災発生状況及び延焼並びに拡大の危険性の有無

(オ) 危険物施設被害の状況

また、写真班を編成し、全町的な被害状況写真の撮影を行い、記録保存するものとする。

ウ 災害対策本部で把握した被害状況は、「第3章 第3節 災害情報等の報告、収集及び伝達計画」に基づき、速やかに知事（釧路総合振興局）に報告するものとする。

(2) 通信連絡体制

通信連絡の方法は、「第3章 災害情報通信計画」に定めるところにより実施するほか、下記によるものとする。

ア 白糠町防災行政無線(同報系・移動系)を火災延焼等から守り、広報通信手段の確保を図る。

イ 各関係機関の所有する移動無線、携帯無線、アマチュア無線等を動員して、有効適切な通信連絡体制を確保する。

ウ 全通信機関が使用できないときは、ヘリコプター、車両等の機動力を動員し、連絡体制の確保を図る。

ヘリコプターの派遣は、知事(危機対策局危機対策課)に要請を依頼するものとする。

エ 北海道総合通信局、NTT、アマチュア無線団体等関係機関へ、非常通信の取扱を要請する。

オ 必要に応じ、関係放送局に、災害に関する通知、要請等の放送を依頼する。

4 災害広報計画

被害地域の混乱防止、人心の安定を図るため、一般住民に対し、迅速かつ適切に、地震、津波情報、災害情報、復旧対策情報などの広報活動を実施する。

(1) 白糠町防災行政無線(同報系・移動系)、広報車、公用車両等の諸設備は、突発時においても直ちに使用できるよう平常時から、定期的点検、給油等の整備点検を行い、万全を期するものとする。

さらに、あらゆる広報媒体(ラジオ、テレビ、新聞、広報車両、郵便局、インターネット、白糠町防災行政無線(同報系・移動系)等)を充実・強化するほか、防災情報システムのメールサービスを利用して、迅速かつ適切な広報を行うものとし、誤報等による混乱の防止に万全を期するものとする。

また、避難行動要支援者への伝達に十分配慮する。

(2) 広報内容

ア 地震又は津波発生直後の広報

(ア) 地震に関する情報

(イ) 災害に関する情報

a 火災、水道又は下水道被害状況(発生箇所、避難指示、断水等使用不可能地域等)

b 通信状況(通話規制の状況、通話可能な区域及び開通見込み情報)

c 道路交通状況(交通機関運行状況、道路交通規制状況、不通箇所及び復旧見込み状況)

d 電力等の生活関連施設の被害状況、復旧見込み状況

(ウ) 救急医療体制に関する事項

a 災害救急病院、救護所等開設の状況

(エ) 住民及び船舶避難に関する事項

a 避難の必要性

b 避難場所及び避難海域の周知等、避難に関する事項(避難所の位置、名称、経路等の指示)

(オ) 地震に関する注意事項

- a 火気、ガス等の点検及び電気の使用について
- b 緊急通報先及び手段について
- c 住民の心得、人心の安定及び社会秩序保持のために必要な事項

(カ) 町ほか関係機関の活動体制及び活動状況

イ その他の広報事項

(ア) 災害に関する情報（経過及び状況）

(イ) 復旧活動の状況

(ウ) 避難場所及び避難海域の周知等、避難に関する事項（避難所の位置、名称、経路等）

(エ) 応急物資の支給、配給等に関する事項

- a 給食、給水等の実施状況（供給日時、場所、量、対象者）
- b 衣料及び日常生活必需品等の供給状況（供給日時、場所、量、対象者）
- c 仮設トイレの設置状況、簡易トイレの供給状況（設置日時、設置数、供給日時、対象者等）

(オ) 住民の心得、人心の安定及び社会秩序保持のために必要な事項

ウ 広報の方法

消防団緊急伝達システム、広報車、テレビ、ラジオ等必要と思われる各種媒体を利用して、広く満遍なく伝わるよう、迅速かつ適切な広報を行うものとする。

エ 広聴活動

本部長（町長）（担当：企画総務対策部）は、災害の状況がおおむね判明し、被災者の不安又は要望に対応する必要があると認められる場合は、広聴体制を確立、確保し、防災機関及び他の部署の協力、連携により広聴活動を実施する。

(ア) 被災者相談窓口の設置

被災者のための相談窓口を設置し、災害復旧対策に係る（他機関に係る関係事項を含む）相談にあたる。

この場合、必要な関係部署又は関係機関の職員の相談窓口への派遣を要請するものとする。

なお、窓口に出向いてこられない方への配慮を講じ、場合によっては、関係者の相談を必要と思われるもののところまで出向いて相談に応じる体制も作る。

(イ) 要望等の処理

相談窓口において聴取した要望、相談については、関係部署又は関係機関へ連絡し調整のうえ、適切な処理に努める。

5 避難・救出計画

地震・津波の発生により、多数の住民が全壊（焼）、半壊（焼）等により住居を失い、火災が発生、拡大延焼し、又は津波による危険が切迫している状況にある住民及び、船舶を適切かつ円滑に避難させることを目的とする。

(1) 避難指示

ア 地震又は津波に伴う災害で、地域的に住民及び船舶に危険が切迫していると認めた場合、危険予想地域の住民及び滞在者の生命及び身体を保護するため、速やかなる立ち退きを指示する。

イ 津波警報が発表された場合、又は津波警報等の情報が入手できない場合であって、津波発生の可能性があるると判断される地震を覚知したときは、対策本部は直ちに海岸地区住民及び滞在者、船舶に対し避難指示を行うものとする。

ウ 避難指示は本部長（町長）が行うものとするが、津波警報が発表された場合は、海岸地区住民及び滞在者、船舶への津波被害のおそれがあると予想されることから、平常時からの町長の命により、企画総務対策部の担当者は、本部長（町長）と連絡がつかない場合は副本部長（副町長）に連絡をとり、その指示の基に直ちに避難指示発令したことを住民周知、広報することとし大津波警報の場合は、直ちに避難指示が発令されたことを住民周知、広報するものとする。

なお、夜間休日等で、町職員が対策本部への参集に時間がかかっている場合等で、住民周知、広報が遅れていると判断した場合、釧路市西消防署白糠支署は、津波警報、大津波警報が発表されたことを覚知した場合、直ちに避難指示が発令されたことを白糠町防災行政無線（同報系・移動系）で住民周知、広報するものとする。

また、現に危険が切迫し、緊急を要する場合においては、「第5章 第4節 避難救出計画」に示す避難実施責任者が立ち退きを指示することができる。

(2) 高齢者等避難の推進

地震により火災等が発生し、被害が拡大するおそれがある地域については、住民に対し事前に避難の準備、避難場所及び海域、避難の方法等を周知徹底する。

なお、避難行動要支援者に対して避難が必要と判断される時は、保健福祉対策部（保健福祉部長）が、地域住民、福祉関係者、ボランティア等の協力を得、事前避難を速やかに開始するものとする。

(3) 避難誘導等

ア 避難先は、原則として町が各地区ごとに指定した津波指定避難場所とするほか、津波災害から身を守ることができると思われる最寄りの高台、2階建て以上の堅牢な建物へ避難する。

なお、避難の方法は、基本的に、車両での避難は、道路の破損、建物の倒壊、渋滞などのおそれがあり、また、緊急車両の妨げとなる場合もあることから、原則徒歩で避難することとする。

イ 避難誘導は、町職員、釧路市西消防署白糠支署職員、消防団員、警察官及び海上保安官がこれにあたる。

また、避難誘導に充たる者の危険を回避するため、津波到達時間などを考慮した避難誘導に係る行動ルールを定めるものとする。

ウ 避難立ち退きの誘導については、高齢者、乳幼児、障がい者、傷病者等の避難行動要支援者を先に行い、避難誘導をする者は、適宜適切な指導に努める。

エ 高齢者等避難、避難指示を発令した場合、又は住民が避難を開始した場合は必要に応じて、速やかに職員を配置し、避難者の受入、収容体制を確保する。

オ 避難立ち退きに当たっては、避難者は自己の責任で避難することを原則とする。

ただし、避難者が自力で立ち退き不可能な場合においては、車両等を利用し避難のための支援、移送を行う。

(4) 救出対策

ア 救出、救助活動は、原則として釧路市西消防署白糠支署職員、消防団員を主体として実施するが、地震発生時においては、火災等の同時多発が予想され、消防機関を主体とした救助が困難になることが予想されるため、その場合、可能な限り町職員並びに住民等による自主的な救助活動を行うものとする。

イ 震災により緊急に救出救助を要する住民があることを察知した場合は、火災の発生状況等を勘案し、消防機関に救助活動を依頼するとともに、関係機関等（警察官並びに海上保安官及び自衛隊）に協力を要請し、救出救助を実施する。

6 地震火災等対策計画

地震における被害が大規模となるのは、市街地における火災の多発及びこれに基づく延焼等によるものであることから、この火災発生、拡大を最小限にくい止めることが重要である。

消防活動は、「第4章 第6節 消防計画」に定めるところによるほか、下記により万全なる活動を行うものとする。

(1) 震災警防対策

ア 非常参集

非番職員は、非常招集の命を受けたときは、特に参集場所を指定されたときを除き、それぞれ所属場所に参集し、業務の指示を受けるものとする。

その参集途上において、火災又は人身事故に遭遇したときは、その事故等の状況により、消火、救助等の活動が可能か自己判断し、適切な処置をとること。

イ 消防通信連絡体制

情報の収集及び伝達を迅速確実に行うため、釧路市消防本部と諸隊間及び関係機関との間の通信は、有線通信を最大限活用するとともに、有線通信が途絶又は輻輳したときは、無線通信の活用又は車両、人力等の伝令により速やかなる連絡体制を確保する。

ウ 消防部隊の体制

消防部隊は、釧路市警防規程に基づき出動する。

エ 火災防御対策

(ア) 初動時の措置

- a 庁舎の倒壊又はシャッター操作不能のおそれがある場合は、直ちに消防車両、救急車両の屋外への移動を行う。
- b 庁舎内の火気、ガス、電気及び危険物施設等の点検を行い、庁舎の保安に努める。
- c 庁内の火災発見にあたりとともに、状況に応じて管轄区域内の警戒を実施し、災害状況の情報収集にあたる。
- d 大きな災害が予想される場合、対策本部、警察等から主要道路、橋りょう等の被害状況を速やかに収集し、出動経路の確認及び確保を行う。

(イ) 火災防御活動

- a 延焼火災が発生し、拡大した場合は、人命の安全を最優先とし、避難場所及び避難経路確保の防御を行う。
- b 同時に複数の延焼火災が発生した場合、重要かつ危険度の高い地域を優先し、消火活動にあたる。
- c 大規模建築物で、多数の消防部隊を必要とする火災の場合は、他の延焼火災が鎮火した後、消防部隊を集中して消火活動を行う。
- d 大量危険物貯蔵施設等で火災が発生した場合は、隣接する建物密集地域への延焼防止を優先する。

(ウ) 被災者の救急対策

災害のため、生命身体が危険な状態にある者に対し、関係機関と緊密な連携のもと、迅速かつ的確な救助救急活動を行い、その万全を図る。

- a 規模が同じ程度の救助救急を必要とした事例が発生した場合は、火災現場及びその付近を優先する。
- b 同時に多くの救急を必要とする事象が発生した場合は、要救助者が多数の現場を優先する。
- c 応急処置は、重傷病者を優先して行い、軽傷者は出来る限り自主的な処置を行わせる。又は近くの健常者に救護を依頼する。
- d 火災が少なく、救助救急を必要とする事象が多い場合は、早急に消防隊をもって応急救助隊を編成し、救助救急活動体制の強化を図る。
- e 負傷者が多数発生した場合は、関係機関（医療班、福祉班、医師会）と連携の上、応急護所を開設し、医師、看護師等の要請、負傷者に対する救急資材の交付等により応急措置にあたる。

(イ) 関係機関への要請等

- a 負傷者が多数発生し、消防機関だけでは対応が困難と認められる場合は、対策本部を通じ、道、自衛隊等の機関に協力要請を行い、対応を図る。
- b 多数の負傷者が発生し、医療機関に収容することが不可能の場合は、対策本部を通じ、仮収容所を確保する。

- c 負傷者の応急措置に必要とする救急資機材に不足が生じたときは、対策本部を通じ、資機材の確保を図る。

(2) 危険物（石油類及び薬品）

- ア 本部長（町長）は、被害が広範囲にわたり、引火、爆発又はそのおそれがあると判断した場合は、施設関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、立入禁止区域の設定をするとともに、区域内住民に対し避難立退きの指示を行う。
- イ 火災防御は、町の消防機関がその消防力を有機的に運用して実施し、特に火災の状況、規模並びに危険物の種類により、消火用薬剤の収集、化学車両等の派遣要請を行う。
- ウ 流出、転倒及び浮上したタンク等に対しては使用の禁止を命じ、危険物の排除作業を実施させる。
- エ 漏油した場所その他危険区域はロープ等で区画し、係員を配置し、安全を確保する。

7 津波災害応急対策計画

津波予警報が発表され、又は津波発生のおそれがある場合の警戒及び津波が発生した場合の応急対策は、次のとおりとする。

(1) 津波警戒体制の確立

- ア 気象庁の発表する津波注意報によるほか、強い地震（震度4以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりと揺れる地震を感じたときには、津波の来襲に備え、警戒体制をとり、海岸線等で作業している者、釣り客等に対し、海岸等からの待避、テレビ、ラジオの聴取等警戒体制をとれるよう住民周知するとともに、安全な場所からの海面監視等警戒にあたる。

その際、対象者に漏れなく、避難行動要支援者にも配慮した分かりやすい情報伝達に努めるものとする。

(2) 住民等の避難、安全確保

津波警報が発表された場合、若しくは、海面の異常などで津波の発生が予想された場合、本部長（町長）は直ちに住民等への避難の指示を行う。

(3) 船舶の避難

- ア 本部長（町長）は、釧路海上保安部、白糠漁業協同組合と連絡協議の上、港内あるいは沿岸で操業、航行中の船舶に対し、避難の指示を行う。
- イ 船舶が避難指示を受けた場合は、人命の安全を最優先に、水深100m以上の海域に避難するか、又は船舶の流出防止措置を講ずるなどの、二次災害の防止に努めるものとする。

8 交通応急対策計画

地震・津波発生に伴う、道路及び船舶交通の混乱を防止し、消防、避難、救助、救護等の応急対策活動を迅速に実施するための道路交通等の確保は、次のとおりとする。

(1) 交通応急対策の実施

ア 道路、橋りょう等の被害状況及び危険箇所を速やかに把握し、関係機関に連絡するとともに地域住民等へ周知、広報し、道路の通行に支障を及ぼす障害物を除去し、交通の確保に努める。

イ 消防吏員は、警察官がその場にいない場合に限り、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障があると認められるときは、当該車両その他の物件の所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置を命ずることができる。

ウ 消防吏員は、イによる措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、自らその措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとるため止むを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。

(2) 交通規制の実施

ア 道路管理者及び釧路警察署長は次の方法により交通規制を実施するものとする。

(ア) 交通規制を実施するときは道路標識等を設置する。

(イ) 緊急を要し道路標識等を設置する暇がないとき、又は道路標識等を設置して行うことが困難なときは、現場警察官等によりこれを行う。

(ウ) 関係機関との連携

道路管理者及び北海道公安委員会が交通規制により通行の禁止制限を行った場合には、関係機関に連絡するとともに、あらゆる広報媒体を通じて広報の徹底を図る。

(3) 海上における交通規制

釧路海上保安部長及び漁港管理者は、相互に緊密な連携を図り、関係機関の協力を得て、海上交通の安全を確保するために必要な船舶交通の制限等の措置を講ずる。

9 避難所運営

避難所運営は、「第5章 第4節 避難救出計画」に定めるところによる。

10 輸送計画

輸送計画は、「第5章 第14節 輸送計画」に定めるところによる。

11 食糧供給計画

食糧供給計画は、「第5章 第5節 食糧供給計画」に定めるところによる。

12 給水計画

給水計画は、「第5章 第7節 給水計画」に定めるところによる。

13 衣料・生活必需品供給計画

衣料・生活必需品供給計画は、「第5章 第6節 衣料、生活必需品等物資供給計画」に定めるところによる。

14 生活関連施設対策計画

地震の発生に伴い、生活に密着した施設（上水道、下水道、電気施設等）が被災し、水、電気等の供給が停止した場合は、生活の維持に重大な支障を生じるため、これらの施設の応急復旧に関する計画を定めるものとする。

(1) 上下水道施設対策計画

上下水道施設対策計画は、「第5章 第8節 下水道施設応急普及計画」に定めるところによる。

(2) 電気施設対策計画

ア 応急措置

電気事業者は、地震・津波災害により被災した施設の応急復旧についての計画をあらかじめ定めるほか、地震・津波の発生に際してこの計画に基づき、直ちに被害状況（停電の状況）の調査、施設の点検をし、早急に停電の解消に努める。

イ 電気事業者は、地震・津波により電力施設に被害があった場合は、感電事故、漏電による出火の防止及び電力施設の被害状況（停電の状況）、復旧見込み等について、テレビ、ラジオ等の報道機関や広報車を通じて広報し、住民の不安解消や事故防止に努める。

15 医療救護計画

医療救護計画は、「第5章 第9節 医療及び助産計画」に定めるところによる。

16 防疫計画

防疫計画は、「第5章 第10節 防疫計画」に定めるところによる。

17 廃棄物処理計画

廃棄物処理計画は、「第5章 第11節 清掃計画」に定めるところによる。

18 文教対策計画

文教対策計画は、「第5章 第16節 文教対策計画」に定めるところによる。

19 住宅対策計画

住宅対策計画は、「第5章 第17節 住宅対策計画」に定めるところによる。

20 被災建築物安全対策計画

被災建築物の余震等による倒壊及び部材の落下等から生ずるによる二次災害を防止するため、地震により被災した建築物等の当面の使用の可否を判定し、所有者、使用者等に知らせる応急危険度判定の実施は、次のとおりとする。

(1) 応急危険度判定実施本部の設置

ア 町は、町の区域で応急危険度判定を実施するにあたり、対策本部の中に応急危険度判定実施本部（以下「実施本部」という。）を設置する。

イ 実施本部は、判定実施計画を作成し、必要に応じて道の応急危険度判定支援本部へ応急危険度判定士の派遣等の支援要請を行う。

ウ 実施本部は、判定士、資機材等を確保し、応急危険度判定活動を実施する。

(2) 活動体制

本部長(町長)は、「北海道震災建築物応急危険度判定要領」に基づき、建築関係団体等の協力を得て、応急危険度判定士による被災建築物の応急危険度判定活動を行う。

(3) 基本的事項

ア 判定対象建築物

原則として、全ての被災建築物を対象とするが、被害の状況により限定することができる。

イ 判定開始時期、調査方法

地震発生後、できる限り早い時期に、主として目視により、被災建築物の危険性について、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の構造種別ごとに調査表により行う。

ウ 判定の内容、判定結果の表示

被災建築物の構造躯体等の危険性を調査し、「危険」、「要注意」、「調査済」3段階で判定を行い、3色の判定ステッカー（赤「危険」、黄色「要注意」、緑「調査済」）に対処方法等の所要事項を記入し、当該建築物の出入り口等の見やすい場所に貼付する。

なお、3段階の判定の内容については、次のとおりである。

危険：建築物の損傷が著しく、倒壊などの危険性が高い場合であり、使用及び立ち入りができない。

要注意：建築物の損傷は認められるが、注意事項に留意することにより立ち入りが可能である。

調査済：建築物の損傷が少ない場合である。

(4) 石綿飛散防災対策

被災建築物からの石綿の飛散による二次被害を防止するため、町は国・道と連携し、関係法令や「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改訂版）」（環境省等）に基づき、建築物等の露出・飛散状況の把握、建築物等の所有者等に対する応急措置の指導・助言、解体等工事に係る事業者への指導を実施する。

21 行方不明者の搜索及び遺体の収容処理並びに埋火葬計画

行方不明者の搜索及び遺体の収容処理並びに埋火葬計画は、「第5章 第12節 行方不明者の搜索及び遺体の収容処理並びに埋火葬計画」に定めるところによる。

22 広域応援計画

広域応援計画は、「第5章 第25節 広域応援計画」に定めるところによる。

23 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画

自衛隊派遣要請及び派遣活動計画は、「第5章 第21節 自衛隊派遣要請計画」に定めるところによる。

24 防災ボランティアとの連携計画

ボランティアとの連携計画は、「第5章 第22節 ボランティアとの連携計画」に定めるところによる。

25 救助法の適用と実施

救助法の適用と実施については、「第5章 第26節 救助法の適用と実施」に定めるところによる。

26 石油類燃料供給計画

石油類燃料供給計画は、「第5章 第28節 石油類燃料供給計画」に定めることによる。

27 障害物除去計画

障害物除去計画は、「第5章 第13節 障害物除去計画」に定めるところによる。

第4節 災害復旧計画

地震・津波災害にかかる、災害復旧計画は、「第10章 災害復旧計画」に定めるところによる。

白糠町地域防災計画

第 7 章

火山噴火災害対策計画

第7章 火山噴火災害対策計画

第1節 基本方針

雌阿寒岳の火山噴火により災害が発生し、又は災害が発生するおそれのある場合、早期に初動体制を確立し、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、火山周辺市町村（以下「周辺市町村」）及び防災関係機関が実施する予防及び応急対策は、本計画の定めるところによる。

第2節 火山の状況

1 火山の現状と噴火の記録

雌阿寒岳は、阿寒カルデラの南西壁上に噴出した火山で、多数の火山帯の集合からなり、全体として極めて複雑な火山構造を有している。これらの噴出物は、阿寒カルデラ南西壁を覆い、西方に流下したものは新第三系からなる丘陵地を被覆し、北方及び東方では、フップシ岳及びフレベツ岳の裾野を覆っている。山麓は、既に森林帯となっているが、頂上部は未だ植生もあまり進んでいない。噴気活動が数ヶ所において認められ、1955 年になって史上最初の爆発的噴火を記録しており、現在も活発な火山活動が観測されている。

2 被害の想定

雌阿寒岳は、過去の資料が少ないので、将来どのような噴火が起こるか予想することは、大変難しい。最も可能性が大きいのは、1955～1959 年、1996 年、1998 年、2006 年、2008 年の活動のような比較的小規模な水蒸気爆発である。この活動記録による被害想定は次のとおりである。

(1) 噴石の降下範囲

風の影響を受けずに弾道を描いて飛散する程度の大きな噴石の到達範囲は火口からおおよそ 0.5km～1 km 以上に達し、風下側へはそれより小さく風の影響を受ける小さな噴石が飛散する。この段階での規制範囲は、噴火の状況により、火口からおおよそ 0.5km 以内の立入規制、又は火口からおおよそ 2 km 以内の入山規制とする。

(2) 降灰の方向と範囲

火口周辺に影響する程度の噴火による噴煙の高さは、火口上 1 km 以下、火口から少し離れた火口周辺まで影響する程度の噴火では、1km～2km に達し、風向きによるが主に東方に降灰する。その堆積量は、火口周辺で数～10cm 程度、山麓には前者は微量、後者は数 mm 程度と予想される。

(3) 泥流などの被害

噴火が積雪期、特に融雪期に発生した場合、火口付近の急速な融雪により泥流が発生する危険が考えられる。なお、泥流が発生しない場合も、降灰などにより河川の汚濁が予想され、特に東側のピリカネツプ白水川では注意すべきである。

以上は、比較的小規模な水蒸気爆発に対する被害想定であって、噴火発生の危険が察知されたならば、登山禁止及び山麓への警告などの処置を取る必要がある。

なお、発生頻度は低いものの、更に大規模な噴火の発生も想定しておく必要がある。一般に長い休止期のあと活動を再開する場合、上述のような水蒸気爆発がまず起こり、これに続いて噴火が大規模なものに推移する場合がある。

噴火が更に大規模なものに推移した場合、被害範囲は更に次のように拡大する。

ア 噴石の降下範囲

風の影響を受けずに弾道を描いて飛散する程度の大きな噴石は、数百年に1回は発生する可能性のある小噴火、及び数千年に1回は発生する可能性のある中噴火では、火口から約2～3km、発生頻度は非常に低い、1万2千年前に起こったような大噴火では、火口から約4kmまで飛散すると予想され、さらに風下側へはそれより小さく風の影響を受ける小さな噴石が飛散する。したがって、雌阿寒岳は全面登山禁止とし、噴火の状況に応じて山麓での観光中止、より広域での避難準備・避難等の対応が必要となる。

また、新しいマグマによる高温の火山岩塊・火山弾・軽石等の落下で、中腹までは山火事の発生も予想される。

イ 降灰の方向と範囲

想定される噴煙の高さは、小噴火では火口2km～5km、中噴火では3km～10km、大噴火では10km以上である。主に東方に降灰し、火口から約10km（阿寒湖畔）における堆積量は、小噴火及び中噴火で厚さ数cm程度、大噴火では数10cmに達すると想定される。この場合、西麓の野中温泉付近でも同程度と考えられる。

ただし、風向により、西又は他の方向にも降下する場合がある。

ウ 泥流及び火砕流による被害

噴火の規模が大きくなった場合には、軽石、火山灰、高温の火山ガスなどからなる火砕流の発生に警戒するとともに、積雪期には泥流の発生にも十分警戒する必要がある。泥流も火砕流も高速で斜面を流下する破壊的な現象であり、火砕流は高温の粉体流のため、より広範囲に深刻な被害が及ぶ。いずれもその流路は地形に支配されやすく、白水仙、ウグイ川、ラワン川、ピリカネツ川などの河川の上流域は、警戒が必要である。

また、泥流はさらに流下する恐れがあるため、阿寒川を含めた河川沿いでは下流まで泥流に対する警戒が必要である。

3 火山周辺市町村

雌阿寒岳の周辺市町村は次のとおりである。

火 山 名	振 興 局	市 町 村
雌阿寒岳	十勝総合振興局管内	足寄町
	オホーツク総合振興局管内	津別町、美幌町
	釧路総合振興局管内	釧路市、弟子屈町、白糠町、鶴居村

第3節 災害予防対策計画

火山周辺市町村及び防災関係機関は、火山災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施する。

1 観測及び調査研究

(1) 火山観測体制

札幌管区気象台は、常時観測火山である雌阿寒岳を地震計、遠望カメラ、GPS、空振計などにより、24 時間体制で監視するほか、定期及び臨時に火山機動観測班による観測を実施する。

2 災害予想危険区域の把握

町は、過去の噴火の状況等に基づき、雌阿寒岳の周辺市町村と防災関係機関が連携し、災害が予想される地区を把握するとともに、防災マップ等を作成し、当該地区の住民等に情報を提供する。

3 警戒体制の強化

雌阿寒岳の周辺市町村と防災関係機関は、火山についての噴火現象を想定し、監視カメラ、雨量計、土砂移動検知センサー等の警戒避難対策に必要な機器の整備を図るとともに、これら測定結果を相互に提供し、警戒体制の強化を図るものとする。

4 避難体制の整備

避難対策等については、「雌阿寒岳火山防災計画」による。

火山災害の影響の大きい場合の避難体制については、「第5章 第4節 避難救出計画」に準じる。また、周辺市町村の避難者を受け入れる場合の避難場所も同様とする。

5 二次災害の予防対策

雌阿寒岳の周辺市町村は、豪雨等に伴う土砂災害等の二次災害を予防するため、治山治水、砂防事業等を総合的、計画的に推進する。

6 通信連絡対策

(ア) 通信連絡の方法は、「第3章 第2節 災害通信計画」に定めるところによる。

(イ) 無線局を確保するため、無線基地局の移転、車載無線、携帯無線を動員し、有効適切な通信連絡体制を確保する。

7 防災意識の普及啓発

雌阿寒岳の周辺市町村と防災関係機関が連携し、平常時から広報誌、マスメディア、学校教育等のあらゆる手段や機会を通じ、災害時に適切な行動をとるために必要な知識の普及啓発に努めるものとする。

8 防災訓練の実施

雌阿寒岳の周辺市町村、防災関係機関、住民等と相互に連携して、防災訓練を実施するものとする。

また、訓練後は、速やかに防災体制の改善など必要な措置を講ずるものとする。

9 火山防災会議協議会による防災体制の強化

火山災害は、広範囲に及ぶため、その防止・軽減に向けた対策を周辺市町村が共同で取り組むことが合理的かつ効果的であることから、想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備に関し必要な協議を行うため、活動火山対策特別措置法第4条に基づき雌阿寒岳火山防災協議会を設置し、雌阿寒岳火山防災計画により、火山防災体制の強化を図る。

雌阿寒岳火山防災協議会構成市町村

協 議 会 名	設 置 年 月 日	構 成 市 町 村
雌阿寒岳火山防災協議会	平成28年3月25日	釧路市、足寄町、美幌町、津別町、弟子屈町、白糠町、鶴居村

第7章 火山噴火災害対策計画

第4節 災害応急対策計画

1 防災組織

町は、火山現象の規模又は、被害の状況等から必要があると認める場合は、災害対策本部を設置し、関係市町村、道、指定地方行政機関及び区域内公共団体の協力を得て実施する応急活動は、本計画の定めるところによる。

(1) 防災関係機関及び団体

機関名	所在地	電話
【北海道】 北海道釧路総合振興局地域創生部 地域政策課	〒085-8588 釧路市浦見2丁目2番54号	0154-41-9100(代) 0154-43-9144(直)
北海道釧路総合振興局釧路建設管理部事業課	〒085-0006 釧路市双葉町6番10号	0154-23-1568
北海道釧路総合振興局保健環境部保健行政室	〒085-0826 釧路市城山2丁目4番22号	0154-65-5811
北海道十勝総合振興局森林室	〒089-5612 浦幌町字東山町10番地23号	015-576-2165
【北海道警察】 釧路方面釧路警察署	〒085-0018 釧路市黒金町10丁目5番地1	0154-23-0110
釧路方面釧路警察署 白糠交番	〒088-0302 白糠町東2条南2丁目2番地17	01547-2-2086
釧路方面釧路警察署 西庶路駐在所	〒088-0573 白糠町西庶路東1条北2丁目1番地1	01547-5-2033
釧路方面釧路警察署 庶路駐在所	〒088-0567 白糠町庶路1丁目3番地33	01547-5-2151
【指定地方行政機関】 北海道開発局釧路開発建設部 (防災課)	〒085-8551 釧路市幸町10丁目3番地	0154-24-7000 0154-24-7364(直)
釧路開発建設部釧路道路事務所	〒085-0816 釧路市貝塚3丁目3番15号	0154-41-8101
釧路海上保安部	〒085-0022 釧路市南浜町5番9号	0154-23-3283
釧路地方气象台	〒085-8586 釧路市幸町10丁目3番地	0154-31-5146
北海道運輸局釧路運輸支局	〒084-0906 釧路市鳥取大通6丁目2番13号	0154-51-2522
陸上自衛隊第5旅団第27普通科連隊	〒088-0604 釧路町別保112番地	0154-40-2011
北海道農政事務所 釧路地域拠点	〒085-0017 釧路市幸町10丁目3番地	0154-23-4401
北海道森林管理局 根釧西部森林管理署	〒085-0825 釧路市千歳町6番11号	0154-41-7126
根釧西部森林管理署 白糠森林事務所	〒088-0323 白糠町西4条北1丁目2番地5	01547-2-2304

第7章 火山噴火災害対策計画

機関名	所在地	電話
【指定公共機関】 北海道旅客鉄道株式会社釧路支社 釧路駅	〒085-0015 釧路市北大通14丁目5番	0154-24-3176
東日本電信電話株式会社北海道事業 部（委任機関：N T T 東日本-北海道 釧路支店）	〒060-0001 札幌市中央区北1条西4丁目 (〒085-0018 釧路市黒金町9-2 釧路支店総括担当)	011-212-4466 (0154-21-3203)
北海道電力ネットワーク株式会社釧 路支店	〒085-0814 釧路市緑ヶ岡5丁目6番9号	0154-47-0036
日本放送協会釧路放送局	〒085-8660 釧路市幣舞町3丁目8番地	0154-41-9191
日本郵便株式会社 白糠郵便局	〒088-0399 白糠町西1条南3丁目1番地1	01547-2-2217
【指定地方公共機関】 一般社団法人釧路市医師会	〒085-0836 釧路市幣舞町4丁目4番30号 (事務局：釧路市医師会)	0154-41-3626
【公共的団体】 白糠漁業協同組合	〒088-0304 白糠町岬1丁目2番地42	01547-2-2221
釧路丹頂農業協同組合 白糠支所	〒088-0393 白糠町茶路基線20番地1	01547-2-2235
白糠町商工会	〒088-0301 白糠町東1条南2丁目1番地24	01547-2-2345
くしろ西森林組合	〒088-0125 釧路市音別町共栄1丁目22番地	01547-6-2515

2 噴火警報等の発表と伝達

札幌管区気象台は、火山活動の異常を検知し、居住地域や火口周辺に影響を及ぼす噴火の発生が予想された場合などには、噴火警報・火口周辺警報を発表する。また、噴火警報・火口周辺警報を補足する情報として、火山の状況に関する解説情報を適宜発表する。

なお、噴火警報等の種類は次のとおりである。

(1) 噴火警報等の種類

火山現象に関する警報及び予報は、気象業務法第13条の規定により発表される火山現象警報（噴火警報（居住地域）・噴火警報（火口周辺））、火山現象予報及び火山現象注意報（噴火予報、降灰予報、火山ガス予報等）である。

また、火山現象に関する情報は、同法第11条の規定により発表される噴火速報、火山の状況に関する解説情報である。

なお、火山現象警報は気象業務法第15条1項の規定により知事に通知され、知事は同法第15条2項及び基本法第55条の規定により市町村長に通知する。

噴火警報(居住地域)は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置付けられる。

第7章 火山噴火災害対策計画

ア 雌阿寒岳の噴火警報・噴火予報の種類と噴火警戒レベル・キーワード（発表官署：札幌管区気象台）

種別	名称	対象範囲	火山活動の状況	噴火警戒レベル (キーワード)
特別 警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及び それより火口側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある場合	レベル5 (避難)
			居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まってきている)場合	レベル4 (高齢者等避難)
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から居住地域 近くまでの広い 範囲の火口周辺	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合	レベル3 (入山規制)
		火口から少し 離れた所までの 火口周辺	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合	レベル2 (火口周辺規制)
予報	噴火予報	火口内等	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	レベル1 (活火山であることに留意)

※ 噴火警戒レベルは、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分して発表する指標である。

イ 噴火警報・予報を補完等するため発表する火山現象に関する情報（発表官署：札幌管区気象台）

(ア) 火山の状況に関する解説情報（臨時）

現時点で、噴火警戒レベルの引き上げ基準に達していない、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルの引上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性があるとして判断した場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。

(イ) 火山の状況に関する解説情報

現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低い、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。

(ウ) 噴火速報

噴火の発生事実を迅速に発表する情報。登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために、以下のような場合に発表する。

- ・噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合
- ・噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合（※）

・このほか、社会的に影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合

※噴火の規模が確認できない場合は発表する。

なお、噴火の発生を確認するにあたっては、気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、関係機関からの通報等も活用する。

(エ) 火山活動解説資料

写真や図表等を用いて、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等について解説するため、臨時及び定期的に発表する。

(オ) 月間火山概況

前月一ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめ、毎月上旬に発表する。

(カ) 噴火に関する火山測報

噴火が発生したことや、噴火に関する情報（噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等）を噴火後直ちにお知らせするために発表する。

ウ 降灰予報、火山ガス予報の発表基準

(ア) 降灰予報の発表

気象庁は、以下の3種類の降灰予報を提供する。

(1) 降灰予報（定時）

- ・ 噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活等に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間ごと）に発表する。
- ・ 18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供する。

(2) 降灰予報（速報）

- ・ 噴火が発生した火山（※1）に対して、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後5～10分程度で発表する。
- ・ 噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供する。

（※1）：降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予想された場合に発表。

降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。

(3) 降灰予報（詳細）

- ・ 噴火が発生した火山（※2）に対して、降灰予測計算（数値シミュレーション計算）を行い、噴火発生後20～30分程度で発表する。
- ・ 噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供する。

（※2）：降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表。

降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝え

第7章 火山噴火災害対策計画

るため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。

降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報（詳細）も発表。

エ 降灰量階級と予想される降灰の厚さととるべき行動等

降灰量階級	予想される降灰の厚さ	表現例		影響ととるべき行動		その他の影響
		路面	視界	人	道路	
多量	1mm以上 【外出を控える】	完全に覆われる	視界不良となる	外出を控える 慢性の喘息や慢性閉塞性肺疾患(肺気腫など)が悪化し健康な人でも目・鼻・のど・呼吸器などの異常を訴える人が出始める	運転を控える 降ってくる火山灰や積もった火山灰をまきあげて視界不良となり、通行規制や速度制限等の影響が生じる	がけいしへの火山灰付着による停電発生や上水道の水質低下及び給水停止のおそれがある
やや多量	0.1mm以上 1mm未満 【注意】	白線が見えにくい	明らかに降っている	マスク等で防護 喘息患者や呼吸器疾患を持つ人は症状悪化のおそれがある	徐行運転をする 短時間で強く降る場合は視界不良のおそれがある 道路の白線が見えなくなるおそれがある	稲などの農作物が収穫できなくなったり、鉄道のポイント故障等により運転見合わせのおそれがある
少量	0.1mm未満	うっすら積もる	降っているのがよくわかる	窓を閉める 火山灰が衣服や身体に付着する 目に入ったときは痛みを伴う	フロントガラスの除灰 火山灰がフロントガラスなどに付着し、視界不良の原因となるおそれがある	航空機の運航不可

(2) 火山情報の伝達

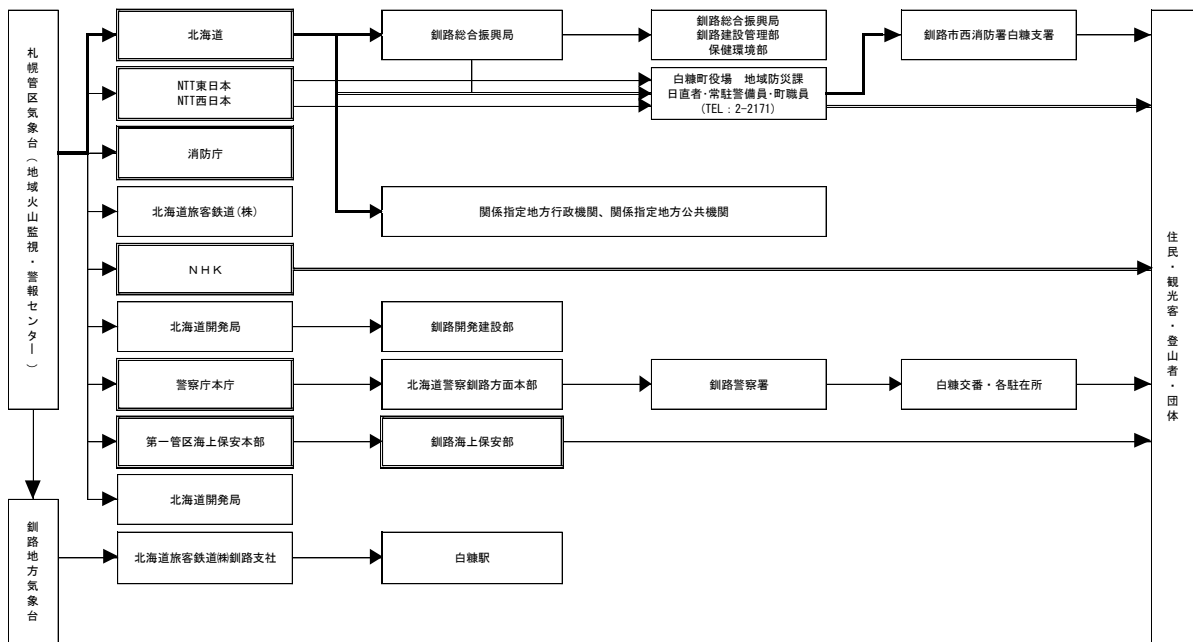
ア 北海道及び釧路総合振興局から通報を受けたときは、通報に係る事項を関係機関、住民その他の関係団体に伝達するものとする。

この場合、必要があると認めたときは、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について必要な通報、又は警告をするものとする。

イ 北海道から釧路総合振興局に通報された後の噴火警報等の伝達は、噴火警報等伝達系統図によるものとする。

第7章 火山噴火災害対策計画

噴火警報等伝達系統図



注 1 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1項及び第9条の規定に基づく法定伝達先。

2 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路。

3 太線及び二重線の経路は、火山現象警報、火山現象特別警報、火山の状況に関する解説情報（臨時）及び噴火警報が発表された際に、活動火山対策特別措置法第12条によって、通知または要請等が義務付けられている伝達経路。

3 災害情報通信

災害時の情報伝達は、地域の災害状況に応じ、各種伝達手段・系統を最大限かつ有効に用いて行うこととし、「第3章 災害情報通信計画」に定めるところによる。また、防災関係機関、情報組織、ヘリコプター、通信施設等を全面的に活用し、迅速・的確な災害情報を収集し、相互に交換するものとする。

4 災害広報

災害応急対策にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等及び地域住民に対して行う災害広報は、「第5章 第3節 災害広報計画」の定めるところによる。

5 応急措置

町及び各関係機関は、災害の拡大を防止するため、「第5章 第1節 応急措置実施計画」の定めるところにより、応急措置を実施するものとする。

6 避難救出措置

町及び各関係機関は、人命の安全を確保するため、「第5章 第4節 避難救出計画」の定めるところにより、避難救出を実施するものとする。

7 警戒区域の設定

町及び各関係機関は、人の生命又は身体に対する危険を防止するため、「第5章 第4節 避難救出計画」の定めるところにより、警戒区域を設定するものとする。また、予め雌阿寒岳周辺市町村、関係機関等と協議するものとする。

また、火山噴火に起因する土石流災害の急迫している場合において北海道開発局が行う緊急調査(土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査)及び緊急調査の結果通知される土砂災害緊急情報により、町は警戒避難体制を図るとともに住民への周知に努めるものとする。

8 医療及び助産計画

町及び各関係機関は、「第5章 第9節 医療及び助産計画」の定めるところにより、被災者の医療及び助産の医療救護活動を実施するものとする。また、「第5章 第12節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理並びに埋火葬計画」の定めるところにより、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋火葬等を実施するものとする。

9 道路、船舶及び航空交通の規制等

北海道警察及び防災関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第5章 第27節 交通応急対策計画」の定めるところにより、必要な交通規制等を実施するものとする。

10 自衛隊派遣要請

災害の規模や収集した災害情報から、自衛隊の災害派遣要請が必要と判断される場合は、「第5章 第21節 自衛隊派遣要請計画」の定めるところにより、要請権者である知事（釧路総合振興局）へ要求する。

11 広域応援

町及び消防機関は、災害の規模により単独で十分な救援等の災害対応対策を実施できない場合は、「第5章 第25節 広域応援計画」の定めるところにより、他の市町村等及び消防機関に応援を要請するものとする。

第5節 災害復旧

火山災害により、地域の破滅、又は社会経済活動への甚大な被害が生じた場合、被害の状況、地域の特性、被災者の意向等を勘案し、関係機関と密接な連携のもと、「第10章 災害復旧計画」の定めるところにより、迅速かつ円滑に復旧を進めるものとする。

白糠町地域防災計画

第 8 章

日本海溝・千島海溝周辺海溝型 地震防災対策推進計画

第8章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

第1節 総則

1 推進計画の目的

この計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域について、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

2 推進地域及び特別強化地域

法第3条第1項の規定により、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある地域を、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）として内閣総理大臣が指定する。

なお、法第9条第1項の規定により、推進地域のうち、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波に対し、津波避難対策を特別に強化すべき地域を日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震津波避難対策特別強化地域（以下、「特別強化地域」という。）として、内閣総理大臣が本町を指定（令和4年10月3日内閣府告示第100号）しており、本町の地震・津波防災推進のための事業について「津波避難対策緊急事業計画」を、別紙資料編のとおり作成する。

3 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本町の地域に係る地震防災に関し、白糠町防災会議の構成機関及び町の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、「第1章 第2節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱」の定めるところによる。

第2節 災害対策本部の設置等

1 災害対策本部の設置

町長は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震又は当該地震と判定されうる規模の地震（以下「地震」という。）が発生したと判断したときは、基本法に基づき、直ちに町災害対策本部を設置し、的確かつ円滑にこれを運営するものとする。

「第2章 第2節 4 災害対策本部の設置基準、廃止の時期・公表・場所」の定めるところによる。

2 災害対策本部の組織及び運営

災害対策本部の組織及び運営は、災害対策基本法、白糠町災害対策本部設置条例に定めるところによるほか、「第2章 第2節 1 災害対策本部の組織図、3 災害対策本部の業務分担」の定めるところによる。

3 災害応急対策要員の参集

災害応急対策要員の参集にあつては、「第2章 第2節 6 本部の配備体制 (1) 非常配備の基準」に基づいて参集するほか、以下の点に留意するものとする。

- (1) 本部長（町長）は、通常の交通機関の利用ができない事情等の発生の可能性を勘案し、配備体制及び参集場所等の職員の参集計画を別に定めるものとする。
- (2) 職員は、地震発生後の情報等の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに、発災の程度を勘案し、動員命令を待つことなく、自己の判断により定められた場所に参集するよう努めるものとする。

第3節 地震発生時の応急対策等

1 地震発生時の応急対策

(1) 情報の収集・伝達

気象庁、札幌管区气象台、釧路地方气象台が発表する地震、津波に関する情報の収集・伝達は、「第3章 第1節 2 気象予警報等の伝達系統、3 気象予警報等の伝達方法」「第3章 第3節 3 災害情報等の収集及び報告」「第5章 第4節 避難救出計画 2 避難指示区分の基準 4 避難指示の伝達方法」の定めるところによる。

(2) 施設の緊急点検・巡視

町は、必要に応じて、公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難場所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該建物の被災状況等の把握に努めるものとする。

(3) 二次災害の防止

町は、地震による危険物施設等における二次被害防止のため、必要に応じた施設の点検・応急措置、関係機関との相互協力等を実施する。

また、土砂災害の防止や倒壊物の飛散による被害の防止、ライフライン復旧時における火災警戒等について、必要な措置を講ずるものとする。

(4) 救助・救急・消火応援・医療活動

「第4章 第6節 5 消防相互応援計画、7 救助・救急計画」、「第5章 第9節 医療及び助産計画」の定めるところによる。

(5) 物資調達

町は、発災後適切な時期において、町が所有する公的備蓄量、企業との協定等により調達可能な流通備蓄量、他の市町村との協定等による調達量について、主な品目別に確認し、その不足分を道に供給要請する。

物資調達については、「第5章 第5節 食糧供給計画」、「第5章 第6節 衣料生活必需品等物資供給計画」、「第5章 第7節 給水計画及び施設応急」の定めるところによる。

(6) 輸送活動

輸送活動については、「第5章 第14節 輸送計画」の定めるところによる。

(7) 保健衛生・防疫活動

防疫・保健衛生活動については、「第5章 第10節 防疫計画」、「第5章 第11節 清掃計画」、「第5章 第12節 行方不明者の搜索及び遺体の収容処理並びに埋火葬計画」の定めるところによる。

2 資機材、人員等の配備手配

資機材、人員等の配備手配については、「第2章 第2節 災害対策本部」の6、7の定めるところによる。

3 他機関に対する応援要請

- (1) 町が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに關しては、「第5章 第25節 広域応援計画」の定めるところによる。

また、自衛隊の派遣については、「第5章 第21節 自衛隊派遣要請計画」の定めるところによる。

- (2) 町は必要があるときは、(1)に従い、応援を要請するものとする。

第4節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

1 津波からの防護のための施設の整備等

- (1) 河川、海岸及び漁港の管理者は、地震が発生した場合は直ちに、水門の閉鎖、工事中の場合は工事の中断等の措置を講ずるものとする。

また、内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておくものとする。

- (2) 河川、海岸及び漁港の管理者は、次の事項について必要に応じて別に定めるものとする。

ア 防潮堤、堤防、水門等の点検方針・計画

イ 防潮堤、堤防、水門等の自動化・遠隔操作化・補強等必要な施設整備等の方針・計画

ウ 水門の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順及び平常時の管理方法

- (3) 町その他の施設管理者は、必要に応じ津波により孤立が懸念される地域のヘリポート、ヘリコプター臨時発着場、漁港等の整備の方針及び計画を定めるものとする。

- (4) 町は、必要に応じ防災行政無線等の整備の方針及び計画を定めるものとする。

2 津波に関する情報の伝達等

津波に関する情報の伝達に係る基本的事項は、本章 第3節 1 (1)のとおりとするほか、次の事項にも配慮する。

- (1) 津波に関する情報が、管轄区域内の居住者等及び観光客等並びに防災関係機関に対し、正確かつ広範に伝達されること、外国人や聴覚障がい者、視覚障がい者等にも的確に伝わることに配慮すること等

- (2) 船舶に対する津波警報等の伝達及び陸から離れた水深の深い安全水域への避難等のあるべき措置

- (3) 管轄区域内の被害状況の迅速・確実な把握

3 避難対策等

- (1) 地震発生時において津波による避難指示の対象となる地区は、原則全区域とし、状況に応じて別に指定するものとする。

なお、町は別に定める基準に基づき、耐震診断等を行い、原則として高齢者、乳幼児、病人、障がい者等避難行動要支援者の保護のために必要に応じて行う屋内避難に使用する建物を明示するものとする。

また、町は救助法の適用となる避難対策について、適切な対応を行うものとする。

- (2) 町は、道の津波避難計画策定指針を参考に、これまで個別に進めてきた津波対策を点検し、必要に応じて新たに津波避難計画や地域防災計画の策定に取り組むとともに、主に次の事項に留意して自主防災組織等の育成を通じて避難体制の確立に努めるものとする。また、避難行動要支援者を速やかに避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より情報伝達体制の整備、避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、避難行動要支援者ごとの具体的な避難支援計画

(個別プラン)の策定等の避難誘導體制の整備に努めるものとする。町は、これらの避難計画を作成するに当たり、関係地区住民にあらかじめ十分周知するとともに、各種防災施設の整備等の状況や防災訓練などによる検証を通じて避難計画の内容を見直していくものとする。

ア 地区の範囲

イ 想定される危険の範囲

ウ 避難場所（屋内、屋外の種別）

エ 避難場所に至る経路

オ 避難指示の伝達方法

カ 避難場所にある設備、物資等及び避難場所において行われる救護の措置等

キ その他避難に関する注意事項（集団避難、防火、防犯、持出品、服装、車の使用の禁止等）

(3) 町は、避難場所を開設した場合は、当該避難場所に必要な設備及び資機材の配備、食糧等生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣を行うものとする。

(4) 地域の自主防災組織及び施設又は事業所の自衛消防組織は避難指示があったときは、あらかじめ定めた避難計画及び災害対策本部の指示に従い、住民、従業員、入場者等の避難誘導のため必要な措置をとるものとする。

(5) 介護等の支援を要する者に対しては、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ、次の点に留意するものとする。

ア 町は、あらかじめ自主防災組織及び町内会単位に、在宅の高齢者、乳幼児、障がい者、病人、妊産婦等の避難にあたり、支援を要する避難行動要支援者の人数及び介護者の有無等の把握に努めるものとする。

イ 津波の発生のおそれにより、町長より避難指示が行われたときは、アに掲げる者の避難場所までの介護及び送迎は、原則として本人の親族又は本人が属する町内会等指定する者が担当するものとし、町は町内会等を通じて介護又は送迎に必要な資機材の提供その他の援助を行うものとする。

ウ 地震が発生した場合、町はアに掲げる者を収容する施設のうち自ら管理するものについて、収容者等に対し必要な救護を行うものとする。

(6) 町は、あらかじめ関係事業者と協議して、外国人、出張者等に対する避難誘導等の対応について定めるものとする。

(7) 町は、避難路の除雪・防雪・凍雪害防止のため必要な措置を講ずるものとする。

(8) 避難場所での救護に当たっては、次の点に留意するものとする。

ア 町が避難場所において避難者に対し実施する救護の内容は次のとおりとする。

(ア) 収容施設への収容

(イ) 飲料水、主要食糧及び毛布の供給及び冷暖房等の避難生活環境の確保

(ウ) その他必要な措置

イ 町はアに掲げる救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、次の措置をとるものとする。

(ア) 流通在庫の引き渡し等の要請

(イ) 道に対し道及び他の市町村が備蓄している物資等の供給要請

(ウ) その他必要な措置

- (9) 町は、居住者等が津波来襲時に的確な避難を行うことができるよう、津波避難に関する意識啓発のための方策を実施する。

4 消防機関等の活動

- (1) 消防機関は、津波からの円滑な避難の確保等のために、次の事項を重点として必要な措置を講ずるものとする。

ア 津波警報等の情報の的確な収集・伝達

イ 津波からの避難誘導

ウ 施設及び事業所等の津波避難計画作成等に対する支援

エ 津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立

- (2) (1)に掲げる措置を実施するため必要な動員、配備及び活動計画は、「第4章 第6節 消防計画」の定めるところによる。

5 水道、電気、ガス、通信、放送関係

- (1) 水道

津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破裂等による二次災害を軽減させるための措置及び災害により給水施設が被災し、飲料水の供給が困難となった場合、管轄区域内の居住者等及び観光客等に必要な飲料水を供給するための応急給水は、「第5章 第7節 給水計画および施設応援計画」の定めるところによる。

- (2) 電気

ア 電気事業の管理者等については、津波から円滑な避難を確保するため、津波警報等の伝達や避難時の照明の確保等が必要なことから、電力供給や早期復旧のための体制確保等必要な措置を講じるとともに、火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施するものとする。

イ 指定公共機関北海道電力ネットワーク株式会社釧路支店が行う措置

- (3) ガス

ア ガス事業の管理者等については、津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止、液化石油ガスボンベの転倒防止等必要な措置に関する広報を実施するものとする。

- (4) 通信

ア 電気通信事業者は、津波警報等の情報を確実に伝達するため、電源の確保や地震発生後に通信回線が輻輳した場合等の対策を実施するものとする。

イ 指定公共機関東日本電信電話株式会社北海道事業部が行う措置

- (5) 放送

ア 放送事業者は、津波に対する避難が必要な地域の居住者等及び観光客等に対しては、強い揺れを感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、津波警報等が発表される前であっても津波に対する注意喚起に努めるとともに、津波警報等の正確かつ迅速な報道に努めるものとする。

イ 放送事業者は、町や道及び防災関係機関と協力して、被害に関する情報、交通に関

する情報、ライフラインに関する情報、津波に関する情報等、居住者等及び観光客等が津波からの円滑な避難を行うために必要な情報の提供に努めるよう留意するものとする。

ウ 放送事業者は、発災後も円滑に放送を継続し、津波警報等を報道できるよう、あらかじめ必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他被災防止装置を講ずるものとする。

エ 指定公共機関日本放送協会釧路放送局が行う措置

6 交通対策

(1) 道路

ア 町、道公安委員会及び道路管理者は、津波の来襲により危険度の高いと予想される区間及び避難路として使用が予定されている区間についての交通規制の内容を、住民の安全確保を最優先するよう、相互に協議、連携し、広域的な整合性に配慮しつつ定めるとともに、事前の周知措置を講ずるものとする。

イ 道路管理者は、避難所へのアクセス道路等について、除雪・防雪・凍雪害防止のため必要な措置を講ずるものとする。

(2) 海上

釧路海上保安部及び漁港管理者は、海上交通の安全を確保するための必要に応じた船舶交通の制限、漂流物発生対策等の措置を講ずるとともに、津波による危険が予想される地域から安全な海域へ船舶を退避させる等の必要な措置を講ずるものとする。

(3) 鉄道

ア 走行路線に津波の発生により危険度が高いと予想される区間がある場合、津波の来襲や津波来襲後の漂流物により運行に支障が生じた場合等における運行の停止その他運行上の措置及び漂流物発生対策等の措置を講ずるものとする。

イ 列車の乗客や駅のターミナルに滞在する者の避難誘導計画等

7 町が自ら管理又は運営する施設に関する対策

(1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設

町が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、学校等の管理上の措置はおおむね次のとおりである。

ア 各施設に共通する事項

(ア) 津波警報等の入場者等への伝達

(イ) 入場者等の安全確保のための退避等の措置

(ウ) 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

(エ) 出火防止措置

(オ) 水、食糧等の備蓄

(カ) 消防用設備の点検、整備

(キ) 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ・ラジオ・コンピューターなど情報を入手するための機器の整備

イ 個別事項

(ア) 医院、診療所等にあつては、重症患者等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置

- (イ) 学校にあつては、
 - a 当該学校等が、町の定める津波避難対象地区にあるときは、避難の安全に関する措置
 - b 当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合（たとえば養護学校等）これらの者に対する保護の措置
- (ウ) 社会福祉施設にあつては、重度障がい者、高齢者等移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置

なお、施設ごとの具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

(2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

ア 災害対策本部又はその支部がおかれる庁舎等の管理者は、(1)のアに掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、災害対策本部等を町が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

(ア) 自家発電装置、可搬式発電機等の整備による非常用電源の確保

(イ) 無線通信機等通信手段の確保

(ウ) 災害対策本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

イ この推進計画に定める避難場所又は応急救護所がおかれる学校、社会教育施設等の管理者は(1)のア又は(1)のイの掲げる措置を講ずるとともに、町が行う避難場所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

(3) 工事中の建築等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、工事を中断するものとする。

8 迅速な救助

- (1) 町は、消防庁舎等の耐震化を含め、救助・救急隊の体制や車両・資機材の確保等に努めるものとする。
- (2) 町は、道と協力して「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」に定める受援計画等による緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備を行うものとする。
- (3) 町は、自衛隊・警察・消防等実動部隊による迅速な救助のため、被災地への経路及び空港・港湾等の活動拠点の確保を含む救助活動における連携の推進等を図る。
- (4) 町は、消防団に関し、加入促進による人員確保、車両・資機材の充実、教育・訓練の充実を図る。

第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

1 整備方針

- (1) 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備については、おおむね5箇年を目途として行うものとし、具体的な事業計画は、別途地域防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業五箇年計画を作成し、推進するものとする。
- (2) 町は、施設等の整備の推進について、地震防災緊急事業五箇年計画を基本に、その必要性及び緊急度に従い、年次計画を作成し、実施するものとする。
- (3) 施設等の整備にあたっては、ソフト対策とハード対策を組み合わせた効果的な対策の実施に配慮して行うものとする。
- (4) また、施設等の整備を行うにあたっては、交通、通信その他積雪寒冷地域における地震防災上必要な機能が確保されるよう配慮して行うものとする。
- (5) 具体的な事業施行等にあたっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮するものとする。

2 整備すべき施設

- (1) 建築部、構造物等の耐震化・不燃化・耐浪化
- (2) 土砂災害防止施設(砂防整備、森林保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設)
- (3) 津波防護施設
- (4) 避難場所(積雪寒冷に十分配慮する)
- (5) 避難経路(積雪寒冷に十分配慮する)
- (6) 消防用施設並びに避難誘導及び救助活動のための拠点施設
- (7) 消防活動を行うことが困難である区域の解消に資する道路
- (8) 老朽住宅密集市街地における延焼防止上必要な道路、公園、緑地、広場その他の公共空地、又は建築物
- (9) 緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート、漁港施設
- (10) 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を地下に收容するための施設
- (11) 津波から円滑な避難を確保するため必要な海岸保全施設又は河川管理施設
- (12) 公的医療機関、休日夜間診療を行っている病院・高度の救急医療を提供している病院、社会福祉施設、公立の小学校・中学校・中等教育学校(前期課程)・特別支援学校又は不特定かつ多数の者が出入りする公的建造物の改築又は補強
- (13) 地域防災拠点施設
- (14) 通信施設(町防災行政無線設備及びその他の防災機関等の無線)
- (15) 飲料水、食糧、電力等の確保のため必要な井戸、貯水槽、水泳プール、備蓄倉庫、自家発電設備その他の施設又は設備
- (16) 救助用資機材その他の物資の備蓄倉庫
- (17) 負傷者を一次的に收容、保護するための救護設備その他の設備または資機材

3 建築物構造物等の耐震化の推進

(1) 建築物の耐震化

ア 町は公共施設等総合管理計画において、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化の中で既存建築物の耐震性の向上に努める。

イ 施設等の整備に当たっては、ソフト対策とハード対策を組み合わせた効果的な対策の実施に配慮して行うものとする。

(2) ライフライン施設等の耐震化

ア 町、国、道及び防災関係機関は、主要な道路、漁港等の基幹的な交通施設等の整備に当たっては、耐災性の強化や多重性・代替性を考慮した耐震設計やネットワークの充実に努める。

イ 町、国、道及び防災関係機関は、主要な通信施設等の整備に当たって、耐災性の確保に配慮し、耐震設計やネットワークの充実に努める。

ウ 町、国、道及び防災関係機関及びライフライン事業者、上下水道、電気、工業用水道、ガス、電話等のライフライン施設のライフライン代替施設の機能の確保を図るため、主要設備の耐震化、震災後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等に努める。

エ 町及び防災関係機関は、綿密な連携をとりつつ、ライフライン協働収容施設としての共同溝、電線共同溝等の整備等に努める。

4 後発地震への対応

Mw 7.0以上の先発地震が発生した後に更に大きな後発地震が発生する可能性があることからその関連情報並びに後発地震への注意を促す情報等の伝達に係る連絡体制は次のとおり。

(1) 情報の収集・伝達

後発地震への注意を促す情報は、国、気象庁からメール配信されるとともに、防災行政無線等で住民に伝達する。

(2) 町及び関係機関の伝達体制

「第3章 第1節 気象予警報等の伝達計画 別図 気象予警報等伝達系統図」による。

5 地震・津波防災推進のための事業・事務

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等から町民の生命、財産を保護するため、地震津波防災推進のための事業・事務について、計画的に整備を図るものとする。

(1) 基本方針及び取り組みの施策

基本方針	取り組みの施策
1 円滑な避難の確保	①指定緊急避難場所、指定避難所の整備 ②避難空間(津波避難タワー等)、避難路の整備 ③避難所の環境改善、備蓄品の確保 ④避難誘導サインの充実 ⑤情報伝達手段の整備 ⑥ハザードマップの拡充 ⑦津波避難計画の策定 ⑧避難行動要支援者対策の強化

第8章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

2 地震・津波からの防護	①海岸保全施設の整備 ②港湾・漁港施設の整備 ③インフラ、公共施設の耐震化の促進 ④水門、樋門、堰等の自動化機能の強化
3 地震・津波に備える	①防災資機材の整備、備蓄対策 ②防災訓練の徹底 ③防災教育の充実、防災知識の普及・啓発 ④防災拠点施設の整備 ⑤災害時の応急救護体制整備
4 津波に強いまちづくり	①緊急輸送道路等の整備 ②耐震化等の促進 ③津波避難計画(地域編)策定促進
5 津波から復旧・復興する	①事業継続計画(BCP)策定促進 ②広域支援体制の整備 ③災害廃棄物対策 ④被災者生活再建支援対策 ⑤事前復興準備

(2) 事業・事務

地震・津波防災推進のための事業・事務については、資料編のとおり

(3) 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項

津波避難対策緊急事業を行う区域ごとに、実施すべき事業の種類並びに目標及び達成期間は次のとおり。

津波避難対策緊急事業を行う区域	津波から避難するために必要な緊急に実施すべき事業の種類	目標	達成期間
釧白工業団地第1工区地区	避難施設その他の避難場所	1箇所	令和6年度～6年度
釧白工業団地第1工区地区	避難経路	2箇所	令和5年度～6年度
白糠市街鉄道南地区	避難施設その他の避難場所	2箇所	令和5年度～9年度
西庶路市街鉄道南地区	避難施設その他の避難場所	1箇所	令和5年度～7年度

第6節 防災訓練計画

1 町及び防災関係機関における防災訓練の実施

- (1) 町及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び住民の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を実施するものとする。
- (2) (1)の防災訓練は、少なくとも年1回以上実施するものとする。
- (3) (1)の防災訓練は、地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難、後発地震への注意を促す情報等が発信された場合の情報伝達、その他の災害応急対策を中心とする。
- (4) 町は、自主防災組織及び町内会等の参加を得て訓練を行う場合には、道に対し、必要に応じて助言と指導を求めるものとする。
- (5) 町は、道、防災関係機関、自主防災組織及び町内会等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行う。
 - ア 要員参集訓練及び本部運営訓練
 - イ 避難行動要支援者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
 - ウ 津波警報等の情報収集、伝達訓練
 - エ 災害の発生の状況、避難指示、自主避難による各避難場所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に道及び防災関係機関に伝達する訓練

2 学校における津波防災訓練の実施等

避難対象地域に所在する学校は、津波警報の発表等を想定した津波避難訓練を行う。

また、道、町及び防災関係機関等が実施する訓練に可能な限り参加するよう努めるものとする。

第7節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

町は、防災関係機関、自主防災組織、町内会、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

1 町職員に対する教育

地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行うものとする。

防災教育は、各部、各課、各機関ごとに行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

- (1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震・津波に関する一般的な知識
- (3) 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (4) 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- (5) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策として今後取り組む必要のある課題
- (7) 後発地震への注意を促す情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容

2 住民等に対する教育・広報

町は、関係機関と協力して、住民等に対する教育を実施するものとする。

教育・広報は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は、少なくとも次の事項を含むものとする。

なお、その教育・広報の方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることにも留意しながら、実践的な教育・広報を行うものとする。

- (1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震・津波に関する一般的な知識
- (3) 後発地震への注意を促す情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (4) 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- (5) 正確な情報の入手方法
- (6) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (7) 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- (8) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識

- (9) 地域住民等自らが実施し得る、最低でも3日間分、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- (10) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施
- (11) 防寒具等の冬季における避難の際の非常持出品

3 児童、生徒等に対する教育

児童、生徒等の発達段階、地域の特性や実態などに応じて、各教科、特別活動、総合的な学習の時間など、学校の教育活動全体を通じて計画的に地震防災教育を行うものとする。

また、児童・生徒等が地震発生時に適切な対応がとれるよう災害の状況を想定した情報の伝達、避難誘導など、防災上必要な訓練を実施するものとする。

4 防災上重要な施設管理者に対する教育・広報

危険物を取り扱う施設や不特定多数の者が出入する施設等、防災上重要な施設の管理者が地震発生時に適切な行動がとれるよう、防火管理講習会等を通じて防災教育を図るものとする。

5 自動車運転者に対する教育・広報

地震発生時に運転者として適切な行動がとれるよう、事前に必要な次の事項について広報等を行うものとする。

- (1) 地震発生時における交通規制の内容
- (2) 地震発生時における運転者のとるべき措置
- (3) 地震予知情報等の知識

6 相談窓口の設置

町は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとする。

白糠町地域防災計画

第 9 章

事故災害対策計画

第9章 事故災害対策計画

社会・産業の高度化、複雑化、多様化に伴い、高度な交通・輸送体系の形成、多様な危険物等の利用の増大、トンネル、橋りょうなど道路構造の大規模化等が進展している。

このような社会構造の変化により、海上災害、航空災害、道路災害、鉄道災害、危険物等災害、大規模な火災災害などの大規模な事故による被害（事故災害）についての防災対策の一層の充実強化を図るための予防及び応急対策は、本計画の定めるところによる。

第1節 海難事故災害対策計画

I 海難対策計画

1 基本方針

船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策は、本計画の定めるところによる。

2 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、海難の発生を未然に防止し、又は被害を軽減するため必要な予防対策を実施するものとする。

(1) 実施事項

ア 船舶所有者等（船舶所有者、管理者、占有者等を含む。）

（ア）白糠漁業協同組合

- a 気象情報の把握に努め、海難を未然に防止するため、組合員、漁業関係者等に必要情報を提供、連絡、広報するなどの措置を講じるものとする。
- b 職員、組合員等の非常時における参集体制、応急対策活動のための手順書の作成等、応急体制を整備するものとする。
- c 関係機関相互に連携して実践的な訓練を実施し、海難発生時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。
- d 船舶の火災等に備え、必要な消防力を整備するとともに自衛消防隊の組織化に努めるものとする。

イ 北海道運輸局（釧路運輸支局）、釧路海上保安部、北海道（釧路総合振興局）、釧路警察署、白糠町、釧路市西消防署（白糠支署）

（ア）迅速かつ的確な海難事故災害情報の収集・連絡を行うための体制の整備を図るものとする。

第9章 事故災害対策計画

- (イ) 海難発生時における緊急情報連絡を確保するため、平常時から災害対策を重視した通信設備の整備・充実に努めるものとする。
- (ウ) 職員の非常参集体制、応急活動等に関し、応急対策活動のための手順書の作成等、応急体制を整備するものとする。
- (エ) 海難事故発生時における応急活動等に関し、予め関係機関と協定の締結を行う等、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図るものとする。
- (オ) 海難事故発生時の救急・救助、救護に備え、資機材等の整備促進に努めるものとする。
- (カ) 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、海難事故発生時の活動手順関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。
- (キ) 船舶所有者及び船長に対し、次により気象情報の把握に努め荒天に際しては、早期避難、避泊を図る等の指導をするとともに、白糠漁業協同組合に対し、気象情報の常時把握と組合員に対する迅速な伝達組織の確立を図ることを指導するものとする。
 - a 漁業気象通報及び天気予報等の放送を聴取し、周辺海域の気象状況の把握に努める。
 - b 漁業無線局の気象通報は、各出漁船に対し、最も適切に状況を伝えるので、必ず聴取するとともに、荒天に対処する釧路海上保安部から指導を受けた場合は、速やかに適切な措置を講ずるものとする。
- (ク) 法令の定めるところにより適切な予防対策を講ずるほか、公益社団法人北海道漁船海難防止・水難救済センターとともに、船舶所有者及び乗組員に対して次の事項を指導するものとする。
 - a 船体、機関、救命装置（救命用具、信号用具、消防設備等）及び通信施設の整備
 - b 気象状況の常時把握と適切な準備体制の確立
 - c 漁船乗組員の養成と資質の向上
 - d 小型漁船の集団操業の奨励と相互救護体制の強化
 - e 海難防止に対する意識の高揚
- (ケ) 釧路海上保安部及び北海道運輸局（釧路運輸支局）は、次の事項に留意し、随時実地検査等を行い、船舶所有者及び船長に対し、適切な指導を行うものとする。
 - a 海技従事有資格者の乗船確認
 - b 無線従事有資格者の乗船確認
 - c 救命器具並びに消火器具等の設備の確認

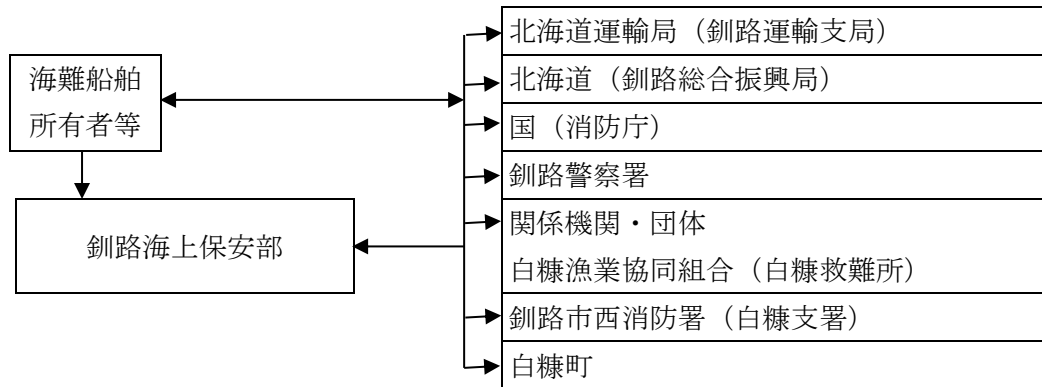
3 災害応急対策

(1) 情報通信

町は、情報収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡し、情報の共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

連絡系統は下記のとおりとする。

海難事故情報等連絡系統図



(2) 海難発生時の広報

海難発生時の広報は、「第5章 第3節 災害広報計画」に定めるほか、次により実施するものとする。

ア 実施機関

船舶所有者等、白糠漁業協同組合、北海道運輸局（釧路運輸支局）、釧路海上保安部、白糠町、釧路市西消防署（白糠支署）、北海道（釧路総合振興局）、釧路警察署

イ 被災者家族等への広報

関係機関は、被災者家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供する。

(ア) 海難の状況

(イ) 家族等の安否に関する情報

(ウ) 医療機関等の情報

(エ) 関係機関の応急対策に関する情報

(オ) その他必要と思われる情報

ウ 旅客及び地域住民等への広報

(ア) 海難の状況

(イ) 旅客及び乗組員等の安否情報

(ウ) 医療機関等の情報

(エ) 関係機関の応急対策に関する情報

(オ) その他必要と思われる情報

(3) 応急活動体制

ア 町の災害対策組織

町長は、海難が発生し、又は発生するおそれのある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域における災害応急対策を実施する。

イ 防災関係機関の災害対策組織

関係機関の長は、海難が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

(4) 搜索活動

海難船舶の搜索活動は、関係機関が相互に密接に協力のうえ、それぞれ船舶・ヘリコプターなどを活用して行うものとする。

(5) 救助救出活動

海難発生時における救助救出活動については、「第5章 第20節 海難予防及び救助計画」の定めによるほか次によるものとする。

ア 実施事項

(ア) 釧路海上保安部（海上保安庁法第2条）

- a 海難に際の人命、積荷及び船舶の救助並びに天変事変その他救済を必要とする場合における援助を行うこと。
- b 海上保安庁以外の者で、海上において人命、積荷及び船舶の救助を行うものの監督を行うこと。
- c 関係機関の救助活動の調整に関すること。

イ 白糠町（基本法第62条、水難救護法第1条）

- (ア) 遭難船舶を認知した時は、釧路海上保安部及び釧路警察署に連絡するとともに、直ちに現場に臨み、救護措置を行うこと。
- (イ) 救護のため必要があるときは、住民を招集し、船舶馬車その他の物件を徴用し、又は他人の所有地を使用し、救助の指揮を行うこと。

ウ 釧路警察署（水難救護法第4条）

警察官は、救護の事務に関し、町長を助け、町長が現場にいない場合は、町長に代わってその職務を行うこと。

エ 白糠漁業協同組合

常時所属出漁船の動静を把握し、海難発生時には、適切な指示を与えるとともに関係機関に対する連絡に当たるものとする。

オ 日本水難救済会北海道支部白糠救難所

関係機関の実施する海難による人命、船舶及び積荷の救済に協力すること。

(6) 消防活動

領海内における船舶等火災の消火活動については、釧路海上保安部と釧路市消防本部が締結した船舶消火に関する業務協定に基づき実施する。

(7) 医療救護活動

海難発生時の医療救護活動については、「第5章 第9節 医療及び助産計画」の定めるところにより実施する。

(8) 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

海難発生時における行方不明者の捜索、遺体の収容、埋火葬等については、「第5章 第12節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理並びに埋火葬計画」の定めるところにより実施する。

(9) 自衛隊派遣要請

海難事故発生時における自衛隊派遣要請については、「第5章 第21節 自衛隊派遣要請計画」の定めるところにより実施する。

(10) 広域応援

海難の規模により白糠町単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「第5章 第25節 広域応援計画」の定めるところにより、北海道や他の市町村へ応援を要請する。

Ⅱ 流出油等対策計画

1 基本方針

船舶に衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難事故により船舶からの油等の大量流失等による著しい海洋汚染、火災、爆発等が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策は、本計画の定めるところによる。

なお臨港地区等における危険物等の流出等による災害対策については「第9章 第3節 危険物等災害対策計画」、石油コンビナート等特別防災区域における災害対策については北海道石油コンビナート等防災計画の定めるところによる。

2 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、海難事故による油等の海上流失等を未然に防止し、又は被害を軽減するため必要な予防対策を実施するものとする。

(1) 関係行政機関の共通実施事項(北海道運輸局(釧路運輸支局)、釧路海上保安部、釧路地方气象台、北海道(釧路総合振興局)、釧路警察署、釧路市西消防署(白糠支署))

ア 迅速、かつ、的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制の整備を図るものとする。

イ 災害時における緊急情報連絡を確保するため、平常時から災害対策を重視した通信設備の整備・充実に努めるものとする。

ウ 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、応急体制を整備するものとする。

エ 災害時における応急活動等に関し、予め協定の締結を行う等、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図るものとする。

オ 災害時の油等の大量流出に備え、消防艇、化学消化剤、油処理剤、オイルフェンス等の資機材の整備促進に努めるとともにその整備状況等について関係機関と情報を共有するものとする。

カ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。

(2) 各行政機関の個別実施事項

ア 釧路海上保安部

(ア) 防災活動を適切かつ効果的に実施するため、次に掲げる防災関係資料の収集及び調査研究を行う。

a 油等大量流出事故による災害発生の予想に関する資料(各種原因による災害発生時期及び程度の予想並びに判断のための諸資料)

b 漁港状況(特に避難港、避難地、危険物の荷役場所、貯木場、はしけ溜まり等の状況)

第9章 事故災害対策計画

- c 防災施設、器材等の種類、分布の状況等救助に必要な器材能力の基礎調査（曳船、サルベージ、消化及び油除去作業、潜水作業）
- (イ) 北海道沿岸海域排出油防除計画の普及及び排出油の防除に関する協議会の育成強化
- (ウ) 防災に関し関係機関、報道機関等と緊密な連絡をとり次の方法により関係者を指導啓発するものとする。
 - a 海難防止運動、防災の日等の諸行事における防災に関する講習会の開催、防災参考資料の配布等
 - b 在港船舶に対する臨船指導
- (エ) 海事関係法令違反は、海難の発生に直接結び付くものであり、海事関係法令の遵守の徹底を図るため、日常業務において一般船舶、特にタンカー及び危険物積載船舶等に対する立入検査を実施して、次の事項の励行を図り、海難の未然防止に努める。
 - a 船舶安全法に基づく安全基準の励行
 - b 船舶職員及び小型船舶操縦者法、船員法等乗組員に関する法令の遵守
 - c 港則法、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律並びに危険物船舶運送及び貯蔵規則等に関する法令の遵守
- イ 北海道（釧路総合振興局）
 - (ア) 白糠町の流出油等対策計画の樹立及び必要な資材の備蓄について指導する。
 - (イ) 白糠町の漁港及び航路の計画、施行に関して防災上留意すべき事項について十分配慮するよう指導する。
 - (ウ) 白糠町及び関係機関が行う予防対策の連絡調整を実施する。
- ウ 白糠町・釧路市西消防署（白糠支署）
 - (ア) 油類積載船舶の接岸荷役の安全を確保するため、岸壁及びその附属施設（防舷材、けい船柱）等の改修、岸壁水深の維持に努める。
 - (イ) 大量の危険物荷役中の警備及び監視を厳重にし、火気及び立入禁止の徹底を図る。
 - (ウ) 船舶所有者等、白糠漁業協同組合に対し、荷役について次のとおり指導する。
 - a 荷役は油槽所等保安担当職員の指導監督のもとに行うこと。
 - b 消化器具の配備。
 - c 油流出事故の予防対策及び化学消化剤の配備。
 - d 立入禁止、火気厳禁の標示の徹底
 - (エ) 入港船舶の危険物積載の状況等、消防活動上、予め掌握しておくことが必要と認められる資料及び情報について関係機関と相互に交換する。
- エ 釧路地方気象台
 - (ア) 関係行政機関の防災活動を支援するため、気象に関する観測及び予測資料の作成し提供する。

- (イ) 油流出後、強風・波浪等の気象に伴う２次災害防止の恐れが予想される場合、船舶所有者、白糠漁業協同組合等に対し、関係機関を通じた周知・情報共有に努める。
- (3) 船舶所有者等、白糠漁業協同組合
- ア 気象情報等の把握に努め、海上等における流出油等災害を未然に防止するため必要な措置を講ずるものとする。
- イ 職員の非常参集体制は、応急活動のためのマニュアル作成等、応急体制を整備するものとする。
- ウ 災害時の油等の大量流出等に備え、化学消化剤、油処理剤、オイルフェンス等の資機材の整備推進に努めるものとする。
- エ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。

3 災害応急対策

油等大量流出事故等の対応は、次のとおり行うものとする。

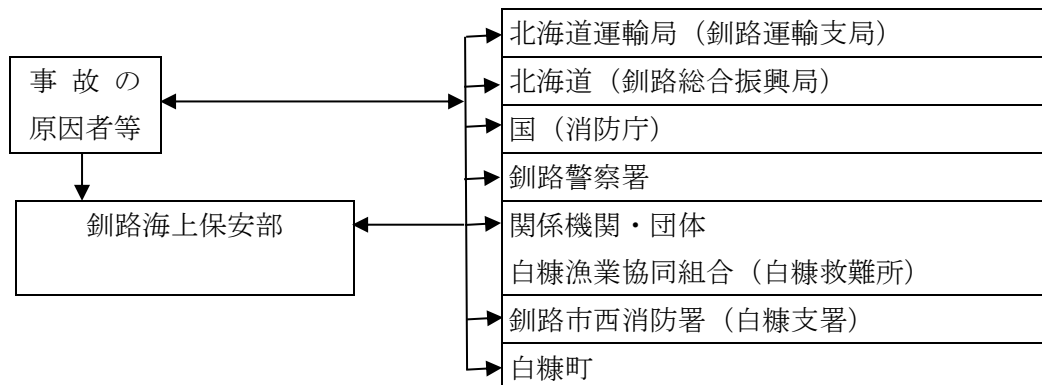
(1) 情報通信

油等大量流出事故が発生し、又は、まさに発生しようとしている場合の情報収集及び通信等は次により実施するものとする。

ア 情報通信連絡系統

油等の大量流出事故が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は下記のとおりとする。

情報通信連絡系統図



イ 実施事項

関係機関は、情報収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡し、情報の共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

(2) 災害広報

油等大量流出事故災害時の広報は、「第5章 第3節 災害広報計画」の定めによるほか、次により実施する。

ア 実施機関

船舶所有者等、白糠漁業協同組合、危険物関係施設管理者、漁港管理者、北海道運輸局（釧路運輸支局）、釧路海上保安部、白糠町、釧路市西消防署（白糠支署）、北海道（釧路総合振興局）、釧路道警察署

イ 実施事項

（ア）旅客及び地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により次の事項について広報を実施する。

- a 油等大量流出事故災害の状況
- b 関係機関の災害応急対策に関する情報
- c 海上輸送の復旧の見通し
- d 避難の必要性等、地域に与える影響
- e その他必要な事項

(3) 応急活動体制

ア 北海道の災害対策組織

知事は、油等大量流出事故災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策を円滑に実施するため、必要に応じ北海道地域防災計画「第3章 第1節 組織計画」の定めるところにより応急活動体制を整え、災害応急対策を実施する。

イ 白糠町の災害対策組織

町長は、油等大量流出事故災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

ウ 防災関係機関の災害対策組織

関係機関の長は、油等大量流出事故災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携を取りながら、その所管に係る災害の応急対策を実施する。

エ 災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、北海道の「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を行うものとする。

(4) 流出した油等の拡散防止及び回収除去活動

主な防災関係機関の実施事項は次のとおりである。

ア 事故の原因者等

速やかに釧路海上保安部又は管轄する海上保安機関に通報するとともに、排出油の除去活動を実施する。

イ 釧路海上保安部

- (ア) 巡視船艇・航空機を活用し、流出油の拡散及び性状の変化の状況を調査するとともに、関係機関に情報を提供する。
- (イ) 応急的な防除活動を行うとともに、航行船舶の避難誘導等船舶交通の安全確保と危険防止に必要な措置を講ずる。
- (ウ) 事故の原因者等の防除措置義務者が流出油等の拡散防止、除去等の必要な措置を行っていないと認められるときは、防除措置を行うよう命ずるとともに、被害を最小限に止めるための措置を講ずる。
- (エ) 緊急を要し、かつ、必要と認められるときは、海上災害防止センターに対し流出油防除のための必要な措置を講ずることを指示する。
- (オ) 排出油の防除について、釧路管内沿岸排出油等防除協議会に対し、それぞれの立場に応じた防除活動や必要な資機材の動員、相互の連携ができるように調整する。
- (カ) 油回収船による流出油の回収、船舶からの油の抜き取り、オイルフェンスの展張、油処理剤の使用等防除作業の実施に必要な事項について指導を行う。
- (キ) 釧路海上保安部長等は、特に必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長その他の執行機関に対し、排出された油、有害液体物質、廃棄物その他の物の除去、排出のおそれがある油若しくは有害液体物質の抜き取り又は沈設し、若しくは乗り揚げた船舶の撤去、その他の海洋の汚染を防止するため必要な措置を講ずることを要請することができる。

ウ 北海道（釧路総合振興局）白糠町・釧路市西消防署（白糠支署）

- (ア) 北海道（釧路総合振興局）は、ヘリコプターにより流出油の漂流状況等の情報収集を行うとともにその情報を関係機関へ提供するものとする。
- (イ) 流出油等の海岸への漂着に対処するため、直ちに関係機関と協力のうえ、必要に応じて、流出油等の防除、環境モニタリング等必要な措置を講ずるものとする。
防除措置を実施するに当たっては、必要な資機材を迅速に調達するものとし、流出油等による被害の軽減に努めるものとする。

エ 釧路警察署

- (ア) 油等大量流出等の災害が発生した場合には、警察用航空機、警察船舶等を活用するとともに、沿岸における警ら活動を行い、漂着物の状況等を把握するための沿岸調査及び警戒監視活動を行うものとする。
- (イ) 油等大量流出等の災害が発生した場合には、関係機関と緊密に連携し、必要により地域住民等の避難誘導、立入禁止区域警戒、交通規制等を実施するとともに、関係機関が行う流出等の防除活動への協力を行うものとする。
その際、必要な装備資機材の迅速な調達にも、配慮するものとする。

(5) 消防活動

流出油等の海上火災発生時における消防活動は次により実施するものとする。

ア 釧路海上保安部

速やかに巡視船艇により消火活動を行うとともに、必要に応じて白糠町・釧路市西消防署（白糠支署）に協力を要請するものとする。

イ 白糠町・釧路市西消防署（白糠支署）

火災状況等の情報収集に努め、釧路海上保安部の消火活動に協力するものとする。

(6) 避難措置

流出油等による火災、爆発により住民の生命及び身体の安全、保護を図るため必要がある場合は「第5章 第4節 避難救出計画」の定めるところにより実施するものとする。

(7) 交通規制

海上災害時における交通規制については、「第5章 第27節 交通応急対策計画」の定めるところにより実施するものとする。

(8) 自衛隊派遣要請

流出油等事故災害時における自衛隊派遣要請については、海上保安庁長官等法令で定める者が、流出油の規模や収集した被害情報から判断し、必要がある場合には、「第5章 第21節 自衛隊派遣要請計画」により、自衛隊に対して災害派遣を要請するものとする。

また、要請権者は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、予め要請の手順、連絡先等について必要な準備を整えておくものとする。

(9) 広域応援

北海道、白糠町及び釧路市西消防署（白糠支署）は、流出油等事故災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「第5章 第25節 広域応援計画」の定めるところにより応援を要請するものとする。

(10) 危険物関係施設管理者及び日本水難救済会北海道支部白糠救済所の協力

危険物関係施設管理者及び水難救難所は、流出油等防災対策上関係機関から要請があった場合、保有する諸資機材等をもって協力を行うものとする。

(11) ボランティアとの連携

流出油の防除作業等には多くの労働力が必要となる。それらの作業を実施する防災ボランティア団体等の受け入れ等については、「第5章 第22節 ボランティアとの連携計画」の定めるところによる。

第2節 道路災害（事故）等対策計画

1 基本方針

道路構造物の被災又は車両の衝突等により、大規模な救急活動や消火活動等が必要とされる災害（以下「道路災害（事故）等」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し危害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策は、この計画の定めるところによる。

2 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、道路災害（事故）等を未然に防止するため必要な予防対策を実施するものとする。

(1) 道路管理者

ア 橋りょう等道路施設の点検体制を強化し、施設等の現況の把握に努めるとともに異常を迅速に発見し、速やかな対応を図るために情報の収集、連絡体制の整備を図るものとする。

また、異常が発見され、事故災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図るものとする。

イ 道路災害を防止するため、必要な施設の整備を図るとともに、道路施設の安全を確保するために必要な体制の整備に努めるものとする。

ウ 職員の非常参集体制、応急活動のための手順書等の作成等、道路災害（事故）等応急体制を整備するものとする。

エ 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、道路災害等の情報伝達、活動手順等について徹底を図るとともに、必要に応じて体制の改善等の措置を講ずるものとする。

オ 道路災害（事故）等時に、施設、設備の被害情報の把握及び応急復旧を行うため、予め体制、資機材を整備するものとする。

カ 道路利用者に対して道路災害（事故）等時の対応等の防災知識の普及・啓発を図るものとする。

キ 道路災害（事故）等の原因究明のための総合的な調査研究を行い、その成果を踏まえ再発防止対策を実施するものとする。

3 災害応急対策

(1) 情報通信

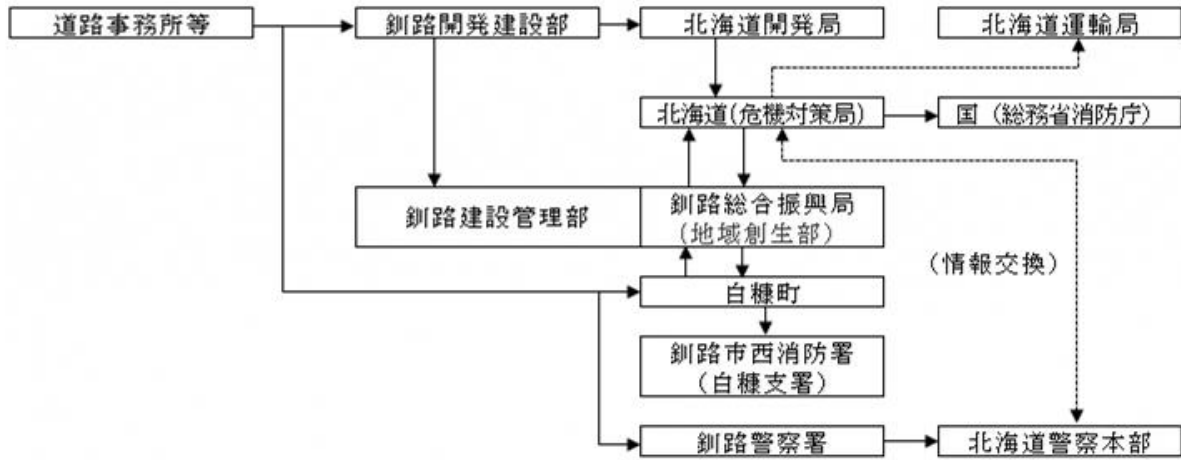
道路災害（事故）等が発生し、又は発生するおそれがある場合の情報の収集及び通信等は次により実施するものとする。

ア 情報通信連絡系統

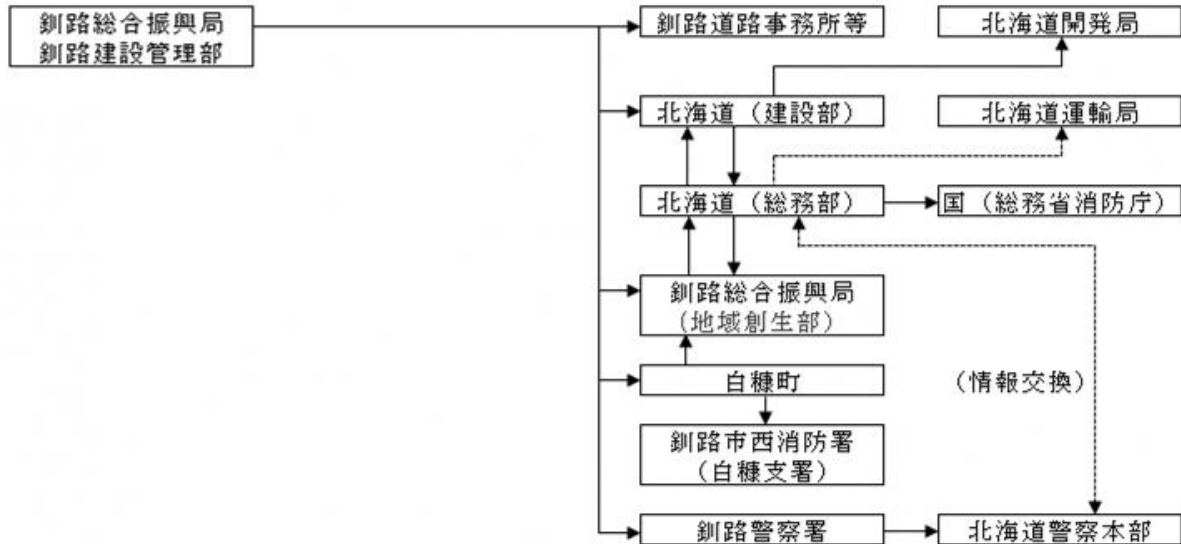
道路災害（事故）等が発生又は発生するおそれがある場合の情報通信連絡系統図は、次のとおりとする。

情報通信連絡系統図

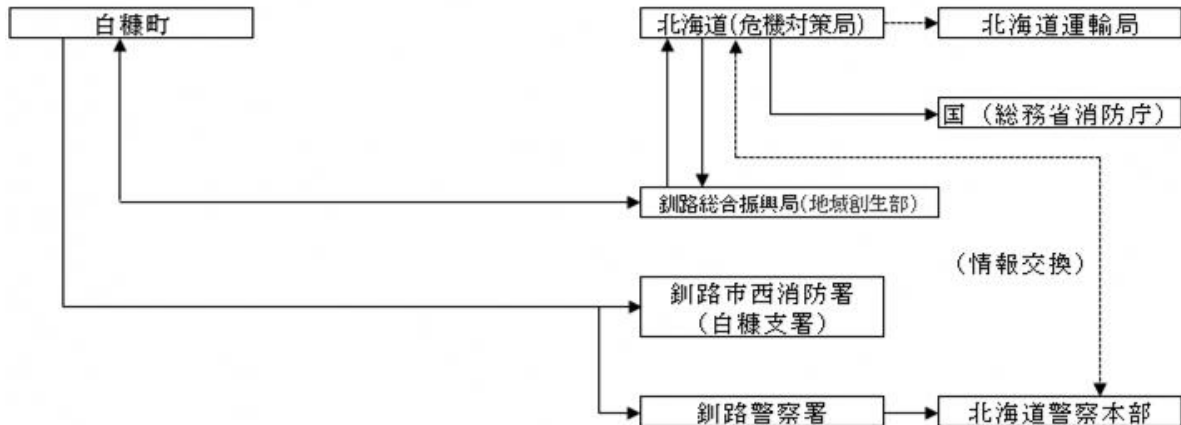
1. 国が管理する道路の場合



2. 道が管理する道路の場合



3. 町が管理する道路の場合



イ 実施事項

- (ア) 関係機関は、災害が発生した時は、直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- (イ) 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- (ウ) 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

(2) 災害広報

道路災害対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、道路利用者及び地域住民等に対して行う災害広報は、「第5章 第3節 災害広報計画」に定めるほか、次により実施するものとする。

ア 実施機関

道路管理者（釧路開発建設部・釧路総合振興局釧路建設管理部・白糠町）、白糠町、釧路警察署

イ 実施事項

(ア) 被災者家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つと思われる情報について、正確にきめ細かく、適切に提供するものとする。

(イ) 道路利用者及び地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通じ、又は広報車、白糠町防災行政無線(同報系・移動系)等により、道路災害(事故)等の状況や被災者の状況や安否情報等必要な情報について広報を行うものとする。

(3) 応急活動体制

ア 災害対策組織

(ア) 白糠町

町長は、道路災害(事故)等が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施するものとする。

(イ) 防災関係機関

防災関係機関の長は、道路災害(事故)等が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施するものとする。

イ 災害(事故)対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑かつ迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、北海道の「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を行うものとする。

(4) 避難救出活動

道路災害（事故）等時における救助救出活動については、「第5章 第4節 避難救出計画」の定めによるものとする。

(5) 医療救護活動

道路災害（事故）等時における医療救護活動については、「第5章 第9節 医療及び助産計画」の定めによるものとする。

(6) 消防活動

消防機関は、道路災害（事故）等による火災の発生状況を速やかに把握するとともに、迅速に消防活動を実施するものとする。

(7) 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

町及び関係機関は、「第5章 第12節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理並びに埋火葬計画」の定めにより、行方不明者の捜索、遺体の収容並びに埋火葬等を行うものとする。

(8) 交通規制

災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第5章 第19節 災害警備計画」の定めにより、必要な交通規制等を行うものとする。

(9) 危険物流出対策

道路災害（事故）等により危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は、「第9章 第3節 危険物等災害対策計画」に定めるところにより、速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努める。

(10) 自衛隊派遣要請

道路災害（事故）等時における自衛隊派遣要請については、「第5章 第21節 自衛隊派遣要請計画」の定めるところにより、北海道（釧路総合振興局）に要求する。

(11) 広域応援

北海道、白糠町及び釧路市西消防署（白糠支署）は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「第5章 第25節 広域応援計画」の定めるところにより応援を要請するものとする。

(12) 災害復旧

ア 道路管理者は、道路の被害に伴う障害物の除去、仮設等の応急復旧を迅速、かつ、的確に行い、早期の道路交通の確保に努める。

イ 道路管理者は、類似の災害再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行うものとする。

ウ 道路管理者は、災害復旧にあたり、可能な限り復旧予定時期を明確化するよう努めるものとする。

第3節 危険物等災害対策計画

1 基本方針

危険物等（危険物、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、放射線物質）の漏洩、流出、火災、爆発等により死傷者が多数発生する等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、事業者及び防災関係機関の実施する予防、応急対策は、この計画の定めるところによる。

2 危険物の定義

(1) 危険物

消防法（昭和23年法律第186号）第2条 第7項に規定されているもの。

（例）石油類（ガソリン、灯油、軽油、重油）など

(2) 火薬類

火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第2条に規定されているもの。

（例）火薬、爆薬、火工品（工業雷管、電気雷管等）など

(3) 高圧ガス

高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第2条に規定されているもの。

（例）液化石油ガス（LPG）、アセチレン、アンモニアなど

(4) 毒物、劇物

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条に規定されているもの。

（例）毒物（シアン化水素、シアン化ナトリウム等）、劇物（ホルムアルデヒド、塩素等）など

(5) 放射性物質

放射性同位元素、核燃料物質、核原料物質を総称したもの。放射性同位元素等による放射性障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）等によりそれぞれ規定されているもの。

3 災害予防

危険物等災害の発生を未然に防止するため、危険物等の貯蔵・取扱い等を行う事業者（以下「事業者」という。）及び関係機関のとるべき対応は次のとおりとする。

(1) 危険物等災害予防

ア 事業者

（ア）消防法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、予防規程の作成、従業員に対する保安教育の実施、自衛消防組織の設置、危険物保安監督者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

（イ）危険物の流出その他の事故が発生したときは、直ちに、流出及び拡散の防止、危険物の除去その他災害の発生の防止のための応急の措置を講じるとともに、消防機関、警察へ通報するものとする。

イ 釧路市西消防署（白糠支署）

（ア）消防法の規定に基づき、保安検査、立ち入り検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。

（イ）事業者の自主保安体制確立を図るため、予防規程の作成、従事者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の編成、危険物保安監督者の選任等について指導するものとする。

ウ 釧路警察署

必要に応じ、危険物の保管状態、自主保安体制等の実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。

(2) 火薬類等災害予防

ア 事業者

（ア）火薬類取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危険予防規程の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

（イ）火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態になり、又は火薬庫が安定度に異常を呈したときは、法令で定める応急措置を講じるとともに、火薬庫について災害が発生したときは、警察官等に届けるものとする。

イ 釧路警察署

（ア）火薬類取締法の施行に必要な限度において、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。

また、必要と認められるときは、北海道（釧路総合振興局）又は北海道経済産業局に対し、必要な措置を要請するものとする。

（イ）火薬類運搬の届け出があった場合、災害の発生防止、公共の安全維持のため必要のあるときは、運搬日時、経路、方法、火薬庫の性状、積載方法等について指示をするなどにより、運搬による災害発生防止を図るものとする。

（ウ）火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態になり、又は火薬庫が安定度に異常を呈したとき、及び災害が発生したときの届け出があったときは、速やかに知事（釧路総合振興局長）に報告するものとする。

ウ 釧路市西消防署（白糠支署）

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

(3) 高圧ガス災害予防

ア 事業者

（ア）高圧ガス保安法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危険防止規程の作成、保安教育計画の作成、高圧ガス製造保安統括者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

- (イ) 高圧ガスの製造施設等が危険な状態になったときは、高圧ガス保安法で定める応急措置を講ずるとともに、高圧ガスについて災害が発生したときは、知事（釧路総合振興局長）又は警察官に届け出るものとする。

イ 釧路警察署

人の生命、身体又は財産に対する危害を予防するために特に必要があるときは、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。

ウ 釧路市西消防署（白糠支署）

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

(4) 毒物・劇物災害予防

ア 事業者

- (ア) 毒物及び劇物取締法の定める設置基準、保安基準を遵守するとともに、従業者に対する危害防止のための教育の実施、毒物劇物取扱責任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

- (イ) 毒物・劇物が飛散する等により不特定多数の者に保健衛生上危害が生じるおそれがあるときは、直ちにその旨を釧路総合振興局（保健環境部保健福祉室）、釧路警察署又は消防機関に届け出るとともに、必要な応急措置を講ずるものとする。

イ 釧路警察署

必要に応じ、毒物・劇物の保管状態、自主保安体制等事業所の実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動措置体制の確立を図るものとする。

ウ 釧路市西消防署（白糠支署）

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

(5) 放射性物質災害予防

ア 事業者

- (ア) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の定める設置基準、保安基準を遵守するとともに、放射線障害予防規程の作成、必要な教育訓練の実施、放射線取扱主任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

- (イ) 放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律で定める応急措置を講ずるとともに、直ちに文部科学省、消防機関等関係機関へ通報するものとする。

イ 釧路市西消防署（白糠支署）

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

ウ 釧路警察署

- (ア) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の施行に必要な限度で、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。
- (イ) 放射性同位元素又は放射性同位元素に汚染されたものを運搬する届け出があった場合、災害の発生防止、公共の安全確保のため必要があるときは、運搬日時、経路等について、必要な指示をする等により運搬による災害発生防止を図るものとする。

4 災害応急対策

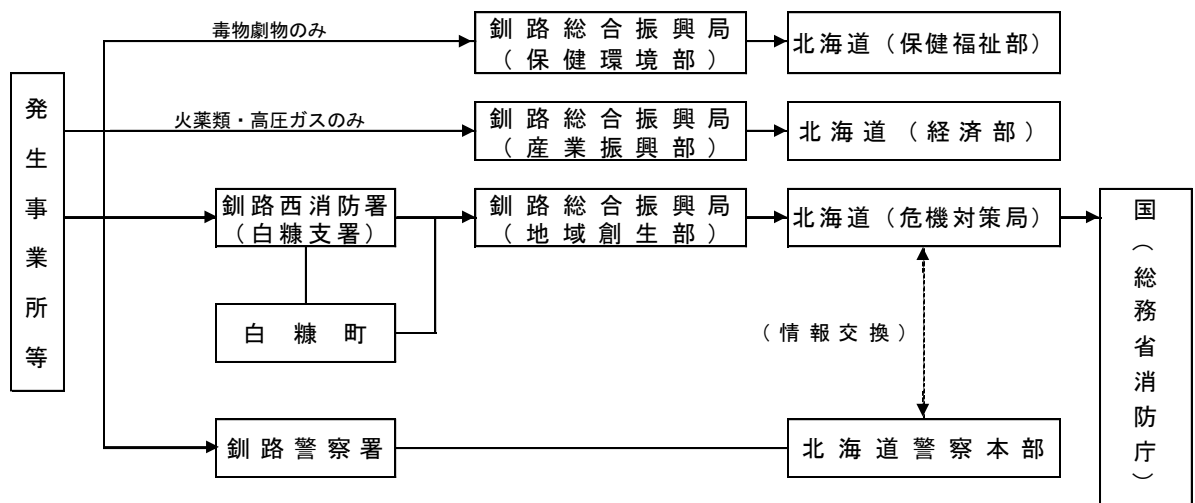
(1) 情報通信

危険物等災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

ア 情報通信連絡系統

危険物等災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の情報通信連絡系統図は次のとおりとする。

情報通信連絡系統図



イ 実施事項

- (ア) 関係機関は、災害が発生したときに備え、日頃より災害情報連絡のための通信手段を確保しておくものとする。
- (イ) 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関へ連絡するものとする。
- (ウ) 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

(2) 災害広報

危険物等災害対策の実施にあたり、混乱の防止を図るため、被災者の家族、地域住民等に対して行う災害広報は、「第5章 第3節 災害広報計画」に定めるほか、次により実施するものとする。

ア 実施機関

事業者及び消防法、火薬類取締法、高圧ガス保安法、劇物及び毒物取締法、放射性同位元素等により放射線障害の防止に関する法律に基づく危険物等取締規制担当機関

イ 実施事項

(ア) 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

(イ) 地域住民等への広報

関係機関は、報道機関等を通じ、又は広報車の利用等により、災害の状況や家族等の安否情報等必要な情報について広報を行うものとする。

(3) 応急活動体制

ア 災害対策組織

(ア) 白糠町

町長は、危険物等災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その状況に応じて、応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(イ) 防災関係機関

防災関係機関の長は、危険物等災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その状況に応じて、応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

(ウ) 災害（事故）対策現地合同本部

関係機関は、円滑かつ迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、北海道の「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を行うこととする。

(4) 火災拡大防止

危険物等による、災害の拡大防止を図るため、爆発性・引火性・有毒性等の危険物等の性状を十分に把握し、次により実施するものとする。

ア 事業者

的確な応急点検及び応急措置等を講ずるものとする。

イ 危険物等の取扱規制担当機関

危険物の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングをはじめ、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など、災害の拡大防止を図るため適切な応急対策を講ずるものとする。

(5) 消防活動

ア 事業者

事業者は、災害時は、消防機関へ速やかに連絡をするとともに、消防機関の現地到着までの間に、自衛消防組織等によりその延焼拡大を最小限に抑える等の初期消火活動に努めるものとする。

イ 釧路市西消防署（白糠支署）

職員は、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定するものとする。

(6) 避難救出活動

危険物等災害時における救助救出活動については、「第5章 第4節 避難救出計画」の定めによるものとする。

(7) 医療救護活動

危険物等災害時における医療救護活動等については、「第5章 第9節 医療及び助産計画」の定めによるものとする。

(8) 行方不明者の搜索及び遺体の収容等

町及び関係機関は、「第5章 第12節 行方不明者の搜索及び遺体の収容処理並びに埋火葬計画」の定めにより、行方不明者の搜索、遺体の収容、埋火葬等を実施するものとする。

(9) 交通規制

危険物等災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第5章 第19節 災害警備計画」の定めにより、必要な交通規制等を行うものとする。

(10) 自衛隊派遣要請

危険物等災害時における自衛隊派遣要請については、「第5章 第21節 自衛隊派遣要請計画」に定めるところにより、北海道（釧路総合振興局）に要請する。

(11) 広域応援

北海道、白糠町及び釧路市西消防署（白糠支署）は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「第5章 第25節 広域応援計画」の定めるところにより応援を要請するものとする。

第4節 大規模な火災災害対策計画

1 基本方針

死傷者が多数発生する等大規模に火事災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策は、この計画の定めるところによる。

2 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通して相互に協力し、大規模な火事災害の発生を未然に防止するために必要な予防対策を実施するものとする。

(1) 大規模な火事災害に対する強いまちづくり

延焼拡大の防止を図るため、建造物や公共施設の不燃化、空地・緑地等の連携的な配置による延焼遮断地帯の形成、防火地域及び準防火地域の的確な指定等により、大規模な火事災害に強いまちづくりを推進する。

(2) 予防査察の実施

多数の人が出入りする、医療機関、事業所等の防火対象物に対して、消防法（昭和 23 年 7 月 24 日法律第 186 号）に基づく消防用設備等の設置促進、保守点検の実施及び適正な維持管理等を指導する。

(3) 防火管理者制度の推進

防火管理に関する講習会を開催し、防火管理者の知識の向上を図るとともに、防火管理者を定めるべき防火対象物における自衛消防体制の強化を図るため、防火管理者の選任及び消防計画の作成、消防訓練の実施等について指導する。

(4) 防火思想の普及

年 2 回（春、秋期）の全道火災予防運動、防災週間等を通じて、各種広報媒体を活用することにより、住民の防火思想の普及、高揚を図る。

また、高齢者宅の防火訪問を実施する等避難行動要支援者対策に十分に配慮する。

(5) 自主防災組織の育成強化

地域の自主防災組織、婦人防火クラブ等の民間防火組織の設置及び育成指導の強化を図り、初期消火訓練等の自主的火災予防運動の実践を推進する。

(6) 消防水利の確保

同時多発火災や消火栓の使用不能等に備えて、防火水槽の配備、河川水の活用などにより、消防水利の多様化及び確保に努める。

(7) 消防体制の整備

消防職団員の非常招集方法、消火部隊の編成及び運用、消防用機械・資機材の整備、災害時の情報通信手段等について十分検討を行い、大規模な火事災害の対応力を高める。

(8) 防災訓練の実践

関係機関、地域住民と相互に連携して実践的な消火、救助、救急等の訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、訓練後に評価を行い、必要に応じて体制等の改善を行う。

(9) 火災警報

町長は、釧路総合振興局から火災気象通報を受けたとき、又は自ら地域性を考慮し定めた火災警報発令条件となり、火災予防上危険であると認めるときは、消防法（昭和23年法律第186号）第22条に基づく火災警報を発令する。

3 災害応急対策

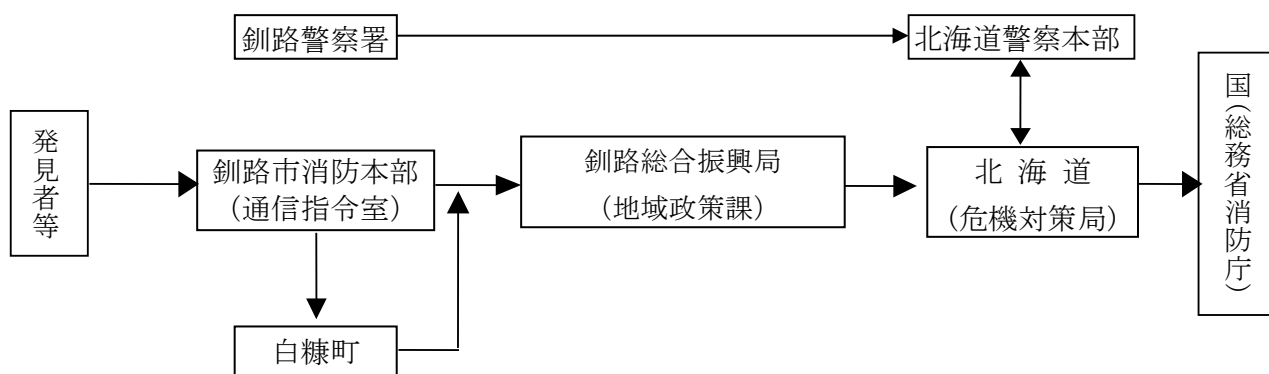
(1) 情報通信

大規模な火事災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の情報の収集及び通信等は、次により実施する。

ア 情報通信連絡系統

大規模な火事災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の情報通信連絡系統は次のとおりとする。

情報通信連絡系統図



イ 実施事項

- (ア) 関係機関は、災害が発生した時に備え、日頃より災害情報連絡のための通信手段を確保しておくものとする。
- (イ) 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- (ウ) 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

(2) 災害広報

大規模火事災害対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族、地域住民等に対して行う災害広報は、「第5章 第3節 災害広報計画」に定めるほか、次により実施するものとする。

ア 実施機関

白糠町及び関係機関

イ 実施事項

(ア) 被災者の家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ情報について、正確にきめ細かく、適切に提供するものとする。

(イ) 地域住民等への広報

関係機関は、報道機関等を通じ、又は広報車等により、災害の状況や家族等の安否情報等必要な情報について広報を行うものとする。

(3) 応急活動体制

ア 災害対策組織

(ア) 白糠町

町長は、大規模な火事災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その状況に応じて、応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(イ) 防災関係機関

防災関係機関の長は、大規模火事災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その状況に応じて、応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

(ウ) 災害（事故）対策現地合同本部

関係機関は、円滑かつ迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、北海道の「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を行うこととする。

(4) 消防活動

釧路市西消防署（白糠支署）は、「第4章 第6節 消防計画」の定めるところにより、消防活動を行うものとする。

(5) 避難救出活動

大規模火事災害時における救助救出活動については、「第5章 第4節 避難救出計画」の定めによるものとする。

(6) 医療救護活動

大規模火災災害時における医療救護活動等については、「第5章 第9節 医療及び助産計画」の定めによるものとする。

(7) 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

白糠町及び関係機関は、「第5章 第12節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理並びに埋火葬計画」の定めにより、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋火葬等を実施するものとする。

(8) 交通規制

危険物等災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第5章 第19節 災害警備計画」の定めにより、必要な交通規制等を行うものとする。

(9) 自衛隊派遣要請

危険物等災害時における自衛隊派遣要請については、「第5章 第21節 自衛隊派遣要請計画」に定めるところにより、北海道（釧路総合振興局）に要請する。

(10) 広域応援

北海道、白糠町及び釧路市西消防署（白糠支署）は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「第5章 第25節 広域応援計画」の定めるところにより応援を要請するものとする。

(11) 災害復旧

大規模な火事火災により、地域の壊滅、又は社会経済活動への甚大な被害が生じた場合、白糠町及び北海道は、被災の状況、地域の特性、被災者の意向等を勘案し、関係機関との密接な連携のもと、「第10章 災害復旧計画」の定めにより、迅速かつ円滑に復旧を推進する。

第5節 航空災害対策計画

1 基本計画

空港及びその周辺並びにその他の地域において、航空機の墜落炎上等により多数の死傷者を伴う大規模な事故（以下「航空災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策は、この計画の定めるところによる。

2 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、航空災害の規模を最小限に食い止めるため必要な予防対策を実施するものとする。

(1) 実施項目

ア 北海道エアポート株式会社釧路空港事業所

（ア）航空運送業者に航空交通の安全確保に関する情報を適時・適切に提供し、航空災害を未然に防止するため適切な措置をとるものとする。

（イ）災害時における応急活動等に関し、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図るものとする。

（ウ）関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。

イ 航空運送事業者

（ア）航空交通の安全に関する各種情報を、事故予防のために活用し、航空災害を未然に防止するため必要な措置を講ずるものとする。

（イ）職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備するものとする。

（ウ）関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。

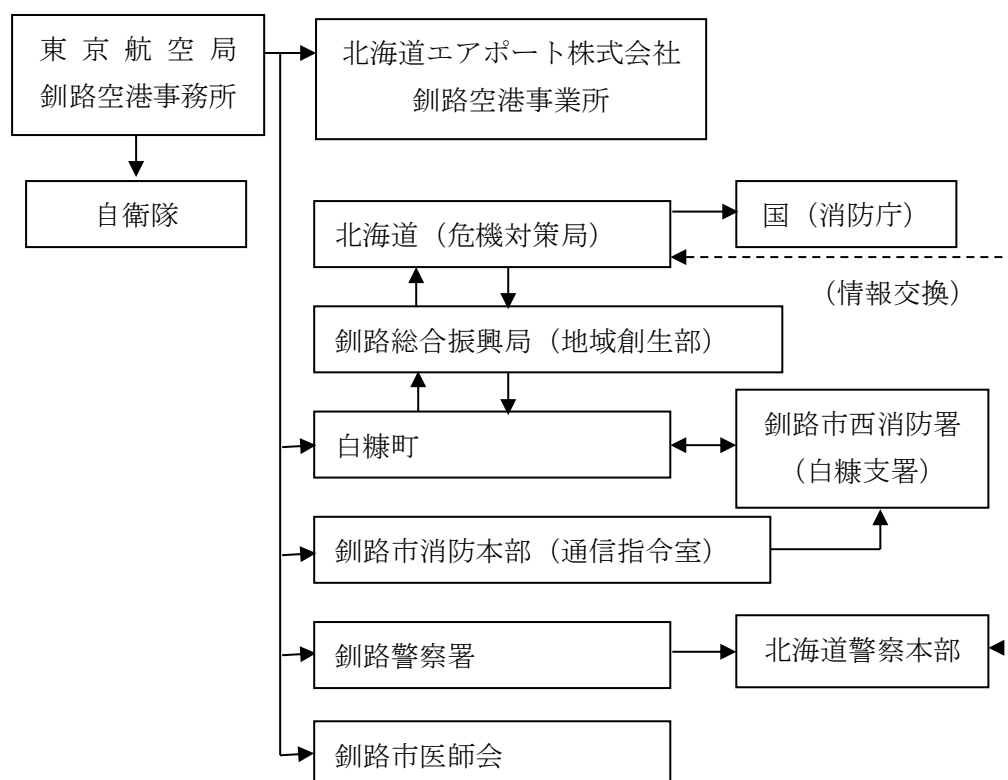
3 災害応急対策計画

(1) 情報通信

航空災害が発生した場合の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

ア 情報通信連絡系統

航空災害が発生した場合の連絡系統は、次のとおりとする。



イ 実施項目

- (ア) 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- (イ) 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- (ウ) 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

(2) 災害広報

航空災害発生 of 広報は、「第 5 章 第 3 節 災害広報計画」に定めるほか、次により実施するものとする。

ア 実施機関

東京航空局釧路空港事務所、航空運送事業者、白糠町、釧路市消防本部、北海道（釧路総合振興局）、釧路警察署

イ 被災者家族等への広報

実施機関は、被災者の家族等旅客及び地域住民からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、情報について、正確にきめ細かく、適切に提供するものとする。

(3) 応急活動体制

ア 白糠町の災害対策組織

白糠町長は、航空災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

イ 防災関係機関の災害対策組織

関係機関の長は、航空災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

ウ 災害対策現地合同本部

関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、北海道の「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を行うこととする。

(4) 搜索活動

航空機の搜索活動は、各関係機関が相互に密接に協力のうえ、多様な手段を活用して行うものとする。

(5) 救助救出活動

航空災害時における救助救出活動については、「第5章 第4節 避難救出計画」の定めにより実施する。

(6) 医療救護活動

航空災害時における医療救護活動については、「第5章 第9節 医療及び助産計画」の定めるところにより実施する。

(7) 消防活動

消防機関は、「第4章 第6節 消防計画」の定めるところにより、消防活動を行うものとする。

(8) 行方不明者の搜索及び遺体の収容等

町及び関係機関は、「第5章 第12節 行方不明者の搜索及び遺体の収容処理並びに埋火葬計画」の定めにより、行方不明者の搜索、遺体の収容、埋火葬等を実施するものとする。

(9) 交通規制

釧路警察署等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第5 第19節 災害警備計画」の定めにより、必要な交通規制等を行うものとする。

(10) 防疫及び廃棄物処理等

航空災害時における防疫は次により実施するものとする。

ア 実施機関

白糠町、北海道

イ 実施事項

災害に係る航空機が国際線である場合は、空港検疫所等と密接な連携を図りつつ、「第5章 第10節 防疫計画」の定めるところにより、的確な応急防疫対策を講ずるものとする。

また、「第5章 第11節 清掃計画」により、廃棄物処理等に係る応急対策を講ずるものとする。

(11) 自衛隊派遣要請

航空災害発生時における自衛隊派遣要請については、「第5章 第21節 自衛隊派遣要請計画」の定めるところにより北海道（釧路総合振興局）要請する。

(12) 広域応援

災害の規模により白糠町単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「第5章 第25節 広域応援計画」の定めるところにより、道や他の市町村へ応援を要請する。

第6節 鉄道災害対策計画

1 基本計画

鉄道における列車の衝突等により多数の死傷者を伴う大規模な事故（以下「鉄道災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の予防、応急対策は、この計画の定めるところによる。

2 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、鉄道災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施するものとする。

(1) 実施項目

ア 北海道運輸局

- (ア) 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備するものとする。
- (イ) 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。
- (ウ) 踏切事故を防止するため、鉄道業者等とともに広報活動に努めるものとする。

イ 鉄道事業者

- (ア) 踏切における自動車との衝突、置き石等による列車の脱線等の外部要因による事故を防止するため、事故防止に関する知識を広く一般に普及するよう努めるものとする。
- (イ) 鉄道災害の発生に際して、迅速かつ適切な措置を講ずることができるよう、運行管理体制の充実に努めるものとする。
- (ウ) 自然災害等から鉄道の保全を図るため、気象の予警報など情報の収集に努めるとともに施設等の点検を行い、異常を迅速に発見し、速やかな対応を図るものとする。
- (エ) 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備するものとする。
- (オ) 災害発生直後における旅客の避難等のための体制の整備に努めるほか、火災による被害の拡大を最小限とするため、初期消火体制の整備に努めるものとする。
- (カ) 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。
- (キ) 災害の発生後、原因究明を行い、その成果を速やかに安全対策に反映させることにより、再発防止に努めるものとする。

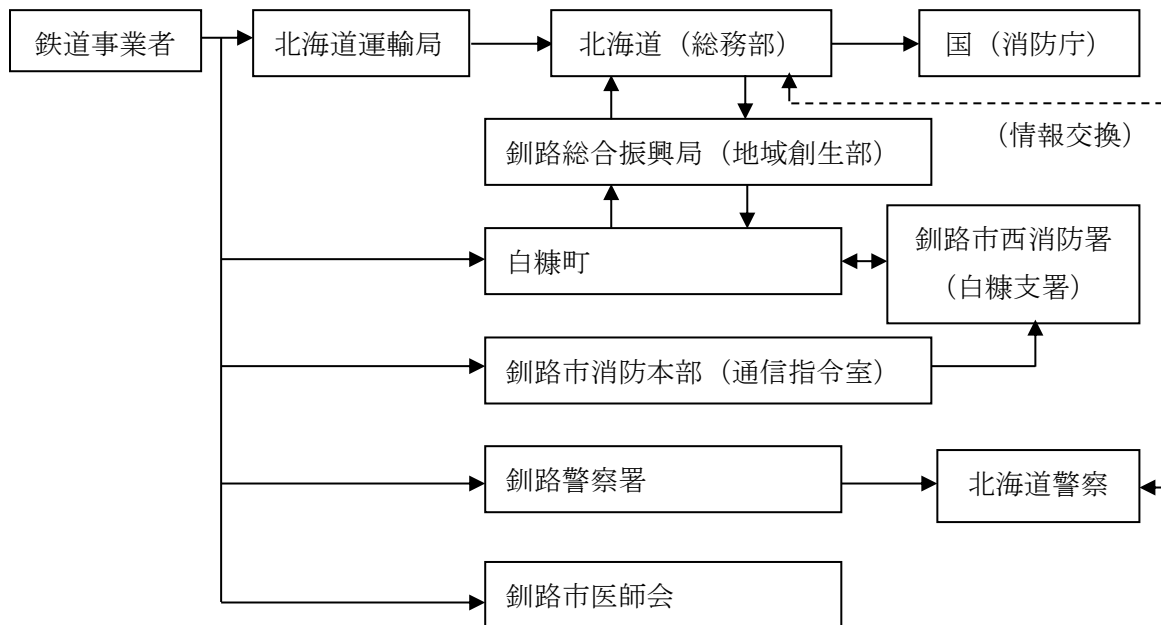
3 災害応急対策計画

(1) 情報通信

鉄道災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

ア 情報通信連絡系統

鉄道災害が発生し、又発生するおそれがある場合の連絡系統は、次のとおりとする。



イ 実施項目

- (ア) 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- (イ) 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- (ウ) 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

(2) 災害広報

鉄道災害発生 of 広報は、「第5章 第3節 災害広報計画」に定めるほか、次により実施するものとする。

ア 実施機関

鉄道事業者、北海道運輸局、白糠町、鉦路市消防本部、北海道（鉦路総合振興局）、鉦路警察署

イ 被災者家族等への広報

関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

- (ア) 鉄道災害の状況
- (イ) 家族等の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- (オ) その他必要な事項

ウ 旅客及び地域住民等への広報

関係機関は、報道機関を通し、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項についての広報を実施する。

- (ア) 鉄道災害の状況
- (イ) 旅客及び乗務員等の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- (オ) 施設等の復旧状況
- (カ) 避難の必要性等地域に与える影響
- (キ) その他必要な事項

(3) 応急活動体制

ア 白糠町の災害対策組織

町長は、鉄道災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

イ 防災関係機関の災害対策組織

関係機関の長は、鉄道災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携をとりながら、その所管に係る災害応急対策を実施する。

ウ 災害対策現地合同本部

関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、北海道の「災害対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部を設置し、災害応急対策を行うこととする。

(4) 救助救出活動

鉄道災害時における救助救出活動については、「第5章 第4節 避難救出計画」の定めにより実施する。

(5) 医療救護活動

鉄道災害時における医療救護活動については、「第5章 第9節 医療及び助産計画」の定めるところにより実施する。

(6) 消防活動

消防機関は、「第4章 第6節 消防計画」の定めるところにより、消防活動を行うものとする。

(7) 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

町及び関係機関は、「第5章 第12節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理並びに埋火葬計画」の定めにより、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋火葬等を実施するものとする。

(8) 交通規制

釧路警察署等各関係機関は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第5章 第19節 災害警備計画」の定めにより、必要な交通規制等を行うものとする。

(9) 危険物流出対策

鉄道災害により危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は、「第9章 第3節 危険物等災害対策計画」の定めるところにより実施する。

(10) 自衛隊派遣要請

鉄道災害発生時における自衛隊派遣要請については、「第5章 第21節 自衛隊派遣要請計画」の定めるところにより実施する。

(11) 広域応援

災害の規模により白糠町単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「第5章 第25節 広域応援計画」の定めるところにより、道や他の市町村へ応援を要請する。

(12) 災害復旧

鉄道事業者は、その公共性に鑑み、被災施設及び車両の迅速な復旧に努めるとともに、可能な限り復旧予定時期を明らかにするよう努めるものとする。

白糠町地域防災計画

第 1 0 章

災害復旧計画

第10章 災害復旧計画

災害復旧にあたっては、災害の再発生を防止するため、公共施設等の復旧は、単なる原型復旧にとどまらず、耐震強化等必要な改良復旧を行う等将来の災害に備える計画とし、災害応急対策計画に基づき、応急復旧終了後、被害の程度を十分検討し、早期復旧を目標にその実施を図るものとする。

また、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細かな支援を継続的に実施する取組）の実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細かな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

1 実施責任者

町長、指定地方行政機関の長、その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有する者は、被災した施設及び設備等について迅速、的確にその被害状況を調査し、これに基づき復旧計画を作成して実施するものとする。

2 復旧事業計画

公共施設の災害復旧事業計画は、おおむね次の計画とする。

(1) 公共土木施設災害復旧事業計画

- ア 河川
- イ 海岸
- ウ 砂防設備
- エ 林地荒廃防止施設
- オ 地すべり防止施設
- カ 急傾斜地崩壊防止施設
- キ 道路
- ク 漁港
- ケ 下水道
- コ 公園

(2) 農林水産施設災害復旧事業計画

(3) 都市施設災害復旧事業計画

(4) 上水道災害復旧事業計画

(5) 住宅災害復旧事業計画

(6) 社会福祉施設災害復旧事業計画

(7) 空港施設災害復旧事業計画

(8) 公共医療施設・病院等災害復旧事業計画

(9) 学校教育施設災害復旧事業計画

- (10) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (11) その他の災害復旧事業計画

3 災害復旧予算措置

災害復旧事業、その他関係事業に要する費用は、別に法律が定めるところにより、予算の範囲内において、国、道及び町が全部又は一部を負担又は補助して行う。

4 激甚災害に係る財政援助措置

激甚災害が発生した場合は、被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるよう努めるものとする。

5 財政、金融等に関する計画

地震・津波災害は、各種の被害が広範囲にわたり、突発的に発生するところに特殊性があり、公共施設以外に及ぶ被害の規模も激甚かつ深刻である。

このため、道及び町並びに防災関係機関は協力して、民生の安定を確保し、早急な復興援助の措置を講ずる必要がある。

(1) 財政対策

道、町及び防災関係機関並びに金融機関等は協力して、災害復旧に関する相談窓口を開設し、被災者の復興支援活動を援助するものとする。

6 応急金融の大綱

応急金融の融資の名称、取扱機関等の大綱は、北海道地域防災計画の「第10章 災害復旧・被災者援護計画 第2節 被災者援護計画 第3 融資・貸付等による金融支援」の定めるところによる。

7 罹災証明書の交付

- (1) 町は、被災者に対する各種支援措置を早急に実施するため、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立する。
- (2) 町長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく住家の被害その他当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査し、罹災証明書を交付しなければならない。
- (3) 住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。
- (4) 住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

白糠町地域防災計画

資 料

(災害危険区域・整備計画及び各種規程)

資料編

■ 災害危険区域、整備計画及び各種規程

① 水防区域及び整備計画

平成 31 年 3 月現在

○北海道水防計画による

＜水位周知河川…洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所を北海道が指定＞

水系	河川	名称	河川位置	所在地	左岸	右岸	発災状況
茶路川	茶路川	茶路川	河口から 3.5km	茶路川西2線13-1地先	自：茶路川線179番2地先 至：海	自：茶路川線181番2地先 至：海	・平 24.05 避難勧告 ・平 28.08 避難準備情報 農作物冠水/河川護岸決壊 ・平 29.09 避難準備情報 ・平 30.09 避難勧告 床下浸水/営農施設浸水
庶路川	庶路川	庶路川	河口から 2.5km	庶路川線6-3地先	自：上庶路川区216番地先 至：海	自：パナソニック1番1地先 至：海	・平 29.09 天然護岸決壊

＜重要水防箇所…洪水又は津波・高潮により相当な損害が生ずるおそれのある河川を北海道が指定＞

水系	河川	地区 位置 (起点/終点)	区域延長
茶路川	戻辺川(左岸)	起：橋西 茶路川の合流点 終：橋西 合流点から 0.5km 上流	0.5km
茶路川	戻辺川(右岸)	起：東 3 条北 2 丁目 茶路川の合流点 終：西 4 条北 2 丁目交流点から 0.5km 上流	0.5km
和天別川	和天別川(左岸)	起：坂の丘 河口から 1.1km 上流 終：和天別橋	0.6km
和天別川	和天別川(左岸)	起：下和天別橋から 0.7km 下流 終：下和天別橋	0.7km
和天別川	和天別川(左岸)	起：中和天別 川向橋から 0.3km 下流 終：川向橋	0.3km
和天別川	和天別川(左岸)	起：河原 緑大橋から 0.6km 下流 終：緑大橋	0.6km
和天別川	和天別川(右岸)	起：坂の丘 河口から 1.1km 上流 終：和天別橋	0.6km
和天別川	和天別川(右岸)	起：中和天別 起望橋 終：川向橋	0.8km

○白糠町総合計画による

＜樋門樋管の管理＞

和天別川（14 箇所）、茶路川（12 箇所）、庶路川（20 箇所）、コイトイ川・古川（4 箇所）

＜普通河川の管理＞

普通河川（242 河川 延長 704.1km）、準用河川（5 河川 延長 10.4km）

② 高波・高潮・津波等危険区域及び整備計画

平成 20 年 1 月 11 日現在

番号	危険区域の現況					予想される被害				法令等における指定状況						整備計画	
	海岸名	海岸線危険 区域延長 (m)	指定済 延長 (m)	海岸保全施設 のある区域延 長 (m)	災害の 要因	住家 (戸)	公共施設 (棟)	道路	その他	指定 機関	法令名	指定 年月日	指定 番号	危険区域 との関連		実施 機関	概要
														全部	一部		
1	和天別	5000	4480	0	侵食					道	海岸法	S36.5.30	1228		○	道 (建設部)	
2	白糠	830	830	コンクリート 護岸 830	侵食	5		町道 御園川 沿線	農地宅地 104ha	道	海岸法	S36.5.30	1228	○		道 (農政部)	異形ブロッ 830m 平1整備完了
3	白糠	1169	769	769	侵食	250	白糠生活館			道	海岸法	S55.10.9	2527		○	道 (建設部)	基本計画あり
4	白糠	765	765	765 (漁港用保全 施設との計)	津波	60		国道 38号		道	海岸法	S36	656	○		道 (水産林務 部)	海岸護岸・漁港 施設
5	岬	465	465	160	侵食	60				道	海岸法	S56.6.29	1435	○		道 (建設部)	基本計画あり
6	刺牛	2279	2279	2259	侵食	90	刺牛集会所			道	海岸法	S56.6.29	1435	○		道 (建設部)	基本計画あり
7	庶路	1493	958	780	侵食	5				道	海岸法	S56.6.29	1435		○	道 (建設部)	平成5年度より 着工(離岸堤6 基)
8	庶路	1310	1310	コンクリート 護岸 1308 根固 1310	浸食	125	旧庶路中学校			道	海岸法	S36.5.30	1228	○		道 (農政部)	S57 整備完了
9	コイトイ	7000	6465	300	津波	40	物産センター 恋問館 恋問集会所	国道 38号		道	海岸法	S57.12.13	2426		○	道 (建設部)	異形ブロッ 830m 平1整備完了
計	9																

③ 市街地における低地帯の浸水予想区域及び整備計画

平成 20 年 1 月 11 日現在

番号	危険区域の現況					予想される被害				法令等における指定状況						整備計画	
	市町村名	地区名	場所	危険区域 面積(ha)	災害の 要因	住家 (戸)	公共施設 (棟)	道路	その他	指定 機関	法令名	指定 年月日	指定番号	危険区域 との関連		実施 機関	概要
														全部	一部		
1	白糠町	西1条 南4丁目	同左	0.6	溢水	66		町道								町	平3 工事施工
2	白糠町	庶路宮下	同左	40.0	溢水	167	宮下集会所 1	国道 38号 町道	JR 根室本線							町	H12～ 施工
計		2															

○洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設（水防法第15条第1項4のロ）

No	施設名称	所在地	連絡先
1	白糠こども園	白糠町西5条北2丁目1番地1	2-3460
2	町立白糠学園	白糠町西5条北2丁目1番地1	2-2828
3	白糠高等学校	白糠町西1条南1丁目2番地25	9-2277
4	ふれあい児童館	白糠町西庶路東2条北3丁目2番地1	5-4006
5	ケアホーム春風	白糠町庶路宮下2丁目2番地29	5-9600

④ 地すべり・がけ崩れ・土石流危険渓流等危険区域及び予防計画

令和4年1月4日現在

区分	図番号	箇所番号	箇所名	指定区分		指定年度		予防計画
				警戒区域	特別警戒区域			
急傾斜地崩壊危険 一覧	急001	I-9-75-2796	白糠東3条北1丁目1	○	○	H25		
	急002	I-9-76-2797	白糠東3条北1丁目2	○		R3		
	急003	I-9-77-2798	白糠東3条北2丁目	○	○	R3		
	急004	I-9-78-2799	白糠岬2丁目	○	○	R3		
	急005	I-9-79-2800	白糠刺牛2丁目	○	○	R3		
	急006	Ⅱ-9-40-2134	白糠東3条北3丁目1	○	○	R3		
	急007	Ⅱ-9-41-2135	白糠東3条北3丁目2	○	○	R3		
	急008	Ⅱ-9-42-2136	白糠東3条北5丁目	○	○	H28		
	急009	Ⅱ-9-43-2137	白糠刺牛3丁目	○	○	R3		
	急010	Ⅱ-9-44-2138	白糠庶路2丁目	○	○	H28		
	急011	Ⅱ-9-45-2139	白糠庶路宮下5丁目	○	○	H28		
	急012	Ⅱ-9-46-2140	白糠庶路宮下5丁目	○	○	H28		
	急013	Ⅲ-9-37-790	白糠橋西	○	○	H28		
	急014	Ⅲ-9-38-791	白糠東3条北6丁目	○	○	H28		
	急015	Ⅲ-9-39-792	白糠庶路宮下5丁目	○	○	H28		
土石流危険渓流一	土001	Ⅱ91-40	大秋の1の沢川	○		H28		

白糠町地域防災計画 資料編

区分 覧	図番号	箇所番号	箇所名	指定区分		指定年度		予防計画
				警戒区域	特別警戒区域			
	土 002	Ⅱ-91-60	茶路 2 の沢川	○		H28		
	土 003	Ⅱ-91-70	茶路 1 の沢川	○		H28		
	土 005	Ⅱ-91-90	上茶路 1 の沢川	○		H28		
	土 006	Ⅱ-91-100	上茶路川	○		H28		
	土 007	Ⅱ-91-120	新縫別 1 号川	○	○	H28		
	土 008	Ⅱ-91-130	縫別 1 号川	○	○	H28		
	土 009	Ⅱ-91-140	鍛高の沢川	○		H28		
	土 010	Ⅱ-91-150	ポンヒサイシ川	○	○	H28		
	土 011	I-91-160	松川沢川	○		H25		
	土 012	Ⅱ-91-170	東栄 2 の沢川	○	○	H28		
	土 013	Ⅱ-91-180	東栄 1 の沢川	○		H28		
	土 014	I-91-190	日の出沢川	○		H28		
	土 015	I-91-200	シカリカップ 1 の沢川	○		R 3		
	土 016	Ⅱ-91-210	シカリカップ 2 の沢川	○	○	H28		
	土 017	Ⅱ-91-220	シカリカップ 3 の沢川	○		H28		
	土 018	I-91-230	下刺牛沢川	○		H24		北海道(林務部) H25～26：谷止 工 3 基、 土留工 2 基 北海道(建設管理部)

白糠町地域防災計画 資料編

区分	図番号	箇所番号	箇所名	指定区分		指定年度		予防計画
				警戒区域	特別警戒区域			
								H27 度完成：砂防堰堤
	土 019	Ⅱ-91-240	刺牛 1 号川	○		H24		
	土 019	Ⅱ-91-240-1	刺牛 2 号川	○		H24		北海道(林務部) H25～26：谷止工 6 基 北海道(建設管理部) H28 度完成：砂防堰堤、床固工
	土 020	Ⅱ-91-260	刺牛 3 の沢川	○	○	R 3		
	土 021	Ⅱ-91-270	上新興の沢川	○	○	H28		
	土 022	Ⅱ-91-280	稲田の沢川	○		R 3		
地すべり危険箇所 一覧	地 001	9-1-413	小鳥の森	○		R 3		
	地 002	9-2-414	刺牛	○		R 3		
	地 004	9-4-416	上茶路 2	○		R 3		
	地 005	9-5-417	住吉 1	○		R 3		
	地 006	9-6-418	住吉 2	○		R 3		
	地 007	③-9-668-668-0009	石炭岬	○		R 3		
	地 008	③-9-668-668-0018	左股 1	○		R 3		

※ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律指定関係

○土砂災害想定区域内の要配慮者利用施設

No	施設名称	所在地	連絡先
1	白糠立正保育園	白糠町東3条北1丁目2番地52	2-2670

・砂防法指定関係

区分	番号	河川名	溪流名	指定面積	指定日
砂防指定地一覧	27	庶路川	クッシュナイ沢	5.33ha	S37.9.15
	28	庶路川	クッシュナイ沢	1.07ha	S39.2.28
	29	外ソチ川	1 号川	6.79ha	S48.5.12
	30	庶路川	中央の沢川	5.42ha	S51.2.7
	31	庶路川	石の花川	6.74ha	S53.4.27
	32	ルウナ川	ルウナ川	7.22ha	S62.9.5
	33	庶路川	中央の沢川	8.68ha	H3.1.10
	34	茶路川	オッサペ川	4.00ha	S54.5.17
	35	茶路川	マカヨ川	6.31ha	H6.9.1
	60	茶路川	松川沢川	13.61ha	H12.8.9
	36	刺牛川	刺牛 1 号川	0.76ha	S60.8.10
	66	下刺牛沢川	下刺牛沢川	4.92ha	H25.3.13
	67	刺牛 2 号川	刺牛 2 号川	6.07ha	H25.3.13
	68	下刺牛沢川	下刺牛沢川	0.95ha	H26.2.14
	69	刺牛 2 号川	刺牛 2 号川	5.57ha	H26.2.14
	70	刺牛川	刺牛 1 号川	4.16ha	H27.2.25

・地すべり等防止法指定関係

区分	番号	区域名	指定面積	指定日
地すべり防止区域	12	小島の森	11.07ha	H9.10.28
	13	岬	6.44ha	H16.3.26

⑤ 雪崩危険区域及び整備計画

平成 20 年 1 月 11 日現在

番号	危険区域の概況			予想される被害				法令等における指定等						整備計画	
	地区名	場所	危険区域 面積 (ha)	住家 (戸)	公共施設 等	道路	その他	指定機関	法令等	指定 年月日	指定 番号	指定区域 との関連		実施機関	概要
												全域	一部		
1	泊 石炭岬	同左	5.0	55		国道 38号	JR 根室本線							道 (建設部)	
2	刺牛	//	3.6	30											
計		2													

⑥ 防災拠点等整備計画

(第8章 第5節関係)

番号	区分	機能	整備拠点	所在地	整備概要	規模（現行）等
1	【中枢防災拠点】 応急対策活動で重要となる機能を停滞することなく実施するため、機能の集約及び整備をする。	(1) 災害対策本部 (2) 避難者の一時収容 (3) 重要な情報システムの保護とバックアップ	白糠町役場	西1条南1丁目	・重要防災拠点機能 ・非常用電源 ・避難階段	R C造地上3階建地下1階 建設年：昭和60年
2	【地域防災拠点】 中枢防災拠点を補完し、効果的な災害対応を可能とするため、柔軟な手段を用い防災拠点として機能するよう整備をする。	(1) 災害対策本部の補完、現地対策本部 (2) 防災関係機関の活動拠点 (3) 災害医療救護所 (4) 避難者の収容 (5) 資機材、食料等の備蓄 (6) ヘリコプターの離発着	白糠消防庁舎	西1条北4丁目	・防災拠点耐震改修 ・地域防災拠点機能 ・非常用電源 ・一時避難施設 ・防災行政無線設備 ・消防無線設備	R C造地上2階建て1部3階 延床面積：2,121.22 m ² 建設年：令和2年
3		(1) 地域住民の指定緊急避難場所への円滑な避難経路 (2) 消防資機材、緊急車両等大型車両通行を担保する	＜避難路＞ 町道 栄橋通り	東1・2条北5・6丁目	・幅員拡張、歩道整備等	道路幅員：5.5m 道路延長：550m 避難対象地域： 東1条北4～6丁目、東2条北4～6丁目 避難対象人数：357人(186世帯)
4		(1) 地域住民の指定緊急避難場所への円滑な避難経路 (2) 避難者の収容	＜避難場所＞ ＜避難路＞ 白糠中学校裏山	西5条北1番地 2、2番地2 和天別84番地 3、4 和天別102番地 和天別2438番地	・津波指定避難場所整備 ・津波指定避難場所用避難路整備	津波指定避難場所：300 m ² 拡張 避難路： ①既設延長310m改良 ②新設延長150m改良 ③新設延長510m改良舗装(町道)

⑦ 山地災害危険地区一覧

道 有 林	番号	地区区分	地区名	位 置				溪流名
				郡・市	町・村	大字	字	
	1	山腹崩壊	刺牛1	白糠郡	白糠町		字刺牛	刺牛1
	2	山腹崩壊	刺牛2	白糠郡	白糠町		字刺牛	刺牛2
	3	山腹崩壊	刺牛3	白糠郡	白糠町		字刺牛	刺牛3
	4	山腹崩壊	刺牛4	白糠郡	白糠町		字刺牛	刺牛4
	5	山腹崩壊	白糠市街1	白糠郡	白糠町		字白糠	白糠市街1
	6	山腹崩壊	白糠市街2	白糠郡	白糠町		字白糠	白糠市街2
	7	山腹崩壊	和天別地区	白糠郡	白糠町		和天別	和天別地区
	8	山腹崩壊	白糠市街5	白糠郡	白糠町		字白糠	白糠市街5
	9	山腹崩壊	中庶路1	白糠郡	白糠町		字庶路1	中庶路1
	10	山腹崩壊	中庶路2	白糠郡	白糠町		字庶路	中庶路2
	11	山腹崩壊	中庶路3	白糠郡	白糠町		字庶路	中庶路3
	12	山腹崩壊	中庶路4	白糠郡	白糠町		字庶路	中庶路4
	13	山腹崩壊	中庶路5	白糠郡	白糠町		字庶路	中庶路5
	14	山腹崩壊	太田地先	白糠郡	白糠町		字庶路	太田地先
	15	山腹崩壊	新興地区	白糠郡	白糠町	大字庶路	字新興	新興地区
	16	山腹崩壊	留田の沢	白糠郡	白糠町		和天別	留田の沢
道	18	山腹崩壊	シュートナイー1	白糠郡	白糠町		白糠甲区	シュートナイー1
道	19	山腹崩壊	シュートナイー2	白糠郡	白糠町		白糠甲区	シュートナイー2
道	20	山腹崩壊	シュートナイー3	白糠郡	白糠町		白糠甲区	シュートナイー3
道	21	山腹崩壊	マリの沢	白糠郡	白糠町		白糠甲区	マリの沢
道	22	山腹崩壊	シュートナイー5	白糠郡	白糠町		白糠甲区	シュートナイー5
道	23	山腹崩壊	シュートナイー6	白糠郡	白糠町		白糠甲区	シュートナイー6
道	24	山腹崩壊	シュートナイー7	白糠郡	白糠町		白糠甲区	シュートナイー7
道	25	山腹崩壊	シュートナイー8	白糠郡	白糠町		白糠甲区	シュートナイー8
道	26	山腹崩壊	シュートナイー9	白糠郡	白糠町		白糠甲区	シュートナイー9
道	27	山腹崩壊	シュートナイー10	白糠郡	白糠町		白糠甲区	シュートナイー10
道	28	山腹崩壊	シュートナイー11	白糠郡	白糠町		白糠甲区	シュートナイー11
道	29	山腹崩壊	押出の沢	白糠郡	白糠町		白糠甲区	押出の沢
道	30	山腹崩壊	シュートナイー13	白糠郡	白糠町		白糠甲区	シュートナイー13
道	31	山腹崩壊	トンベツー1	白糠郡	白糠町		白糠甲区	トンベツー1
道	32	山腹崩壊	東宝の沢	白糠郡	白糠町		白糠甲区	東宝の沢
道	33	山腹崩壊	トンベツー3	白糠郡	白糠町		白糠甲区	トンベツー3
道	34	山腹崩壊	トンベツー4	白糠郡	白糠町		白糠甲区	トンベツー4
道	35	山腹崩壊	トンベツー5	白糠郡	白糠町		白糠甲区	トンベツー5
道	36	山腹崩壊	トンベツー6	白糠郡	白糠町		白糠甲区	トンベツー6
道	37	山腹崩壊	トンベツー7	白糠郡	白糠町		白糠甲区	トンベツー7
道	38	山腹崩壊	ビラウンナイー1	白糠郡	白糠町		白糠甲区	ビラウンナイー1
道	39	山腹崩壊	ビラウンナイー2	白糠郡	白糠町		白糠甲区	ビラウンナイー2
道	40	山腹崩壊	ビラウンナイー3	白糠郡	白糠町		白糠甲区	ビラウンナイー3
道	41	山腹崩壊	ビラウンナイー4	白糠郡	白糠町		白糠甲区	ビラウンナイー4
道	42	山腹崩壊	ビラウンナイー5	白糠郡	白糠町		白糠甲区	ビラウンナイー5
道	43	山腹崩壊	ビラウンナイー6	白糠郡	白糠町		白糠甲区	ビラウンナイー6
道	44	山腹崩壊	ビラウンナイー7	白糠郡	白糠町		白糠甲区	ビラウンナイー7
道	45	山腹崩壊	奥ビラウンナイー1	白糠郡	白糠町		白糠甲区	奥ビラウンナイー1
道	46	山腹崩壊	奥ビラウンナイー2	白糠郡	白糠町		白糠甲区	奥ビラウンナイー2
道	47	山腹崩壊	奥ビラウンナイー3	白糠郡	白糠町		白糠甲区	奥ビラウンナイー3
道	48	山腹崩壊	奥ビラウンナイー4	白糠郡	白糠町		白糠甲区	奥ビラウンナイー4
道	49	山腹崩壊	奥ビラウンナイー5	白糠郡	白糠町		白糠甲区	奥ビラウンナイー5
道	50	山腹崩壊	奥ビラウンナイー6	白糠郡	白糠町		白糠甲区	奥ビラウンナイー6

白糠町地域防災計画 資料編

道 有 林	番号	地区区分	地区名	位 置				溪流名
				郡・市	町・村	大字	字	
道	51	山腹崩壊	奥ビラウンナイー7	白糠郡	白糠町		白糠甲区	奥ビラウンナイー7
道	52	山腹崩壊	奥ビラウンナイー8	白糠郡	白糠町		白糠甲区	奥ビラウンナイー8
道	53	山腹崩壊	奥ビラウンナイー9	白糠郡	白糠町		白糠甲区	奥ビラウンナイー9
道	54	山腹崩壊	奥ビラウンナイー10	白糠郡	白糠町		白糠甲区	奥ビラウンナイー10
道	55	山腹崩壊	奥ビラウンナイー11	白糠郡	白糠町		白糠甲区	奥ビラウンナイー11
道	56	山腹崩壊	奥ビラウンナイー12	白糠郡	白糠町		白糠甲区	奥ビラウンナイー12
道	57	山腹崩壊	奥ビラウンナイー13	白糠郡	白糠町		白糠甲区	奥ビラウンナイー13
道	58	山腹崩壊	奥ビラウンナイー14	白糠郡	白糠町		白糠甲区	奥ビラウンナイー14
	1	地すべり危険地区	上庶路1	白糠郡	白糠町		字上庶路	上庶路1
	2	地すべり危険地区	中茶路1	白糠郡	白糠町		字茶路	中茶路1
	3	地すべり危険地区	中庶路	白糠郡	白糠町		字庶路	中庶路
	4	地すべり危険地区	中茶路2	白糠郡	白糠町		字茶路	中茶路2
	5	地すべり危険地区	上庶路2	白糠郡	白糠町		字上庶路	上庶路2
	6	地すべり危険地区	西茶路	白糠郡	白糠町		字茶路	西茶路
	7	地すべり危険地区	西庶路	白糠郡	白糠町		字庶路	西庶路
	8	地すべり危険地区	和天別川下流	白糠郡	白糠町		和天別	和天別川下流
	9	地すべり危険地区	石炭岬	白糠郡	白糠町		字刺牛	石炭岬
	10	地すべり危険地区	南上茶路	白糠郡	白糠町		字上茶路	南上茶路
	11	地すべり危険地区	南大曲1	白糠郡	白糠町		字上茶路	南大曲1
	12	地すべり危険地区	南大曲2	白糠郡	白糠町		字上茶路	南大曲2
	13	地すべり危険地区	二股	白糠郡	白糠町		字上茶路	二股
	14	地すべり危険地区	大平	白糠郡	白糠町		和天別	大平
	15	地すべり危険地区	御仁田	白糠郡	白糠町		字茶路	御仁田
	16	地すべり危険地区	川島1	白糠郡	白糠町		和天別	川島1
	17	地すべり危険地区	川島2	白糠郡	白糠町		和天別	川島2
	18	地すべり危険地区	左股1	白糠郡	白糠町		字上茶路	左股1
	19	地すべり危険地区	左股2	白糠郡	白糠町		字上茶路	左股2
	20	地すべり危険地区	左股3	白糠郡	白糠町		字上茶路	左股3
	21	地すべり危険地区	上茶路	白糠郡	白糠町		字上茶路	上茶路
	22	地すべり危険地区	神社の沢	白糠郡	白糠町		オオナイ	神社の沢
	23	地すべり危険地区	上庶路	白糠郡	白糠町		字上庶路	上庶路
道	24(23)	地すべり危険地区	牧場の沢	白糠郡	白糠町		白糠甲区	牧場の沢
道	25(24)	地すべり危険地区	マリの沢	白糠郡	白糠町		白糠甲区	マリの沢
	26	地すべり危険地区	上庶路	白糠郡	白糠町		上庶路	上庶路
	1	崩壊土砂流出	遠藤の沢	白糠郡	白糠町		和天別	遠藤の沢
	2	崩壊土砂流出	渋谷の沢	白糠郡	白糠町		字茶内	渋谷の沢
	3	崩壊土砂流出	熊の沢	白糠郡	白糠町		字茶路	熊の沢
	4	崩壊土砂流出	大苗の沢	白糠郡	白糠町		字中茶路	大苗の沢
	5	崩壊土砂流出	御礼部の沢	白糠郡	白糠町		字中茶路	御礼部の沢
	6	崩壊土砂流出	御礼部2の沢	白糠郡	白糠町		字中茶路	御礼部2の沢
	7	崩壊土砂流出	マカヨの沢	白糠郡	白糠町		字中茶路	マカヨの沢
	8	崩壊土砂流出	丸子の沢	白糠郡	白糠町		字中茶路	丸子の沢
	9	崩壊土砂流出	茶路の沢	白糠郡	白糠町		字中茶路	茶路の沢
	10	崩壊土砂流出	尾関の沢	白糠郡	白糠町		字中茶路	尾関の沢
	11	崩壊土砂流出	イオロウシの沢	白糠郡	白糠町		字中茶路	イオロウシの沢
	12	崩壊土砂流出	対木の沢	白糠郡	白糠町		字中茶路	対木の沢
	13	崩壊土砂流出	中野の沢	白糠郡	白糠町		字中茶路	中野の沢
	14	崩壊土砂流出	セタラの沢	白糠郡	白糠町		字中茶路	セタラの沢
	15	崩壊土砂流出	江口の沢	白糠郡	白糠町		字中茶路	江口の沢
	16	崩壊土砂流出	五郎の沢	白糠郡	白糠町		字中茶路	五郎の沢
	17	崩壊土砂流出	大崎第1の沢	白糠郡	白糠町		字中茶路	大崎第1の沢

白糠町地域防災計画 資料編

道 有 林	番号	地区区分	地区名	位 置				溪流名
				郡・市	町・村	大字	字	
	18	崩壊土砂流出	大崎第2の沢	白糠郡	白糠町		字中茶路	大崎第2の沢
	19	崩壊土砂流出	鍛高の沢	白糠郡	白糠町		字中茶路	鍛高の沢
	20	崩壊土砂流出	松本の沢	白糠郡	白糠町		字中茶路	松本の沢
	21	崩壊土砂流出	神社の沢	白糠郡	白糠町		字上茶路	神社の沢
	22	崩壊土砂流出	大和の沢	白糠郡	白糠町		字上茶路	大和の沢
	23	崩壊土砂流出	笹の沢	白糠郡	白糠町		字上茶路	笹の沢
	24	崩壊土砂流出	杵渕の沢	白糠郡	白糠町		字上茶路	杵渕の沢
	25	崩壊土砂流出	ケトンチ第2の沢	白糠郡	白糠町		字本岐	ケトンチ第2の沢
	26	崩壊土砂流出	イロベツの沢	白糠郡	白糠町		字上茶路	イロベツの沢
	27	崩壊土砂流出	炭鉱の沢	白糠郡	白糠町		字庶路	炭鉱の沢
	28	崩壊土砂流出	イルモクナイ沢	白糠郡	白糠町		字庶路	イルモクナイ沢
	29	崩壊土砂流出	松野の沢	白糠郡	白糠町		字庶路	松野の沢
	30	崩壊土砂流出	松野第2の沢	白糠郡	白糠町		字庶路	松野第2の沢
	31	崩壊土砂流出	上庶路神社の沢	白糠郡	白糠町		字庶路	上庶路神社の沢
	32	崩壊土砂流出	江崎の沢	白糠郡	白糠町		字庶路	江崎の沢
	33	崩壊土砂流出	神社第2の沢	白糠郡	白糠町		字上茶路	神社第2の沢
	34	崩壊土砂流出	神社第3の沢	白糠郡	白糠町		字上茶路	神社第3の沢
	35	崩壊土砂流出	熊の沢	白糠郡	白糠町		字上庶路	熊の沢
	36	崩壊土砂流出	稲田の沢	白糠郡	白糠町		字上庶路	稲田の沢
	37	崩壊土砂流出	慶伊の沢	白糠郡	白糠町		字上庶路	慶伊の沢
	38	崩壊土砂流出	タンタカ団地2号沢	白糠郡	白糠町		字タンタカ	タンタカ団地2号沢
	39	崩壊土砂流出	タンタカ団地	白糠郡	白糠町		字タンタカ	タンタカ団地
	40	崩壊土砂流出	平賀団地	白糠郡	白糠町		字タンタカ	平賀団地
	41	崩壊土砂流出	タンタカ団地3号の沢	白糠郡	白糠町		字タンタカ	タンタカ団地3号の沢
	42	崩壊土砂流出	鉄道の沢	白糠郡	白糠町		字ノイベツ	鉄道の沢
	43	崩壊土砂流出	平賀第3の沢	白糠郡	白糠町		字タンタカ	平賀第3の沢
	44	崩壊土砂流出	尾関第2の沢	白糠郡	白糠町		字中茶路	尾関第2の沢
	45	崩壊土砂流出	江口の沢	白糠郡	白糠町		字タンタカ	江口の沢
	46	崩壊土砂流出	江口2号の沢	白糠郡	白糠町		字タンタカ	江口2号の沢
	47	崩壊土砂流出	ケトンチ第3の沢	白糠郡	白糠町		字本岐	ケトンチ第3の沢
	48	崩壊土砂流出	平賀第4の沢	白糠郡	白糠町		字タンタカ	平賀第4の沢
	49	崩壊土砂流出	大石の沢	白糠郡	白糠町		字上茶路	大石の沢
	50	崩壊土砂流出	十条の沢	白糠郡	白糠町		字上茶路	十条の沢
	51	崩壊土砂流出	平賀の沢	白糠郡	白糠町		字タンタカ	平賀の沢
	52	崩壊土砂流出	松林の沢	白糠郡	白糠町		字上庶路	松林の沢
	53	崩壊土砂流出	鳥居の沢	白糠郡	白糠町		字川西	鳥居の沢
	54	崩壊土砂流出	ケトンチの沢	白糠郡	白糠町		字本岐	ケトンチの沢
	55	崩壊土砂流出	富田の沢	白糠郡	白糠町	大字白糠	字川島	富田の沢
	56	崩壊土砂流出	松田の2沢	白糠郡	白糠町		字恋隠	松田の2沢
	57	崩壊土砂流出	道々の沢	白糠郡	白糠町	大字庶路	字中庶路	道々の沢
	58	崩壊土砂流出	平賀の沢2	白糠郡	白糠町		字タンタカ	平賀の沢2
	59	崩壊土砂流出	マカヨの沢	白糠郡	白糠町		字中茶路	マカヨの沢
	60	崩壊土砂流出	ケトンチ第4の沢	白糠郡	白糠町		字本岐	ケトンチ第4の沢
	61	崩壊土砂流出	ケトンチ第5の沢	白糠郡	白糠町		字本岐	ケトンチ第5の沢
	62	崩壊土砂流出	ケトンチ第6の沢	白糠郡	白糠町		字本岐	ケトンチ第6の沢
	63	崩壊土砂流出	ケトンチ第7の沢	白糠郡	白糠町		字本岐	ケトンチ第7の沢
	64	崩壊土砂流出	和天別第1の沢	白糠郡	白糠町		和天別	和天別第1の沢
	65	崩壊土砂流出	和天別第2の沢	白糠郡	白糠町		和天別	和天別第2の沢
	66	崩壊土砂流出	和天別第3の沢	白糠郡	白糠町		和天別	和天別第3の沢
道	101 (60)	崩壊土砂流出	コガラシの沢	白糠郡	白糠町		上茶路	コガラシの沢

白糠町地域防災計画 資料編

道 有 林	番号	地区区分	地区名	位 置				溪流名
				郡・市	町・村	大字	字	
道	102(61)	崩壊土砂流出	炭ヤキの沢	白糠郡	白糠町		上茶路	炭ヤキの沢
道	103(62)	崩壊土砂流出	牧場の沢	白糠郡	白糠町		上茶路	牧場の沢
道	104(63)	崩壊土砂流出	フキの沢	白糠郡	白糠町		上茶路	フキの沢
道	105(64)	崩壊土砂流出	マリの沢	白糠郡	白糠町		上茶路	マリの沢
道	106(65)	崩壊土砂流出	押出の沢	白糠郡	白糠町		上茶路	押出の沢
道	107(66)	崩壊土砂流出	アカネの沢	白糠郡	白糠町		白糠甲区	アカネの沢
道	67	崩壊土砂流出	ガンケの沢	白糠郡	白糠町		白糠甲区	ガンケの沢
道	68	崩壊土砂流出	コバの沢	白糠郡	白糠町		白糠甲区	コバの沢
道	69	崩壊土砂流出	イワナの沢	白糠郡	白糠町		白糠甲区	イワナの沢
道	70	崩壊土砂流出	ピラウンナイの沢	白糠郡	白糠町		白糠甲区	ピラウンナイの沢
道	71	崩壊土砂流出	ボーリングの沢	白糠郡	白糠町		白糠甲区	ボーリングの沢
道	72	崩壊土砂流出	ソネの沢	白糠郡	白糠町		白糠甲区	ソネの沢
道	73	崩壊土砂流出	ヤツナミの沢	白糠郡	白糠町		白糠甲区	ヤツナミの沢
道	74	崩壊土砂流出	ヒラウの沢	白糠郡	白糠町		白糠甲区	ヒラウの沢
道	75	崩壊土砂流出	オノ沢	白糠郡	白糠町		白糠甲区	オノ沢
道	76	崩壊土砂流出	左の沢	白糠郡	白糠町		白糠甲区	左の沢
道	77	崩壊土砂流出	ピラウンナイの沢	白糠郡	白糠町		白糠甲区	ピラウンナイの沢
道	78	崩壊土砂流出	カツラの沢	白糠郡	白糠町		白糠甲区	カツラの沢
道	79	崩壊土砂流出	サクラの沢	白糠郡	白糠町		白糠甲区	サクラの沢
道	80	崩壊土砂流出	ハコの沢	白糠郡	白糠町		白糠甲区	ハコの沢
道	81	崩壊土砂流出	東宝の沢	白糠郡	白糠町		白糠甲区	東宝の沢
道	82	崩壊土砂流出	タイラの沢	白糠郡	白糠町		白糠甲区	タイラの沢
道	83	崩壊土砂流出	マヨイの沢	白糠郡	白糠町		白糠甲区	マヨイの沢
道	84	崩壊土砂流出	雑木の沢	白糠郡	白糠町		白糠甲区	雑木の沢
道	85	崩壊土砂流出	日暮の沢	白糠郡	白糠町		白糠甲区	日暮の沢
道	86	崩壊土砂流出	トンベツ右の沢	白糠郡	白糠町		白糠甲区	トンベツ右の沢
道	87	崩壊土砂流出	クワの沢	白糠郡	白糠町		白糠甲区	クワの沢
道	88	崩壊土砂流出	ボンイロウベツの沢	白糠郡	白糠町		上茶路	ボンイロウベツの沢
道	89	崩壊土砂流出	立田の沢	白糠郡	白糠町		上茶路	立田の沢
道	90	崩壊土砂流出	藤原の沢	白糠郡	白糠町		白糠甲区	藤原の沢
道	91	崩壊土砂流出	釧勝1号の沢	白糠郡	白糠町		白糠甲区	釧勝1号の沢
道	92	崩壊土砂流出	釧勝2号の沢	白糠郡	白糠町		白糠甲区	釧勝2号の沢
道	93	崩壊土砂流出	奥の沢	白糠郡	白糠町		白糠甲区	奥の沢
道	94	崩壊土砂流出	送電線の沢	白糠郡	白糠町		上茶路	送電線の沢
道	95	崩壊土砂流出	クモの沢	白糠郡	白糠町		上茶路	クモの沢
道	96	崩壊土砂流出	ユキの沢	白糠郡	白糠町		上茶路	ユキの沢
道	97	崩壊土砂流出	釧勝3号の沢	白糠郡	白糠町		上茶路	釧勝3号の沢
道	98	崩壊土砂流出	釧勝4号の沢	白糠郡	白糠町		上茶路	釧勝4号の沢
道	99	崩壊土砂流出	釧勝5号の沢	白糠郡	白糠町		上茶路	釧勝5号の沢
道	100	崩壊土砂流出	釧勝6号の沢	白糠郡	白糠町		上茶路	釧勝6号の沢
	108	崩壊土砂流出	演習林の沢	白糠郡	白糠町		和天別	演習林の沢
	109	崩壊土砂流出	新興の沢	白糠郡	白糠町		庶路	新興の沢

※ 北海道山地災害危険地区は下記のURLから所在を記した地図を地点ごとに検索して確認できます。

北海道水産林務部治山課「北海道の山地災害危険地区情報」北海道山地災害危険地区マップ

<http://www.hcc-s.jp/sanchisaigai/>

⑧ 危険物貯蔵所等所在地

区分	番号	施設名	設置住所	品名	数量	備考
屋内タンク貯蔵所						
	1	北海道白糠高等学校	西4条北2丁目2-8	A重油	85000	
	2	㈱北海道銀行白糠支店	東2条南2丁目3-3	灯油	19500	
簡易タンク貯蔵所						
	1	釧路空港ゴルフクラブ	大楽毛31番地197	ガソリン	5970	
屋内貯蔵所						
	1	札幌ベニヤ㈱コイトイ工場合板工場	恋問6丁目1-7	第1石油 第2石油 第3石油	100000 200000 100000	
	2	札幌ベニヤ㈱コイトイ工場 IST 工場	恋問6丁目1-7	第1石油 第2石油 アルコール類	200000 300000 8000	
	3	札幌ベニヤ㈱コイトイ工場フローア工場	恋問6丁目1-7	第1石油 第2石油 第3石油	20000 40000 200000	
	4	ニチレキ㈱釧路営業所	工業団地1丁目	第1石油 第3石油	109800 100	
屋外タンク貯蔵所						
	1	出光リテール販売㈱	西庶路東3条南2丁目1	A重油	500000	
	2	出光リテール販売㈱	西庶路東3条南2丁目1	灯油	500000	
	3	ニチレキ㈱釧路営業所	工業団地1丁目	灯油	150000	
	4	㈱マルサ笹谷商店釧白工場	庶路甲区6番地578	A重油	50000	
	5	建業資材(有)	庶路甲区39番4	灯油	170000	
	6	広洋水産㈱缶詰工場	庶路甲区6番地584	灯油	20000	
	7	白糠生コン㈱	西庶路西3条北1丁目	重油	100000	
	8	広洋水産㈱ミール工場	庶路甲区6番地598	A重油	180000	
	9	白糠バイオマス発電所	工業団地3丁目3番地1	A重油	40000	
一般取扱所						
	1	出光リテール販売㈱	西庶路東3条南2丁目1	第2石油灯 第3石油重	88000 20000	
	2	新生建設運輸㈱	西庶路西1条南3丁目	灯油・軽油	40000	
	3	建業資材(有)	庶路甲区39番4	灯油	90000	
	4	トーヨー工業㈱	工業団地4丁目2-6	重油	112080	
	5	北海道信用販売㈱（詰替）	東1条南2丁目2-23	灯油	295000	
	6	㈱三ツ輪商会白糠営業所（詰替）	西庶路東2条北1丁目	灯油	192000	

[illegible]

白糠町地域防災計画 資料編

[illegible]

白糠町地域防災計画 資料編

[illegible]

⑨ 災害記録

年 月 日	種 別	地 域	被 害 状 況
昭和27. 3. 4	地 震	全 域	十勝沖地震 マグニチュード8.2震度5 死者1名 民家・公共施設等で多数被害発生
昭和29.	冷 害		農家で甚大な被害
昭和35. 3. 12	大 雨 融 雪	全 域	3月12日～13日にかけて雨量120ミリ 融雪と重なり被害多し 床下浸水13戸 床上浸水3戸 橋梁流失4ヶ所 道路欠壊4ヶ所
昭和35. 5. 24	津 波	海岸全域	チリ地震の影響により太平洋沿岸地域に大きな被害を与えたが、当地域は軽微な被害にとどまる 床下浸水20戸 倉庫等流失5戸 道路欠壊1ヶ所
昭和36. 10. 6	台 風	全 域	台風18号により、特に庶路沢被害甚大、本岐鉦、新白糠炭鉦も多くの被害有り 死者1名 床下浸水57戸 床上浸水14戸 橋梁流失4ヶ所 道路欠壊18ヶ所 畑冠水8.9ha
昭和36. 10. 29	台 風 高 潮	海岸地域	台風26号通過に伴う高潮被害発生 床下浸水19戸 床上浸水21戸 海岸保全流失300m その他漁具等の被害甚大
昭和37. 1. 2	暴風雪 高 潮	海岸全域	漁港停泊中の漁船5隻大破 海岸保全15m破損
昭和37. 8. 3	台 風	全 域	台風9号による集中豪雨101ミリ 床下浸水14戸 床上浸水6戸 道路欠壊2ヶ所 橋梁流失5ヶ所 河川欠壊17ヶ所 畑流失501.9ha
昭和38. 8. 8	集中豪雨	全 域	雨量125ミリ床下浸水30戸 床上浸水16戸 道路欠壊数ヶ所被害甚大
昭和39. 6. 4	集中豪雨	全 域	雨量縫別地区180ミリ 白糠市街97ミリ 床下浸水27戸 床上浸水21戸 橋梁流失8ヶ所 道路・河川欠壊30ヶ所 畑流失50.5ha
昭和39.	冷 害		農家被害多し
昭和40. 1. 9	暴風雪 高 波	海岸地域	低気圧通過に伴うもの 全壊2戸 半壊3戸 床下浸水14戸 床上浸水24戸 海岸保全3ヶ所 漁船37隻大中破 その他被害多し
昭和40. 9. 10	台 風	全 域	台風23号 雨量148ミリ 橋梁流失18ヶ所 道路・河川欠壊31ヶ所 床下浸水40戸 床上浸水38戸 畑流失冠水186ha その他被害甚大
昭和42. 4. 11	暴風雨	全 域	低気圧通過による 雨量70ミリ 床下浸水38戸 道路・河川欠壊11ヶ所

年 月 日	種 別	地 域	被 害 状 況
昭和42. 6. 29	集中豪雨	全 域	低気圧による 雨量140ミリ 床下浸水29戸 床上浸水2戸 道路・河川欠壊7ヶ所
昭和44. 5. 30	集中豪雨	全 域	低気圧による 雨量126ミリ 床下浸水10戸 床上浸水2戸 道路・河川欠壊16ヶ所
昭和45. 2. 1	暴風雨	全 域	異常低気圧 (台湾坊主) 雨量60ミリ 床下浸水2戸 床上浸水8戸 住家全半壊18戸 橋梁流失1ヶ所 防潮堤80m 欠壊 漁船30隻中破
昭和45. 5. 12	集中豪雨	全 域	低気圧による 死者1名 家屋流失1戸 床下浸水2戸 床上浸水2戸 道路・河川欠壊11ヶ所 その他林道1ヶ所
昭和46. 5. 5	強 風	全 域	最大風速 北西の風13.5m 住家一部破損1ヶ所 学校一部破損1ヶ所 道路・橋梁・公共施設に一部被害発生
昭和46. 6. 4	集中豪雨	全 域	雨量65ミリ 床下浸水11戸 床上浸水2戸 畑冠水埋没25ha 道路・河川欠壊30ヶ所
昭和46. 9. 13	台 風	全 域	台風26号通過による高波・大雨 死者1名 (役場職員巡回中) 床下浸水8戸 床上浸水3戸 定置15ヶ統破損 漁港一部破損 漁船18隻小中破 畑冠水8ha
昭和47. 9. 17	台 風	全 域	台風20号による暴風雨・高波 雨量130ミリ 住家破損13戸 床下浸水37戸 床上浸水8戸 畑冠水113ha 河川・道路欠壊44ヶ所 漁船流失1隻 漁具被害甚大
昭和48. 6. 17	地 震	全 域	根室半島沖 マグニチュード7.4 被害軽微
昭和50. 3. 22	集中豪雨	全 域	雨量75ミリ 融雪期のため被害多し 床下浸水87戸 床上浸水 15戸 道路欠壊5ヶ所
昭和50. 5. 17	集中豪雨	全 域	雨量 (2日間) 162ミリ 床下浸水108戸 床上浸水25戸 畑冠水22ha そのほか被害甚大
昭和52. 7. 4	集中豪雨	庶路宮下 白糠市街	低気圧による雨量134ミリ 床下浸水46戸 床上浸水1戸 牧草・畑冠水17ha 道路・河川欠壊31ヶ所
昭和54. 10. 19	台 風	全 域	台風20号による 雨量137ミリ 床下浸水54戸 畑冠水6ha 道路・河川欠壊42ヶ所 定置網14ヶ統大破 水産被害甚大 水道施設一部破損
昭和55. 9. 5	集中豪雨	全 域	雨量63ミリ 床下浸水23戸 床上浸水3戸 道路・河川欠壊10ヶ所
昭和56. 8. 5	台 風	全 域	台風12号による 道路・河川欠壊8ヶ所 橋梁流失1ヶ所

年 月 日	種 別	地 域	被 害 状 況
昭和56. 8. 23	台 風	全 域	台風15号による住家一部破損10戸 非住家半壊20戸 畑冠水3.7ha その他漁具被害多し
昭 和 56. 10. 22	台 風	全 域	雨量127ミリ 道路・河川欠壊13ヶ所 橋梁流失3ヶ所
昭 和 57. 10. 25	暴風雨	白糠市街	漁具被害甚大
昭和58. 3. 17	暴風雪	白糠市街	漁船沈没1隻
昭和59. 5. 3	大 雨	全 域	低気圧による河川欠壊8ヶ所 草地冠水5ha
昭和59. 9. 9	大 雨	全 域	低気圧による床下浸水2戸 道路欠壊1ヶ所
昭和60. 4. 4	融 雪	全 域	融雪による洪水、河川欠壊7ヶ所
昭和60. 6. 18	土砂崩れ	左 股	山林土砂崩れ
昭和60. 9. 7	大雨洪水	全 域	低気圧による大雨洪水、道路欠壊22ヶ所 橋梁破損4ヶ所
昭和61. 9. 4	大雨洪水	全 域	台風15号から変わった低気圧による大雨洪水 林道欠壊2ヶ所 河川欠壊
昭 和 62. 10. 17	暴風雨 洪 水	全 域	台風19号による暴風雨、河川欠壊2ヶ所 農業用施設一部崩壊
昭和63. 5. 12	暴風雨 洪 水	全 域	低気圧による暴風雨、河川欠壊9ヶ所 道路欠壊1ヶ所
昭 和 63. 11. 24	暴風雨 洪 水	全 域	低気圧による大雨洪水、床上浸水4戸 床下浸水15戸 農地冠水100ha 河川欠壊4ヶ所 道路欠壊7ヶ所 橋梁破損2ヶ所 農地冠水等47ha 農道欠壊2ヶ所 農業用資材浸水14戸 林道崩壊13ヶ所 公共施設崩壊等3戸
平成元. 6. 29	暴風雨 洪 水	全 域	低気圧による大雨洪水、河川欠壊29ヶ所 道路欠壊10ヶ所 橋梁破損1ヶ所 林地土砂流出5ヶ所 林道欠壊42ヶ所 水道流出1ヶ所
平成元. 8. 28	台 風	全 域	台風17号による大雨洪水 倒木1ヶ所 土砂崩れ
平成3. 9. 28	台 風	全 域	台風19号による波浪 漁具13ヶ所破損
平成3. 10. 17	大雨洪水	全 域	低気圧による大雨洪水 畑冠水1.5ha 草地21.2ha
平成4. 8. 9	大雨洪水	全 域	台風10号から変わった低気圧による大雨洪水 河川欠壊8ヶ所
平成4. 9. 11	台 風	全 域	台風17号による暴風雨洪水 河川欠壊3ヶ所 漁具9ヶ所破損

年 月 日	種 別	地 域	被 害 状 況
平成5. 1. 15	地 震	全 域	釧路沖地震マグニチュード7.5 全壊2 半壊3 負傷者 87人 住家・公共施設等で多数被害発生
平成5. 6. 16	大雨洪水	全 域	低気圧による大雨洪水 床下浸水14戸 河川欠壊6ヶ所 林道8ヶ所
平成5. 7. 12	地 震	海岸地域	北海道南西沖地震マグニチュード7.8 津波警報発令 町被害なし
平成5. 8. 18	大雨洪水	全 域	台風7号から変わった低気圧 河川欠壊1ヶ所
平成5. 12. 20	強風雨	全 域	低気圧による強風 住家一部破損4戸 商工被害2ヶ所
平成6. 6. 6	大雨洪水	全 域	低気圧による大雨洪水 河川欠壊1ヶ所 道路欠壊1ヶ所
平成6. 9. 22	台 風	全 域	台風24号 海岸欠壊1ヶ所 河川欠壊1ヶ所 漁具9ヶ所破損
平成6. 9. 24	大雨洪水	全 域	低気圧による大雨洪水 床下浸水6戸
平成6. 10. 4	地 震	全 域	北海道東方沖地震 マグニチュード8.2 津波警報発令 負傷者10人 半壊6戸 公共施設等で多数被害発生
平成9. 9. 28	集中豪雨	海岸地域	雨量169ミリ 床上浸水16戸 床下浸水149戸 農業用水道破損2ヶ所 河川欠壊3ヶ所 山腹崩壊土砂流出によりJR根室本線一時不通 山腹崩壊土砂流出多発発生
平成10. 8. 28	大雨洪水	海岸地域	雨量190ミリ 床上浸水3戸 床下浸水7戸 農地冠水30ha 林道欠壊等19ヶ所 営農用配水管120m流出 河岸欠壊3ヶ所 町道欠壊等22ヶ所
平成10. 9. 16	台 風	海岸地域	台風5号 雨量164ミリ 床下浸水5戸 河岸欠壊2ヶ所 町道欠壊等11ヶ所 橋梁2ヶ所欠壊 林道欠壊8ヶ所 草地冠水5ha 農業用施設5ヶ所 漁業関係11漁場
平成10. 9. 22	台 風	海岸地域	台風7号 雨量94ミリ 白糠市街車道及び歩道陥没1ヶ所
平成10. 10. 18	台 風	海岸地域	台風10号 雨量73ミリ 被害なし
平成11. 5. 5	大雨洪水	全 域	雨量101ミリ 土砂・大木流出2ヶ所
平成10. 9. 22	台 風	海岸地域	台風7号 雨量94ミリ 白糠市街車道及び歩道陥没1ヶ所
平成10. 10. 18	台 風	海岸地域	台風10号 雨量73ミリ 被害なし
平成11. 5. 5	大雨洪水	全 域	雨量101ミリ 土砂・大木流出2ヶ所
平成12. 4. 11	大雨洪水	上庶路	河川増水による路肩欠壊
平成12. 4. 15	地すべり	上庶路	林道大滝線道路等地すべり 民家2戸孤立

年 月 日	種 別	地 域	被 害 状 況
平成12. 7. 11	台 風	全 域	台風6号 雨量148ミリ 町道路肩欠壊8ヶ所 農道法面崩土2路線 林道法面崩土3路線
平成15. 7. 10	大雨洪水	海岸地域	雨量172ミリ 大雨に伴う岬地区土砂崩れ全壊3 戸 半壊1戸 負傷者（軽傷）1人 床下浸水13 ヶ所
平成15. 8. 9	台 風	全 域	雨量179ミリ 床下浸水10ヶ所 町道路肩欠壊1 ヶ所 河川欠壊9ヶ所 橋台洗堀1ヶ所 林道法 面崩落外24ヶ所 農作物被害 デントコーン倒 伏7.5ha 草地冠水31.9ha 草地土砂流入4.55ha 草地一 部欠壊1.32ha
平成15. 9. 26	地 震	全 域	十勝沖地震マグニチュード8.0 重傷1名 軽 傷5名 半壊4棟 一部破損42棟 営農施設被害 19件 家畜被害2頭 路面陥没等33路線 農道路 面陥没等3路線 44ヶ所 林道路面亀裂2ヶ所 公共施設破損等22件 墓石倒壊等447件 液状化 現象数ヶ所
平成16. 11. 26	暴 風	全 域	住宅家屋飛散3件
平成16. 11. 29	地 震	全 域	根室半島南西70km付近 釧路沖地震マグニチュ ード7.1 軽傷1名
平成16. 12. 6	地 震	全 域	根室半島80km付近 釧路沖地震マグニチュード 6.9 被害なし
平成17. 1. 18	地 震	全 域	釧路沖地震 マグニチュード6.4 震度5強 被 害なし
平成18. 10. 6	低気圧	海岸地域	漁船破損1隻 漁港施設2ヶ所破損 漁具7ヶ統（ 定置網）流失・破損
平成18. 11. 15	地 震	全 域	択捉島東北東390km 千島列島東方地震マグニチ ュード7.9 震度2 津波警報発令 被害なし
平成19. 1. 13	地 震	全 域	北西太平洋沖 千島列島東方地震マグニチュード 8.2 震度3津波警報発令被害 なし
平成19. 5. 17	大雨洪水	全 域	総雨量133ミリ 河川欠壊3ヶ所 道路路肩欠壊1 ヶ所
平成19. 9. 7	台 風	全 域	台風9号 総雨量185ミリ 床下浸水15戸 町道 路肩欠壊17路線 農道3路線 林道2路線 通行 止め町道1路線 河川埋塞
平成19. 11. 20	暴 風	海岸地域	風速最大12m/S 突風により橋北公住屋根剥離1棟
平成20. 2. 24	低気圧 （突風）	白糠・庶路 市街	風速最大9m/S 突風により屋根剥離2戸
平成20. 4. 1	暴風雪	全 域	風速最大10m/S突風により屋根の剥離 飛散 倒 壊等12件

白糠町地域防災計画 資料編

年 月 日	種 別	地 域	被 害 状 況
平成20. 5. 19	大雨洪水	全 域	総雨量41ミリ 庶路川下流冠水 町道路肩欠壊1ヶ所 法面崩土5ヶ所
平成20. 9. 11	地 震	全 域	十勝沖襟裳岬東南東110km付近 十勝沖地震マグニチュード7 震度4 被害なし
平成21. 6. 11	大 雨	全 域	雨量96ミリ 林道法面崩落外2路線12ヶ所
平成21. 6. 22	大雨洪水	全 域	雨量95ミリ 床下浸水1ヶ所 漁具8ヶ所
平成21. 9. 30	津 波	海岸地域	(定置網)破損 林道法面崩落外6ヶ所 町道路盤洗掘外3ヶ所
平成21. 9. 30	津 波	海岸地域	南太平洋サモア沖 マグニチュード8.3(推定) 潮位変化なし 被害なし
平成22. 2. 28	津 波	海 岸	南米チリ大地震 マグニチュード8.6(推定) 避難勧告発令 被害なし
平成23. 3. 11	地 震	全 域	東北地方太平洋沖地震マグニチュード9.0 地震4 津波警報発令 白糠漁協市場浸水
平成24. 4. 3 ～4	大 雨	全 域	総雨量 69.5ミリ 町道路面洗掘5ヶ所 床下浸水 1ヶ所 畑・草地冠水 4ヶ所
平成24. 5. 4 ～5	大雨洪水	全 域	上茶路地区総雨量 197ミリ 上庶路地区 総雨量237ミリ
平成24. 5. 6	大雨・雷	全 域	災害対策本部設置 81世帯164名避難勧告発令 最大時間雨量25ミリ 町道29路線(88ヶ所)、林道9路線(26ヶ所)、津波指定避難場所4路線(7ヶ所) 路面洗掘 3河川災害復旧工事 最大時間雨量25ミリ 町道29路線(88ヶ所)、林道9路線(26ヶ所)、津波指定避難場所4路線(7ヶ所) 路面洗掘 3河川災害復旧工事
平成24. 10. 12 ～13	局地的豪雨	刺牛・岬地区	気象観測統計開始以来の記録的大雨 24時間解析量 200ミリ 最大時間雨量 50ミリ超(2回) 床上浸水(刺牛地区) 住宅3戸 倉庫7棟 (共栄地区)1戸 床下浸水(刺牛地区) 住宅13戸、番屋1戸、倉庫5棟、集会所1ヶ所 (日の出地区)1戸 (東山地区)倉庫兼車庫1棟
平成27. 3. 2 ～3	大雪	全域	2日12時19分最大風速、北西の風8.3メートル(最大瞬間風速は同日12時7分に14.5メートル) 降雪量16センチ(最深積雪60センチ) 降水量41.5ミリ 営農施設2カ所一部損壊
平成27. 8. 10 ～11	大雨・雷・突風	全域	11日15時43分 大雨警報(浸水害) 17時19分記録的短時間大雨情報(北部付近約80ミリ) 18時16分 大雨警報(土砂災害) <雨量・河川状況(ピーク)>白糠市街：25ミリ/時間 総雨量41ミリ、庶路ダム：33ミリ/時間 総雨量58ミリ 和天別川：4.7メートル、茶路川：6.0メートル、庶路川：3.4メートル 落雷及び豪雨による営農施設被害2カ所

年 月 日	種 別	地 域	被 害 状 況
平成27. 10. 1 ～2	大雨・暴風	全域	1 日18時27分 大雨警報（浸水害） 暴風警報 波浪警報 <風速(ピーク)>風速：(1日)10.5メ ートル／時間 最大瞬間風速 19.7メートル／ s (2日)15.1メートル／時間 最大瞬間風速 22.3m／s 町営住宅1棟屋根 サケ定置網漁具 一部損壊
平成27. 10. 8 ～9	台風	全域	台風23号 7日21時19分 暴風警報 波浪警報 8日3時26分 大雨警報（浸水害）<降水量・風速(ピーク)> 降水量：(8日)7ミリ／時間 風速：(8日)平均14.9メートル／s 最大瞬間風 速 26.3メートル／s 町営住宅1棟屋根 庶路 中学校屋根一部損壊 畑10冠水 営農施設47カ 所一部損壊 3河川 町道28路線 橋梁1風倒木 等撤去
平成28. 8. 17 ～18	台風	全域	台風7号 16日20時30分 大雨警報(土砂災害) 17日0時37 分 大雨警報(土砂災害・浸水害) 14時54分 洪水警報、暴風警報、波浪警報 17日19時30分 災害対策本部設置 22時40分 茶路川氾濫危険 水位超過<水量・雨量・風速>降水量(17日)： 合計 59.5ミリ(1時間最大10.5ミリ 10分間最 大6.5ミリ) 風速(17日)：平均 5.1メートル /s(最大風速19.6メートル/s 最大瞬間風速33.4 メートル/s)
平成28. 8. 21 ～23	台風	全域	台風11号 21日1時8分 大雨警報(浸水害) 6時50分 大雨 警報(土砂災害・浸水害) 11時15分 大雨警報(土砂災害・浸水害)、波浪警報 15時32分 大雨 警報(土砂災害・浸水害)、洪水警報、波浪警報 21日9時00分 災害対策本部設置<水量・雨量・ 風速>降水量(21日)：合計 117.0ミリ(1時間最 大30.0ミリ、10分間最大7.0ミリ) 風速(21日) ：平均 2.9メートル/s (最大風速6.1メートル /s、最大瞬間風速13.2メートル/s) 台風9号 22日21時29分 大雨警報(浸水害)、暴風警報、 波浪警報<水量・雨量・風速>降水量(22日)： 合計 18.0ミリ(1時間最大6.0ミリ、10分間最大 2.5ミリ) 風速(23日)：平均 3.5メートル/s (最 大風速10.0メートル/s、最大瞬間風速16.7メ ートル/s)

年 月 日	種 別	地 域	被 害 状 況
平成28. 8. 30 ～31	台風	全域	台風10号 30日16時25分 大雨警報(土砂災害) 23時25分 洪水警報 30日19時50分 災害対策本部設置< 水量・雨量・風速>降水量(30日):合計 14.0 ミリ(1時間最大3.5ミリ、10分間最大1.5ミリ)風 速(30日):平均 6.0メートル/s(最大風速9.7メ ートル/s、最大瞬間風速18.4メートル/s)
台風7号、11 号、9号、10 号		被害概要	人的被害:軽傷1人 町営住宅2棟屋根、住宅1戸 一部損壊 農作物(畑115.9ha)冠水等 農道4路 線 営農施設101カ所 2河川護岸決壊等 町道 11路線 林道9路線 庶路中屋根一部損壊 白糠 小グランドフェンス倒壊
平成29. 4. 18	波浪	海上	18日11時12分 波浪警報発表 白糠漁港及び航 路に時化による堆砂
平成29. 9. 18	台風	全域	発令:避難準備情報・高齢者等避難開始 18日08時24分 大雨・暴風・波浪警報 10時11 分 大雨・洪水・暴風・波浪警報 17時08分 洪水・暴風・波浪警報 総雨量(白糠57ミリ(最 大時間雨量13.5ミリ)、上茶路96ミリ、上庶路 128ミリ)、時間最大雨量(白糠13ミリ、上茶路31 ミリ、上庶路32ミリ)、茶路川最高水位735セン チ、16時45分災害対策本部設置、避難準備情報 ・高齢者等避難開始発令、避難所開設(3カ所)、 大雨による町道18路線22カ所で路面洗掘、路肩 決、天然護岸1カ所決壊、壊冠水による農作物被 害169ha、波浪によるサケ定置網損傷、暴風によ る施設損壊、上茶路以北停電
平成30. 3. 9	大雨・融 雪	全域	発令:避難勧告 9日04時13分 洪水・暴風・波浪警報発表 総雨 量(白糠105.5ミリ、上茶路145ミリ、上庶路163 ミリ)、時間最大雨量(白糠13ミリ、上茶路12ミ リ、上庶路15ミリ)、茶路川最高水位790センチ 、06時00分災害対策本部設置、12時30分避難準 備情報・高齢者等避難開始発令、避難所開設(3 カ所)、14時00分避難勧告発令、床下浸水2世帯 、浸水等による営農施設被害7カ所
平成30. 9. 6	地震	全域	6日03時07分発生。平成30年北海道胆振東部地震 (震度7、マグニチュード6.7、深さ37キロ)白糠 町は震度3 北海道電力苫東火力発電所運転停止 を起因とする全道への給電停止により大規模停 電発生(白糠町5700契約) 7日01時35分に白糠市 街、庶路市街、茶路沢、庶路沢、同日23時55分 に西庶路市街復旧 停電により40農場84.6トン 生乳廃棄、商工業9店舗商品被害等

白糠町地域防災計画 資料編

令和2. 3. 10	大雨・融雪	全域	発令：避難準備・高齢者等避難開始 11日05時17分 洪水・波浪警報発表 総雨量(白糠66.5ミリ、上茶路73.0ミリ、上庶路87.0ミリ)、時間最大雨量(白糠12.5ミリ、上茶路10.0ミリ、上庶路14.0ミリ)、茶路川最高水位714センチ、11日03時10分災害対策本部設置、04時20分避難準備情報・高齢者避難開始発令、避難所開設(3カ所)、農業被害(農業用施設2カ所、共同利用施設1カ所、営農施設2カ所)
令和3. 2. 15	大雨・融雪	全域	15日15時27分 暴風・波浪警報発表 総雨量(白糠55.0ミリ、上茶路51.0ミリ、上庶路51.0ミリ)、時間最大雨量(白糠11.5ミリ、上茶路7.0ミリ、上庶路7.0ミリ)、茶路川最高水位495センチ、床下浸水2世帯、農業被害(営農施設7カ所)
令和3. 4. 18	大雨	全域	18日02時52分 大雨・洪水・雷注意報発表 総雨量(白糠57.0ミリ、上茶路138.0ミリ、上庶路152.0ミリ)、時間最大雨量(白糠9.0ミリ、上茶路18.0ミリ、上庶路19.0ミリ)、茶路川最高水位697センチ、18日14時00分災害警戒本部設置、農業被害(農業用施設2カ所)、町道洗掘、欠壊等(31路線)、林道陥没等(9路線)
令和3. 9. 18	大雨	全域	18日05時18分 大雨・雷・強風・波浪注意報発表 総雨量(白糠107.0ミリ、上茶路67.0ミリ、上庶路68.0ミリ)、時間最大雨量(白糠13.5ミリ、上茶路8.0ミリ、上庶路6.0ミリ)、茶路川最高水位530センチ、18日8時30分災害警戒本部設置、農業被害(農業用施設1カ所)
令和3. 11. 10	大雨	全域	9日21時43分 波浪警報 大雨・雷・強風・洪水注意報発表 総雨量(白糠80.5ミリ、上茶路157.0ミリ、上庶路143.0ミリ)、時間最大雨量(白糠11.5ミリ、上茶路19.0ミリ、上庶路22.0ミリ)、茶路川最高水位800センチ、10日5時00分災害警戒本部設置、農業被害(畑39ha、農業用施設1カ所)、町道洗掘、欠壊等(3路線)、林道陥没等(3路線)
令和3. 11. 22	大雨	全域	22日15時59分 暴風・波浪警報 大雨・雷・洪水注意報発表 総雨量(白糠62.0ミリ、上茶路135.0ミリ、上庶路124.0ミリ)、時間最大雨量(白糠7.5ミリ、上茶路23.0ミリ、上庶路21.0ミリ)、茶路川最高水位678センチ、22日22時40分災害警戒本部設置、農業被害(農業用施設1カ所)、町道洗掘、欠壊等(2路線)

白糠町地域防災計画 資料編

令和4. 7. 23	大雨	全域	5日11時04分 大雨警報(浸水害) 雷・強風・波浪・洪水・濃霧注意報発表 総雨量(白糠42.5ミリ、上茶路105.0ミリ、上庶路93.0ミリ)、時間最大雨量(白糠18.5ミリ、上茶路46.0ミリ、上庶路42.0ミリ)、茶路川最高水位612センチ、23日12時11分災害警戒本部設置、町道洗掘、欠壊等(54路線)、その他文教施設(1箇所)
令和5. 10. 5	大雨	全域	23日21時43分 大雨警報(浸水害) 雷・強風・波浪・洪水・高潮・濃霧注意報発表 総雨量(白糠85.0ミリ、中庶路121.0ミリ)、時間最大雨量(白糠35.5ミリ、中庶路33.0ミリ)、茶路川最高水位551センチ、5日12時30分災害警戒本部設置、町道冠水、洗掘、欠壊等(12路線)、その他営農施設(1箇所)

⑩ 津波防災推進のための事業一覧

施策 項目	実施内容	実施箇所	目標	目標達成 年度
1-①	津波指定避難場所、 人道橋、避難路整備事業	釧白工業団地第1工区	1箇所	令和6年度
1-②	避難タワー整備	旧白糠保育園跡地	1箇所	令和7年度
1-③	避難ビル整備	駅前複合施設	1箇所	令和9年度
1-④	避難タワー整備	庶路支所	1箇所	令和7年度
2	災害対策拠点施設整備	白糠町役場庁舎	1箇所	令和10年度

⑪ 各種規程

資料 1

○白糠町防災会議条例

(昭和38年 3 月17日 条例第14号)

改正	昭和 49 年 4 月 1 日条例第 22 号	平成 6 年 3 月 17 日条例第 12 号
	平成 8 年 6 月 10 日条例第 9 号	平成 12 年 3 月 24 日条例第 5 号
	平成 14 年 3 月 20 日条例第 11 号	平成 17 年 10 月 6 日条例第 25 号
	平成 25 年 3 月 18 日条例第 2 号	

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき白糠町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 白糠町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて白糠町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規程する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (2) 陸上自衛隊の自衛官のうちから町長が任命するもの
 - (3) 北海道の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
 - (4) 北海道警察の警察官のうちから町長が任命する者
 - (5) 町長が、その部内の職員のうちから指名する者
 - (6) 教育長
 - (7) 釧路市消防長
 - (8) 白糠消防団長
 - (9) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (10) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
- 6 委員の定数は、20 名以内とする。
- 7 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

(専門委員)

第 4 条 防災会議は、専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、陸上自衛隊の自衛官、北海道の職員、町の職

員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則（昭和49年4月1日条例第22号）

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則（平成6年3月17日条例第12号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年6月10日条例第9号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月24日条例第5号抄）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月20日条例第11号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年10月6日条例第25号）

この条例は、平成17年10月11日から施行する。

附 則（平成25年3月18日条例第2号）

この条例は、平成25年3月18日から施行する。

(経過措置)

この条例の施行日から平成26年3月31日までの間に改正後の白糠町防災会議条例（以下「改正後の条例」という。）第3条第5項第10号の規定に基づき任命される委員（補欠の委員を除く。）の任期は、改正後の条例第3号条第7項の規定にかかわらず、同日までとする。

資料 2

○白糠町災害対策本部条例

(昭和38年 3 月17日 条例大15号)

改正 平成14年 3 月20日 条例第11号
平成25年 3 月18日 条例第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の 2 第 8 項の規定に基づき白糠町災害対策本部に関し、必要な事項を定めるものとする。

[災害対策基本法（昭和36年法律第233号）第23条 7 項]

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(委任)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和38年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成14年 3 月20日 条例第11号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年 3 月18日 条例第3号）

この条例は、平成25年 3 月18日から施行する。

資料3

○白糠町防災会議運営規程

(昭和61年3月19日 訓令第1号)

改正 平成19年3月30日訓令第6号

平成25年3月21日訓令第2号

(趣旨)

第1条 白糠町防災会議（以下「防災会議」という。）の運営については災害対策基本法（昭和36年法律第223号）、災害対策基本法施行令（昭和37年政令第286号）及び白糠町防災会議条例（昭和38年条例第14号）に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。

[災害対策基本法（昭和36年法律第223号）]

[災害対策基本法施行令（昭和37年政令第286号）]

[白糠町防災会議条例（昭和38年条例第14号）]

(会長の職務代理)

第2条 防災会議の会長（以下「会長」という。）に事故あるときは防災会議委員（以下「委員」という。）である白糠町副町長がその職務を代理する。

(防災会議の招集)

第3条 防災会議は会長が招集する。

2 委員は必要があると認めるときは会長に対して防災会議の招集を求めることができるものとする。

(議事)

第4条 防災会議は委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(委員の異動報告)

第5条 防災会議条例（昭和38年条例第14号）第3条第5項第1号、第2号、第3号及び第7号の委員が異動等により変更のあった場合は当該委員の後任者はその職、氏名及び異動年月日を直ちに会長に報告しなければならない。

(対策本部の設置)

第6条 白糠町災害対策本部の設置に関し町長は緊急止むを得ないと認めた場合においては災害対策基本法第23条第1項の防災会議の意見をきくことを省略することができる。

[災害対策基本法第23条第1項]

(会長への委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、運営等に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月30日訓令第6号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月21日訓令第2号）

この訓令は、平成25年3月21日から施行する。

資料4

○白糠町災害対策本部運営規程

(昭和61年3月19日 訓令第2号)

改正	平成6年3月29日訓令第2号	平成9年7月16日訓令第11号
	平成14年12月16日訓令第19号	平成14年12月30日訓令第20号
	平成19年3月30日訓令第6号	平成20年1月31日訓令第6号
	平成23年3月21日訓令第3号	

(趣旨)

第1条 白糠町災害対策本部（以下「本部」という。）の運営については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び白糠町災害対策本部条例（昭和38年条例第15号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(災害対策副本部長)

第2条 災害対策副本部長は、副町長及び教育長をもって充てる。

(災害対策本部員)

第3条 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、町長が指名する職員をもって充てる。

(対策部及び班)

第4条 本部には次の対策部を置き対策部の下に班を置く。ただし災害の状況により一部の対策部及び班を設置しないことができる。

- (1) 企画総務対策部（総務班・税務班・車両班・支所班・財政班・情報班）
- (2) 保健福祉対策部（衛生班・福祉班・医療班）
- (3) 経済対策部（経済班・建設班）
- (4) 水道対策部（水道班・下水道班）
- (5) 文教対策部（学校教育班・社会教育班）
- (6) 支援対策部（支援班）

2 部には、部長を置くほか必要に応じ副本部長を置くことができる。部長、副本部長は、部に属すべき部課等の部課長等をもって充てる。

3 班には、班長を置く。班長は、部に属すべき職員のうちから課長又は主幹をもって充てる。

4 部及び班に属すべき職員は、概ね部長の属する部課等の職員をもって充てる。

5 部及び班の所掌事務は、別に定めるものとする。

(本部員会議)

第5条 本部員会議は、災害対策に関し災害予防、又は災害応急対策の重要事項を協議しその推進にあたる。

(本部の庶務)

第6条 本部の庶務は地域防災課において処理する。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成6年3月29日訓令第2号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年7月16日訓令第11号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年12月16日訓令第19号）

この訓令は、平成14年12月18日から施行する。

附 則（平成14年12月30日訓令第20号）

この訓令は、平成15年1月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日訓令第6号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年1月31日訓令第6号）

この訓令は、平成20年2月1日から施行する。

附 則（平成25年3月21日訓令第3号）

この訓令は、平成25年3月21日から施行する。

資料5

○除雪作業基準

1 国道路線（釧路開発建設部）

区 分	除 雪 目 標
第1種除雪	昼夜の別なく除雪を実施し、交通を安全に確保する。
第2種除雪	2車線確保を原則として、夜間除雪は通常行わない。
第3種除雪	1車線確保を原則とし、必要な避難場所を設ける。夜間除雪は通常行わない。

2 道道路線（釧路総合振興局釧路建設管理部）

区 分	標準交通量	除 雪 目 標
第1種除雪	1,000台/日以上	異常な降雪時以外は2車線以上の幅員確保を原則に、異常時においても、極力2車線の確保を図る。
第2種除雪	300台以上～ 1,000台/日未満	2車線以上の幅員確保を原則に、異常降雪時においても、極力1車線以上の確保を図る。夜間除雪は実施しない。
第3種除雪	300台/日未満	2車線の幅員確保を原則に、状況により1車線幅員で待避所を設け、異常降雪時には、一時通行止めも止むを得ない。夜間除雪は実施しない。

3 町道（経済部建設課）

- ・片側1車線の2車線道路は2車線幅員確保を原則とする。
- ・1車線の道路は1車線幅員確保を原則とする。
- ・基本的に夜間除雪は実施しないが、異常降雪時には、状況により対応する。

※ 参考 夜間除雪＝午後6時頃から午前6時頃の除雪として考える。

4 除雪作業路線等

国道・道道及び町道の除雪作業は、各機関の除雪基準により除雪作業面による。

資料6

○災害時における西庶路、庶路地区職員登庁要綱

(目的)

- 1 この要綱は、災害の発生又はまさに発生しようとするとき、西庶路・庶路地区在住の白糠町職員（以下「職員」という。）が白糠町地域防災計画（以下「防災計画」という。）「第5章 第2節 動員計画 2 職員の非常登庁及び自主参集」に基づき、白糠町役場（以下「本庁」という。）に登庁するのに危険な状況の場合は、庶路支所又はその他西庶路・庶路地区の公共施設に登庁することを目的とする。

(登庁基準)

- 2 登庁基準は、次のとおりとする。
 - (1) 震度4以上の地震が発生したとき。
 - (2) 津波警報が発令されたとき。〔身の安全を確保してから参集すること。〕
 - (3) 災害対策本部長（以下「本部長」という。）が必要と認めたとき。
 - (4) その他、町長が必要と認めたとき。

(統制及び指揮)

- 3 西庶路・庶路地区の職員が登庁した場合の、統制及び指揮は、庶路支所に勤務の管理職又は登庁職員の中から本部長（町長）が指定する職員がこれに当る。

この職員は、速やかに班を編成し、必要な処置を行うものとする。

(支部の設置)

- 4 災害対策本部（以下「本部」という。）が設置された場合、本部長は必要により、登庁した場所に災害対策支部を設置することができる。支部長は、第3項の職員がこれに当たる。

(情報の伝達及び収集)

- 5 災害情報の伝達及び収集は、白糠町行政用無線（移動無線）（以下「移動無線」という。）により行うものとし、その地区の避難状況、被害状況等を常に本庁及び本部に連絡するものとする。

無線による災害情報の伝達及び収集にあたっては、必ず通信責任者を決め通信内容を記録するものとする。通信責任者は、無線の免許人若しくは第3項の職員が指定する職員がこれに当たる。

(移動無線の設置)

- 6 移動無線の設置は、次のとおりとする。

移動無線の名称	移動無線番号	設置場所	設置施設
ぼうさいしらぬか	14 36 37 38 48	西庶路東2条南2丁目2番地28	庶路支所
附属部品	急速充電器 1台 アンテナ 1本 固定用電源 1台		

形態	設置場所	台数
車載無線	役場車両 庶路支所車両	26(10ワット) 1(10ワット)
携帯無線	役場地域防災課 庶路支所	18(5ワット) 3(5ワット)
可搬無線	庶路支所	1(10ワット)

(避難状況の把握)

- 7 災害の発生により避難場所に住民が避難した場合は、速やかに避難人数を確認するとともに、避難場所以外に避難した住民の誘導を行い、避難人数を報告するものとする。又は避難施設に移動する場合若しくは、直接避難施設に避難しようとする住民がいる場合は、施設の安全を確認したうえで開放するものとする。この場合、開放した施設名、時間、避難人数を報告するものとする。

(被害調査)

- 8 被害調査は、人的被害、住家被害調査を優先的にを行い、随時本庁及び本部に報告するものとする。又は特に被害の著しい地域、人命救助及び応急対策が必要な場合は、速やかに連絡するものとする。

(緊急車両)

- 9 緊急車両については、登庁職員の自家用車両を使用するものとする。広報活動については、公用車両を使用する。

(防災訓練)

- 10 「第4章 第8節 防災訓練計画」に基づいて行い、特に通信訓練を重点的に行うものとする。

(その他)

- 11 その他、本要綱にない事項は、防災計画によるものとする。

資料 7

○排水ポンプ場の設置場所

ポ ン プ 場	所 在 地	ポンプ数 (台)	排水能力 (t/分)
庶路川下流ポンプ場	西庶路東3条南3丁目2番地15地先	1	6.3
宮下ポンプ場	庶路宮下3丁目1番地8地先	1	6.3
植村ポンプ場	庶路宮下1丁目1番地4地先	1	6.3
鍛冶石油横ポンプ場	西庶路東3条南1丁目1番地27地先	1	6.3
橋北ポンプ場	西4条北1丁目1番地36地先	1	6.3
庶路川河口ポンプ場	庶路2丁目8番地25地先	2	6.3
春日ポンプ場	西1条南1丁目2番地103	1	6.3
白小ポンプ場	西2条南3丁目1番地5	2 1	4 9
旧JA跡地先ポンプ場	西1条北2丁目2番地42地先	1	6.3

なお、災害時の緊急の場合で、町の備蓄が不足し、民間等の資機材の調達が困難な場合は、町外の市町村又は民間等から調達するものとする。調達困難な場合は、知事（釧路総合振興局長）に要請するものとする。

資料 8

○白糠町避難行動要支援者支援制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域や各関係機関が連携し、65歳以上の高齢者世帯及び障がい者など、災害時に支援が必要とされる住民を援護するための制度を整備することにより、これらの者が安心して暮らすことのできる地域づくりの推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「要援護者」とは、次の各号のいずれかに該当する者のうち、災害時において支援（以下「支援」という。）を希望するものであって、支援を受けるため、庶路支所長、釧路市西消防署白糠支署長、町内会長、民生委員・児童委員、白糠消防団員、北海道警察（以下「支援者」という。）に個人情報を提供することに同意した者をいう。

- (1) 65歳以上のひとり暮らし及び夫婦世帯の高齢者世帯
- (2) 身体障害者手帳3級以上の者（但し、下肢・体幹機能障害については等級を定めない。）
- (3) 要介護及び要支援認定者
- (4) 療育手帳A判定の者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、災害時に要援護が必要な者

(要援護者の登録)

第3条 要援護者は、次に掲げる事項を白糠町避難行動要支援者登録台帳（以下「登録台帳」という。）（様式第1号）に登録しなければならない。

- (1) 要援護者の住所、氏名及び生年月日
- (2) 緊急時の連絡先
- (3) 健康の状況等に関する事項
- (4) その他、必要な事項

(登録台帳の保管)

第4条 町長は、登録台帳の原本を保管するとともに、登録台帳を基に作成した一覧表（様式第2号）を支援者にそれぞれ保管させるものとする。

(登録事項の変更)

第5条 要援護者は、自己の個人情報について誤り、不備又は登載したくない事項がある場合は、訂正等申出書（別記様式）を町長に提出することにより、訂正、追加又は削除（以下「訂正等」という。）することができる。

- 2 前項の申し出があった場合、町長は調査を行い、遅滞なく個人情報の訂正等について必要な措置を講じなければならない。
- 3 町長は、第1項の申し出等があった場合は、登録台帳に変更事項を記載するとともに、支援者にその旨を通知するものとする。

(登録の取消し)

第6条 町長は、要援護者が第2条各号のいずれにも該当しなくなったとき、又は登録の取消しの申請があったときは、当該要援護者の登録を取り消すものとする。

(支援の方法)

第7条 支援者は、要援護者に対し必要な限度をもって登録台帳情報を活用して、次に掲げる援護を行うものとする。

- (1) 連絡受信時の即時対応（氏名、電話番号検索）
- (2) 救急時における的確・迅速な対応
- (3) 災害時の避難支援等
- (4) 災害時における災害区域の特定及び要援護者の把握
- (5) 災害時等における迅速な情報収集、安否確認等
- (6) 前号の活動を容易にするために、日常生活において行う声掛け及び相談等

(利用の制限)

第8条 支援者は、前条各号に掲げる支援以外の目的で登録台帳を使用してはならない。

- 2 支援者は、登録台帳に記載された個人情報及び支援上知り得た個人の情報を他人に漏らしてはならない。支援者の職から退いた後も、また同様とする。
- 3 支援者は、個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えいその他を防止するために必要な措置を講じ、登録台帳を安全に保管しなければならない。
- 4 支援者は、登録台帳を紛失したときは、速やかに町長に報告しなければならない。
- 5 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、要援護者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、支援者その他の者に対し、登録台帳情報を提供することができる。この場合においては、要援護者本人の同意を得ることを要しない。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、平成21年2月20日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。